



嘉手納町と基地

令和四年

沖縄県嘉手納町

嘉手納町と基地

KADENA TOWN and a BASE







発行のあいさつ

嘉手納町では、『ひと、みらい輝く交流の町 かでな』を将来像に掲げ、その実現に当たり、「信頼」、「発展」及び「継承」の3つの理念を基軸に置き、豊かで活力に満ちたまち、文化の薫る人にやさしいまちを目指し、主役である町民との協働を前提にまちづくりを進めております。

しかしながら、本町は、本土復帰後50年の節目となる今日において、なお町の総面積の約82パーセントが米軍嘉手納基地に占められるという特異な状況に置かれております。このため、13,000余の町民は、残されたわずか2.72平方キロメートルの中でひしめきあった生活を余儀なくされ、生活や生産の基盤となる空間の確保もままならず、町の活性化を図る上で基地の存在は大きな制約となっており、「日常的に響き渡る航空機騒音」や「排気ガスによる悪臭」などの基地から派生する諸問題は、本町における最大の行政課題となっております。

嘉手納基地の現状は、平成8年のSACO合意による海軍駐機場場の移転が平成29年に完了し近隣住民の基地負担が軽減された一方、常駐機であるF-15戦闘機等の訓練移転については、F-16戦闘機、F/A-18戦闘攻撃機、F-22戦闘機、F-35戦闘機といった外来機の飛来による度重なる騒音激化により、町民はその効果を実感するには至っておりません。また、悪臭の発生源とされたE-3早期警戒管制機の排気ガスによる被害については未だ有効な対策が講じられておらず、第353特殊作戦航空団による通称パパループの2年間の一時使用が更に延長され今日に至っております。

近年、台湾情勢や東シナ海等における中国の動向、北朝鮮による核開発や相次ぐ弾道ミサイルの発射、ロシアによるウクライナ侵略など、アジアのみならず欧州を含む国際情勢が不安定、不透明となっていることを踏まえ、米軍の世界情勢に即応する基地として運用が激化することにより、基地被害の一層の増加等が懸念され町民に不安を与えております。

町では静かな生活環境や快適な街づくりを進めるため、町議会、町基地対策協議会とも連携を図りながら基地被害の防止や日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」の遵守、さらには嘉手納基地に特化した「嘉手納基地に関する使用協定」の早期締結に向けて努力しているところであります。

本書は、平成3年の初刊の発行以来逐次の改定を重ねており、平成27年に発行した「嘉手納町と基地」の改定版として発行するものです。多くの基地問題を抱える本町の実情をご理解いただければ幸いです。

改定版刊行に際しまして、関係各位のご指導、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

嘉手納町長 當山 宏

凡 例

- 1 この冊子は、嘉手納町に存在する嘉手納基地の実態とそこから派生する被害、諸問題等の資料を整理したものである。
- 2 この冊子は、原則として令和3年3月31日までの資料等を集約している。
- 3 この冊子を作成するに当たって、参考にした資料及び提供者は次のとおりである。

- 1 沖縄の米軍基地 平成30年3月 沖縄県知事公室基地対策課
- 2 沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集) 令和3年3月 沖縄県知事公室基地対策課
- 3 沖縄防衛局
- 4 沖縄タイムス社
- 5 琉球新報社
- 6 とくさとフォト
- 7 日本で見られる軍用機ガイドブック イカロス出版

- 4 この冊子で使用した統計符号の用法及び法律等の略称は、次のとおりである。

(1) 統計符号

0 四捨五入の結果、表示単位に満たないもの。

一 該当数字がないもの。

- (2) 日米安保条約 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）
- (3) 日米地位協定 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）
- (4) 沖縄返還協定 琉球諸島及び大島諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和47年条約第2号）
- (5) 駐留軍用地特措法 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措地法（昭和27年法律第140号）
- (6) 基地周辺整備法 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）

目 次

第1章 嘉手納町の概要

第1項 沿革と位置	1
-----------------	---

第2章 在沖米軍基地の概況

第1項 在沖米軍基地の概況	5
第1節 米軍基地の概況	6
第2節 米軍基地の地区別面積	8
第3節 米軍基地所有形態	10
第4節 米軍基地の軍別状況	11

第3章 嘉手納基地の概況

第1項 嘉手納基地の沿革	15
第1節 嘉手納飛行場の概況	18
第2節 嘉手納弾薬庫地区の概況	46
第3節 陸軍貯油施設の概況	52

第4章 基地と町民生活

第1項 航空機騒音の現状	57
第1節 騒音とは	58
第2節 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音対策	76
第3節 外来機の飛来	80
第4節 嘉手納基地爆音訴訟	84
第2項 航空機排気ガスによる悪臭の現状	90
第3項 航空機等による事故	91
第1節 航空機事故	91
第2節 B-52 戦略爆撃機の飛来	107
第4項 パラシュート降下訓練	110
第5項 第353 特殊作戦航空団施設整備計画	111
第6項 その他の基地被害	115
第7項 嘉手納基地被害聞き取り調査	118

第5章 嘉手納町の基地対策

第1項	基地対策の概要及び基本方針	151
第2項	基地対策の施策	152
第3項	基地被害苦情110番	159
第4項	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）	162
第5項	嘉手納基地に関する使用協定	180
第6項	在日米軍再編に関する訓練移転等	191
第7項	米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対について	198
第1節	日米特別行動委員会（SACO）における検討	198
第2節	新嘉手納統合案	198
第3節	三度目の嘉手納統合案	199
第8項	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）	202

第6章 基地と町議会

第1項	組織及び活動	213
-----	--------	-----

第7章 嘉手納町基地対策協議会

第1項	協議会の目的と活動	219
第1節	目的	219
第2節	協議会の誕生と経緯	219
第3節	組織	219
第4節	活動	219

第8章 基地と町財政

第1項	基地と町財政	227
第1節	基地交付金と調整交付金	228

第9章 基地周辺整備事業

第1項	基地周辺整備法の概要	231
第1節	障害防止工事の助成（第3条）	232
第2節	住宅防音工事の助成（第4条）	234
第3節	移転の補償等（第5条）	239
第4節	緑地帯の整備等（第6条）	240

第5節	周辺財産（防衛省所管行政財産）の利用（第7条）	240
第6節	民生安定施設の助成（第8条）	241
第7節	特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）	243
第2項	まちづくり支援事業	250
第10章	沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業	261
第11章	基地周辺国有地及び返還跡地等の利用	
第1項	返還跡地等の利用状況	269
第1節	移転跡地の利用状況（国有地）	269
第2節	一部共同使用地の利用状況	270
第3節	返還跡地の利用状況	275
第12章	資料編	
1	基地年表	279
2	日米合同委員会組織図	291
3	在日米軍組織図	292
4	在沖米軍主要組織図	293
5	在沖米軍機構図	294
6	沖縄県の基地の現状	298

第1章 嘉手納町の概要

第1章 嘉手納町の概要

第1項 沿革と位置

本町は、沖縄本島の中部に位置し、東シナ海に面する海岸線沿いにおいて、県都那覇市から北へ約23キロメートルの地点にある。北は比謝川を境に読谷村に、南東部は嘉手納飛行場内で北谷町、沖縄市と境界を接している。

面積は、15.12平方キロメートルで南北に8キロメートル、東西においては、北の方で約2キロメートル、南の端では約5キロメートルの南北に細長い逆L字型になっており、中部市町村においては比較的小さな町である。地形は、おおむね平坦であり、町域を流れる比謝川は、沖縄市に源を発し、東シナ海へ注ぐ本島最大の流域面積を有する河川であり、流量も豊富で2級河川の指定を受けている。

地質は、ほとんどがサンゴ石灰岩土壌からなり、わずかながら北東部に粘板岩土壌が分布している。気候は、高温多湿で亜熱帯海洋性に属している。

嘉手納町は戦前、北谷町の一行政区域で、字嘉手納を除いては純農村であった。沖縄本島のほぼ中間という地理的条件に恵まれていたため、県営鉄道嘉手納線が運行する陸海交通路の要衝において県立農林学校をはじめ、青年師範学校、警察署、大型分蜜糖工場等が所在し、中頭郡における教育、文化、経済の中心地としての役割を果たしていた。

さらに、沖縄八景に数えられた風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ汽帆船が比謝橋付近まで出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地としても盛んなところで、人と自然と産業の調和のとれた町として発展を遂げてきた。しかし、昭和19年日本陸軍沖縄中飛行場が建設されたこともあって、第2次大戦における米軍の沖縄本島最初の上陸地点となり、その集中砲火はし烈を極め、住家をはじめ、生産施設や貴重な文化遺産のすべてを破壊され、文字どおり焦土と化し、昭和20年8月15日の終戦を迎えるに至った。

戦後は、昭和23年4月頃まで、嘉手納飛行場内の部分的通行が可能であったが、その後、米軍の飛行場管理が強化され、全面的に通行立入が禁止されたため、村域が完全に二分された。このため、嘉手納地域の住民は、役場への用務を果たすために遠く謝苅（現北谷町）、あるいは越來村（現沖縄市）を迂回しなければならず交通手段の発達していなかった当時としては、日常生活をはじめ行政運営にも著しく支障をきたし、やむなく、昭和23年12月4日付けで分離独立し「嘉手納村」としての第一歩を踏み出した。

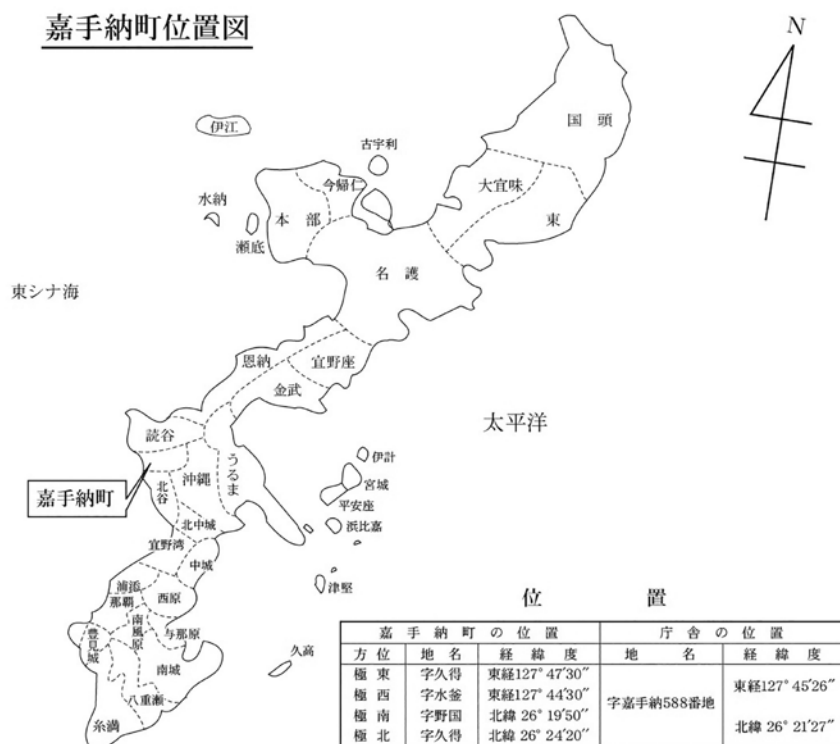
ところが、分村まもない昭和25年、朝鮮戦争の勃発によって米軍は嘉手納飛行場を「極東最大の空軍基地」として重要視し、逐年整備拡張され、昭和42年には4,000メートル級の2本の滑走路を完成させ、宅地や農地が基地に姿を変え、実に町面積の85パーセント（現在82パーセント）にのぼる膨大な面積が同飛行場や嘉手納弾薬庫地区として接收

され、住民は残された 15 パーセント（現在 18 パーセント）のわずかな土地での生活を余儀なくされた。このため地域活性化の支柱となる生産活動の基盤整備やまちづくりなど土地利用上大きな制約を受け、恒常的に発生する航空機騒音等もあって町の衰退の要因となり、「基地沖縄の縮図」といわれてきた。

分村当時 3,800 人余の人口も基地建設に伴ってそこに就業と生計の場を求めて、他市町村からの人口移動が目立ち、20 年後の昭和 43 年には 15,000 人余に増加した。しかし、その後は米国のドル防衛政策による基地の合理化や、住民居住地域における宅地開発余力の限界もあって、昭和 40 年代後半から、14,000 人前後の横ばい状態が続いてきたが、平成 8 年に 14,000 人を割り込んだ後 13,000 人台後半を推移し、令和 2 年 12 月末時点で 13,406 人となっている。

本町では、広大な米軍基地の所在による閉塞感を緩和し、町の活性化を促進するため、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業、通称「島田懇談会事業」により、総事業費 218 億円余をかけてタウンセンター開発事業、マルチメディア関連企業誘致事業、総合再生事業を実施し、沖縄防衛局等の誘致や道の駅かでな等の施設整備を行った。平成 20 年 3 月に完成したこれらの事業による観光客や就業者の流入により、町はにわかに活気づいている。

「信頼」「発展」「継承」の 3 つの理念を基軸に置き、令和元年度を初年度とする第 5 次嘉手納町総合計画を策定し、町民との協働を前提に、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを目指して、まちの将来像「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」の実現に向けたまちづくりを進めている。



住民登録人口の推移

単位：人、世帯

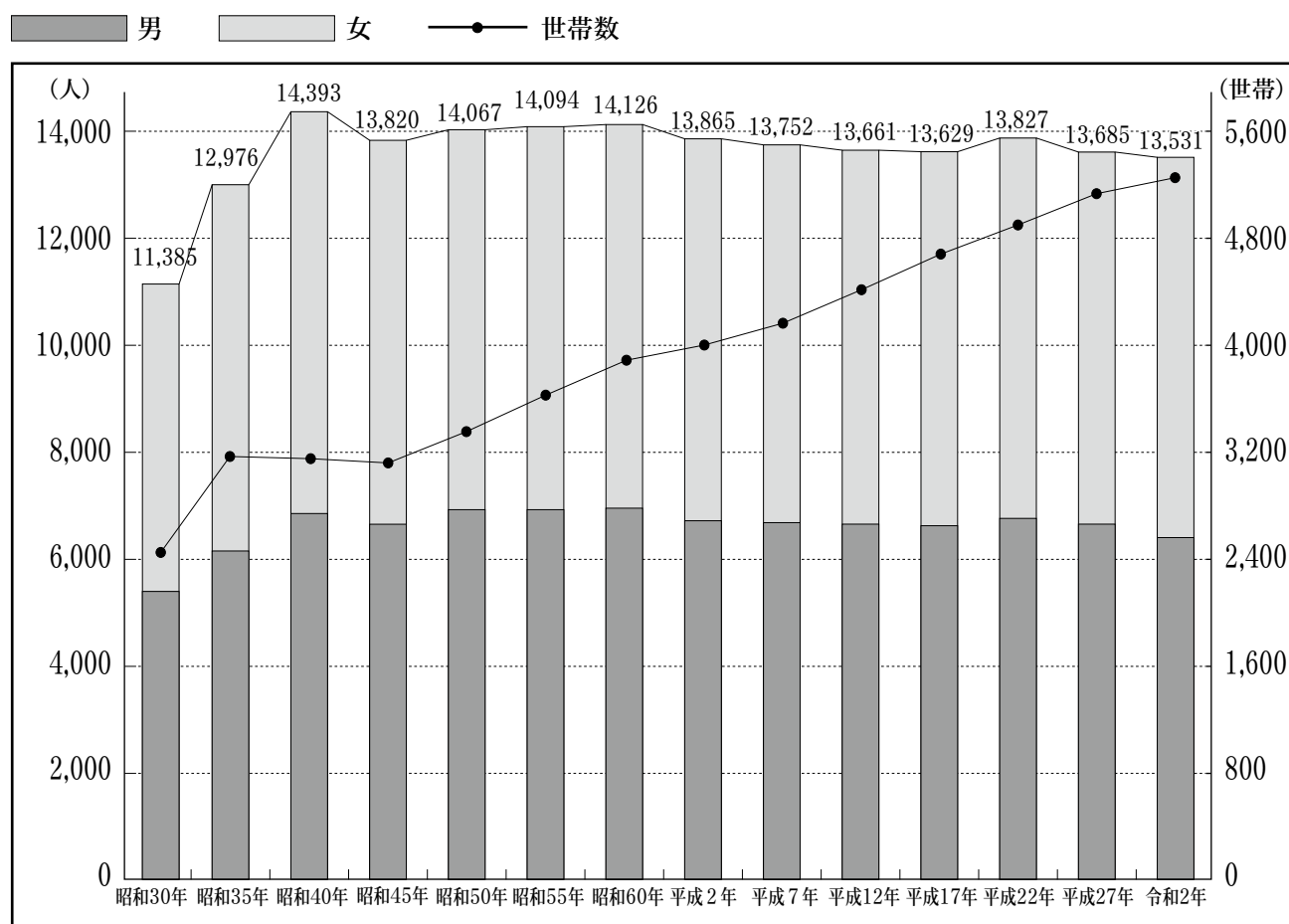
年	世 帯 数	人 口		
		総 計	男	女
昭和23年	822	3,879	1,840	2,039
25	1,334	6,440	3,064	3,376
30	1,909	9,632	4,609	5,023
35	2,572	12,826	6,138	6,688
40	2,996	14,744	7,125	7,619
45	3,075	14,310	6,929	7,381
50	3,458	14,546	7,194	7,352
55	3,897	14,419	7,155	7,264
60	3,897	14,427	7,170	7,257
平成元年	4,053	14,209	7,032	7,177
5	4,348	14,118	6,943	7,175
10	4,539	13,857	6,879	6,978
15	4,888	13,905	6,885	7,020
20	5,108	13,792	6,770	7,022
21	5,197	13,860	6,821	7,039
22	5,282	13,910	6,840	7,070
23	5,310	13,853	6,827	7,026
24	5,320	13,786	6,774	7,012
25	5,381	13,790	6,755	7,035
26	5,444	13,827	6,768	7,059
27	5,507	13,840	6,770	7,070
28	5,542	13,718	6,698	7,020
29	5,619	13,747	6,693	7,054
30	5,666	13,676	6,649	7,027
令和元年	5,638	13,524	6,549	6,975
2	5,654	13,406	6,503	6,903

※各年12月末現在

資 料：町民保険課

※昭和23年の数値は分村時の人口（12月4日）による。

国勢調査に基づく人口、世帯数の推移



備考 1 グラフ上の数値は、男女人口の合計である。

2 各グラフの数値は、各年とも10月1日現在のものである。

単位：人、世帯

区分	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男	5,404	6,164	6,881	6,667	6,939	6,938	6,961	6,720	6,694	6,669	6,650	6,763	6,668	6,561
女	5,981	6,812	7,512	7,153	7,128	7,156	7,165	7,145	7,058	6,992	6,979	7,064	7,017	6,960
総計	11,385	12,976	14,393	13,820	14,067	14,094	14,126	13,865	13,752	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521
世帯数	2,479	3,173	3,143	3,095	3,392	3,648	3,860	4,082	4,236	4,408	4,667	4,937	5,069	5,220

第2章 在沖米軍基地の概況

第2章 在沖米軍基地の概況

第1項 在沖米軍基地の概況

本県は、去る大戦において、使用された銃弾・砲弾の数や地形が変わる程の艦砲射撃の状況から「鉄の暴風」と形容される苛酷な地上戦が展開され、20万人余の尊い人命を失い、生産施設や貴重な文化遺産のすべてを破壊、焼き尽くされ、文字どおり焦土と化した。

占領当初、本土攻略のための前進基地にしかすぎなかった米軍基地は、米ソの対立、昭和24年の中華人民共和国の成立、昭和25年の朝鮮戦争勃発など国際的な政治的、軍事的状況の変化に伴って次々と建設、拡張され、米国の極東におけるキーストン（要石）として存在するようになった。本県が、昭和47年5月15日本土復帰する時点では、87施設、28,661ヘクタールの広大な面積を占有するに至った。

復帰後も日米間で締結された沖縄返還協定に基づき、日米安保条約及び日米地位協定が適用されるとともに、日米間で了解された合意議事録や了解覚書等によってそのほとんどが米軍基地として、また一部は自衛隊基地として引き続き使用されている。これらの米軍基地は、復帰後若干返還されたとはいえ戦後70年余を経た今日においても、国土面積のわずか0.6パーセントにしかすぎない狭い県土に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントに相当する31施設18,483.6ヘクタール（令和2年3月末現在）が存在し、集中している。在日米軍の専用施設及び一時使用施設については、県土面積228,100ヘクタール（令和元年10月1日現在）の8.2パーセントに相当する18,697.3ヘクタールが県下41市町村のうち21市町村にわたって存在しており、とりわけ人口稠密な沖縄本島にあっては14.6パーセント、中部地域に至っては23.1パーセントもの広大な面積を占めている。

米軍の軍別状況をみると沖縄占領以来本土復帰まで、在沖米軍の中核をなしていた陸軍が大幅に縮小され、その半面、海兵隊や空軍が増強されて在沖米軍の主力をなしている。

このように広大な米軍基地の存在は、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備等秩序ある都市の整備開発を図るうえで大きな制約となっているばかりでなく、航空機騒音や悪臭、米軍人・軍属による事件事故など、住民生活にも様々な影響を与え基地問題の解決が本県の最重要課題の一つとなっている。

平成7年9月に発生した米兵による少女暴行事件は県内外に大きな衝撃を与え、県民の米軍基地に対する感情が爆発し、同年10月に約85,000人（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催され、「米軍人の綱紀粛正と犯罪の根絶、被害者に対する謝罪と完全補償、日米地位協定の見直し、基地の整理縮小」を盛り込んだ抗議決議を採択した。また、嘉手納飛行場や楚辺通信所など13施設の一部用地の使用期限切れによる駐留軍用地の強制使用について、県知事の駐留軍用地特措法に基づく代理署名・押印の拒否などもあって、沖縄の基地問題に対する国民世論の関心が全国的に高まった。

こうした事態に、日米両政府では沖縄県における米軍の施設及び区域を整理・統合し、県内米軍の運用方法を調整するため、平成7年11月19日「沖縄における施設及び区域に

関する特別行動委員会（SACO = Special Action Committee on Facilities in Okinawa）」を設置し、翌年 12 月、普天間飛行場の全面返還を含む 11 施設約 5,002 ヘクタールの米軍の施設及び区域の返還や日米地位協定の運用改善など、具体的内容を盛り込んだ SACO 最終報告が合意されたが、県道 104 号線越え実弾砲撃訓練の中止、読谷補助飛行場の返還、さらに嘉手納飛行場における海軍航空機及び MC - 130 航空機の運用の移転、同飛行場における遮音壁の建設に関する事など、進捗を確認できる事案がある一方で、騒音軽減イニシアティブの実施として盛り込まれた嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置については、依然として環境基準値を超える騒音が発生している状況がある。

また、SACO 合意事項が完全実施されたとしても、本県には在日米軍専用施設面積の約 70 パーセントの米軍基地が存在することから SACO 合意事項以外の米軍の施設及び区域についても、段階的な整理縮小が必要であり、平成 18 年 5 月 1 日の米軍再編の日米協議（日米安全保障協議委員会 = SCC、いわゆる「2 + 2」）において、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約 8 千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

さらに、平成 24 年 4 月 27 日の日米協議において、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還について、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約 9 千人の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意されている。

平成 25 年 4 月 5 日には、嘉手納より南の施設・区域に関して、各施設・区域ごとの返還区域や返還状況などが示された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、①速やかに返還できるもの、②沖縄県内で機能移転後に返還できるもの、③海兵隊の国外移転後に返還できるもの、という 3 つの区分に分けられ返還が進められている。

第 1 節 米軍基地の概況

本県における米軍基地は、令和 2 年 3 月末現在 33 施設で、県土面積 228,100 ヘクタール（令和元年 10 月 1 日現在）の 8.2 パーセントに相当する 18,697.3 ヘクタールが県下 41 市町村のうち 21 市町村に存在する。

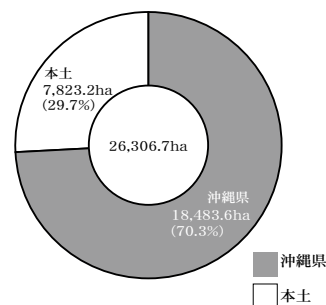
これは、全国に存在する米軍基地面積 98,029.3 ヘクタールの 19.1 パーセントに相当し、特に米軍が常時使用する専用施設面積については、全国 26,306.7 ヘクタールの約 70.3 パーセントに相当する 18,483.6 ヘクタールが本県に集中しており、他都道府県に比べて基地の密度が極めて高い状況にある。さらに、米軍の訓練区域として水域が 27 か所、空域 20 か所が設定されている。

米軍基地の面積及び施設数の全国対比

米軍専用施設面積の割合

令和2年3月末現在

区 分		全 国		沖 縄		本 土	
面積 (ha)	専用施設	26,306.7	100 %	18,483.6	70.3 %	7,823.2	29.7 %
	一時使用施設	71,722.6	100 %	213.7	0.3 %	71,508.9	99.7 %
	合 計	98,029.3	100 %	18,697.3	19.1 %	79,332.1	80.9 %
施設数	専用施設	78	100 %	31	39.7 %	47	60.3 %
	一時使用施設	69	100 %	7	10.1 %	62	89.9 %
	全部使用	53	100 %	2	3.8 %	51	96.2 %
	一部使用	16	100 %	5	31.3 %	11	68.8 %
	合 計	131	100 %	33	25.2 %	98	74.8 %



資 料：沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」
※米軍施設数の計は、専用施設及び一時使用施設のうち、全部使用となっている施設数。

市町村別米軍基地面積の状況

番号	市町村名	市町村面積 (ha)	施設面積 (ha)	市町村面積に		全施設面積に 占める割合(%)
				占める割合(%)	順位	
1	那 覇 市	3,999	57.1	1.4	18	0.3
2	宜野湾市	1,980	582.2	29.4	8	3.1
3	石 垣 市	22,915	91.5	0.4	19	0.5
4	浦 添 市	1,948	267.6	13.7	12	1.4
5	名 護 市	21,091	2,172.9	10.3	13	11.6
6	沖 縄 市	4,972	1,689.6	34.0	7	9.0
7	うるま市	8,702	618.5	7.1	16	3.3
8	国 頭 村	19,480	1,446.6	7.4	15	7.7
9	東 村	8,188	2,267.0	27.7	10	12.1
10	本 部 町	5,435	1.2	0.0	21	0.0
11	恩 納 村	5,083	1,484.7	29.2	9	7.9
12	宜野座村	3,130	1,586.3	50.7	4	8.5
13	金 武 町	3,784	2,109.2	55.7	2	11.3
14	伊 江 村	2,278	801.5	35.2	6	4.3
15	読 谷 村	3,528	1,255.1	35.6	5	6.7
16	嘉手納町	1,512	1,240.4	82.0	1	6.6
17	北 谷 町	1,393	718.1	51.6	3	3.8
18	北中城村	1,154	164.1	14.2	11	0.9
19	渡名喜村	387	24.5	6.3	17	0.1
20	北大東村	1,307	114.7	8.8	14	0.6
21	久米島町	6,365	4.4	0.1	20	0.0
基地所在市町村		128,631	18,697.3	14.5		100.0
全 県		228,100	18,697.3	8.2		100.0

- 注1 市町村面積は、国土地理院の資料（令和元年10月1日現在）による。
ただし、境界未定部分については、令和2年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の
協定書によって確定。
- 2 施設面積は、沖縄防衛局の資料（令和2年3月末現在）による。
- 3 「0」は表示単位に満たないものである。
- 4 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

資料：沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」

第2節 米軍基地の地区別面積

県内米軍基地の地区別面積を見ると、北部地区が最も大きく在沖米軍基地全体の63.5パーセントが集中している。

この地区には、北部訓練場をはじめ、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、辺野古弾薬庫等9施設11,869.4ヘクタールの基地が存在し、奥間レスト・センター、八重岳通信所などの一部を除き、ほとんど海兵隊基地で、地区面積に占める基地面積の割合は14.4パーセントとなっている。

中部地区には、全体の35.0パーセントに相当する6,535.6ヘクタール、16施設が存在し、北はアラスカから南はフィリピンまでの大空域をカバーするといわれる太平洋地域最大の拠点基地である嘉手納飛行場をはじめ、ヘリコプター部隊を中心とする普天間飛行場、嘉手納弾薬庫地区、トリイ通信施設、ホワイトビーチ地区など、在沖米軍、陸、海、空、海兵隊4軍の極めて重要な基地が集中しており、地区面積に占める基地面積の割合も23.1パーセントと他地区に比べて高い状況にある。

南部地区には、本土復帰当初21施設1,308ヘクタールの米軍基地が存在していたが、その後、基地の返還及び移設並びに自衛隊基地への引継ぎなどもあって、現在では県内米軍基地全体のわずか1.1パーセントで、那覇港湾施設、出砂島射撃場、鳥島射撃場、沖大東島射撃場等の6施設200.7ヘクタールが存在する。

八重山地区には、尖閣諸島の黄尾嶼射撃場、赤尾嶼射撃場、2施設91.5ヘクタールが存在する。

なお、宮古地区には米軍基地は存在しない。

次に、これらの基地の市町村面積に占める割合を見ると、嘉手納町の82.0パーセントを筆頭に、金武町の55.7パーセント、北谷町の51.6パーセント、宜野座村の50.7パーセントと、これらの4町村では実に市町村面積の半分以上が米軍基地になっているほか、上位7位までの市町村において、米軍基地は市町村面積の30パーセント以上を占めている。

市町村に占める基地の集中度は、人口密度からも見ることができる。特に、陸地面積から基地面積を差し引いた面積にかかる人口密度を見てみると、那覇市の8,057.7人／平方キロメートルが最も高く、次いで普天間飛行場を抱える宜野湾市が7,163.0人／平方キロメートルであり、町域の82.0パーセントが基地である嘉手納町が4,978.3人／平方キロメートルと高い人口密度となっている。

米軍基地の地区別面積及び割合

区 分	地区面積(ha) R1.10.1(国土地理院)	施設面積(ha) R2.3.31	構成比(%)	割 合(%)
(全 県)	228,100	18,697.3	100.0	8.2
北 部	82,551	11,869.4	63.5	14.4
中 部	28,341	6,535.6	35.0	23.1
南 部	35,338	200.7	1.1	0.6
宮 古	22,627	—	—	—
八 重 山	59,245	91.5	0.5	0.2
(沖 縄 本 島)	120,700	17,633.8	94.3	14.6

※沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍基地及び自衛隊基地(統計資料) 令和3年3月」を基に作成

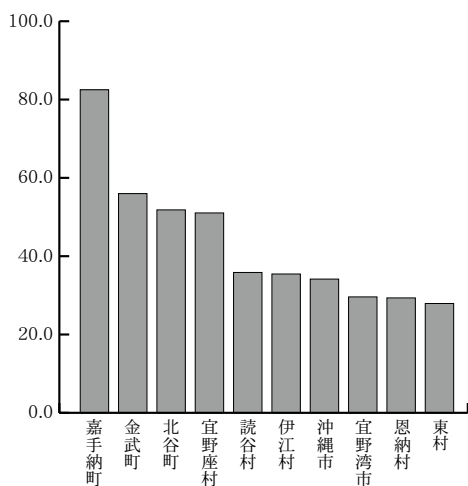
- 注1 「構成比」は、全施設面積に占める各区分の施設面積の割合
 2 「割合」は、地区面積別の施設面積の占拠率
 3 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある

市町村面積に占める米軍基地の割合(上位10市町村)と人口密度関連表

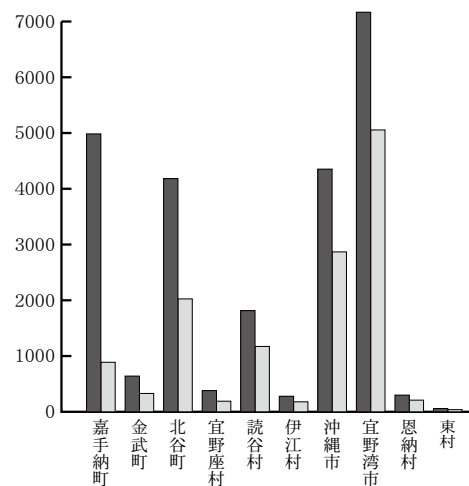
順 位	市 町 村 名	市町村面積 (ha) R1.10.1 (国土地理院)	基 地 面 積 (ha) R2.3.31	基地の割合 (%)	人 口 (人) R2.10.1 (国勢調査)	人 口 密 度 (人/km ²)	基地面積を 除いた部分の 人口密度 (人/km ²)
1	嘉手納町	1,512	1,240.4	82.0	13,521	894.3	4,978.3
2	金 武 町	3,784	2,109.2	55.7	10,806	285.6	645.2
3	北 谷 町	1,393	718.1	51.6	28,201	2,024.5	4,178.5
4	宜野座村	3,130	1,586.3	50.7	5,833	186.4	377.9
5	読 谷 村	3,528	1,255.1	35.6	41,206	1,168.0	1,812.9
6	伊 江 村	2,278	801.5	35.2	4,118	180.8	278.9
7	沖 縄 市	4,972	1,689.6	34.0	142,752	2,871.1	4,349.0
8	宜野湾市	1,980	582.2	29.4	100,125	5,056.8	7,163.0
9	恩 納 村	5,083	1,484.7	29.2	10,869	213.8	302.1
10	東 村	8,188	2,267.0	27.7	1,598	19.5	27.0
基地所在市町村		128,631	18,697.3	14.5	1,071,982	833.4	975.1
全 県		228,100	18,697.3	8.2	1,467,480	643.4	700.8
(参考)那覇市		3,999	57.1	1.4	317,625	7,942.6	8,057.7

※沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集) 令和3年3月」を基に作成

※市町村面積に占める基地面積の割合(%)



※基地面積を除いた部分の人口密度(左)と除かない場合の人口密度(右)の比較(人/km²)



第3節 米軍基地所有形態

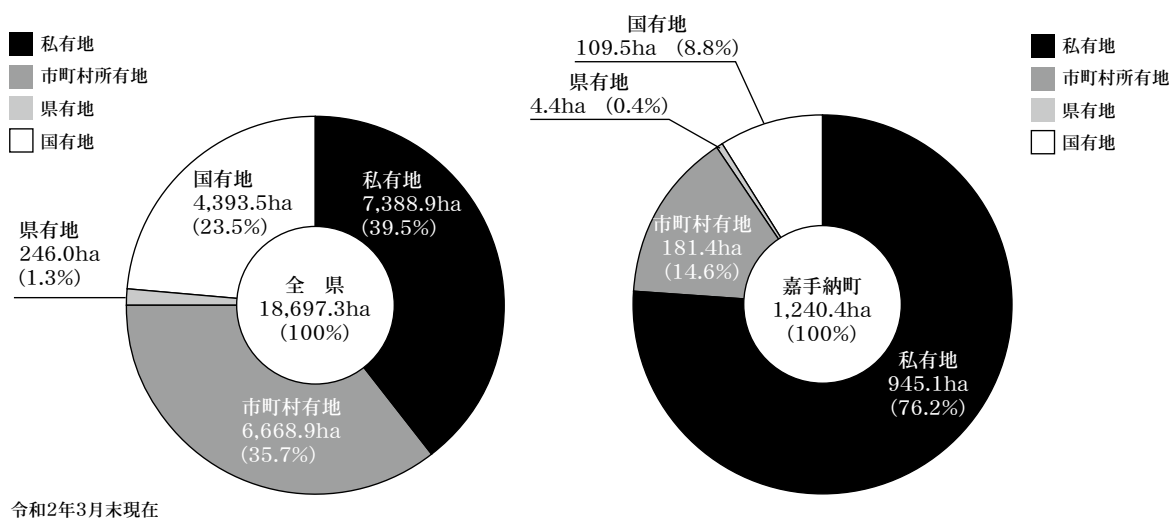
本県における米軍基地の所有形態別状況は下図のとおりで、私有地39.5パーセント、市町村有地35.7パーセント、県有地1.3パーセントと全体の7割以上が民公有地であり、残りが国有地となっている。

本土における米軍基地は、戦前の旧日本軍の用地がそのまま引き続き使用されていることもあって、全体の9割弱が国有地で、民公有地は1割強である。

このように本県の米軍基地は、単に面積が広大であるばかりでなく、その所有形態においても他都道府県の米軍基地とはその様相を異にしている。

ちなみに、本町における米軍基地の所有形態をみると個人有地が76.2パーセント、市町村有地14.6パーセント、国有地8.8パーセント、県有地が0.4パーセントとなっている。

米軍基地の所有形態別分布状況



第4節 米軍基地の軍別状況

本県に存在する米軍基地の軍別状況をみると、陸軍が大幅に縮小され、海兵隊と空軍が主力をなしている。なお、本節における米軍施設数、面積、占有割合は沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」、部隊等の情報は沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍基地 平成30年12月」による。

1 海兵隊

海兵隊は、在沖米軍の中でも最も規模が大きく全施設の39.4パーセントに相当する13施設を有し、基地面積は13,037.4ヘクタールで、在沖米軍基地面積の69.7パーセントを占めている。

現在、沖縄には、キャンプ・コートニーに「第3海兵遠征軍司令部」が置かれ、その下部機関として、地上部隊を形成する「第3海兵師団」が同じくキャンプ・コートニーに、また、これらの実戦部隊の後方支援部隊である「第3海兵兵站群」が牧港補給地区に、さらにキャンプ・ハンセンに「第31海兵遠征部隊」が、キャンプ瑞慶覧に「第1海兵航空団司令部」が駐留している。

海兵隊基地は、復帰当時は司令部のあるキャンプ・コートニー、第36海兵航空群の普天間飛行場、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等16施設で全施設の18.4パーセントでしかなかったが、復帰後はこれまで主力であった陸軍に代わり海兵隊が増強された。なお、キャンプ・コートニーに所在していた在日海兵隊基地司令部は、軍事施設指揮系統の再編（平成23年10月）に伴い、軍事施設の管理及び運営を主な目的とする海兵隊太平洋基地司令部へ移行し、キャンプ瑞慶覧に司令部が置かれている。その指揮下にある県内の基地としては、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、牧港補給地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー、キャンプ・シュワブ、北部訓練場及び普天間飛行場がある。

昭和50年6月、「キャンプ瑞慶覧」の施設管理権が陸軍から海兵隊に移管され、同年8月には海兵隊基地司令部が同基地に移転した。

昭和51年4月、第1海兵航空団司令部中隊が山口県岩国基地からキャンプ瑞慶覧へ移駐し、昭和53年9月には牧港補給地区の管理を陸軍から引継ぎ、第3海兵役務支援群を配置した。

昭和54年、山口県岩国基地駐留の第17航空団支援群が「キャンプ瑞慶覧」に移駐し、そのほか、昭和52年6月に辺野古弾薬庫が陸軍から、平成元年8月には伊江島補助飛行場が空軍から海兵隊にそれぞれ移管された。

2 空軍

空軍基地は、全施設の18.2パーセントに相当する6施設を有し、基地面積は2,072.6ヘクタールで、在沖米軍基地面積の11.1パーセントを占めている。

空軍は、第5空軍（横田基地）の指揮管理の下に、「第18航空団」が嘉手納飛行場に配置され、その管轄下に、F－15イーグル戦闘機を有する2個の戦闘中隊、同じく2個の救難中隊や航空空中管制中隊、空中給油中隊、航空医療搬送中隊などからなる「第18運用群」を置くほか、航空機構成部品・装備品の修理整備等の任務に当たる「第18整備群」や保安、通信及び訓練支援等の任務に当たる「第18任務支援群」、基地施設の設計、管理等を行う「第18施設群」、さらに軍人・軍属の医療支援のために「第18医療群」が配置されている。

また、関連部隊として、「第353特殊作戦航空団」、「第390情報中隊」、「第82偵察中隊」、「第733空輸機動中隊」が配置されている。

空軍の施設には、「嘉手納飛行場」のほかに、「八重岳通信所」の通信施設や、「鳥島射爆撃場」、「出砂島射撃場」、「久米島射撃場」の演習場、さらに保養施設である「奥間レスト・センター」がある。

3 海軍

海軍は、5施設、264.5ヘクタールで、在沖米軍基地面積の1.4パーセントを占めている。嘉手納飛行場に「在沖米海軍艦隊活動司令部嘉手納米海軍航空施設隊」の本部が配置され、P－3Cオライオン対潜哨戒機やP－8Aポセイドン対潜哨戒機、EP－3アリーズII電子偵察機などが配置されている。

この部隊は、第7艦隊等を支援するほか、常時対潜哨戒や情報収集、偵察などを任務としている。P－3Cオライオン対潜哨戒機は、当初那覇海軍航空施設（那覇空港）に駐留していたが、昭和50年に嘉手納飛行場に移駐した。

そのほか、海軍の施設としては、通信施設の「泡瀬通信施設」や、「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」、「沖大東島射爆撃場」の演習場のほか、港湾施設の「天願栈橋」がある。

在沖米軍人、軍属及び家族数

単位：人

区 分	軍 人	軍 属	家 族	計
海 兵 隊	15,365 (59.5)	92	8,126	23,583
空 軍	6,772 (26.2)	437	7,396	14,605
海 軍	2,159 (8.4)	1,139	2,086	5,384
陸 軍	1,547 (6.0)	326	1,855	3,728
合 計	25,843 (100.0%)	1,944	19,463	47,300

注1 平成23年6月末現在

2 計数は四捨五入によるため、符号しないことがある。

資料：沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」

4 陸軍

陸軍は、全施設の 9.1 パーセントに相当する 3 施設を有し、基地面積は 373.1 ヘクタールで、在沖米軍基地面積の 2.0 パーセントを占めている。

沖縄占領当初から本土復帰まで一貫して軍政を担当しており、復帰時には、米軍施設 87 のうち 46 施設を有し、全施設の 52.9 パーセントを占めるなど、在沖米軍の中核となっていたが、米軍の極東戦略の変化に伴って規模が縮小された。

現在、陸軍の施設は、「トリイ通信施設」、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設」がある。

トリイ通信施設に「第 10 地域支援群」、「在沖米陸軍基地管理本部」、「第 1 特殊部隊群（空挺）第 1 大隊」が配置されており、その他に、キャンプ瑞慶覧及びトリイ通信施設に「第 78 通信大隊」の一部が、那覇港湾施設に「第 835 運輸大隊」が置かれている。

米 軍 基 地 の 軍 別 状 況

(令和2年3月31日現在)
単位:ha ()は %

区 分	昭和47年5月15日		令和2年3月31日		施設名
	施設数	面積	施設数	面積	
海 兵 隊	16 (18.4)	17,568.2 (61.3)	13 (39.4)	13,037.4 (69.7)	北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、キャンプ・コートニー、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、津堅島訓練場
空 軍	14 (16.1)	3,661.2 (12.8)	6 (18.2)	2,072.6 (11.1)	奥間レスト・センター、八重岳通信所、嘉手納飛行場、鳥島射爆撃場、出砂島射爆撃場、久米島射爆撃場
海 軍	11 (12.6)	901.4 (3.1)	5 (15.2)	264.5 (1.4)	天願栈橋、泡瀬通信施設、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、沖大東島射爆撃場
陸 軍	46 (52.9)	6,530.0 (22.8)	3 (9.1)	373.1 (2.0)	トリイ通信施設、那覇港湾施設、陸軍貯油施設
共 用			4 (12.1)	2,923.1 (15.6)	嘉手納弾薬庫地区（海兵隊・空軍）、キャンプ・シーolz（空軍・海軍）、キャンプ・マクトリアス（海兵隊・空軍）、ホワイト・ビーチ地区（海軍・陸軍）
そ の 他			2 (6.1)	26.1 (0.1)	浮原島訓練場（自衛隊施設の一時使用） 那覇飛行場（自衛隊施設の一時使用）
合 計	87 (100.0)	28,660.8 (100.0)	33 (100.0)	18,697.3 (100.0)	

注1 「昭和47年」の数値については、「沖縄の米軍基地関係資料(昭和47年11月)沖縄県総務部」による。

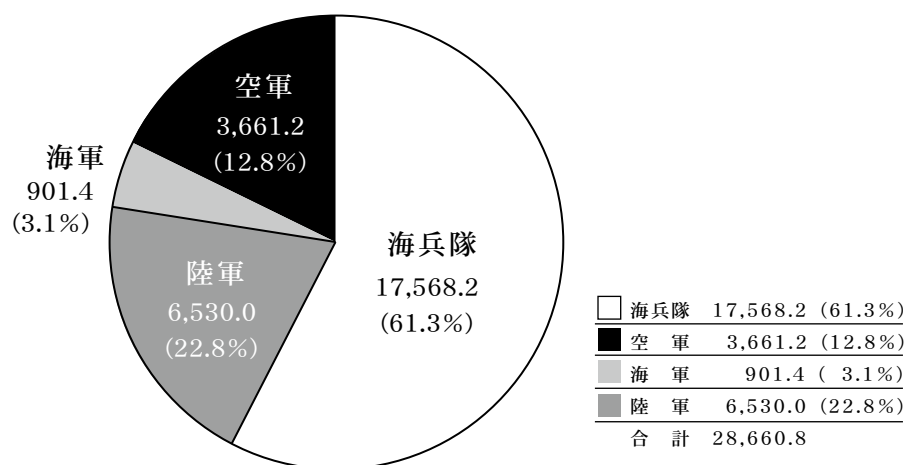
2 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

※沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍基地 平成30年12月」及び「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」を基に作成

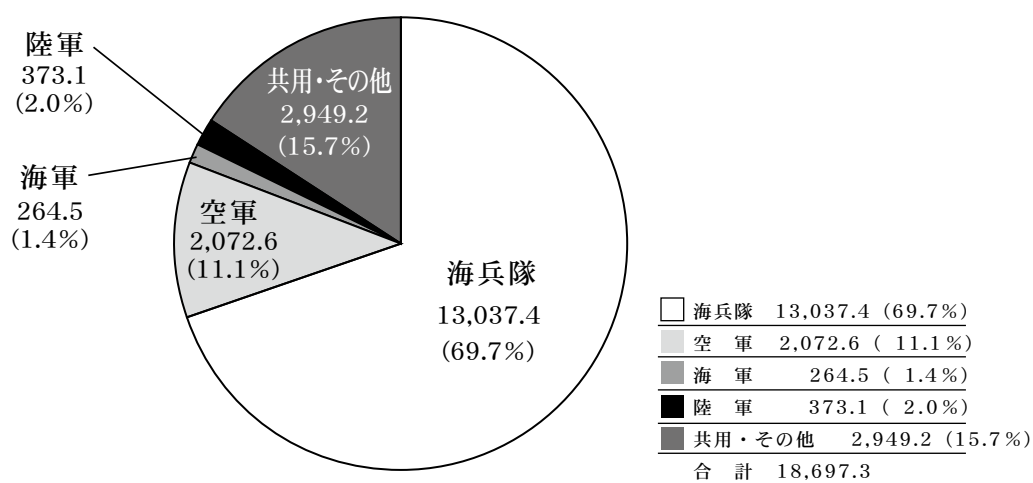
米軍基地の軍別状況（面積・比率）

単位：ha

昭和47年軍別状況



令和2年軍別状況



第3章 嘉手納基地の概況

第3章 嘉手納基地の概況

第1項 嘉手納基地の沿革

本町に所在する米軍基地には、嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区及び陸軍貯油施設がある。嘉手納飛行場の面積は1,985.5ヘクタール（東京国際（羽田）空港の約1.3倍・東京ドームの約425倍）で嘉手納町、沖縄市及び北谷町の1市2町にまたがっている。

嘉手納飛行場は、昭和18年9月、旧日本陸軍航空本部が北飛行場（旧読谷補助飛行場）に引き続き建設を開始し、昭和19年9月には旧日本軍の中飛行場として開設された。

その後、昭和20年4月、沖縄本島に上陸した米軍は直ちに同飛行場を占領し、本土攻略のための前進基地として整備拡張を行い、同年6月には大型爆撃機が離発着できる全長2,250メートルの滑走路を完成させ、B-26やB-29等大型爆撃機の主力基地として使用してきた。

昭和25年6月、朝鮮戦争勃発以後、逐年基地機能が拡大強化され、昭和42年5月頃には4,000メートル級の2本の滑走路が完成するなど、極東における米軍の最重要基地として整備され、ベトナム戦争当時においては、自由出撃と補給、中継基地として使用され、極めて重要な役割を果たした。平成3年1月の中東湾岸戦争では、海兵隊を含む1万人余の米軍が同基地から出撃した。

昭和43年2月5日には台風避難を理由に飛来したB-52部隊が常駐し、同年11月19日、B-52戦略爆撃機が離陸に失敗し、墜落爆発炎上、重軽傷者16人、校舎、家屋など365棟に被害が出た。この事故を契機にB-52部隊常駐に対する住民の反対運動が高まり、昭和45年10月6日をもってB-52部隊は撤去された。

昭和47年5月15日の復帰の際には、「嘉手納飛行場」、「キャンプサンソネ」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供された。

嘉手納基地には、昭和54年から始まった一連の太平洋空軍の装備の近代化の一環として、昭和54年9月29日からF-15イーグル戦闘機の配備が開始され、昭和56年3月27日に配備が完了し、F-4DファントムからF-15イーグル戦闘機3飛行隊へ改編を終了、また、昭和55年5月23日にE-3A（現E-3B）セントリー空中早期警戒管制機が配備された。

嘉手納基地再編統合により、平成4年12月15日をもってF-15イーグル戦闘機18機が撤退し、現在、嘉手納基地には太平洋空軍第5空軍（横田基地）隷下の第18航空団所属の第44・第67戦闘中隊（F-15C/Dイーグル戦闘機）を主力部隊に、第909空中給油中隊（KC-135Rストラトタンカー空中給油機）、第961航空空中管制中隊（E-3Bセントリー空中早期警戒管制機）や第31・第33救難中隊（HH-60Gペイブホーク救難機）などが常駐している。

ピナツボ火山の噴火に伴い、平成3年6月にフィリピンのクラーク基地から一時移駐していたMC-130H コンバットタロン・MC-130P コンバットシャドーを擁する第353 特殊作戦群（現：第353 特殊作戦航空団）が、第18 航空団準構成部隊として常駐するようになった。

そのほか、第18 航空団準構成部隊として、第733 空輸機動支援中隊、第82 偵察中隊や第390 情報中隊が配備されているほか、在沖米海軍艦隊活動司令部が置かれ、P-3C オライオン対潜哨戒機及びEP-3 アリーズII 電子偵察機に加え、平成25年12月よりP-8A ポセイドン対潜哨戒機が配備されている。また、上述の航空機以外についても、山口県岩国基地から飛来する空母艦載機F/A-18 ホーネット戦闘攻撃機やF-35B ライトニングII 戦闘機をはじめ、普天間基地所属のMV-22 オスプレイなど、国内外から様々な戦闘機等が飛来し訓練が実施されている。

海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入れを表明し、平成21年2月10日、海軍駐機場（駐機場、誘導路、整備格納庫等）を主要滑走路の反対側に移転すること等について日米合同委員会で合意され、平成29年1月21日、最後の機体が新駐機場へ移動した。

本町は、海軍駐機場の主要滑走路反対側への移転までに相当期間を要することが見込まれたことから、同駐機場での航空機の洗機時における住民地域への騒音や洗浄水の飛沫等の被害を一刻も早く取り除くため、現有洗機施設を早期に移転するよう関係機関へ要請し、小型機の洗機場については、平成18年5月にF-15 駐機エリア付近に、大型・中型機の洗機場については、平成20年9月に空軍大型機駐機場（L-11）地区へそれぞれ移転した。

そのほか、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された「再編実施のためのロードマップ」に基づき、同年11月、テキサス州フォート・ブリスから米国陸軍第1 防空砲兵連隊1 大隊が嘉手納基地に移駐し、米軍のパトリオット・ミサイル PAC 3 が配備され、同年12月に一部運用が開始された。嘉手納弾薬庫地区にもパトリオット・ミサイル PAC 3 が配備されている。

平成19年2月には、米本国以外ではじめてバージニア州ラングレー基地所属の最新鋭ステルス戦闘機F-22A ラプター12機が一時配備された。その後、令和3年9月末までに合計9回の一時配備が行われている。また、近年では州空軍所属F-16 ファイティングファルコン戦闘機のほか、平成29年11月から平成30年5月までF-35A ライトニングII 戦闘機が一時配備された。

平成31年2月からは、第353 特殊作戦群（現：第353 特殊作戦航空団）関連施設の整備工事開始に伴い、住宅地域に隣接する通称「パパーループ」と呼ばれるエリアがMC-130 特殊作戦機等の一時的な駐機場として使用され、当初令和3年2月には完了する予

定であった工事の遅延により、「パパーループ」の使用が令和３年４月まで延長されたのち、米軍の予算不足により整備格納庫が完成していないとの理由から、さらなる延長がなされた。令和３年１２月末現在、終了の目途が立たない状況の中引き続き「パパーループ」の一時使用が行われている。

SACO 最終報告において、読谷補助飛行場から伊江島補助飛行場への移転が合意されたパラシュート降下訓練については、日米合同委員会で確認された「例外的な場合」の使用を理由に、近年立て続けに嘉手納飛行場で実施されている。

このような状況のもと、嘉手納基地は米空軍を中心に海軍、海兵隊及び陸軍が共同使用する米国アジア戦略の一大総合拠点基地として機能している。

一方、嘉手納基地と連動する嘉手納弾薬庫地区は、面積が 2,658.4 ヘクタールで、嘉手納町、沖縄市、うるま市、読谷村、恩納村の２市１町２村の広範囲にまたがっている。同施設は、昭和 20 年米軍の沖縄占領と同時に使用され、当初は嘉手納飛行場に隣接する地域に「嘉手納弾薬庫」、「比謝川サイト」、「波平弾薬庫」が構築され、その後「読谷合同弾薬処理場」、「陸軍サービス弾薬庫」、「知花弾薬庫」、「嘉手納タカン弾薬庫」、「嘉手納ボルトタック弾薬庫」及び「東恩納弾薬庫」が次々と構築され、それぞれが独立した施設であった。昭和 47 年 5 月 15 日の復帰の際に沖縄返還協定 A 表により、これらの 9 施設が「嘉手納弾薬庫地区」として統合された。

なお、同弾薬庫地区は従来陸軍が管理していたが、在沖米陸軍の機構の再編成に伴い、昭和 53 年 7 月頃に陸軍の弾薬庫が韓国や中近東に移設されたため、同年 10 月 1 日から第 18 航空団（当時、第 313 航空師団）第 18 整備群第 18 弾薬中隊（当時、第 400 弾薬整備中隊）が管理運営し、陸軍、海軍、空軍、海兵隊、四軍全部の任務を支援している。海軍は、南部弾薬庫や那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島にあった海軍弾薬庫の返還に伴い、昭和 51 年 8 月 31 日に移設されたもので、空軍地域の一部を使用し、P－3C オライオンや P－8A ポセイドン等、対潜哨戒機の魚雷弾頭や爆雷を貯蔵している。

また、陸軍貯油施設として嘉手納タンクファームがある。米軍は昭和 20 年から 27 年にかけて、嘉手納町、北谷町、那覇市、具志川市（現うるま市）にタンクファームを建設し、昭和 27 年から 28 年にかけて、これらの施設間のパイプラインを敷設して連結した。施設を連結する送油管は、北上ラインと南下ラインがあり、前者は、那覇軍港（那覇市）から浦添市～宜野湾市～北谷町～嘉手納飛行場（嘉手納町）まで、後者は、天願栈橋（うるま市）～沖縄市～北谷町～嘉手納飛行場（嘉手納町）までとなっており、米軍の主要基地間を結ぶ動脈としてジェット燃料やガソリンなどを送油している。なお、昭和 60 年 6 月に浦添市伊祖以南の施設が、平成 2 年 12 月には宜野湾市伊佐までが返還され、北上ラインは完全に撤去されている。

第1節 嘉手納飛行場の概況

1 施設の概要

(1) 所在地：嘉手納町、沖縄市、北谷町

(2) 面積：1,985.5 ヘクタール（嘉手納町域 879.0 ヘクタール）

単位：ha（ ）は％

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	その他	計
嘉手納町	97.9	3.4	29.6	748.2	—	879.0 (44.3)
沖縄市	41.0	0.2	2.1	699.3	—	742.5 (37.4)
北谷町	16.2	0.6	1.7	344.9	—	363.5 (18.3)
那覇市	0.3	—	—	0.2	—	0.5 (0.0)
計	155.4 (7.8)	4.2 (0.2)	33.4 (1.7)	1,792.5 (90.3)	—	1,985.5 (100.0)

※那覇市については、嘉手納飛行場施設の一部分が那覇基地にあるため。

(3) 主要工作物等

建物：司令部事務所、管制塔、ターミナル、格納庫、兵舎、住宅、学校、教会、劇場、銀行、消防署、病院、弾薬庫、郵便局、図書館、体育館、その他

工作物：滑走路（3,689m×91m、3,689m×61m）、駐機場、エンジン調整場、消音装置（F-15、KC-135、E-3機用）、照明設備、F-15用保安シェルター、遮音壁、その他

(4) 地主数：13,435 人（嘉手納町域 5,659 人）

(5) 年間借料：298 億 9 千 3 百万円（嘉手納町域 126 億 5 百万円）

(6) 基地従業員数：2,657 人（MLC1,833 人、IHA824 人）（嘉手納町民 77 人）

(7) 共同使用の状況（日米地位協定第2条第4項（a））

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日等
沖縄電力株式会社	電力施設用地	54千m ²	昭47.5.15
沖縄県	下水道施設用地	1千m ²	昭47.5.15
	道路用地	2千m ²	昭48.1.5
沖縄県企業局	水道施設用地等6件	46千m ²	昭47.5.15～平17.4.1
	公共駐車場等用地	8千m ²	昭55.11.6
	墓地公園用地	30千m ²	昭57.5.6
	公共駐車場及び道路用地	0千m ²	昭57.10.1

嘉手納町	酪農施設等用地	23千m ²	昭62.4.1
	道路用地	1千m ²	平5.6.3
	駐車場用地	1千m ²	平12.9.21
	墓地霊園及び駐車場用地	6千m ²	平13.6.28
	墓地公園用地	1千m ²	平14.2.7
沖縄防衛局	騒音測定装置設置用地	0千m ²	昭60.6.27
比謝川行政事務組合	ごみ焼却処理施設用地	7千m ²	平7.6.1
国土交通省	遠隔対空通信施設	1千m ²	平21.4.1
計	21件	179千m ²	

2 施設の使用状況

- (1) 管理部隊：第18航空団
- (2) 使用部隊：第18航空団（第18運用群、第18任務支援群、第18整備群、第18施設群、第18医療群）、在沖米海軍艦隊活動司令部、第353特殊作戦航空団、その他

- (3) 使用主目的及び使用条件（5.15 メモ等より）

使用主目的：飛行場

使用条件

a 使用時間：第1及び第2水域は、常時使用される。

b 用途

(1) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(2) 第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

c その他

水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

- (4) 現状及び任務

本島中部の嘉手納町、北谷町及び沖縄市にまたがる嘉手納飛行場は、300メートルのオーバーランをもつ2本の滑走路（A滑走路：延長3,689メートル、幅91メートル・C滑走路：延長3,689メートル、幅61メートル）を有し、太平洋地域最大の極東で最大かつ最も活発な米空軍基地である。同飛行場には、太平洋空軍第5空軍指揮下の第18航空団が駐留しており、他のテナント部隊の役割と併せて、防空、反撃、戦略、空輸、支援、偵察、機体整備等の総合的な基地となっている。

第18航空団の主力は、第18運用群であり、この部隊は、F-15C/Dイーグル戦闘機を有する第44・第67戦闘中隊を主力部隊に、第909空中給油中隊（KC-135Rスト

ラトタンカー空中給油機)、第961航空空中管制中隊(E-3Bセントリー空中早期警戒管制機)や第31・第33救難中隊(HH-60Gヘリコプター救難機)等からなる。

同飛行場は、北西側の飛行場地区と南東側の住居地区からなり、飛行場地区の滑走路の南東には、空軍のF-15C/Dイーグル戦闘機の駐機場、エンジンテスト場、小型機洗機場や、海軍のP-3Cオライオン対潜哨戒機、P-8Aポセイドン対潜哨戒機及びEP-3アリーズⅡ電子偵察機等の駐機場や海軍機メンテナンス場、海軍小型機格納庫等がある。

滑走路の北西、嘉手納町屋良・嘉手納・水釜地域には、空軍のKC-135Rストラトタンカー空中給油機、E-3Bセントリー空中早期警戒管制機の大型機、HH-60Gヘリコプター救難機等の駐機場やメンテナンス場、大型・中型機洗機場等がある。

なお、SACOの最終報告で合意されたMC-130航空機の運用の移転については、平成8年12月16日に住民地区に近接(50メートル)している海軍駐機場(当時)から主要滑走路の北西隅へ移転、嘉手納飛行場における遮音壁の建設については、平成12年7月11日に完成し、追加提供された。

また、海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入れを表明し、平成21年2月10日、海軍駐機場(駐機場、誘導路、整備格納庫等)を主要滑走路の反対側に移転すること等について日米合同委員会で合意され、平成29年1月21日、海軍駐機場に残っていた最後の航空機が移動し、海軍駐機場移転が完了した。

本町は、海軍駐機場の主要滑走路反対側への移転までに相当期間を要することが見込まれたことから、同駐機場での航空機の洗機時における住民地域への騒音や洗浄水の飛沫等の被害を早期に取り除くため、現有洗機施設を早期に移転するよう要請してきた。

小型機の洗機場については、平成18年5月にF-15駐機エリア付近に、大型・中型機の洗機場については、平成20年9月に空軍大型機駐機場(L-11)地区へそれぞれ移転した。

海軍駐機場の移転により、騒音軽減に向けた一定の成果が見られる一方で、平成31年2月からは、第353特殊作戦群(現:第353特殊作戦航空団)関連施設の整備工事開始に伴い、住宅地域に隣接する通称「パパーループ」と呼ばれるエリアがMC-130特殊作戦機等の一時的な駐機場として使用されている。当初令和3年2月には完了する予定であった工事の遅延により、「パパーループ」の使用が令和3年4月まで延長されたのち、米軍の予算不足により整備格納庫が完成していないとの理由から、さらなる延長がなされ、令和3年12月末現在、終了の目途が立たない状況の中で引続きパパーループの一時使用が行われている。

そのほか、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会([2+2])で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、陸軍兵600名と米軍のパトリオット・ミサイルPAC3が配備され、同年12月末には、その一部運用が開始された。

平成19年2月には、米本国以外でははじめてバージニア州ラングレー基地所属の最

新鋭ステルス戦闘機F-22Aラプター12機が一時配備され、平成25年は1月から10月の長期にわたり一時配備されるなど、令和3年9月までに合計9回の一時配備が行われている。そのほか、海軍P-3Cオライオン対潜哨戒機の後続機であるP-8Aポセイドン対潜哨戒機が平成25年12月以降、6機が配備済みであり、平成27年1月には、ウィスコンシン州兵空軍所属F-16ファイティングファルコン戦闘機12機が3～4ヶ月間にわたり一時配備された。米国州兵部隊が嘉手納基地に展開するのは初めてであった。また、平成29年11月から平成30年5月にかけてはF-35AライトニングII戦闘機が一時配備され、その後も度々嘉手納基地に飛来している。

3. 嘉手納飛行場の経緯

年 月 日	事 項
・昭和18年9月	旧日本陸軍航空本部が北飛行場（現在の読谷補助飛行場）に引継いで建設工事を開始。
・昭和19年9月	旧日本陸軍が中飛行場滑走路1,400mとして開設。
・昭和20年4月	米軍による同飛行場の占領に伴い整備拡張される。
・昭和20年6月	全長2,250mの滑走路が完成し、B-29やB-26等大型爆撃の主力基地として使用される。
・昭和20年8月	嘉手納飛行場の滑走路が2本になる。
・昭和25年6月	朝鮮戦争爆发。
・昭和25年6月	グアムのアンダーセン基地から第19爆撃群及びフロリダのマクディール基地から第307爆撃群が配置。
・昭和27年4月	対日平和条約、日米安全保障条約の発効で、沖縄県は米国の施政権下におかれる。
・昭和29年1月	韓国から第18戦闘爆撃航空団が配置される。
・昭和30年3月	第313航空師団が配置される。
・昭和32年7月	第313航空師団司令部が嘉手納基地に配置される。
・昭和32年12月5日	A滑走路（北側）を拡張。
・昭和39年6月30日	4,000m ² 返還。
・昭和39年8月2日	ベトナム・トンキン湾事件発生。
・昭和40年1月	米戦略空軍の第4252戦略空軍が、KC-135空中給油機1飛行隊配備する。（昭和45年4月第376戦略航空団に改称）
・昭和40年7月28日	台風避難を理由にB-52戦略爆撃機が飛来する。
・昭和42年	第18戦術戦闘航空団にF-4Dファントム1個中隊、第15戦術偵察中隊F-4ファントムが配備される。

- ・ 昭和42年5月頃 全長3,689mの滑走路2本が完成し、極東における米軍の最重要基地として整備拡張される。
- ・ 昭和42年10月5日 C滑走路（南側）を拡張。
- ・ 昭和43年2月5日 台風避難を理由に飛来したB-52部隊が常駐する。
- ・ 昭和43年11月19日 B-52機が離陸に失敗し爆発炎上する。
- ・ 昭和44年12月31日 19,000㎡が返還される。
- ・ 昭和45年6月30日 224,000㎡が返還される。
- ・ 昭和45年10月6日 8月24日から開始されたB-52部隊の撤去が完了する。
- ・ 昭和47年5月15日 復帰に際し、「嘉手納飛行場」、「キャンプ・サンソネ」、「陸軍住宅地区」が統合され、「嘉手納飛行場」として提供施設となる。
- ・ 昭和47年10月 HC-130Nハーキュリーズが第33航空宇宙救護回収中隊へ配備される。
- ・ 昭和49年1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で一部（ロータリー沿いその他114,000㎡）の無条件返還を合意。
- ・ 昭和49年10月 F-4ファントム機用消音施設が設置される。
- ・ 昭和50年4月4日 隊舎等として建物約48,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 昭和50年5月 P-3C対潜哨戒機の移駐のために代替施設が完成し、同機が那覇海軍航空施設（当時）から移住する。
- ・ 昭和50年8月 那覇海軍航空施設（当時）の在沖米国艦隊活動司令部が移駐する。
- ・ 昭和51年11月30日 牧港住宅地区の空軍関係住宅200戸分の移設工事が完成する。
- ・ ” 一部（屋良付近、106,000㎡）返還。（第15回安保協合意の実施）
- ・ 昭和52年1月7日 飛行場関係施設と土地（600㎡）、建物（22,500㎡）、通信ケーブル囲障等の工作物が追加提供される。
- ・ 昭和52年3月10日 住宅施設、給排水施設として建物（27,000㎡）、工作物が追加提供される。
- ・ 昭和52年5月5日 AV-8Aハリアー機が山口県岩国基地から移駐する。
- ・ 昭和52年7月 F-4ファントム機用消音装置が増設される。
- ・ 昭和52年12月15日 宿舎用地・事務所等として土地約55,000㎡、建物約1,200㎡と工作物を追加提供。
- ・ 昭和53年1月1日 VOA宿舎跡地が宿舎、事務用施設として（55,000㎡）、建物（1,200㎡）、給・排水施設等の工作物が追加提供される。
- ・ 昭和53年3月31日 電話交換所等として建物（14,400㎡）、舗床、発電装置等の工作物が追加提供される。
- ・ 昭和53年6月1日 機構の再編成により戦術戦闘中隊を主とした第18戦術戦闘郡が

- 新設される。
- ・ 昭和53年10月19日 住宅として建物（18,700㎡）、給・排水施設等の工作物が追加提供される。
 - ・ 昭和53年12月28日 基地周辺整備法に基づく嘉手納飛行場周辺の騒音区域が告示される。
 - ・ 昭和54年3月22日 住宅（140戸、建物面積約23,200㎡）、給・排水施設が追加提供される。
 - ・ 昭和54年9月29日 F-15イーグル戦闘機配備開始（昭和56年3月27日配備完了）。
 - ・ 昭和55年5月23日 E-3A空中早期警戒管制機が配備される。
 - ・ 昭和56年2月13日 嘉手納町が公共用駐車場の用地として2,070㎡、役場庁舎等の用地として22,300㎡を共同使用する。
 - ・ 昭和56年3月26日 隊舎等（建物面積約21,572㎡）が追加提供される。
 - ・ 昭和56年7月18日 第一種区域（住宅防音工事対象区域）を80WECPNL以上に追加指定。
 - ・ 昭和56年11月27日 機体用消音装置（鉄骨・鉄筋コンクリート造約3,000㎡）及びエンジン用消音装置（鉄筋コンクリート造約400㎡）がKC-135やE-3A用として総工費約30億円で完成。
 - ・ 昭和57年2月28日 1,000㎡が返還される。
 - ・ 昭和57年4月30日 牧港住宅地区からの移設施設として住宅等・建物面積60,000㎡が追加提供される。
 - ・ 昭和57年5月14日 210㎡が返還される。
 - ・ 昭和57年5月31日 440㎡が返還される。（防衛施設周辺整備協会用地）
 - ・ 昭和57年8月10日 牧港住宅地区から移設用地として住宅等・建物面積約35,000㎡が追加提供される。
 - ・ 昭和58年3月10日 第一種区域（住宅防音工事対象区域）を75WECPNL以上に追加指定。
 - ・ 昭和58年3月31日 一部（嘉手納町庁舎等用地、9,000㎡及び県道23号線用地、76,000㎡）を返還。（それまで町や県が共同使用していた）
 - ・ 昭和58年5月13日 一部（東シナ海側、31,000㎡）を陸軍貯油施設に統合し、那覇空軍・海軍補助施設の一部（3,700㎡）を統合。
 - ・ 昭和59年1月10日 土地（嘉手納町水釜、1,300㎡）が返還される。
 - ・ 昭和59年3月21日 事務所として建物（100㎡）が追加提供される。
 - ・ 昭和59年6月5日 土地（水釜、1,300㎡）が返還される。
 - ・ 昭和59年8月28日 航空郵便取り扱い所として土地（1,370㎡）と建物（930㎡）追

- ・昭和59年10月5日 住宅として建物（約20,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和59年11月27日 消音施設として建物（約3,500㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和60年2月8日 住宅として建物（約23,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和60年7月12日 住宅として建物（約30,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和60年9月30日 土地30㎡が返還される。
- ・昭和61年1月31日 土地93,900㎡が返還される。
- ・昭和61年3月28日 航空機掩体として建物（約5,500㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和61年6月30日 土地（沖縄市側、県道23号線用地、25,100㎡）が返還される。
- ・昭和61年7月1日 隊舎として建物（約5,700㎡）、住宅等として建物（約32,000㎡）
工作物が追加提供される。
- ・昭和61年10月2日 土地約30,000㎡を嘉手納町が酪農施設等の用地として共同使用。
- ・昭和61年10月2日 住宅として建物（約27,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和61年11月25日 変圧器処分場に保管されていた変圧器からPCBが漏出し、土壌
を汚染した。変圧器は米国に返送され、汚染土壌の掘削は平成
4年に完了した。
- ・昭和62年2月5日 管理棟として建物（約3,300㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和62年8月31日 土地（沖縄自動車道路用地、約236,100㎡）が返還される。
- ・昭和62年9月30日 土地（沖縄市側県道75号改修用地4,100㎡）が返還される。
- ・昭和62年10月 基地内大学への県民の就学を受入れ。
- ・昭和62年12月11日 住宅等として建物（約35,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和63年2月16日 嘉手納、普天間飛行場における「航空機騒音に係る環境基準」
の地域類型指定が告示される。（沖縄県告示第107号）
- ・昭和63年3月10日 土地3,440㎡を沖縄県企業局導水管の埋設用地として共同使用。
- ・昭和63年3月10日 住宅等として建物（約3,300㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和63年3月20日 フィリピンのクラーク基地所属F-4Eファントム戦闘機が移駐
する。
- ・昭和63年3月31日 一部（嘉手納町屋良、4,418㎡・道路、農地用地）が返還される。
- ・昭和63年4月21日 事務所として建物約60㎡が追加提供される。
- ・昭和63年7月12日 消火施設として建物（約30㎡）と工作物が追加提供される。
- ・昭和63年9月22日 建物約30㎡が追加提供。
- ・平成元年3月23日 住宅等として建物（約18,000㎡）と工作物が追加提供される。
- ・平成元年6月30日 土地約210㎡が返還される。
- ・平成元年8月18日 日米合同委員会は、那覇空港の滑走路の改修工事期間中、海上

- 自衛隊及び航空自衛隊が航空機の離着陸場として共同使用することに合意。また、倉庫等として建物（750㎡）と工作物が追加提供される。
- ・平成元年10月26日 倉庫等として建物（870㎡）と工作物が追加提供される。
 - ・平成元年12月1日 嘉手納基地所属第15戦術偵察中隊（15TRS）とRF-4Cファントム偵察機10機が韓国大邱（テグ）基地へ移駐。
 - ・平成2年1月21日 SR-71戦略偵察機（第9戦略偵察航空団第1分遣隊）米本国に撤退。
 - ・平成2年1月24日 戦闘機用消音装置（エンジン調整4機用）が嘉手納基地内東側に完成。
 - ・平成2年2月6日 管理棟等として建物（1,300㎡）と工作物が追加提供される。
 - ・平成2年11月27日 グアムのアンダーセン基地所属の第43戦略航空団の解体に伴い、KC-135が交代で一時移駐。
 - ・平成3年1月17日 ペルシャ湾岸戦争開戦。
 - ・平成3年2月28日 住宅等として建物約9,900㎡と工作物を追加提供。
 - ・平成3年3月11日 KC-135空中給油機がA型（高騒音）R型（低騒音）へ機種変更される。
 - ・平成3年6月末 フィリピンのクラーク基地から、第353特殊作戦航空団の兵員581名とC-130輸送機4機が一時的に移駐。うち兵員85名とヘリコプター4機は普天間飛行場に一時的に移駐。ピナツボ火山の噴火に伴う措置。同時期に軍事空輸航空団のC-141輸送機による嘉手納飛行場通過任務が増大した。
 - ・平成3年9月12日 学校施設等として建物（8,200㎡）と工作物が追加提供される。
 - ・平成3年10月1日 第313航空師団と第376戦略航空団が解団し、第18航空団を創立。
 - ・平成4年2月13日 嘉手納基地報道部は1986年に1基の電気変圧器からPCBが流出し、周辺の土が汚染したことを認める。
 - ・平成4年5月14日 隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物を追加提供。
 - ・平成4年9月30日 一部（消防庁舎用地、880㎡）が返還される。
 - ・平成4年12月28日 嘉手納基地再編統合により、F-15戦闘機18機が12月15日をもって撤退を完了したと嘉手納基地報道部が発表。
 - ・平成5年7月22日 嘉手納基地内県企業局の取水井戸が油（ディーゼル）で汚染され取水中止。
 - ・平成5年9月24日 嘉手納基地報道部は、在日米軍の決定として、「フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた空軍特殊作戦部隊は嘉手納を

- 恒久基地として使用する」と発表。
- ・平成5年9月27日 格納庫として、建物約11,000㎡を追加提供。
 - ・平成6年2月10日 隊舎等として、建物約19,000㎡を追加提供。
 - ・平成6年2月14日 平成6年度の防衛施設庁予算で、従来の防音制度では対象外になっていた住宅防音について救済する新制度が盛り込まれた。いわゆる「ドーナツ化現象住宅」に対するもので町域全体が第一種区域に指定された嘉手納飛行場周辺の133戸を対象に実施。
 - ・平成6年3月2日 嘉手納飛行場の消火訓練施設より福地アパートとマリーナとの間に油（航空燃料）が流失。
 - ・平成6年4月4日 嘉手納基地第44飛行隊所属のF-15戦闘機が外側滑走路を離陸直後、沖縄市白川の米軍提供施設区域内に墜落し爆発炎上。
 - ・平成6年5月17日 嘉手納基地の第18航空団が海外に持っていた戦闘・給油飛行隊の2個分遣隊が解体（韓国烏山基地駐留の第18作戦群第1分遣隊とグアム・アンダーセン基地駐留の第18作戦群第909空中給油中隊第1分遣隊）。
 - ・平成6年6月2日 倉庫として、建物約1,300㎡を追加提供。
 - ・平成6年6月14日 嘉手納基地の第33空中救難中隊に新型のHH-60型救難ヘリコプター5機配備。
 - ・平成6年6月16日 在沖米軍は平成5年9月1日に嘉手納基地で発生したHH-3型救難ヘリの事故原因を発表。（米軍が事故原因を発表するのは初めて）
 - ・平成6年7月13日 沖縄上空に進入する軍民両航空機を管制する在沖米軍嘉手納基地のレーダーが故障し、那覇空港を離着陸する民間機15機に最大1時間の遅れが生じた。
 - ・平成6年10月6日 空母インディペンデンス艦載機約30機が嘉手納基地に飛来し海軍駐機場に駐機。
 - ・平成7年7月4日 倉庫等として建物約5,000㎡と工作物を追加提供。
 - ・平成7年9月30日 県企業局合流弁室用地約1,120㎡を返還。
 - ・平成8年1月31日 一部の土地約21,000㎡を返還。
 - ・平成8年3月28日 日米合同委員会において、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を合意。
 - ・平成8年6月21日 米空軍最新鋭爆撃機B-1Bが機体不調を理由に緊急着陸。
 - ・平成8年7月2日 管理棟等として、建物約6,600㎡と工作物を追加提供。
 - ・平成8年7月26日 倉庫等として、建物約2,400㎡と工作物を追加提供。

- ・ 平成8年9月25日 嘉手納基地所属の第67戦闘中隊18機と兵員200名が3カ月間サウジアラビアに一時移駐する。
- ・ 平成8年10月1日 横田基地滑走路工事を理由に同基地所属のC-5ギャラクシー、C-130輸送機などが嘉手納基地に一時移駐。
- ・ 平成8年12月2日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、次のように合意。「嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。」
- ・ 平成8年12月16日 海軍駐機場に配置されていたMC-130特殊作戦機10機が2,500メートル離れた滑走路北西側に移動（SACO合意事案の実施）。
- ・ 平成9年3月27日 隊舎等として、建物約21,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成10年7月8日 管理棟として、建物約1,300㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成11年7月15日 育児所等として、建物約2,300㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成12年7月11日 囲障等として、工作物（遮音壁）を追加提供（SACO合意事案の実施）。
- ・ 平成14年2月7日 隊舎として、建物約12,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成14年4月30日 隊舎として、建物約6,900㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成14年12月12日 診療所等として、建物約25,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成15年2月10日 隊舎として、建物約28,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成15年8月28日 教育施設として、建物約9,000㎡と工作物を追加提供。
- ・ 平成15年12月31日 土地約54,063㎡が返還される。
- ・ 平成16年4月26日 米アラスカ・エルメンドルフ空軍基地所属F-15イーグル戦闘機12機及び韓国オサン米軍基地所属A-10サンダーボルト攻撃機6機飛来。
- ・ 平成16年4月30日 F-15イーグル戦闘機2機飛来（26日飛来と併せ戦闘機20機飛来）。
- ・ 平成16年6月6日 航空自衛隊と米軍による日米共同訓練（コープノース）が始まる。航空自衛隊のF-4ファントム戦闘機・F-15イーグル戦闘機・E-767早期警戒管制機、米空軍のF-15イーグル戦闘機及び

- 三沢基地のF-16ファイティングファルコン戦闘機が7日から日米共同救難訓練（コープエンジェル）を実施。
- ・ 平成16年6月12日 12日から15日にかけて米海軍のF/A-18ホーネット戦闘攻撃機15機飛来。
 - ・ 平成16年7月28日 アイダホ州マウンテンホーム空軍基地所属F-16ファイティングファルコン戦闘機10機飛来。
 - ・ 平成16年8月26日 消防署用として、建物約6,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
 - ・ 平成16年10月4日 F-15イーグル戦闘機2機が空中給油体勢中に接触。人為的ミス。
 - ・ 平成16年10月18日 自衛隊機F-4ファントム戦闘機他5機一時移駐。自衛隊米軍と覚書。
 - ・ 平成16年11月16日 岩国基地からF/A-18ホーネット戦闘攻撃機8機・米オクラホマ州ティンカー空軍基地所属E-3早期警戒管制機1機・アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属F-15Eストライクイーグル戦闘機6機が相次いで飛来。
 - ・ 平成16年11月19日 「警備システムの一部特定箇所について安全かどうかの情報を基地司令官や管制センターに提供する」ため、米軍が安保の丘近くの遮音壁に監視カメラを設置。
 - ・ 平成17年1月21日 ハワイ州ヒッカム空軍基地所属F-15イーグル戦闘機8機飛来。アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属F-15イーグル戦闘機14機が駐留。岩国基地から海兵隊F/A-18ホーネット戦闘攻撃機8機も飛来。
 - ・ 平成17年2月10日 普天間基地滑走路改修工事に伴い、KC-130空中給油機1機・UC-35連絡機2機・C-12人員輸送機2機が一時移駐。移駐は段階的に行われ3月1日までに完了。
 - ・ ” KC-130空中給油機が燃料ホースを約20m引きずり、右の第4エンジン及びプロペラ1基が停止したまま緊急着陸。
 - ・ 平成17年2月17日 県道74号線沿い黙認耕作地フェンス設置へ。
 - ・ 平成17年2月19日 普天間飛行場所属KC-130空中給油機13機・UC-35連絡機2機・C-12人員輸送機2機が21日から段階的に移駐。
 - ・ 平成17年2月20日 21日未明にF-15イーグル戦闘機約15機を飛行させると発表。爆音訴訟直後に住民怒り。
 - ・ 平成17年2月21日 未明に爆音、F-15イーグル戦闘機26機離陸。最高100dB超える。
 - ・ 平成17年3月2日 普天間基地所属KC-130空中給油機13機・UC-35連絡機2機・C-12人員輸送機2機が嘉手納飛行場へ一時移駐。

- ・平成17年3月31日 ニライ消防本部庁舎用地約6,766㎡を返還。
- ・平成17年4月9日 E P－3アリーズ電子偵察機が緊急着陸。
- ・平成17年4月15日 キティーホーク艦載機F／A－18E スーパーホーネット戦闘攻撃機5機・海兵隊のF／A－18C 戦闘攻撃機3機が午前0時から午後5時までに102.5dB超を記録。
- ・平成17年6月2日 横田基地所属C－130ハーキュリーズ輸送機がロープを垂し緊急着陸。
- ・平成17年6月17日 嘉手納基地海軍駐機場の移設着手（沖縄市側・平成22年完成予定）。
- ・平成17年6月30日 SACO最終報告の騒音軽減イニシアティブの実施の項に盛り込まれている海軍航空機の運用の移転に関して、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L－11）地区へ移転・整備することが、日米同委員会で合意された。
- ・平成17年7月1日 大型洗機場移設に合意。平成19年末完成予定。
- ・平成17年8月5日 米アイダホ州マウンテンホーム空軍基地F－15E ストライクイーグル戦闘機12機・F／A－18ホーネット戦闘攻撃機9機を含む外来機約30機が8月7日から13日まで空・海合同演習に参加すると発表。F－15E ストライクイーグル戦闘機12機は、約1月間一時移駐。
- ・平成17年9月2日 インディアナ州航空軍第118戦闘航空団F－16ファイティングファルコン戦闘機12機が飛来。約1月間訓練。
- ・平成17年9月15日 嘉手納飛行場南側滑走路60日間閉鎖。
- ・平成17年9月20日 自衛隊機F－4ファントム戦闘機・U－125救難機・P－3 対潜哨戒機が嘉手納飛行場へ一時移駐。
- ・平成17年11月1日 F－15イーグル戦闘機の尾翼破損。空中接触した可能性がある。
- ・平成17年11月29日 米海兵隊岩国基地からF／A－18ホーネット戦闘攻撃機22機飛来（約1か月前から飛来）。
- ・平成18年3月30日 嘉手納F－15イーグル戦闘機から訓練用照明弾1個が沖縄市の住民居住地へ落下。
- ・平成18年5月1日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設で行われる移転訓練に参加する。」ことが合意された。（再編実施のための日米のロードマップ）
- ・平成18年6月5日 予告なく即応訓練(GBS)が実施され、サイレンが鳴り響き住民か

- ら苦情が寄せられた。
- ・平成18年6月24日 パトリオット・ミサイルPAC-3、24基配備。米軍人600人（家族含めて1,500人）が配置。
 - ・平成18年7月26日 F-15イーグル戦闘機36機が26日～30日にかけて未明離陸。苦情22件。
 - ・平成18年8月3日 F-15駐機エリア附近に3月に完成し5月に米側に引き渡された。小型洗機場が報道陣に公開された。
 - ・平成18年8月24日 KC-135空中給油機が給油ホースを落下させた。
 - ・平成18年8月25日 F-15イーグル戦闘機から照明弾（フレア）が国道58号沿いの陸軍貯油施設内に落下し、芝生2か所を焼いた。
 - ・平成18年9月1日 安保の丘周辺黙認耕作地柵設置。
 - ・平成18年9月4日 F-16ファइटینگファルコン戦闘機等32機(空軍・海軍・海兵隊)が嘉手納基地へ飛来。6週間訓練予定。
 - ・平成18年10月1日 PAC-3の装備品、深夜嘉手納基地へ搬入。早朝5時まで続く。
 - ・平成18年11月22日 F-15イーグル戦闘機北側滑走路オーバーラン。防衛施設局は事故原因をハイドロプレーンと発表。
 - ・平成18年11月30日 PAC-3運用部隊発足。
 - ・平成18年12月 PAC-3の一部運用が開始された。
 - ・平成19年1月6日 F-15イーグル戦闘機20機が6日から7日にかけて未明離陸。最高107.8dB。
 - ・平成19年1月11日 「米空軍は2月10日から、最新鋭ステルス戦闘機F-22Aラプター12機を嘉手納飛行場に暫定的に展開する」ことを、外務省が公表した。
 - ・平成19年2月17日 F-22Aラプター戦闘機2機が嘉手納飛行場へ飛来。
 - ・平成19年2月18日 F-22Aラプター戦闘機8機が嘉手納飛行場へ飛来。2機はウエーク島に予防着陸。
 - ・平成19年2月20日 F-22Aラプター戦闘機6機が訓練開始。
 - ・平成19年3月5日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された訓練移転が、初めて築城基地で実施された。
 - ・平成19年5月25日 嘉手納飛行場でジェット燃料が約4,000ガロン（約15,000ℓ）流出。1週間通報なし。当初、流出量は8,700ℓと公表されたが、同年8月17日に訂正された。
 - ・平成19年6月8日 米軍油漏れ調査拒否。知事「言語道断」と憤り。
 - ・平成19年7月17日 国道58号冠水(水釜)。嘉手納基地より流出。

- ・平成19年8月28日 F-15イーグル戦闘機4機が機体入れ替えのため深夜早朝飛行。
- ・平成19年9月11日 F-15イーグル戦闘機4機が機体入れ替えのため深夜早朝飛行。
最大109dBを記録。
- ・平成19年10月30日 F-15イーグル戦闘機6機が機体入れ替えのためKC-10空中
給油機2機とともに深夜早朝飛行。
- ・平成19年11月2日 米本国で11月2日に発生したF-15イーグル戦闘機の墜落事故を
受け、嘉手納飛行場所属のすべてのF-15イーグル戦闘機が、実
戦任務以外のすべての飛行を一時的に停止。
- ・平成19年11月26日 F-15イーグル戦闘機の飛行が再開されたが、11月28日、事故
調査で新たな情報が判明したため、再度飛行が停止された。(平
20.1.14飛行再開)
- ・平成19年11月27日 海兵隊岩国航空基地部隊所属F/A-18ホーネット戦闘攻撃機
が30機飛来。12月3日から22日まで訓練(即応訓練を含む)。
- ・平成20年1月15日 発電機より燃料漏れの可能性。最大246ℓ。
- ・平成20年3月12日 F-16ファイティングファルコン戦闘機12機が即応訓練のため
飛来。F-16ファイティングファルコン戦闘機、F-15イーグ
ル戦闘機、F/A-18ホーネット戦闘攻撃機、AV-8ハリアー
と戦闘機4種が揃う。
- ・平成20年5月2日 F-15イーグル戦闘機10機(4機帰還)がアラスカでの訓練の
ため未明離陸。
- ・平成20年5月3日 F-15イーグル戦闘機10機(4機帰還)がアラスカでの訓練の
ため未明離陸(2日から3日まで12機)。
- ・平成20年9月 大型洗機場完成。
- ・平成20年9月30日 学校等として、建物約25,632㎡を追加提供。
- ・平成21年1月10日 米ラングレー基地所属F-22Aラプター戦闘機6機が嘉手納飛
行場へ飛来。
- ・平成21年1月12日 米ラングレー基地所属F-22Aラプター戦闘機6機が嘉手納飛
行場へ飛来。
- ・平成21年1月21日 アラスカ州イールソン基地所属F-16ファイティングファルコ
ン戦闘機(仮想敵機)9機が嘉手納飛行場へ飛来。
- ・平成21年2月10日 平成8年12月のSACO最終報告の「騒音軽減イニシアティブ」
の実施に基づく、海軍航空機運用の移転について、「嘉手納飛行
場の海軍駐機場等を主要滑走路の反対側に移転すること」が日
米合同委員会で合意された。

- ・平成21年4月19日 F-22A ラプター戦闘機12機が20日までに米ラングレー基地へ帰還。
- ・平成21年5月30日 米ラングレー基地所属F-22A ラプター戦闘機4機が嘉手納飛行場へ飛来。
- ・平成21年6月2日 米ラングレー基地所属F-22A ラプター戦闘機4機が嘉手納飛行場へ飛来。
- ・平成21年6月9日 米ラングレー基地所属F-22A ラプター戦闘機2機が嘉手納飛行場へ飛来。
- ・平成21年6月18日 米ラングレー基地所属F-22A ラプター戦闘機2機が嘉手納飛行場へ飛来。
- ・平成21年7月8日 米軍に基地内住居義務。
- ・平成21年9月29日 米アラスカ州エルメンドルフ基地所属F-22A ラプター戦闘機6機が台風避難のためグアム・アンダーセン基地から飛来。
- ・平成21年9月30日 航空自衛隊F-15イーグル戦闘機など嘉手納飛行場に一時移動(那覇空港工事)対領空侵犯措置のため。
- ・平成21年10月2日 F-22A ラプター戦闘機12機が10月2日までに米本国へ帰還。
- ・平成21年10月2日 9月29日に台風避難のため飛来していたF-22A ラプター戦闘機6機が帰還。
- ・平成21年11月13日 工場として、建物約2,100㎡を追加提供。
- ・平成22年3月30日 事務室等として、国土交通省大阪航空局那覇空港事務所の一部、建物約70㎡と通信装置等を追加提供。
- ・平成22年11月9日 管理棟として、建物約12,000㎡、工作物(門等)を追加提供。
- ・平成22年5月26日 米ホロマン空軍基地からF-22A ラプター戦闘機4機が嘉手納基地へ飛来(8月30日帰還)。
- ・平成22年6月1日 米ホロマン空軍基地からF-22A ラプター戦闘機4機が嘉手納基地へ飛来(8月30日帰還)。
- ・平成22年6月7日 米ホロマン空軍基地からF-22A ラプター戦闘機4機が嘉手納基地へ飛来(8月30日2機・9月2日2機帰還)。
- ・平成22年6月25日 岩国基地所属のF/A-18ホーネット戦闘攻撃機12機が嘉手納基地へ飛来(8月7日までに帰還)。
- ・平成22年8月3日 岩国基地所属のF/A-18ホーネット戦闘攻撃機12機が嘉手納基地へ飛来(9月26日までに帰還)。
- ・平成22年8月3日 岩国基地所属のAV-8Bハリアー攻撃機8機が嘉手納基地へ飛来(9月26日までに帰還)。

- ・ 平成22年8月13日 バージニア州ラングレー基地所属のF-22Aラプター戦闘機8機が嘉手納基地へ飛来（8月20日帰還）。
米海兵隊岩国基地から飛来したF / A-18ホーネット戦闘攻撃機などを含め、外来機が40機余り駐留する異常事態となった。
- ・ 平成23年1月12日 アラスカ州エルメンドルフからF-22Aラプター戦闘機4機が約4ヶ月間一時配備（4月18日帰還）。
- ・ 平成23年1月16日 アラスカ州エルメンドルフからF-22Aラプター戦闘機4機が約4ヶ月間一時配備（4月18日帰還）。
- ・ 平成23年1月17日 アラスカ州エルメンドルフからF-22Aラプター戦闘機7機が約4ヶ月間一時配備（4月22日帰還）。
- ・ 平成23年6月14日 岩国基地よりF / A-18ホーネット戦闘攻撃機20機が6月28日まで通常訓練を行うため嘉手納基地へ飛来。
- ・ 平成23年7月22日 カリフォルニア州リムーア海軍航空基地所属のF / A-18ホーネット戦闘攻撃機4機が嘉手納基地へ飛来。
- ・ ” カリフォルニア州ミラマー海兵隊基地所属のF / A-18ホーネット戦闘攻撃機4機が嘉手納基地へ飛来。
- ・ 平成24年6月8日 韓国クンサン空軍基地所属のF-16ファイティングファルコン戦闘機12機とおおよそ130人の要員が、おおよそ2週間にわたる訓練のため飛来。
- ・ 平成24年7月9日 岩国基地からAV-8Bハリアー攻撃機が約30日間にわたる通常訓練のため飛来。
- ・ 平成24年7月28日 米ラングレー基地よりF-22Aラプター戦闘機8機が飛来（10月11日帰還）。
- ・ 平成24年7月29日 米ラングレー基地よりF-22Aラプター戦闘機2機が飛来（10月11日帰還）。
- ・ 平成24年7月31日 米ラングレー基地よりF-22Aラプター戦闘機2機が飛来（10月20日帰還）。
- ・ 平成24年8月13日 AV-8Bハリアー攻撃機6機・F / A-18ホーネット戦闘攻撃機10機が嘉手納基地へ飛来。嘉手納基地では7月28日より暫定配備されたF-22ラプター戦闘機12機も飛来しており外来機が集中。
住民からの苦情が8月8日から16日までに8件寄せられた。
- ・ 平成25年1月14日 バージニア州ラングレー・ユースティス統合基地よりF-22Aラプター戦闘機9機が嘉手納基地に飛来（約4ヶ月間の暫定配備）。

- ・ 平成25年1月22日 バージニア州ラングレー・ユースティス統合基地よりF-22Aラプター戦闘機3機が嘉手納基地に飛来（約4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成26年1月14日 バージニア州ラングレー・ユースティス統合基地よりF-22Aラプター戦闘機10機が嘉手納基地に飛来（約4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成26年1月25日 バージニア州ラングレー・ユースティス統合基地よりF-22Aラプター戦闘機2機が嘉手納基地に飛来（約4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成26年11月5日 米アラスカ州エルメンドルフ基地よりF-22Aラプター戦闘機8機が嘉手納基地に飛来（11月21日帰還）。
- ・ 平成26年11月7日 米アラスカ州エルメンドルフ基地よりF-22Aラプター戦闘機4機が嘉手納基地に飛来（11月25日帰還）。
- ・ 平成27年1月15日 米ウィスコンシン州の空軍州兵部隊のF-16ファイティングファルコン戦闘機12機が嘉手納基地に飛来。（約3～4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年6月16日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ7機飛来。米バーモント州の空軍州兵部隊所属。（約3～4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年6月20日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ3機飛来。米バーモント州の空軍州兵部隊所属。（約3～4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年6月29日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ2機飛来。米バーモント州の空軍州兵部隊所属。（約3～4ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年10月22日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ5機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍所属。（約3ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年10月23日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ3機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍所属。（約3ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成27年10月26日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地へ4機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍所属。（約3ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成28年11月16日 雨水排水施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。
管理棟として、建物約1200㎡と工作物（門等）を追加提供。
給電施設として、工作物（電力線路）を追加提供。
- ・ 平成29年1月21日 平成8年のSACOの最終報告で合意されていた海軍駐機場の移転が完了。

- ・ 平成29年3月1日 整備格納庫等として、建物約14,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- ・ 平成29年5月4日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地に8機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。（約3 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成29年5月5日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地に2機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。（約3 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成29年5月10日 F-16ファイティングファルコン戦闘機が嘉手納基地に2機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。（約3 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成29年10月30日 F-35AライトニングⅡ戦闘機が嘉手納基地に2機飛来。米ユタ州ヒル空軍基地所属。（約6 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成29年11月2日 F-35AライトニングⅡ戦闘機が嘉手納基地に10機飛来。米ユタ州ヒル空軍基地所属。（約6 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成30年3月31日 倉庫として、建物約6,000㎡と工作物（ゴミ置き場等）を追加提供。
- ・ 平成30年5月30日 F-22Aラプター戦闘機が嘉手納基地に10機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。（約1 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成30年6月4日 CV-22オスプレイ嘉手納基地に4機飛来。同型機の嘉手納基地への飛来は初。
- ・ 平成30年6月8日 F-22Aラプター戦闘機が嘉手納基地へ4機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。（約1 ヶ月間の暫定配備）。
- ・ 平成30年11月9日 管理棟として、建物約5,500㎡と工作物（自転車置場等）を追加提供。
- ・ 平成31年2月3日 MC-130特殊作戦機によるパパループの使用が確認された。事前に米軍より「工事の開始は来年（平成31年1月）となり、約2年の工期を予定している。特殊作戦群関連施設の工事開始とともにMC-130は、一時的に駐機場となるパパループへ移動する。」との説明がなされていた。
- ・ 令和2年6月22日 嘉手納基地内の危険物取扱施設で火災が発生した。消火時には放水により施設内で保管されていた次亜塩素酸カルシウムが反応し、塩素ガスが発生した結果、火災の煙と合わせて約数十人の基地関係者が軽い症状を訴えた。火災は同日中に鎮火された。
- ・ 令和2年7月9日 第353特殊作戦群開発計画において、開発工事全体の完了時期については未定としながらも、当初の完了見込みより2 ヶ月間の延長となる令和3年4月までずれ込むとの報道がなされた。

主 な 常 駐 機 種

	機 種	任 務	機 数
空 軍	F-15C/Dイーグル	戦闘機	約54機
	KC-135ストラトタンカー	空中給油 / 医療搬送機	約15機
	E-3Bセントリー	空中早期警戒管制機	2機
	HH-60Gペイブホーク	救難機（ヘリ）	10機
	MC-130 E/Hコンバットタロン	特殊作戦機	10機
海 軍	P-3Cオライオン	対潜哨戒機	8機
	EP-3 電子偵察機	電子偵察機	
	P-8Aポセイドン対潜哨戒機	対潜哨戒機	6機
	C-12ビーチクラフト	軽輸送機	2機
合 計			107機

※C/D C：単座型 D：複座型

※空軍所属機については、令和2年3月末現在の機数。ただし「MC-130特殊作戦機」のみ平成30年3月末現在の機数。海軍所属機については、平成29年3月末現在の機数。

嘉手納基地に飛来する外来機種

機 種	任 務
F-16Cファイティングファルコン	戦 闘 機
F-15Eストライクイーグル	〃
F/A-18ホーネット	戦 闘 ・ 攻 撃 機
F-22Aラプター	高 性 能 戦 闘 機
F-35BライトニングⅡ	戦 闘 機
A-10サンダーボルトⅡ	攻 撃 機
RC-135V/Wリベットジョイント	電 子 偵 察 機
RC-135Sコブラボール	〃
WC-135Cコンスタントフェニックス	〃
EP-3EアリーズⅡ	〃
E-2Cホークアイ	早 期 警 戒 機
KC-10エクステンダー	空中給油・輸送機
C-5ギャラクシー	輸 送 機
C-12Fフェーロン	〃
C-17グロースマスターⅢ	〃
C-37ガルフストリーム	〃
C-130ハーキュリーズ	〃
CV-22B オスプレイ	〃
MV-22B オスプレイ	〃
CMV-22B オスプレイ	〃
C-12Jビーチクラフト	軽 輸 送 機
AH1-Z バイパー	攻 撃 ヘ リ

CH-46Eシーナイト	救難／輸送ヘリ
CH-53Eスーパースタリオン	強襲用大型ヘリ
UH-1Nイロコイ	連絡／輸送ヘリ
C-32A（エアーフォース・トゥ）	要人輸送機
KC-135ストラトタンカー	空中給油／医療輸送機
B747Fエバーグリーン	軍用輸送機
MD11オムニ・エア	”
ユナイテッド	”
ノースアメリカン	”
アトラスエア	”
アメリカン・トランス・エア	”

嘉手納基地に常駐する機種



F-15Cイーグル戦闘機

全	幅	13.05メートル
全	長	19.43メートル
全	高	5.63メートル
自	重	12,973kg
最 大	速 度	M2.5
航 続	距 離	1,852km
乗	員	1名
最 大	離 陸 重 量	30,844kg
推	力	1個エンジンにつき10,809kg



KC-135Rストラトタンカー空中給油/医療搬送機

全	幅	39.88m
全	長	41.53m
全	高	12.70m
巡 航	速 度	時速854km
航 続	距 離	4,630km
乗	員	3名
最 大	離 陸 重 量	146,280kg
推	力	1個エンジンにつき9,813kg



E-3セントリー空中早期警戒管制機

全	幅	44.43m
全	長	46.61m
全	高	12.73m
自	重	77,995kg
最 大	速 度	時速852km
航 続	時 間	11時間
乗	員	20名
最 大	離 陸 重 量	147,420kg
推	力	1個エンジンにつき9,525kg



HH-60Gベイブホーク救難機(ヘリ)

全	幅	16.36m
全	長	19.76m
全	高	3.76m
自	重	5,126kg
最 大	速 度	時速269km
航 続	距 離	602km
乗	員	3名
最 大	離 陸 重 量	9,979kg



P-8Aポセイドン

全	幅	37.64m
全	長	39.47m
全	高	12.83m
自	重	62,730kg
巡 航 速 度	時速	906km
乗 員		9名
最大離陸重量		85,820kg
推 力		1個エンジンにつき12,383kg



P-3Cオライオン対潜哨戒機

全	幅	30.38m
全	長	35.61m
全	高	10.27m
自	重	27,891kg
最 大 速 度	時速	761km
乗 員		11名
最大離陸重量		64,410kg



UC-12F

全	幅	16.61m
全	長	13.34m
全	高	5.61m
自	重	3,660kg
最 大 速 度	時速	535km
航 続 距 離		3,495km
乗 員		2名
最大離陸重量		5,670kg



MC-130J特殊作戦機



EP-3Eアリーズ電子偵察機

嘉手納基地に飛来する機種



F-16Cファイティングファルコン戦闘機

全	幅	9.45m
全	長	15.04m
全	高	5.09m
自	重	8,437kg
最 大	速 度	M2.0
乗	員	1名
最 大	離 陸 重 量	19,187kg
推	力	13,154kg



A-10サンダーボルトⅡ 攻撃機

全	幅	17.53m
全	長	16.26m
全	高	4.47m
自	重	9,730kg
最 大	速 度	時速657km
航 続	距 離	1,000km
乗	員	1名
最 大	離 陸 重 量	22,680kg
推	力	1個エンジンにつき4,111kg



MV-22Bオスプレイ

全	幅	25.58m
全	長	17.48m
全	高	6.37m
自	重	15,177kg
最 大	巡 航 速 度	時速463km
航 続	距 離	722km
乗	員	3名+24名
最 大	離 陸 重 量	27,443kg



CV-22Bオスプレイ

全	幅	25.58m
全	長	17.4m
全	高	6.73m
巡 航	速 度	時速446.3km
乗	員	4名+24座席
最 大	滑 走 離 陸 重 量	27,443kg



CH-53Eスーパースタリオン強襲用大型ヘリ

主回転翼直径	24.10m
全長	30.20m
全高	8.65m
自重	15,072kg
最大速度	時速315km
航続距離	2,075km
乗員	7名
最大離陸重量	31,640kg



AH-1Zバイパー

主回転翼直径	14.6m
全長	17.8m
自重	5,580kg
巡航速度	時速296km
航続距離	685km
乗員	2名
最大離陸重量	8,390kg



F/A-18Cホーネット戦闘・攻撃機

全幅	11.43m
全長	17.07m
全高	4.66m
自重	10,810kg
最大速度	時速1,915km
乗員	1名
最大離陸重量	23,541kg
推力	1個エンジンにつき8,062kg



F-22Aラプター高性能戦闘攻撃機

全幅	13.56m
全長	18.92m
全高	5.08m
自重	14,366kg
最大速度	M2.25
航続距離	3,704km
乗員	1名
最大離陸重量	30,164kg
推力	1個エンジンにつき18,000kg



F-35Bライトニング II

全	幅	10.7m
全	長	15.6m
全	高	4.36m
自	重	14,651kg
最 大	速 度	約M1.6
航 続	距 離	1,667km
乗	員	1名
最 大	離 陸 重 量	27,216kg
推	力	18,144kg



RC-135Wリベットジョイント電子偵察機

全	幅	39.88m
全	長	41.53m
全	高	12.70m
巡 航	速 度	時速854km
航 続	距 離	4,630km
乗	員	3名
最 大	離 陸 重 量	146,280kg
推	力	1個エンジンにつき9,813kg



E-2Cホークアイ早期警戒機

全	幅	24.56m
全	長	17.6m
全	高	5.58m
自	重	18,360kg
最 大	速 度	時速620km
航 続	距 離	2,800km
最 大	離 陸 重 量	24,680kg
乗	員	5名

※スペックは「E-2Dアドバンスド・ホークアイ」のものを記載



KC-10エクステンダー空中給油／輸送機

全	幅	47.35m
全	長	55.35m
全	高	17.70m
自	重	110,962kg
巡 航	速 度	時速907km
航 続	距 離	7,038km
最 大	離 陸 重 量	267,620kg
乗	員	4名
推	力	1個エンジンにつき23,814kg



C-5ギャラクシー輸送機

全	幅	67.88m
全	長	75.54m
全	高	19.85m
自	重	169,643kg
最 大	速 度	時速889km
航 続	距 離	5,523km
最 大	離 陸 重 量	379,657kg
乗	員	6名
推	力	1個エンジンにつき19,504kg



C-17グローブマスターⅢ輸送機

全	幅	52.20m
全	長	53.04m
全	高	16.79m
自	重	122,016kg
巡 航	速 度	時速833km
航 続	距 離	4,260km
最 大	離 陸 重 量	263,083kg
乗	員	3名
推	力	1個エンジンにつき18,915kg



C-130ハーキュリーズ輸送機

全	幅	40.41m
全	長	29.79m
全	高	11.66m
自	重	38,000kg
最 大	速 度	時速610km
航 続	距 離	3,800km
最 大	離 陸 重 量	70,300kg
乗	員	4～6名、兵員64名または乗客92名



C-32A要人輸送機(エアフォース・トゥ)

全	幅	38.05m
全	長	47.19m
全	高	13.56m
自	重	57,039kg
巡 航	速 度	時速907km
航 続	距 離	7,686km
最 大	離 陸 重 量	113,395kg
乗	員	16名
推	力	1個エンジンにつき18,915kg



C-37ガルフストリーム輸送機

全	幅	28.50m
全	長	29.39m
全	高	7.87m
自	重	21,772kg
巡 航	速 度	時速924km
航 続	距 離	12,038km
最 大	離 陸 重 量	41,050kg
乗	員	2名
推	力	1個エンジンにつき6,690kg



C-12Jビーチクラフト軽輸送機

全	幅	17.65m
全	長	17.63m
全	高	4.55m
自	重	4,815kg
最 大	速 度	時速524km
航 続	距 離	2,963km
最 大	離 陸 重 量	7,688kg
乗	員	2名、乗客14名



F-15Eストライクイーグル戦闘機

全	幅	13.05m
全	長	19.43m
全	高	5.63m
自	重	14,379kg
巡 航	速 度	M2.5
航 続	距 離	1,296km
最 大	離 陸 重 量	36,741kg
乗	員	2名
推	力	1個エンジンにつき13,199kg



WC-135Cコンスタントフェニックス電子偵察機



RC-135Sコブラボール電子偵察機



CMV-22Bオスプレイ



ノースアメリカン



B747Fエバーグリーン



アトラスエア



アメリカン・トランス・エア

第2節 嘉手納弾薬庫地区の概況

1. 施設の概要

- (1) 所在地：嘉手納町、うるま市、沖縄市、恩納村、読谷村
- (2) 面積：2,658.4 ヘクタール（嘉手納町域 347.9 ヘクタール）

単位：ha（ ）は％

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	その他	計
嘉手納町	10.7	—	151.8	185.4	—	347.9 (13.1)
うるま市	3.1	0	101.0	83.6	—	187.7 (7.1)
沖縄市	28.1	0.5	425.4	348.9	—	802.9 (30.2)
恩納村	3.5	—	210.0	40.9	—	254.3 (9.6)
読谷村	66.9	0.9	319.8	678.0	—	1,065.6 (40.1)
計	112.3 (4.0)	1.4 (0.4)	1,207.9 (45.4)	1,336.7 (50.3)	—	2,658.4 (100.0)

※計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(3) 主要工作物

建物：司令部、管理事務所、弾薬貯蔵庫、弾薬補修工場、隊舎、哨舎、
家族住宅、その他

工作物：上下水道、中央監視装置、配電装置、給油所、その他

- (4) 地主数：5,271 人（嘉手納町域 209 人）
- (5) 年間借料：125 億 6 千 4 百万円（嘉手納町域 14 億 9 千 2 百万円）
- (6) 基地従業員数：308 人（MLC265 人、IHA43 人）（嘉手納町民 15 人）
- (7) 共同使用の状況（日米地位協定第2条第4項(a)）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日等
沖縄県企業局	水道施設用地等8件	33千m ²	昭47.5.15～
沖縄電力株式会社	電力施設用地等4件	161千m ²	昭47.5.15～
沖縄市	基地及び駐車場用地等6件	122千m ²	昭50.12.10～
沖縄市水道事業管理者	給水管用地	0千m ²	昭51.12.16
陸・海・空自衛隊	弾薬庫施設用地	56千m ²	平15.11.6
陸上自衛隊	汚水管用地	0千m ²	昭56.8.27
沖縄県	河川改修用地不発弾一時保管庫用地	4千m ²	昭56.3.10～
嘉手納町	酪農施設用用地	10千m ²	昭62.4.1
うるま市	下水道用地	0千m ²	昭63.10.25
うるま市水道事業管理者	上水道用地	0千m ²	昭63.10.25
個人	基地用地 2件	0千m ²	平3.6.6／平4.4.1
倉浜衛生施設組合	一般廃棄物最終処分場等	69千m ²	平7.6.1
国土交通省	ダム用地 2件	2千m ²	平8.2.7／平8.4.1
恩納村	配水池等敷地	2千m ²	平25.12.2
計	32件	703千m ²	

2. 施設の使用状況

(1) 管理部隊：第 18 航空団第 18 整備群司令部（空軍地区）／在沖米海兵隊基地司令部（海兵隊地区）

(2) 使用部隊：第 18 航空団第 18 整備群第 18 弾薬中隊、その他

(3) 使用主目的及び使用条件 (5.15 メモ等より)

使用主目的：弾薬庫

使用条件 a：1 回当たり 50 ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、共同爆発物処理場として指定された区域において行われる。

b：本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(4) 現状及び任務

嘉手納弾薬庫地区は、極東最大の米空軍基地といわれる嘉手納飛行場に隣接し、2 市 1 町 2 村にまたがる広大な森林地域にある。この地域は、リュウキュウマツやスタジイの群落など山林が広がっており、貴重な動植物が生息しているほか、本島中部地区において水源が最も豊富なところで長田川、平山川、与那原川、比謝川があり貴重な水資源涵養林地域となっているところである。

嘉手納弾薬庫地区は、昭和 47 年 5 月 15 日の復帰の際に「嘉手納弾薬庫」、「比謝川サイト」、「波平弾薬庫」、「読谷合同弾薬処理場」、「陸軍サービス弾薬庫」、「知花弾薬庫」、「嘉手納タカン弾薬庫」、「嘉手納ボルタック弾薬庫」及び「東恩納弾薬庫」が、「嘉手納弾薬庫地区」として統合されたものであり、空軍、海兵隊、海軍及び陸軍の各種兵器の貯蔵庫として、また、極東地域への弾薬類の統合貯蔵補給地区として、極めて重要な役割を果たしている。同弾薬庫地区は、従来陸軍が管理していたが、在沖米陸軍の機構の再編成に伴い、昭和 53 年 7 月頃に陸軍の弾薬庫が韓国や中近東に移設されたため、同年 10 月 1 日から第 18 航空団（当時、第 313 航空師団）第 18 整備群第 18 弾薬中隊（当時、第 400 弾薬整備中隊）が管理運営し、陸軍、海軍、空軍、海兵隊、四軍全部の任務を支援している。

主要部隊は第 18 航空団第 18 整備群の第 18 弾薬中隊で、太平洋地域に展開する米軍が使用する通常弾薬の貯蔵、整備などを行っている。

また、海軍は、南部弾薬庫や那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島にあった海軍弾薬庫の返還に伴い、昭和 51 年 8 月 31 日に移設されたもので、空軍地域の一部を使用し、P-3C オライオン対潜哨戒機の魚雷弾頭や爆雷を貯蔵している。基地内は、弾薬貯蔵庫地域と保安地域に分かれている。弾薬貯蔵庫地域は、立入りも厳重にチェックされ、特定の場所以外は禁煙とされており、弾薬貯蔵庫群のほかに弾薬補修工場、

検査室、管理事務所等があり、弾薬の再生、組立、貯蔵施設管理が行われている。

近年、嘉手納弾薬庫地区のシルバーフラッグサイトにおいて、エックスプローセブ・シミュレーター（模擬爆発装置）と水蒸気を使用した基地修復訓練が実施されている。同訓練は、爆撃などで破壊された滑走路を再び使用できる状態に修復する訓練で、かつては、グラウンド・バースト・シミュレーター（地上爆発模擬装置）と発煙装置を使用していたため、爆発音による騒音をはじめ、平成 16 年 12 月 10 日には、同訓練により発生した赤い煙が住宅地域や嘉手納高等学校に流れ込み、同校で授業の中断や、生徒がのどや目の痛みを訴えるなどの被害がでた。

平成 18 年 5 月 1 日に日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、米軍のパトリオット・ミサイル PAC-3 が配備され、同年 12 月末には、その一部運用が開始された。

平成 23 年 9 月の敬老の日に無通告で弾薬処理が実施され、大きな爆発音が広範囲に響き、地域住民に不安を与えた。



嘉手納弾薬庫地区(ジュリエットゲート)



嘉手納弾薬庫地区(ファーマーズゲート)

3. 嘉手納弾薬庫地区の経緯

年 月 日	事 項
・昭和20年	米軍の軍事占領と同時に使用開始。当初は嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫が建設され、その後読谷合同廃弾処理工場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫及び東恩納弾薬庫が建設拡張された。
・昭和47年5月15日	復帰に際し、9施設が統合され、嘉手納弾薬庫地区として提供施設となる。
・昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で一部の無条件（嘉手納久得、62,000㎡）及び移設条件つき（国道58号西側部分、国道58号東側沿線、旧東恩納弾薬庫地区9,600,000㎡）返還が合意。
・昭和51年8月31日	南部弾薬庫及び那覇空軍・海軍補助施設の瀬長島にあった海軍の弾薬庫が移設される。
・昭和51年11月30日	62,000㎡（嘉手納町久得）が返還される。
・昭和52年1月27日	保安柵として囲障が追加提供される。
・昭和52年3月10日	弾薬庫施設として建物1,500㎡が追加提供される。
・昭和52年4月30日	492㎡が返還される。
・昭和52年5月14日	58,000㎡（沖縄市知花、読谷村比謝）が返還される。
・昭和52年9月30日	125,000㎡（読谷村親志、恩納村山田）が返還される。
・昭和52年11月30日	沖縄市部分32,000㎡が返還され、自衛隊へ使用転換される。
・昭和53年1月30日	読谷飛行場の一部返還に伴う代替施設として犬舎等建物486㎡と在日施設調整計画に基づく境界柵が追加提供される。
・昭和53年3月31日	1,578,000㎡（読谷村座喜味、国道58号沿線）が返還される。
・昭和53年10月1日	陸軍使用部隊が空軍へ移管される。
・昭和53年10月19日	建物370㎡と舗床、擁壁等工作物が追加提供される。
・昭和54年3月22日	建物約490㎡と給排水施設等が追加提供される。
・昭和55年12月15日	14,411㎡（沖縄市知花）が返還される。
・昭和56年11月27日	下水管工作物として追加提供される。
・昭和57年5月15日	20,000㎡（沖縄市知花）が返還される。
・昭和58年3月31日	452,000㎡（沖縄市、具志川市）が返還される。
・昭和58年7月29日	石油検査施設として建物650㎡が追加提供される。
・昭和61年3月28日	住宅の用地として土地440㎡が追加提供される。
・昭和61年4月2日	土地440㎡が返還される。

- ・ 昭和61年10月2日 土地9,200㎡が嘉手納町の酪農施設等用地として共同使用。
- ・ 昭和61年10月31日 工作物として保安柵が追加提供される。
- ・ 昭和62年2月5日 土地約9,200㎡が嘉手納町の酪農施設等用地として共同使用。
- ・ 昭和62年2月5日 住宅等として建物約29,000㎡と工作物が追加提供される。
- ・ 昭和62年8月31日 土地約78,100㎡が返還される。
- ・ 昭和62年9月18日 土地約210㎡が道路用地として追加提供される。
- ・ 昭和62年12月11日 住宅等として建物約4,200㎡と工作物が追加提供される。
- ・ 昭和63年11月2日 土地約1,385㎡が石川市上・下水道管の埋設用地とし共同使用。
- ・ 昭和63年12月31日 土地約8,750㎡が返還される。
- ・ 平成元年2月8日 建物約3,900㎡が倉庫と工作物として追加提供される。
- ・ 平成元年3月31日 建物約20㎡が監視室と工作室として追加提供される。
- ・ 平成元年6月1日 建物約260㎡が機械室と工作物として追加提供される。
- ・ 平成2年6月19日 日米合同委員会は、一部返還に向けて調整・手続きを進めることを確認した。

- ・ 平成4年3月31日 土地72㎡が返還される。
- ・ 平成4年5月14日 1,918㎡（国道58号、旧東恩納弾薬庫地区）が返還。
- ・ 平成5年9月27日 保安柵として、工作物が追加提供される。
- ・ 平成6年6月2日 工場等として、建物約3,200㎡と工作物が追加提供される。
- ・ 平成7年10月3日 弾薬庫用地として、土地約2,600㎡が追加提供される。
- ・ 平成7年10月31日 道路用地約3,200㎡が返還される。
- ・ 平成7年11月1日 弾薬庫用地として、土地約2,600㎡が追加提供される。
- ・ 平成7年12月31日 瑞慶山ダム用地約753,000㎡が返還される。
- ・ 平成8年7月26日 給油施設等として、工作物が追加提供される。
- ・ 平成8年10月9日 嘉手納弾薬庫地区内で戦闘機に搭載するミサイルを入れたコンテナが運搬中の米軍トレーラーから落下する事故が発生。
- ・ 平成9年3月27日 倉庫として、建物約8,400㎡と工作物（照明装置等）を追加提供される。

- ・ 平成11年3月15日 嘉手納バイパス用地約769,000㎡が返還される。
- ・ 平成11年7月15日 諸標として、工作物が追加提供される。
- ・ 平成11年12月31日 福祉工場施設増設用地約2,900㎡が返還される。
- ・ 平成12年2月29日 石川バイパス用地約19,700㎡が返還される。
- ・ 平成12年10月31日 諸標として、工作物が追加提供される。
- ・ 平成14年2月7日 境界柵として、工作物が追加提供される。

- ・平成14年12月12日 揚水ポンプ室等として、建物約80㎡と工作物（門等）が追加提供される。
- ・平成15年7月20日 橋梁等として、工作物が追加提供される。
- ・平成15年8月28日 弾薬庫として、建物約930㎡と工作物が追加提供される。
- ・平成15年12月31日 県道74号線拡幅用地7,154㎡が返還される。
- ・平成16年11月1日 ごみ焼却施設および搬入道路用地約90,000㎡を返還。
- ・平成16年11月18日 嘉手納弾薬庫でGBS訓練爆竹音35回。異例の多さ。
- ・平成16年12月10日 GBS訓練で弾薬庫地区から赤い煙が嘉手納高校に流れ込む。煙充滿し生徒はパニックに。学校は「ここは戦場ではない」とコメント。
- ・平成16年12月12日 町長は米軍に対しGBS訓練の即時中止と訓練施設の他地域への移設を強く要請した。「町民の我慢は限界」
- ・平成17年11月10日 送油施設等として、工作物（送油管、舗床）を追加提供。
- ・平成18年5月31日 土地約24,000㎡を返還。
- ・平成18年10月31日 自衛隊の覆道式射撃場及び訓練用地約584,000㎡を返還。
- ・平成19年3月29日 境界標等として、工作物（境界標、保安壁等）を追加提供。
- ・平成19年4月26日 通信線路として、工作物（通信線路）を追加提供。
- ・平成21年2月24日 境界柵を追加提供。
- ・平成21年9月29日 送油管等を追加提供。
- ・平成22年2月26日 ゴルフ場施設として、建物約2,600㎡を追加提供。
- ・平成22年7月8日 工場等として、建物約910㎡を追加提供。
- ・平成25年4月 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表され、嘉手納弾薬庫地区の知花地区が、牧港補給地区の国防省支援機関の施設及びキャンプ瑞慶覧のスクールバスサービス関連施設の移設先とされた。
- ・平成27年1月30日 統合計画に基づき作成された「嘉手納弾薬庫地区の知花マスタープラン」が日米合同委員会で承認。
- ・令和3年1月28日 日米合同委員会は、牧港補給地区の倉庫群を嘉手納弾薬庫知花地区に移設する計画に伴い、弾薬庫内の施設配置について当初の計画の見直しを合意。米軍提供施設・区域の面積に変更はないものの、基地内の移設対象となる面積は当初の約45haから約80haに変更となる。

第3節 陸軍貯油施設の概況

1. 施設の概要

- (1) 所在地：嘉手納町、うるま市、沖縄市、北谷町、宜野湾市
- (2) 面積：127.7ヘクタール（嘉手納町域13.4ヘクタール）
- (3) 主要工作物等

単位:ha()は%

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	その他	計
嘉手納町	0.9	1.0	—	11.5	—	13.4 (10.5)
沖縄市	0.2	0.2	0.7	0.3	—	1.4 (1.1)
うるま市	5.9	—	19.0	47.1	—	72.0 (56.4)
北谷町	2.7	—	0	38.1	—	40.8 (31.9)
宜野湾市	0.1	—	0	0.1	—	0.1 (0.1)
計	9.8 (7.7)	1.2 (0.9)	19.7 (15.4)	97.0 (76.0)	—	127.7 (100.0)

※他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが、当該施設の面積には含まれない。

※計数は四捨五入によるため符合しないことがある。

建物：管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、監視室、警護所、その他

工作物：送油管、上下水道、燃料貯油所、消火施設、火災モニター施設、その他

- (4) 地主数：1,020人（嘉手納町域107人）
- (5) 年間借料：15億1千8百万円（嘉手納町域2億6百万円）
- (6) 基地従業員数：139人（MLC130人・MC9人）（嘉手納町民5人）
- (7) 共同使用の状況（地位協定2-4-(a)）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日等
沖縄県	下水道施設用地	1千m ²	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地等2件	9千m ²	昭47.5.15
沖縄県企業局	水道施設用地等4件	2千m ²	昭47.5.15～
海上自衛隊	道路等用地	10千m ²	昭51.3.15
うるま市水道事業管理者	水道施設用地等4件	0千m ²	昭55.11.6～
北谷町	雨水配水路用地	0千m ²	平元12.5
北谷町水道事業管理者	配水管用地	0千m ²	平4.12.8
個人企業	進入路用地	0千m ²	平5.1.1
国土交通省	ダム用地2件	3千m ²	平8.2.7／平8.4.1
沖縄市	公共下水道用地	0千m ²	平15.4.1
宜野湾市	雨水管および汚水管用地	0千m ²	平17.7.7
倉浜衛生施設組合	ごみ搬入用道路	1千m ²	平19.6.1
計	20件	26千m ²	

2. 施設の使用状況

- (1) 管理部隊：米陸軍沖縄基地管理本部
- (2) 使用部隊：国防兵站局エネルギー部門、その他
- (3) 使用主目的及び使用条件（5.15 メモ等より）

使用主目的：POL（Petroleum,oils,lubricants 燃料・油脂・潤滑油）関連施設

使用条件：

a 使用時間

- (a) 金武湾 POL 貯蔵水域は、合衆国軍隊の POL 貯蔵施設の一部として常時使用される。
- (b) 桑江第 2 貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

b 通告の方法

現地合衆国当局は、金武湾 POL 貯蔵区域の第 2 及び第 3 水域を合衆国軍隊が使用する 7 日前までに現地防衛施設局へ通告する。

c 制限の内容

- (a) 桑江第 2 貯油区域の水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。
- (b) 金武湾 POL 貯蔵水域には、次の各項が適用される。
 - 1. 第 1 水域の水面域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
 - 2. 第 2、第 3 及び第 4 水域の水面域においては、投錨、浚渫、トロール、建設、破壊並びに貯油施設、モノブイ、三点式係留システム、海底送油管、係留用通信線、腐食防止線及び腐食防止板を損傷するおそれのあるいかなる活動も制限される。
 - 3. 第 2 水域内で船舶がモノブイに係留されている時は、許可された船舶又は人員以外はモノブイから 366 メートル以内を通過してはならない。
 - 4. 第 3 水域内で船舶が三点係留システムに係留中又は係留作業中は、合衆国軍隊により許可を受けた船舶又は職員以外は、その船舶から 100 メートル以内の距離を通過してはならず、目的地への最短航路を航行するものとする。
 - 5. 前記の 2、3 及び 4 に記す場合を除き、第 2、第 3 及び第 4 水域における漁船の航行は、制限されない。

(4) 現状及び任務

陸軍貯油施設は、金武第 1、第 2、第 3 タンクファーム、天願ブースターステー

ション、桑江第1、第2タンクファーム、桑江ブースターステーション、これらの施設を連結する幅30フィート(9.1メートル)の送油管敷設からなっている。貯油施設は、うるま市の天願栈橋、キャンプ・コートニーに隣接する地域と嘉手納飛行場に隣接する地域にある。

施設を連結する送油管は、以前は那覇港湾施設から嘉手納飛行場に至る北上ラインと天願栈橋から嘉手納飛行場及び普天間飛行場へ送る南下ラインがあって、基地間を連結していた。北上ラインについては、那覇港湾施設の全面返還合意に伴い、那覇港湾施設タンク地区(昭和61年返還)の18基の代替タンクを金武第1、第2、第3タンクファーム及び桑江タンクファームに建設し、その機能が移設されたことにより北上ラインは完全に撤去された。南下ラインは、金武タンクファームから嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、桑江ブースターステーション、キャンプ瑞慶覧を通して普天間飛行場までの送油管施設が残っている。

送油管は2～4本からなり、金武湾沖合の石油ポイントからジェット燃料やガソリン、ディーゼル燃料等を主要な米軍基地へ送っている。

3. 陸軍貯油施設の経緯

年 月 日	事 項
・昭和20年～27年	嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設。
・昭和27年4月 ～28年8月	那覇～嘉手納、嘉手納～具志川、伊佐～普天間間にパイプラインを敷設。
・昭和47年5月15日	復帰に際し、キャンプ桑江第1及び第2貯油施設、金武湾第1、第2及び第3貯油施設、天願ブースターステーション、キャンプ桑江ブースターステーションが統合され、陸軍貯油施設として提供施設となる。
・昭和49年1月21日	土地(377㎡水釜地内)嘉手納町が下水道管の埋設用地として共同使用。
・昭和49年9月	沖縄国際海洋博に向けての国道58号拡張工事に伴いパイプラインを一部移設(伊佐三叉路付近、嘉手納町比謝橋～読谷補助飛行場等3箇所)。
・昭和49年10月14日	米軍はパイプライン前線の腐食度を調査(テキサス州・A・～19日M・F・チューブスコープ社によるライナーログ調査)。

- ・ 昭和49年12月 国道332号沿いの露出パイプライン、バルブボックス (V,B)
 ～ 50年1月 No.1 ～No.3付近のパイプライン、約700mを撤去、一部基地内に
 移設。
- ・ 昭和50年3月～ 6月 米軍はライナーローグ調査に基づき、腐食度50%以上の重度腐
 食部分5箇所を取替え工事を実施。
- ・ 昭和51年7月8日 第16回日米安全保障協議委員会で嘉手納町～読谷村間の無条件
 返還と那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷町～具志川市間の
 送油管区域の大部分の移設条件につき返還を合意。
- ・ 昭和52年1月27日 保安柵として、工作物が追加提供となる。
- ・ 昭和52年12月15日 キャンプ・ヘーグ（当時）の土地5,300㎡と砂辺陸軍補助施設の
 土地14,200㎡がPOL施設に統合される。
- ・ 昭和53年3月31日 沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷1千㎡が返還さ
 れる。パイプライン敷1,440㎡（イーズメント）が追加提供される。
- ・ 昭和53年6月30日 国場川を通るパイプライン敷1,700㎡が返還される。
- ・ 昭和53年7月27日 沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷1,660㎡が追加
 提供される。
- ・ 昭和54年5月4日 土地約2,400㎡と工作物（送油管）が追加提供される。
- ・ 昭和56年2月28日 嘉手納飛行場から読谷補助飛行場へ通ずるパイプライン敷地約
 10,503㎡が返還される。
- ・ 昭和56年4月30日 土地約10,000㎡（砂辺電力線敷、那覇市公園用地）が返還される。
- ・ 昭和56年6月18日 土地約870㎡が送油管敷設用地として追加提供される。
- ・ 昭和57年5月14日 奥武山運動公園内を通るパイプライン敷地2,400㎡が返還される。
- ・ 昭和58年7月29日 整備工場等として建物約840㎡と工作物（囲障等）が追加提供さ
 れる。
- ・ 昭和59年3月31日 土地1,360㎡（県道75号線用地、具志川市部分）が返還される。
- ・ 昭和59年5月14日 土地71,700㎡が返還される。（沖縄市、北谷町、嘉手納町を通る
 大部分を施設内へ移設、第16回安保協合意分）
- ・ 昭和60年6月30日 土地50,200㎡が返還される。（浦添市伊祖以南、第16回安保協
 合意分）
- ・ 昭和60年9月30日 土地5,000㎡が返還される。
- ・ 昭和60年10月15日 ポンプ室等として建物約30㎡と工作物（貯水管等）が追加提供
 される。
- ・ 昭和61年7月11日 送油施設として工作物（送油管等）が追加提供される。

- ・ 昭和62年11月27日 送油施設として工作物（送油管等）が追加提供される。
- ・ 昭和63年5月19日 土地約250㎡を沖縄県が道路用地として共同使用。
- ・ 平成元年2月8日 土地約460㎡を宜野湾市が下水道管の埋設用地として共同使用。
- ・ 平成元年3月17日 建物約20㎡と工作物（送油管等）が追加提供される。
- ・ 平成元年5月26日 油送施設として工作物（送油管等）が追加提供される。
- ・ 平成2年6月19日 日米合同委員会は、昭和60年県知事訪米返還要請事案の4.3haの返還に向けて調整手続きを進めることを確認した。
- ・ 平成2年12月31日 浦添一宜野湾間のパイプライン部分4.3haが返還される。
- ・ 平成3年2月23日 貯油施設等として貯槽等が追加提供される。
- ・ 平成3年12月31日 土地360㎡が返還される。（県道75号線に接する具志川市部分）
- ・ 平成4年12月31日 土地190㎡（具志川市部分）が返還される。
- ・ 平成6年3月31日 土地約150㎡（具志川市部分）が返還される。
- ・ 平成8年6月30日 土地約13,500㎡（宜野湾市部分）が返還される。
- ・ 平成8年7月3日 消火施設が追加提供される。
- ・ 平成10年12月17日 送油施設として送油管等が追加提供される。
- ・ 平成15年3月31日 土地約11,000㎡を返還（桑江ブースター・ステーション）。
- ・ 平成16年7月8日 送油管制御ケーブルとして、工作物（電信線路等）を追加提供。
- ・ 平成16年11月4日 門等として、工作物（門等）を追加提供。
- ・ 平成17年9月30日 土地約1,200㎡を返還（金武湾タンクファームの一部）。
- ・ 平成17年11月10日 機会室等として、建物約430㎡と工作物（門等）を追加提供。
- ・ 平成17年12月16日 キャンプ桑江の土地約7,800㎡を統合。
- ・ 平成18年5月1日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において、第1桑江タンク・ファームの全面的返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
- ・ 平成19年3月29日 係留施設として、工作物（係留施設等）を追加提供。
- ・ 平成21年3月31日 工作物（橋梁等）を追加提供。
- ・ 平成22年11月10日 倉庫として、建物約320㎡と工作物（水道等）を追加提供。
- ・ 平成25年3月15日 米国陸軍第505燃料補給大隊から国防兵站局エネルギー部門へ移管。
- ・ 平成25年4月5日 「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームは沖縄において代替施設が提供され次第、2022年度又はその後に返還可能とされた。

第4章 基地と町民生活

第4章 基地と町民生活

第1項 航空機騒音の現状

嘉手納基地は、昭和20年米軍の占領以来逐年整備され、昭和25年6月の朝鮮戦争勃発を契機に軍用機の動力がプロペラからジェットエンジンへと移行する過程を経て、大型爆撃機や新鋭のジェット戦闘機等が配備されてきた。これに伴って、航空機騒音も倍加し航空機基地の宿命ともいうべき騒音被害が問題化してきた。

同基地には、F-15C/D イーグル戦闘機、KC-135R ストラトタンカー空中給油機、E-3B セントリー空中早期警戒管制機、P-3C オライオン対潜哨戒機、P-8A ポセイドン対潜哨戒機、EP-3E アリズ II 電子偵察機、MC-130J 特殊作戦機など約100機が常駐しており、これらの常駐機による飛行訓練やタッチアンドゴー訓練、エンジン調整などにより70デシベルを超える騒音が日常的に発生し、加えてF/A-18 スーパーホーネット戦闘攻撃機やF-22 ラプター戦闘機、F-35A ライトニングII 戦闘機等の外来機が度々飛来するなど、会話や安眠はもとより、電話の中断、テレビやラジオの視聴の妨げなど、地域住民は騒音被害に悩まされている。

近年では、平成29年1月に海軍駐機場の沖縄市側への移動が完了するなど、騒音軽減に向けた取り組みについて一定の成果も見られるが、一方で、平成31年2月より第353特殊作戦群（現：第353特殊作戦航空団）による住宅地域に隣接する「パパーループ」と呼ばれるエリアの使用が開始され、昼夜を問わずエンジン調整が行われるなど、地域住民への騒音被害は後を絶たない。



通称「パパーループ」に駐機するMC-130 特殊作戦機

第1節 騒音とは

日常生活を営むなかで音は常に身の回りで発生している。音を聞く時は個人間で差異があり、心理的、感覚的なものが大きく作用するので、聞く人によってそれぞれ感じ方が違う。そのため騒音の定義は難しく一般的に「あることの好ましくない音」、「ないほうがよい音」が騒音といわれている。具体的には、(1) 生理的に障害を起こすような音、(2) 大きい音、(3) 音色の不快な音 (4) 音声などの聴取を妨げる音、(5) 勉強や事務能率を低下させる音、(6) 休養や安眠を妨げる音などである。このような騒音の測定単位として「dB (デシベル)」が用いられる。

騒音の目安

デシベル	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通る時のガードの下
90	騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内
70	電話のベル
60	普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内

※環境庁大気保全局編「騒音規制法の解説」より

(1) 騒音測定

本町では、騒音の実態を把握し、騒音の軽減緩和対策要請活動の資料にするため昭和53年から航空機騒音測定器を町役場屋上に設置し常時測定を行ってきた。平成7年12月には嘉手納町航空機騒音オンラインシステムを導入し、測定資料の迅速化、正確化、事務の省力化を図っている。その後、平成9年4月に嘉手納勤労者体育センター（現：兼久体育館）、平成11年7月に屋良地区民家（平成31年3月に東区コミュニティセンターへ移設）、令和2年11月にロータリープラザに測定局を増設し、現在は町内4か所（沖縄県が設置しているものを除く）で航空機騒音の測定を行っている。



航空機騒音測定器

航空機騒音測定器配置図

位置	測定地点	設置者	機種	測定条件
①	嘉手納町役場 (滑走路から約1 km)	嘉手納町	リオン(株)製 NA-39型 環境騒音観測装置	・70デシベル以上で3秒以上の継続音 ・上空音識別装置あり
②	兼久体育館 (滑走路から約1.4 km)	〃	〃	・70デシベル以上で5秒以上の継続音 ・上空音識別装置あり
③	東区コミュニティセンター (滑走路から約0.7 km)	〃	〃	・70デシベル以上で3秒以上の継続音 ・上空音識別装置あり
④	ロータリープラザ (滑走路から約1.1 km)	〃	〃	〃
⑤	嘉手納町立屋良小学校 (滑走路から約0.7 km)	沖縄県	日本音響 エンジニアリング(株)製 DL-100 航空機騒音自動測定装置	・騒音値が暗騒音レベルより10デシベル以上で5秒以上の継続音 ・トランスポンダ応答信号電波を受信したもの



(2) 航空機騒音測定結果

測定対象飛行場 : 嘉手納飛行場

測 定 局 : 嘉手納局 嘉手納町役場庁舎屋上
兼久局 兼久体育館屋上
屋良局 東区コミュニティセンター屋上

※平成31年3月に屋良地域個人住宅より移設

ロータリープラザ局 ロータリープラザ屋上

測 定 機 種 : 自動騒音測定器 NA-39 型 リオン(株) 製

※令和2年10月まではNA-37型

測 定 条 件 : 70デシベル以上で3秒以上(兼久局のみ5秒以上)の継続音・上空音識別
装置あり

測 定 期 間 : 平成25年度から令和2年度まで

※ロータリープラザ局は令和2年11月16日より測定開始のため、次ページ以降の測定結果は省略。

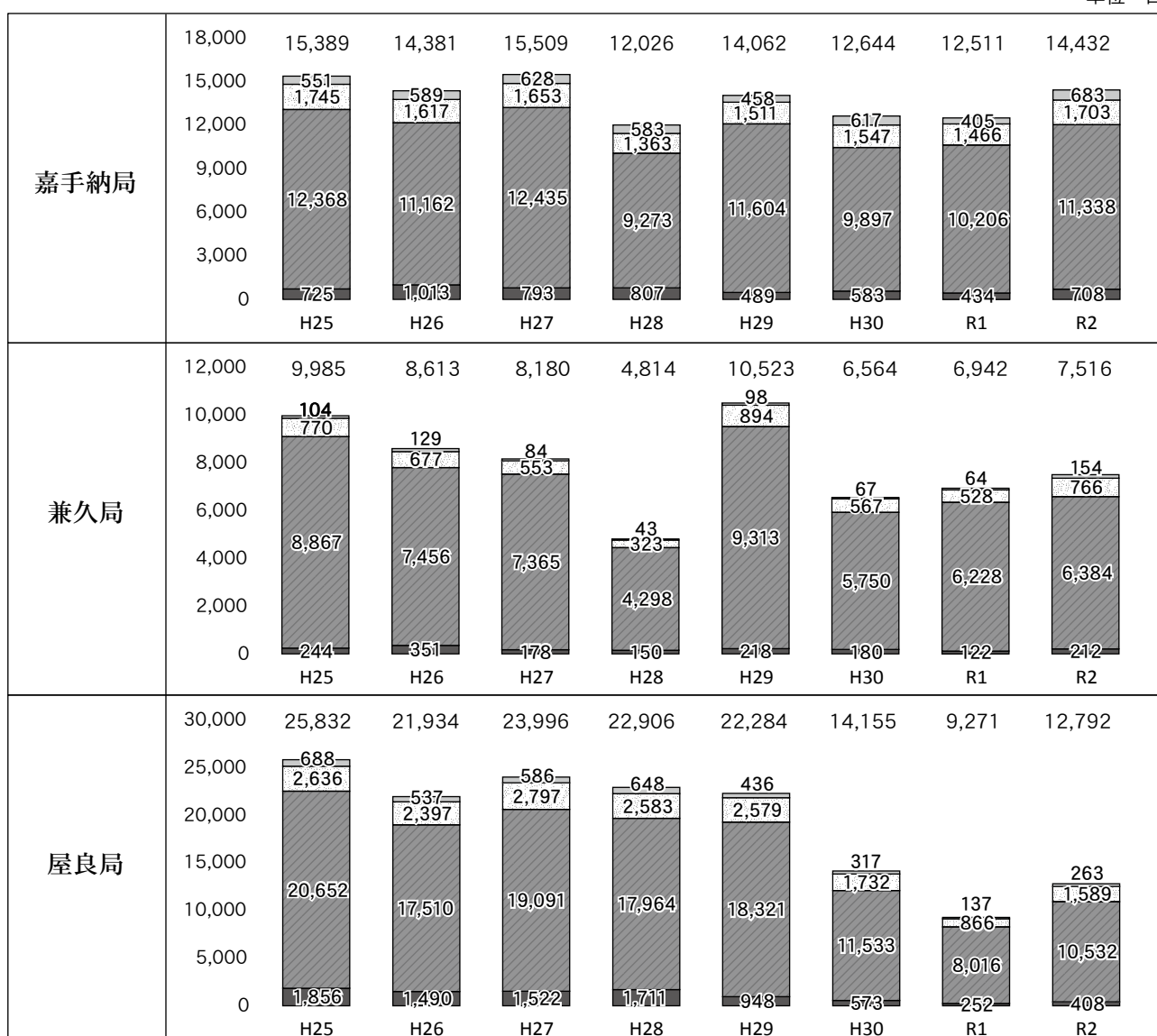
航空機騒音発生回数の推移

測定局	種 別	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
嘉手納局	年間発生回数	15,389	14,381	15,509	12,026	14,062	12,644	12,511	14,432
	月平均発生回数	1,282	1,198	1,292	1,002	1,172	1,054	1,043	1,203
	1日平均発生回数	42.2	39.4	42.4	32.9	38.5	34.8	34.2	39.6
	1日平均累積時間	24分7秒	24分18秒	24分5秒	17分19秒	21分38秒	19分9秒	22分16秒	25分18秒
	年平均Lden	60.9dB	61.5dB	61.2dB	60.1dB	61.0dB	60.3dB	60.9dB	62.4dB
	年間最高値	100.6dB	96.9dB	106.5dB	100.5dB	102.9dB	99.8dB	99.4dB	98.6dB
	計測日数	365日	365日	366日	365日	365日	363日	366日	364日
兼久局	年間発生回数	9,985	8,613	8,180	4,814	10,523	6,564	6,942	7,516
	月平均発生回数	832	718	682	401	877	547	579	626
	1日平均発生回数	27.4	23.6	22.3	13.2	28.8	18.1	19.0	20.6
	1日平均累積時間	13分5秒	11分43秒	10分15秒	5分44秒	13分16秒	7分57秒	7分53秒	9分34秒
	年平均Lden	57.0dB	56.8dB	56.4dB	53.1dB	58.1dB	55.6dB	54.7dB	57.2dB
	年間最高値	100.7dB	100.8dB	98.5dB	101.7dB	100.3dB	97.4dB	97.1dB	100.6dB
	計測日数	365日	365日	366日	365日	365日	363日	366日	364日
屋良局	年間発生回数	25,832	21,934	23,996	22,906	22,284	14,155	9,271	12,792
	月平均発生回数	2,153	1,828	2,000	1,909	1,857	1,180	773	1,066
	1日平均発生回数	70.8	60.1	65.6	62.8	61.1	39.1	26.3	35.2
	1日平均累積時間	51分48秒	40分23秒	42分34秒	38分10秒	20分43秒	13分26秒	8分46秒	11分42秒
	年平均Lden	70.2dB	68.3dB	69.0dB	68.7dB	65.6dB	62.8dB	58.3dB	60.4dB
	年間最高値	103.7dB	103.6dB	106.3dB	104.4dB	105.0dB	106.3dB	100.5dB	102.5dB
	計測日数	365日	365日	366日	365日	365日	362日	353日	363日
ロータリープラザ局	年間発生回数								7,877
	月平均発生回数								1,762
	1日平均発生回数								57.9
	1日平均累積時間								39分3秒
	年平均Lden								66.6dB
	年間最高値								98.5dB
	計測日数								136日

①年度別・時間帯別騒音発生回数

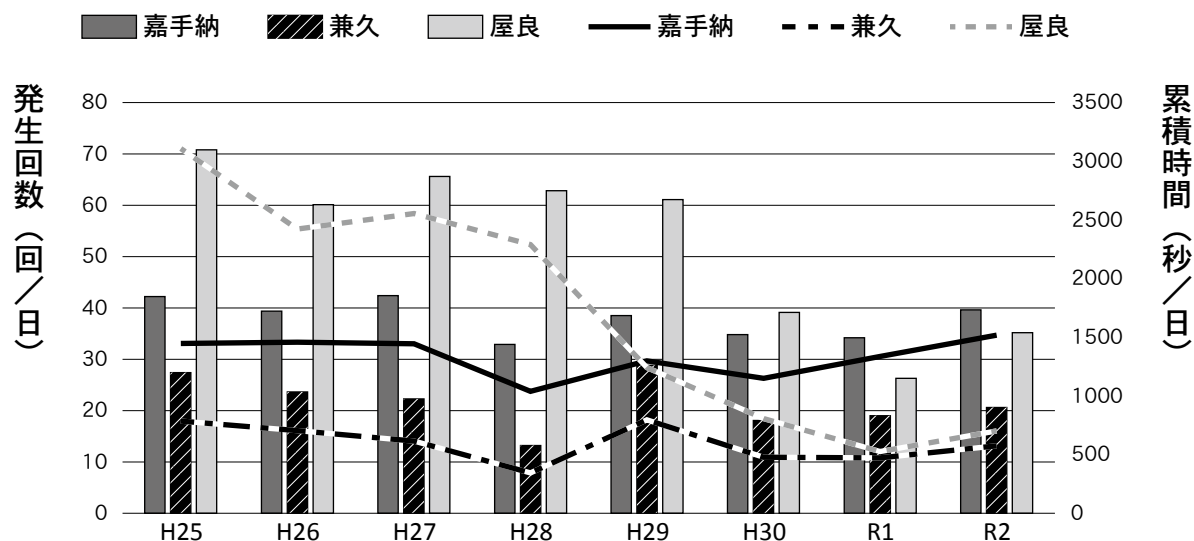
■ 0～7時 ■ 7～19時 ■ 19～22時 ■ 22～24時

単位：回



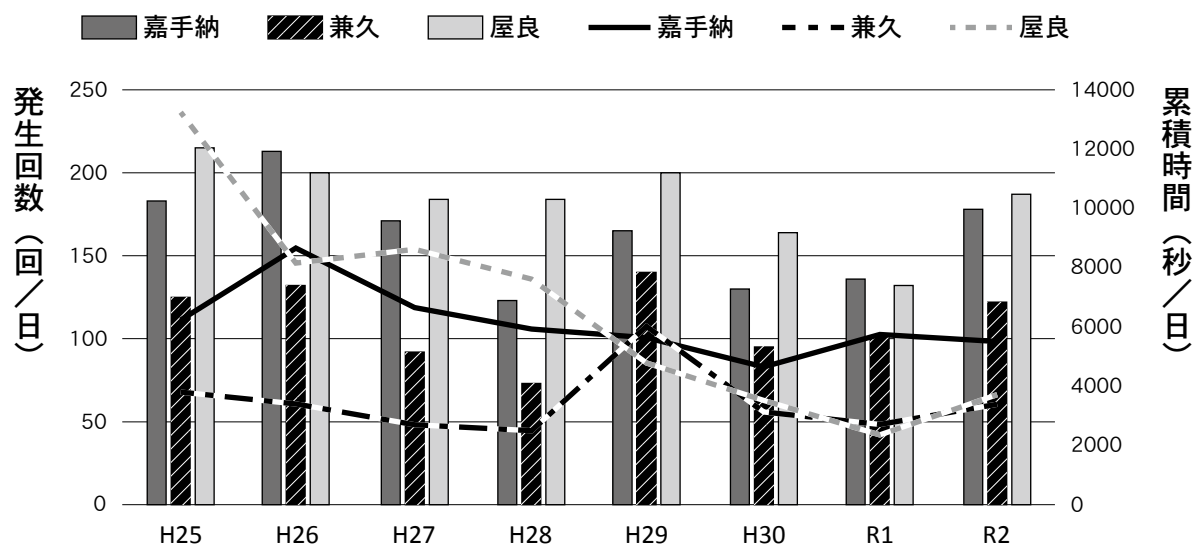
測定局	時間帯	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
嘉手納局	0～7時	725	1,013	793	807	489	583	434	708
	7～19時	12,368	11,162	12,435	9,273	11,604	9,897	10,206	11,338
	19～22時	1,745	1,617	1,653	1,363	1,511	1,547	1,466	1,703
	22～24時	551	589	628	583	458	617	405	683
	合計	15,389	14,381	15,509	12,026	14,062	12,644	12,511	14,432
兼久局	0～7時	244	351	178	150	218	180	122	212
	7～19時	8,867	7,456	7,365	4,298	9,313	5,750	6,228	6,384
	19～22時	770	677	553	323	894	567	528	766
	22～24時	104	129	84	43	98	67	64	154
	合計	9,985	8,613	8,180	4,814	10,523	6,564	6,942	7,516
屋良局	0～7時	1,856	1,490	1,522	1,711	948	573	252	408
	7～19時	20,652	17,510	19,091	17,964	18,321	11,533	8,016	10,532
	19～22時	2,636	2,397	2,797	2,583	2,579	1,732	866	1,589
	22～24時	688	537	586	648	436	317	137	263
	合計	25,832	21,934	23,996	22,906	22,284	14,155	9,271	12,792

②年度別1日平均騒音発生回数・継続累積時間



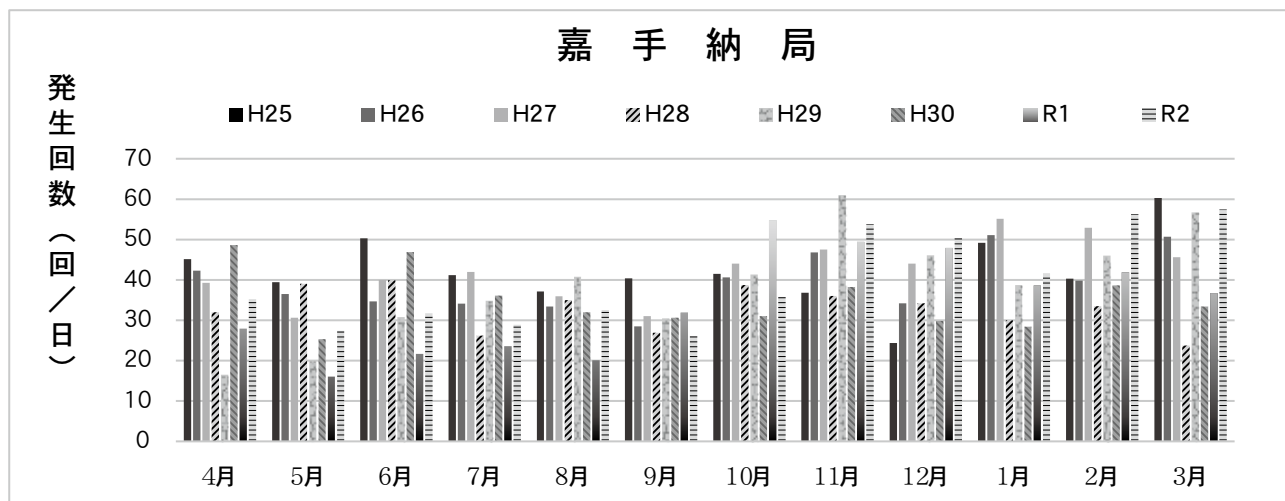
測定局	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1日平均騒音発生回数								
嘉手納	42.2	39.4	42.4	32.9	38.5	34.8	34.2	39.6
兼久	27.4	23.6	22.3	13.2	28.8	18.1	19.0	20.6
屋良	70.8	60.1	65.6	62.8	61.1	39.1	26.3	35.2
1日平均騒音継続累積時間								
嘉手納	24分7秒	24分18秒	24分5秒	17分19秒	21分38秒	19分9秒	22分16秒	25分18秒
兼久	13分5秒	11分43秒	10分15秒	5分44秒	13分16秒	7分57秒	7分53秒	9分34秒
屋良	51分48秒	40分23秒	42分34秒	38分10秒	20分43秒	13分26秒	8分46秒	11分42秒

〈年度別騒音発生回数・継続累積時間最高値〉

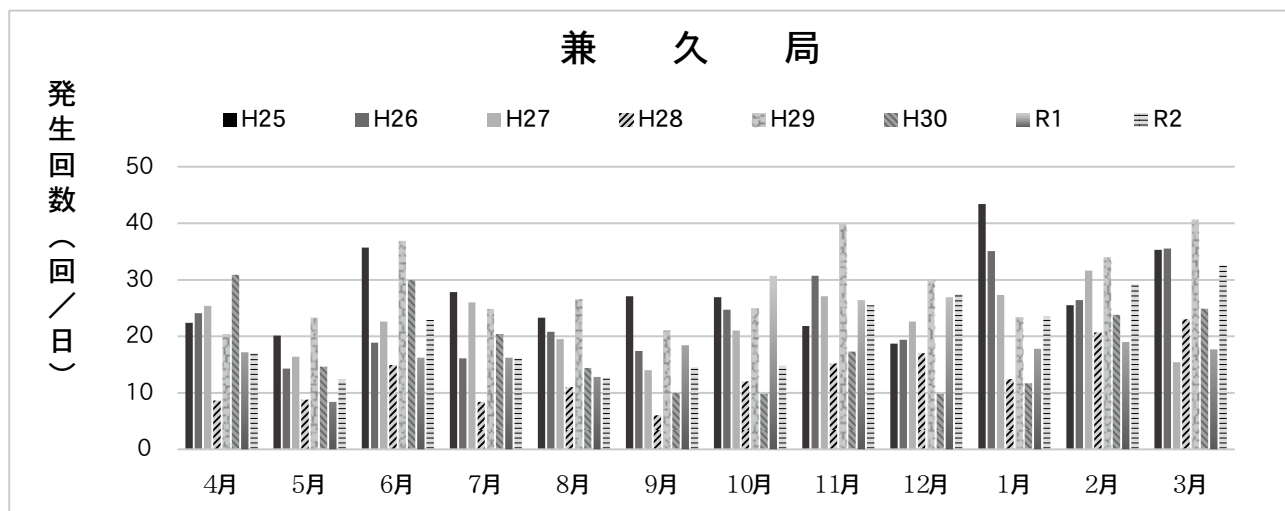


測定局	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
騒音発生回数最高値								
嘉手納	183	213	171	123	165	130	136	178
兼久	125	132	92	73	140	95	101	122
屋良	215	200	184	184	200	164	132	187
騒音継続累積時間最高値								
嘉手納	1時間43分53秒	2時間24分20秒	1時間50分50秒	1時間38分51秒	1時間33分56秒	1時間17分29秒	1時間35分47秒	1時間31分47秒
兼久	1時間3分21秒	0時間56分39秒	0時間44分53秒	0時間41分38秒	1時間40分18秒	0時間52分9秒	0時間45分11秒	0時間56分24秒
屋良	3時間40分43秒	2時間15分51秒	2時間23分42秒	2時間6分55秒	1時間19分44秒	0時間58分38秒	0時間39分15秒	1時間1分54秒

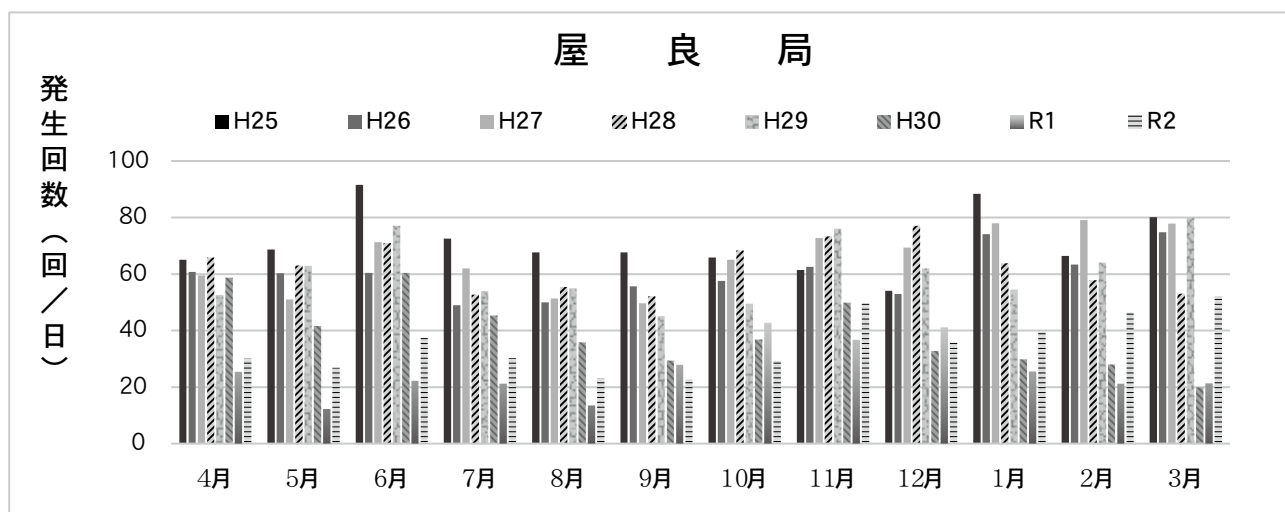
③月別1日平均騒音発生回数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	45	39	50	41	37	40	42	37	24	49	40	60
平成26年度	42	37	35	34	33	29	41	47	34	51	40	51
平成27年度	39	31	40	42	36	31	44	48	44	55	53	46
平成28年度	32	39	40	26	35	27	39	36	34	30	34	24
平成29年度	17	20	31	35	41	31	41	61	46	39	46	57
平成30年度	49	25	47	36	32	31	31	38	30	28	39	33
令和元年度	28	16	22	24	20	32	55	49	48	39	42	37
令和2年度	35	27	32	29	33	26	36	54	50	42	56	57

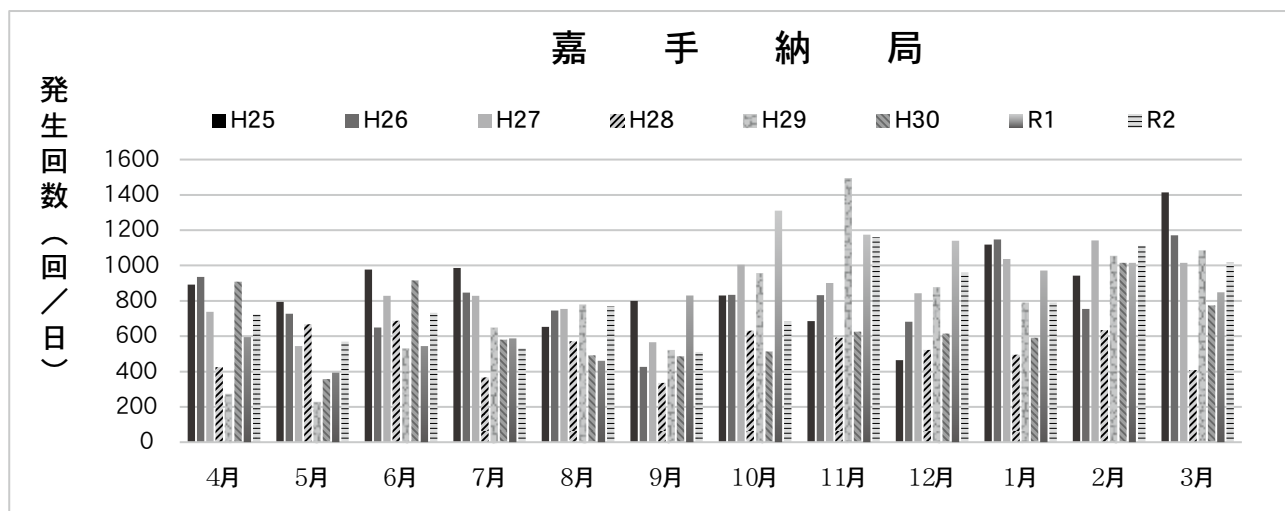


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	22	20	36	28	23	27	27	22	19	43	26	35
平成26年度	24	14	19	16	21	17	25	31	19	35	26	36
平成27年度	25	16	23	26	20	14	21	27	23	27	32	15
平成28年度	9	9	15	8	11	6	12	15	17	12	21	23
平成29年度	20	23	37	25	27	21	25	40	30	23	34	41
平成30年度	31	15	30	20	14	10	10	17	10	12	24	25
令和元年度	17	8	16	16	13	18	31	26	27	18	19	18
令和2年度	17	12	23	16	13	15	15	26	27	24	29	33



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	65	69	92	73	68	68	66	61	54	88	66	80
平成26年度	61	60	60	49	50	56	58	63	53	74	63	75
平成27年度	60	51	71	62	51	50	65	73	69	78	79	78
平成28年度	66	63	71	53	55	52	68	73	77	64	58	53
平成29年度	53	63	77	54	55	45	50	76	62	55	64	80
平成30年度	59	42	60	45	36	29	37	50	33	30	28	20
令和元年度	25	12	22	21	14	28	43	37	41	26	21	21
令和2年度	30	27	38	30	23	23	29	50	36	40	46	52

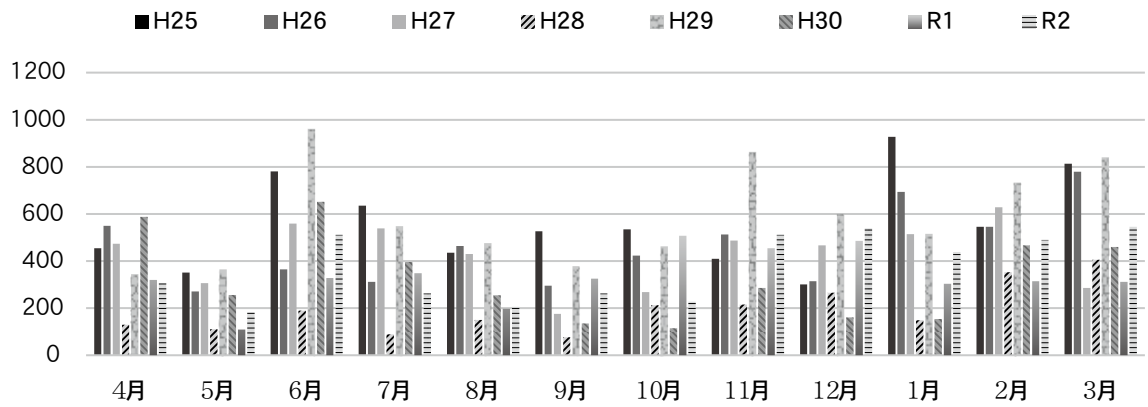
④月別1日平均騒音継続累積時間



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	14分53秒	13分15秒	16分18秒	16分26秒	10分53秒	13分19秒	13分51秒	11分25秒	7分45秒	18分38秒	15分42秒	23分35秒
平成26年度	15分36秒	12分07秒	10分50秒	14分07秒	12分25秒	7分7秒	13分54秒	13分53秒	11分22秒	19分08秒	12分34秒	19分31秒
平成27年度	12分18秒	9分4秒	13分49秒	13分49秒	12分34秒	9分26秒	16分44秒	15分2秒	14分3秒	17分18秒	19分2秒	16分55秒
平成28年度	7分5秒	11分7秒	11分28秒	6分6秒	9分32秒	5分36秒	10分31秒	9分52秒	8分42秒	8分15秒	10分35秒	6分48秒
平成29年度	4分34秒	3分49秒	8分52秒	10分49秒	12分59秒	8分43秒	15分58秒	24分55秒	14分37秒	13分11秒	17分35秒	18分6秒
平成30年度	15分9秒	5分57秒	15分16秒	9分40秒	8分12秒	8分6秒	8分34秒	10分26秒	10分14秒	9分52秒	16分56秒	12分54秒
令和元年度	9分55秒	6分33秒	9分4秒	9分48秒	7分40秒	13分50秒	21分50秒	19分35秒	19分1秒	16分11秒	16分55秒	14分8秒
令和2年度	12分4秒	9分30秒	12分13秒	8分51秒	12分51秒	8分30秒	11分25秒	19分20秒	16分1秒	13分11秒	18分31秒	16分57秒

兼 久 局

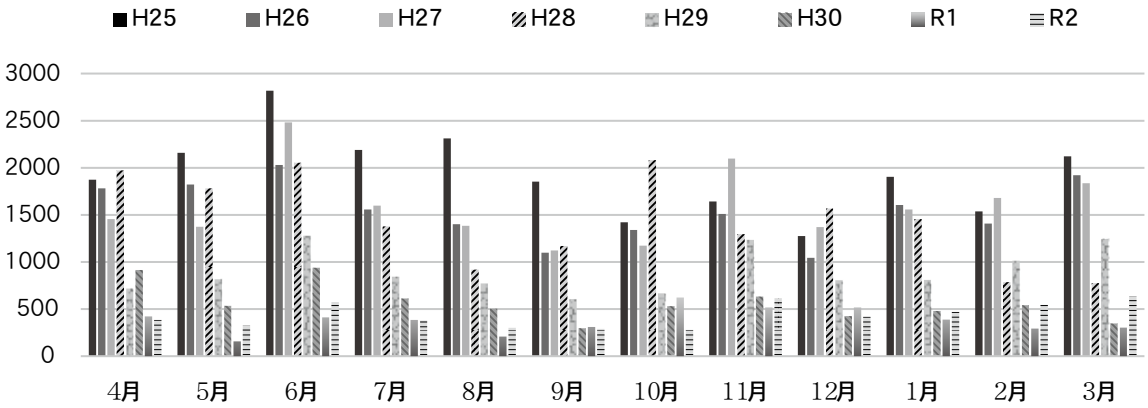
累積時間
(秒／日)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	7分35秒	5分51秒	13分00秒	10分35秒	7分15秒	8分47秒	8分55秒	6分50秒	5分01秒	15分28秒	9分05秒	13分33秒
平成26年度	9分10秒	4分31秒	6分05秒	5分12秒	7分44秒	4分55秒	7分3秒	8分33秒	5分14秒	11分33秒	9分06秒	12分59秒
平成27年度	7分54秒	5分6秒	9分19秒	8分59秒	7分10秒	2分56秒	4分28秒	8分7秒	7分47秒	8分34秒	10分29秒	4分46秒
平成28年度	2分10秒	1分50秒	3分9秒	1分29秒	2分30秒	1分17秒	3分33秒	3分35秒	4分25秒	2分29秒	5分53秒	6分45秒
平成29年度	5分44秒	6分5秒	16分1秒	9分8秒	7分56秒	6分18秒	7分43秒	14分23秒	10分1秒	8分35秒	12分13秒	14分00秒
平成30年度	9分47秒	4分16秒	10分52秒	6分36秒	4分15秒	2分15秒	1分54秒	4分46秒	2分41秒	2分34秒	7分46秒	7分40秒
令和元年度	5分20秒	1分49秒	5分28秒	5分48秒	3分17秒	5分25秒	8分27秒	7分35秒	8分6秒	5分4秒	5分14秒	5分11秒
令和2年度	5分6秒	3分2秒	8分31秒	4分23秒	3分26秒	4分23秒	3分47秒	8分31秒	8分58秒	7分18秒	8分10秒	9分5秒

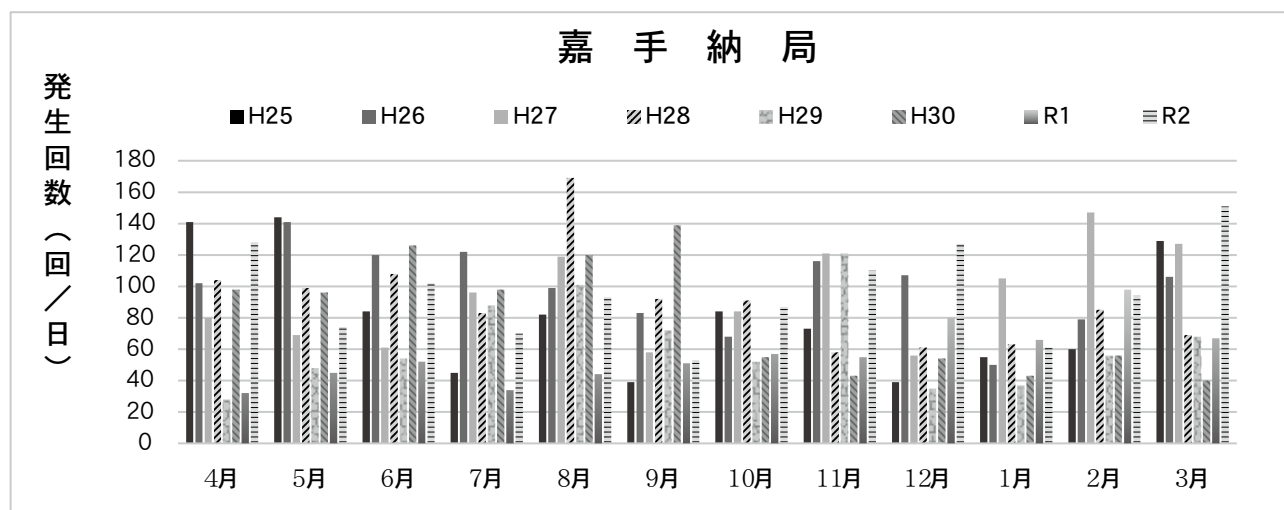
屋 良 局

累積時間
(秒／日)

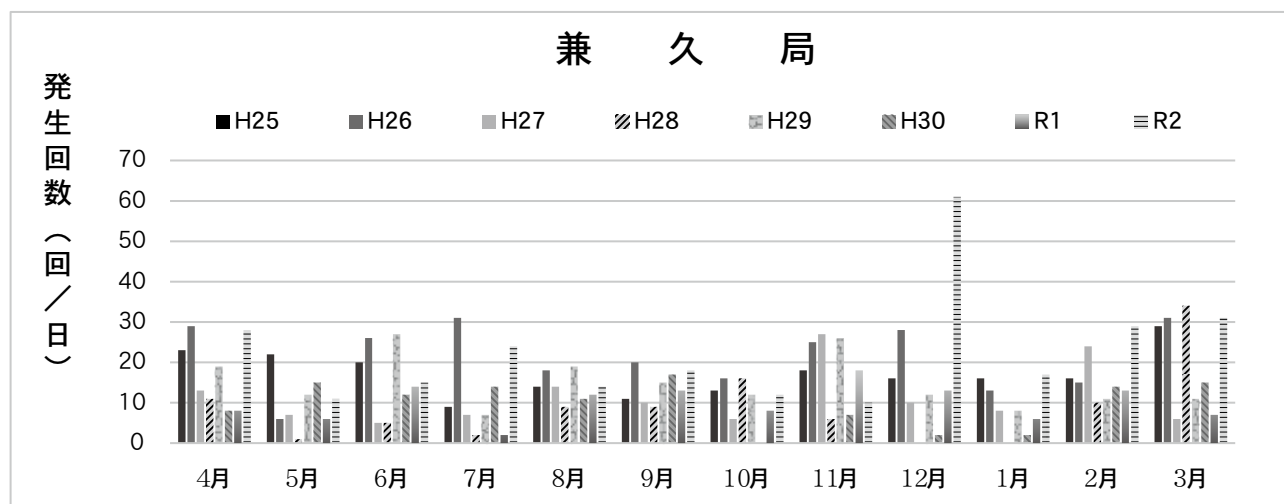


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	31分13秒	35分58秒	46分59秒	36分29秒	38分30秒	30分52秒	23分41秒	27分22秒	21分15秒	31分45秒	25分37秒	35分21秒
平成26年度	29分41秒	30分22秒	33分50秒	25分57秒	23分22秒	18分17秒	22分21秒	25分11秒	17分25秒	26分46秒	23分27秒	32分01秒
平成27年度	24分16秒	22分54秒	41分20秒	26分38秒	23分5秒	18分43秒	19分33秒	34分56秒	22分52秒	25分58秒	27分58秒	30分37秒
平成28年度	32分53秒	29分40秒	34分12秒	22分58秒	15分18秒	19分31秒	34分39秒	21分34秒	26分8秒	24分15秒	13分5秒	12分56秒
平成29年度	11分58秒	13分37秒	21分18秒	14分4秒	12分52秒	10分5秒	11分7秒	20分33秒	13分25秒	13分30秒	16分53秒	20分45秒
平成30年度	15分15秒	8分53秒	15分39秒	10分13秒	8分24秒	4分58秒	8分51秒	10分33秒	7分7秒	7分59秒	9分0秒	5分46秒
令和元年度	7分3秒	2分38秒	6分52秒	6分25秒	3分29秒	5分11秒	10分22秒	8分36秒	8分37秒	6分28秒	4分52秒	5分4秒
令和2年度	6分26秒	5分23秒	9分35秒	6分17秒	4分59秒	4分49秒	4分41秒	10分9秒	7分0秒	7分49秒	9分4秒	10分35秒

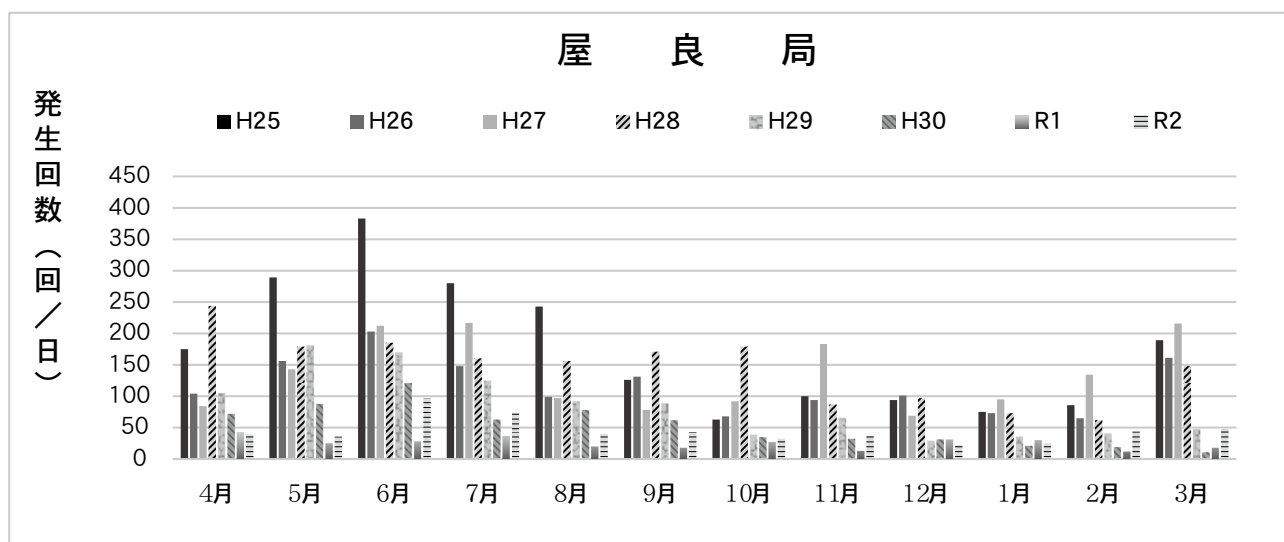
⑤深夜・早朝（22:00～6:00）月別騒音発生回数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	141	144	84	45	82	39	84	73	39	55	60	129
平成26年度	102	141	120	122	99	83	68	116	107	50	79	106
平成27年度	80	69	61	96	119	58	84	121	56	105	147	127
平成28年度	104	99	108	83	169	92	91	58	61	63	85	69
平成29年度	28	48	54	88	101	72	52	121	35	37	56	68
平成30年度	98	96	126	98	120	139	55	43	54	43	56	40
令和元年度	32	45	52	34	44	51	57	55	80	66	98	67
令和2年度	128	74	102	70	93	53	87	110	127	61	94	151

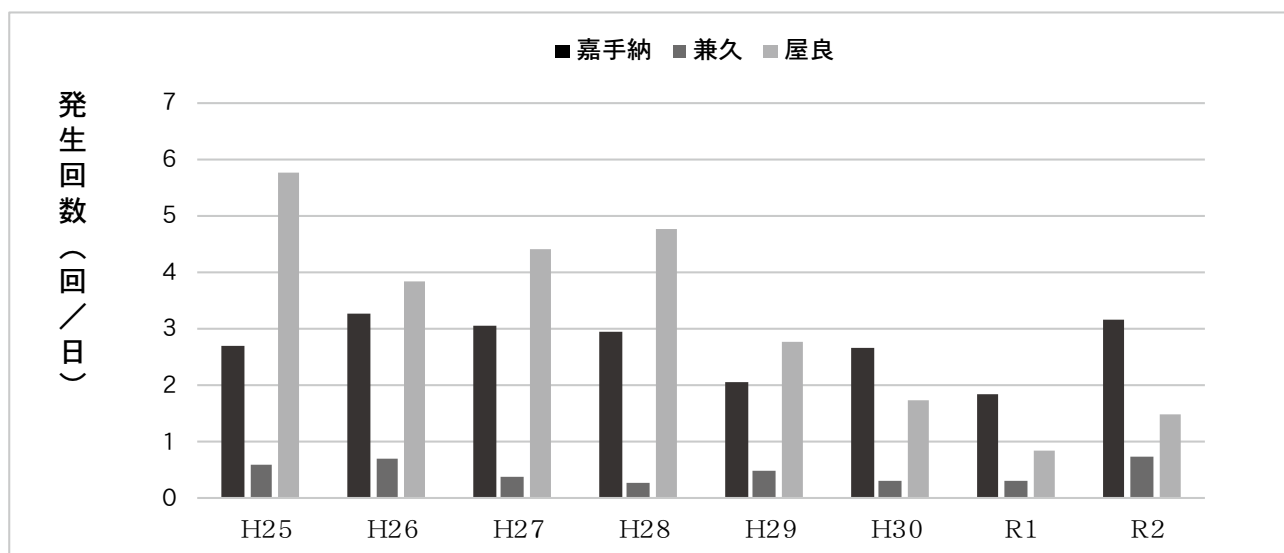


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	23	22	20	9	14	11	13	18	16	16	16	29
平成26年度	29	6	26	31	18	20	16	25	28	13	15	31
平成27年度	13	7	5	7	14	10	6	27	10	8	24	6
平成28年度	11	1	5	2	9	9	16	6	0	0	10	34
平成29年度	19	12	27	7	19	15	12	26	12	8	11	11
平成30年度	8	15	12	14	11	17	0	7	2	2	14	15
令和元年度	8	6	14	2	12	13	8	18	13	6	13	7
令和2年度	28	11	15	24	14	18	12	10	61	17	29	31



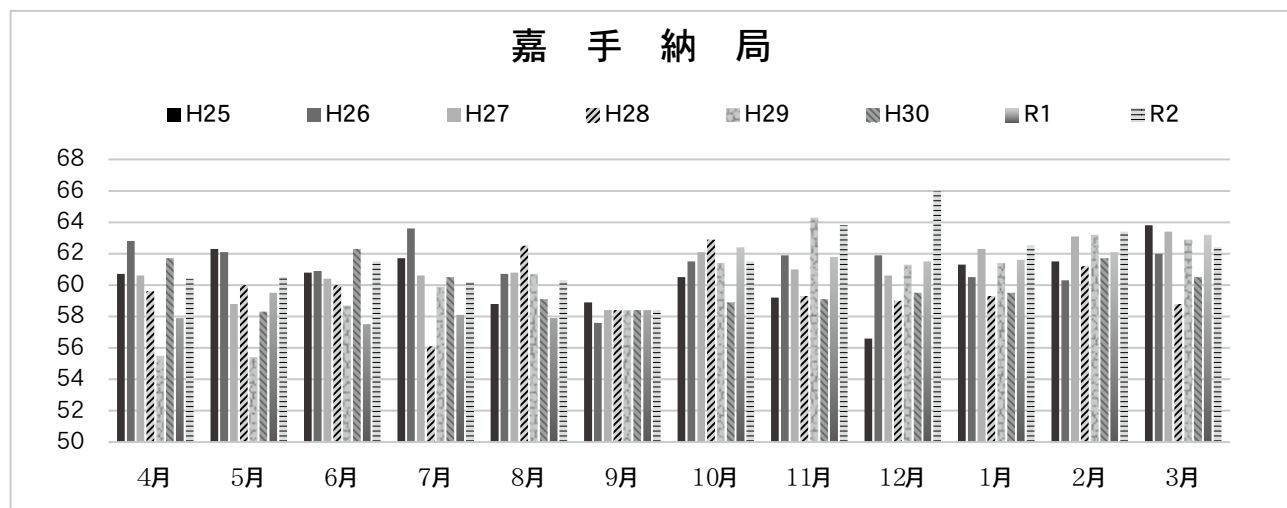
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	175	289	383	280	243	126	63	100	94	75	86	189
平成26年度	104	156	203	148	99	131	68	94	101	73	65	161
平成27年度	84	143	212	217	97	78	92	183	69	95	134	216
平成28年度	244	179	185	160	156	171	179	87	97	73	62	148
平成29年度	105	181	170	125	92	89	39	66	29	36	41	48
平成30年度	72	88	121	63	78	62	35	32	31	21	19	11
令和元年度	43	25	28	37	20	18	27	13	31	30	12	18
令和2年度	39	36	97	74	40	43	32	37	22	25	44	48

⑥深夜・早朝（22:00～6:00）年度別1日平均騒音発生回数

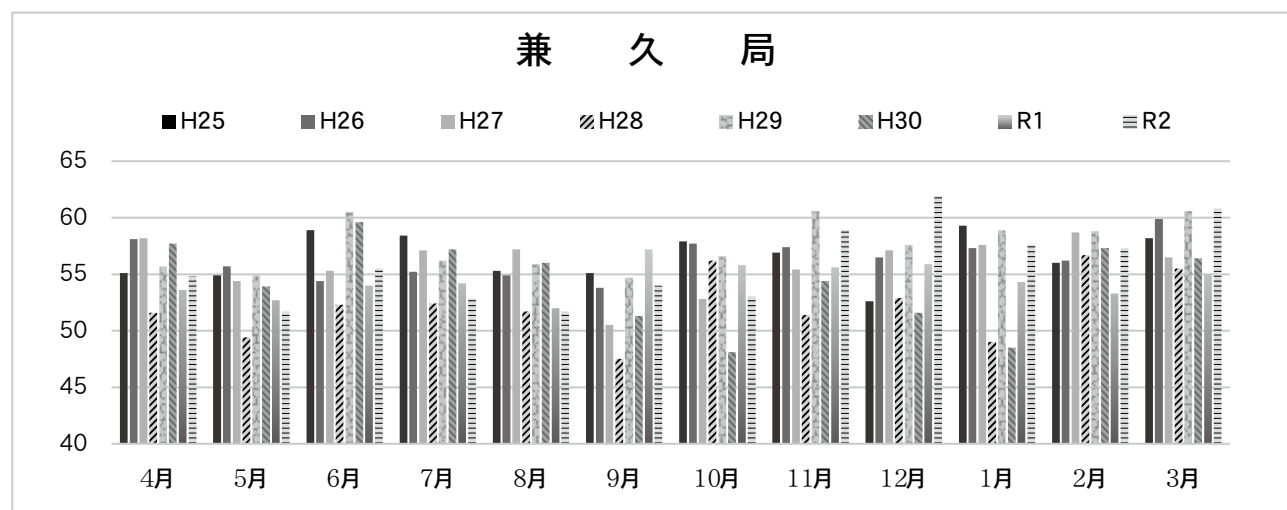


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
嘉手納	2.7	3.3	3.1	3.0	2.1	2.7	1.9	3.2
兼久	0.6	0.7	0.4	0.3	0.5	0.3	0.3	0.7
屋良	5.8	3.8	4.4	4.8	2.8	1.7	0.9	1.5

⑦月別 Lden

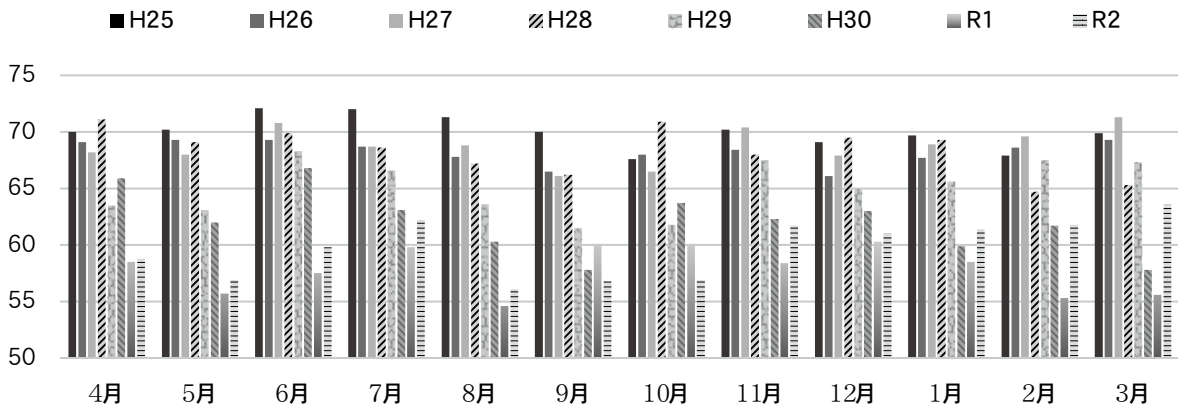


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 25年度	60.7	62.3	60.8	61.7	58.8	58.9	60.5	59.2	56.6	61.3	61.5	63.8
平成 26年度	62.8	62.1	60.9	63.6	60.7	57.6	61.5	61.9	61.9	60.5	60.3	62.0
平成 27年度	60.6	58.8	60.4	60.0	60.8	58.4	62.1	61.0	60.6	62.3	63.1	63.4
平成 28年度	59.6	60.0	60.0	56.1	62.5	58.1	62.9	59.3	59.0	59.3	61.2	58.8
平成 29年度	55.5	55.4	58.7	59.9	60.7	58.8	61.4	64.3	61.3	61.4	63.2	62.9
平成 30年度	61.7	58.3	62.3	60.5	59.1	60.1	58.9	59.1	59.5	59.5	61.7	60.5
令和元年度	57.9	59.5	57.5	58.1	57.9	61.7	62.4	61.8	61.5	61.6	62.1	63.2
令和 2年度	60.4	60.5	61.5	60.2	60.3	57.9	61.5	63.8	66.0	62.5	63.4	64.0



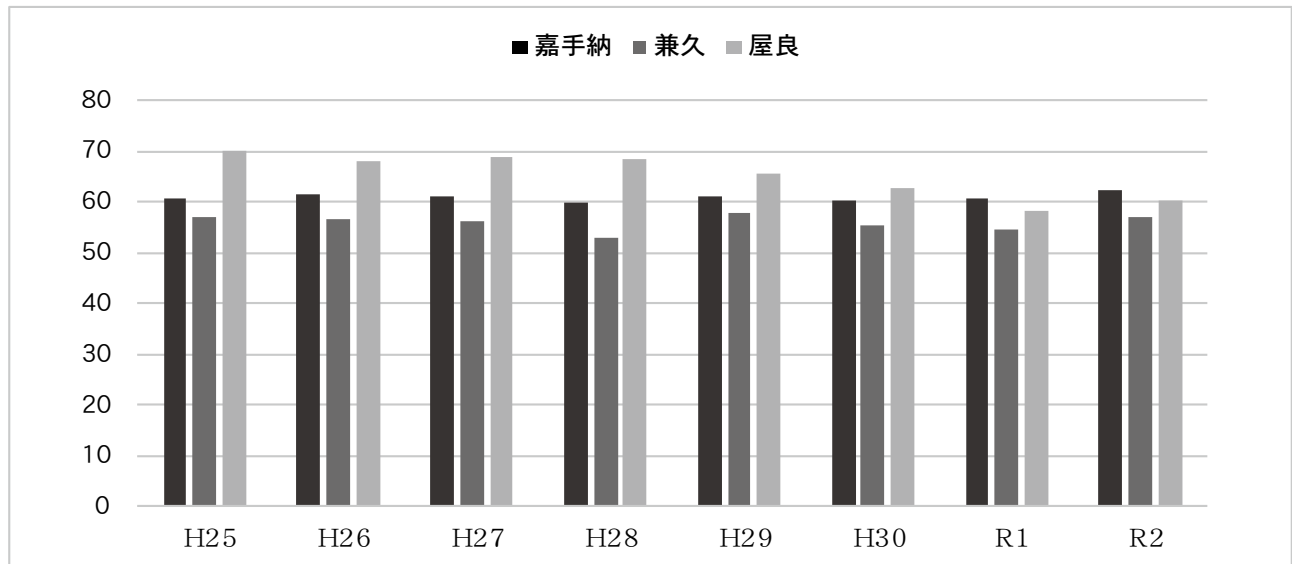
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 25年度	55.1	54.9	58.9	58.4	55.3	55.1	57.9	56.9	52.6	59.3	56.0	58.2
平成 26年度	58.1	55.7	54.4	55.2	54.9	53.8	57.7	57.4	56.5	57.3	56.2	59.9
平成 27年度	58.2	54.4	55.3	57.1	57.2	50.5	52.8	55.4	57.1	57.6	58.7	56.5
平成 28年度	51.6	49.4	52.3	52.4	51.7	47.5	56.2	51.4	52.9	49.0	56.7	55.5
平成 29年度	55.7	54.9	60.5	56.2	55.9	54.7	56.6	60.6	57.6	58.9	58.8	60.6
平成 30年度	57.7	53.9	59.6	57.2	56.0	51.3	48.1	54.4	51.6	48.5	57.3	56.4
令和元年度	53.6	52.7	54.0	54.2	52.0	57.2	55.8	55.6	55.9	54.3	53.3	55.0
令和 2年度	54.8	51.7	55.5	52.8	51.7	54.0	53.0	58.9	61.9	57.6	57.3	60.8

屋 良 局



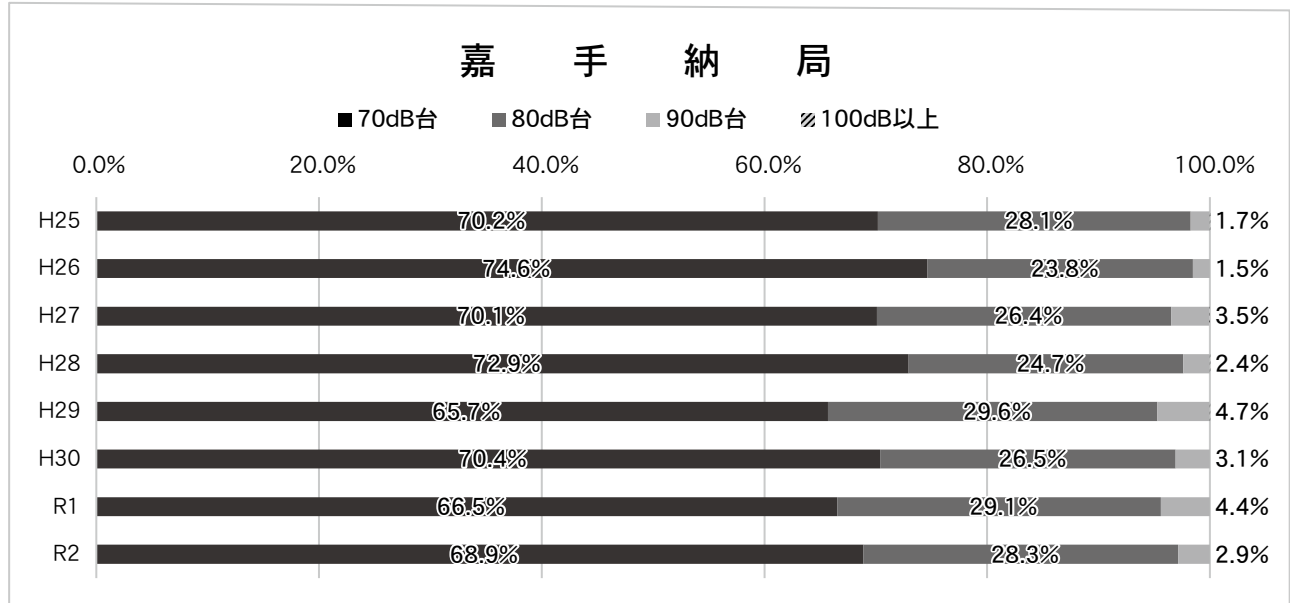
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	70.0	70.2	72.1	72.0	71.3	70.0	67.6	70.2	69.1	69.7	67.9	69.9
平成26年度	69.1	69.3	69.3	68.7	67.8	66.5	68.0	68.4	66.1	67.7	68.6	69.3
平成27年度	68.2	68.0	70.8	68.7	68.8	66.1	66.5	70.4	67.9	68.9	69.6	71.3
平成28年度	71.1	69.1	69.9	68.6	67.2	66.2	70.9	68.0	69.5	69.3	64.7	65.3
平成29年度	63.5	63.1	68.3	66.6	63.6	61.5	61.8	67.5	65.0	65.6	67.5	67.3
平成30年度	65.9	62.0	66.8	63.1	60.3	57.8	63.7	62.3	63.0	59.9	61.7	57.8
令和元年度	58.5	55.7	57.5	59.8	54.6	60.1	60.1	58.4	60.3	58.5	55.3	55.6
令和2年度	58.8	56.9	59.8	62.2	56.1	56.8	56.9	61.7	61.0	61.4	61.8	63.6

⑧年度別 Lden

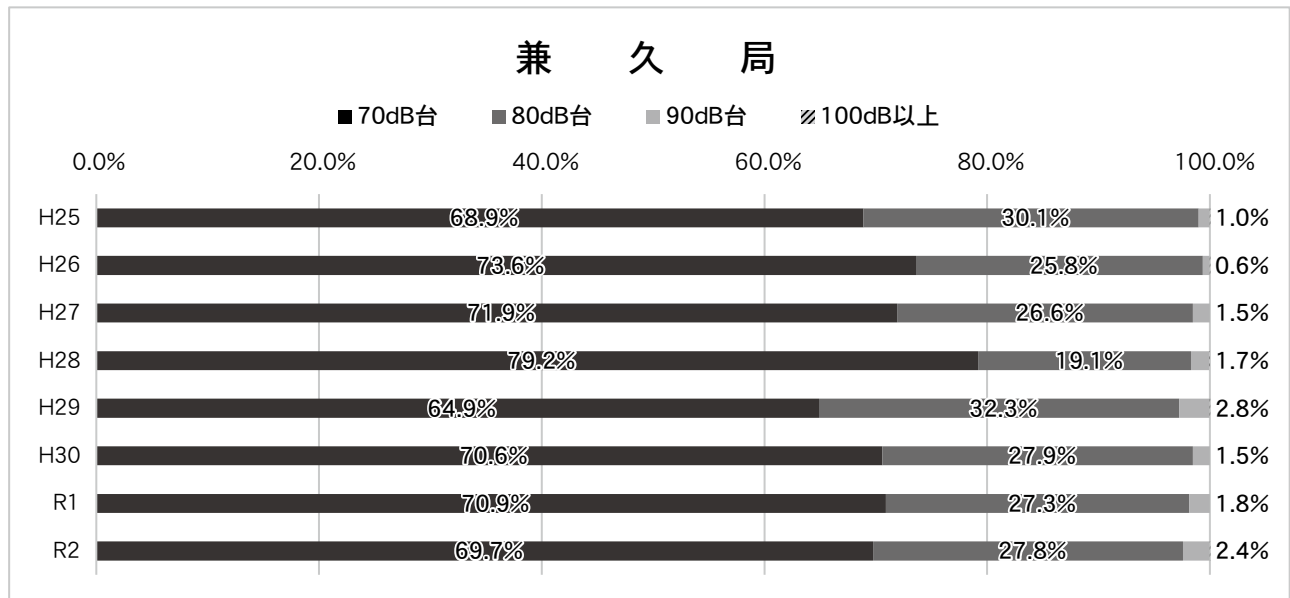


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
嘉手納	60.9	61.5	61.2	60.1	61.0	60.3	60.9	62.4
兼久	57.0	56.8	56.4	53.1	58.1	55.6	54.7	57.2
屋良	70.2	68.3	69.0	68.7	65.6	62.8	58.3	60.4

⑨年度別騒音量内訳

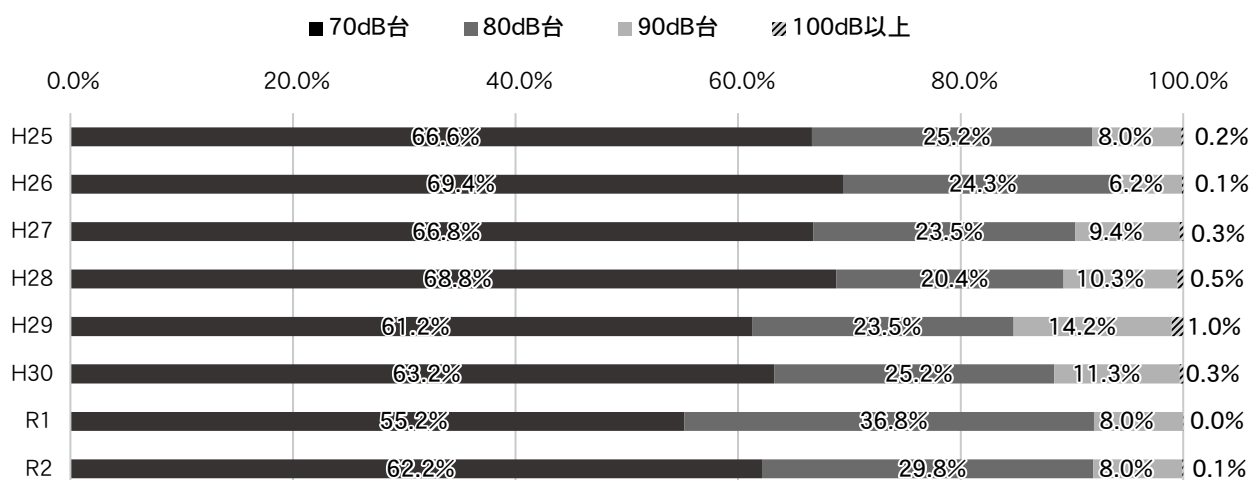


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
70dB台	10,800	10,734	10,870	8,771	9,239	8,900	8,323	9,941
80dB台	4,323	3,428	4,098	2,967	4,159	3,355	3,636	4,078
90dB台	264	219	537	287	663	389	552	413
100dB以上	2	0	4	1	1	0	0	0



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
70dB台	6,879	6,339	5,883	3,812	6,828	4,633	4,922	5,242
80dB台	3,004	2,219	2,173	920	3,404	1,831	1,892	2,093
90dB台	101	54	124	81	290	100	128	180
100dB以上	1	1	0	1	1	0	0	1

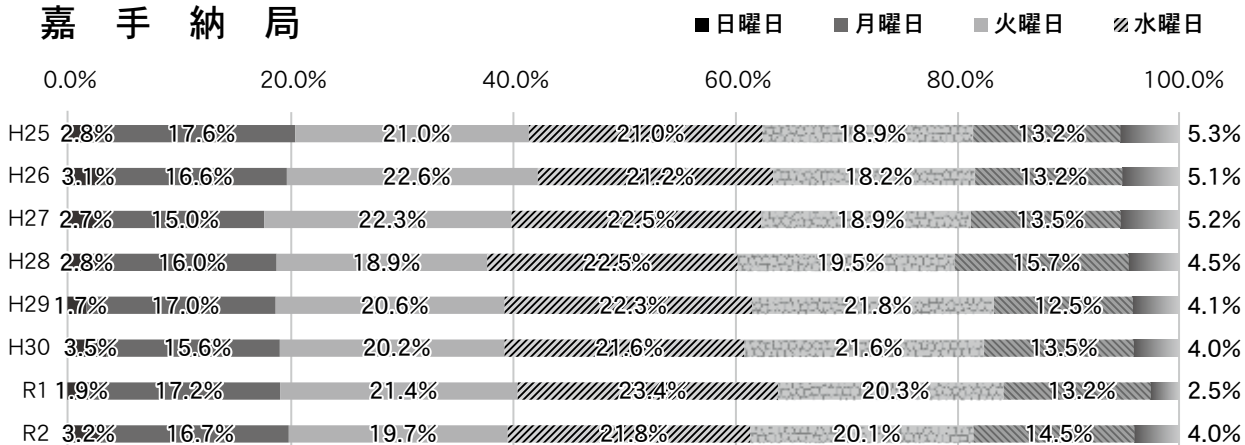
屋 良 局



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
70dB台	17,216	15,227	16,025	15,763	13,648	8,952	5,115	7,951
80dB台	6,503	5,329	5,645	4,679	5,240	3,563	3,412	3,809
90dB台	2,073	1,357	2,250	2,350	3,167	1,598	742	1,023
100dB以上	40	21	76	114	229	42	2	9

⑩曜日別1日平均騒音発生回数

嘉 手 納 局

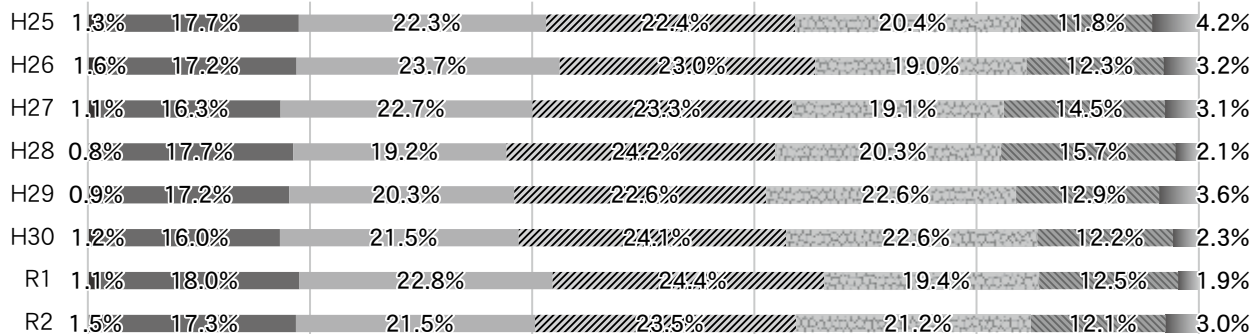


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
日曜日	8.4	8.6	7.9	6.5	4.7	8.5	4.6	8.8
月曜日	51.2	46.0	44.8	37.0	46.0	37.9	40.7	46.5
火曜日	62.2	61.3	66.4	43.8	55.7	49.2	50.5	55.8
水曜日	62.3	58.6	65.8	52.1	60.2	52.4	56.3	59.5
木曜日	56.1	50.3	55.2	45.2	58.8	52.5	48.8	55.7
金曜日	39.2	36.6	40.1	35.6	33.8	32.8	31.9	40.2
土曜日	15.6	14.1	15.6	10.4	11.0	10.0	6.1	11.0

兼 久 局

■日曜日 ■月曜日 ■火曜日 ■水曜日 ■木曜日 ■金曜日 ■土曜日

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

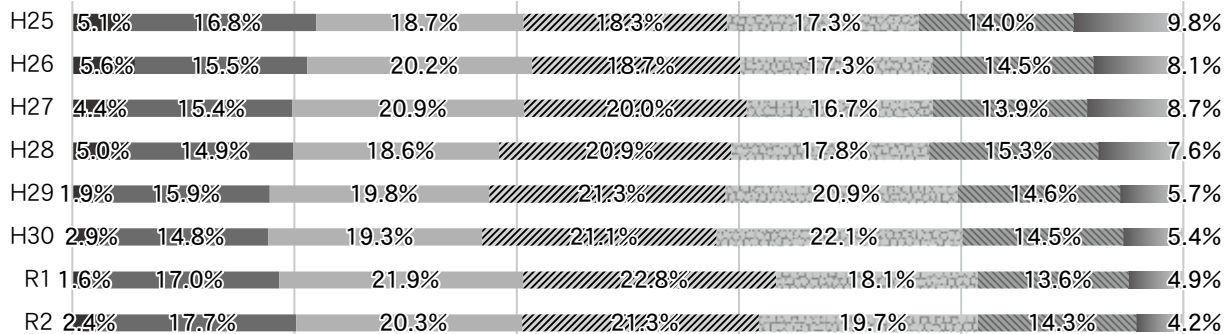


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
日曜日	2.4	2.6	1.7	0.7	1.9	1.6	1.5	2.1
月曜日	33.4	28.5	25.6	16.4	34.8	20.3	23.5	24.9
火曜日	42.8	38.5	35.7	17.8	41.0	27.2	29.8	31.1
水曜日	43.0	38.2	36.0	22.4	45.8	30.4	32.6	33.9
木曜日	39.1	31.5	29.4	18.8	45.6	28.5	25.8	30.6
金曜日	22.6	20.4	22.8	14.3	26.0	15.4	16.7	17.5
土曜日	8.1	5.3	4.8	1.9	7.1	3.0	2.5	4.3

屋 良 局

■日曜日 ■月曜日 ■火曜日 ■水曜日 ■木曜日 ■金曜日 ■土曜日

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
日曜日	25.6	23.8	20.5	21.8	8.3	7.8	3.0	6.0
月曜日	81.9	65.4	71.0	65.7	67.9	41.0	31.0	43.6
火曜日	92.7	83.8	96.3	81.8	84.7	52.4	39.9	50.0
水曜日	90.8	79.0	90.7	92.0	91.2	57.4	42.2	52.4
木曜日	85.9	72.9	75.8	78.4	89.5	60.3	33.6	49.5
金曜日	69.4	61.3	64.1	66.0	62.8	39.4	24.7	35.2
土曜日	48.9	34.1	39.9	33.6	23.8	15.0	9.1	10.3

時間帯補正等価騒音レベル(Lden)について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した 1 日の等価騒音レベル。

評価については、算式アにより 1 日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）

昭和 48 年 12 月 27 日

環境庁告示第 154 号

沿革 平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示第 91 号

平成 12 年 12 月 14 日 環境庁告示第 78 号

平成 19 年 12 月 17 日 環境省告示第 114 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（Lden）
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第 2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	
		B	10年以内	
	新東京国際空港		10年を超える期間内に可及的速やかに	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。
	第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港			

備考

- 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
- ※沖縄県では、昭和63年2月16日に嘉手納飛行場における地域類型指定を行い、同飛行場周辺の測定調査を実施してきた。なお、嘉手納飛行場は第一種空港に相当するものとされる。

第 2 節 嘉手納飛行場周辺の航空機騒音対策

嘉手納飛行場には昭和 30 年代からジェット戦闘機が本格的に配備され、昭和 40 年 7 月には B - 52 戦略爆撃機 30 機が初飛来（昭和 45 年 10 月退去）し、昭和 54 年 9 月には第 18 航空団の主力戦闘機である F - 15 イーグル戦闘機をはじめとする様々な航空機が配備、常駐するようになった。以来、これら常駐機のほか国内外の他基地からの外来機の飛行訓練によってもたらされる航空機騒音は昼夜の別なく発生し、町民生活に過大な影響を及ぼしている。

このため本町では、米軍や日本政府、沖縄県に対し騒音軽減緩和対策を講ずるよう再三申し入れを行ってきた。これに対し、米軍及び日本政府はハッシュハウス（機体用減音施設）、エンジン用サイレンサー、騒音の大きい KC - 135A 型機から低騒音型 KC - 135R 型機へのモデルチェンジなどの措置を講じてきたが騒音問題の改善には程遠いものがあつた。

町では平成 5 年 10 月、夜間飛行禁止（午後 7 時から翌朝午前 7 時まで）、土、日曜日、祝祭日並びに高校及び大学入試時の飛行訓練を禁止するよう沖縄県を通し三者連絡協議会（那覇防衛施設局、在沖米軍及び沖縄県で構成）に申し入れるほか、平成 6 年 1 月には第 18 航空団司令官（嘉手納基地司令官）に対しても同様な内容を盛り込んだ騒音防止協定書の締結の要請を行ってきた。平成 7 年 5 月には、宮城町長（当時）は大田県知事（当時）の訪米要請に同行し、同協定書の締結と住民地域に近接し騒音の大きな発生源となっている海軍駐機場の移設を米国政府、議会及び関係機関へ要請した。さらに、同年 7 月沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会でも同問題を主要事案として取り上げ、日本政府、在日米軍等の関係機関に対しその実現を求める要請行動を展開してきた。こうした要請に対し、日米両政府は、横田基地、厚木基地に遅れること 33 年目の平成 8 年 3 月 28 日「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」に合意した。また、同年 12 月 2 日の SACO の最終報告に盛り込まれた MC - 130 航空機の運用の移転については、平成 8 年 12 月 16 日に海軍駐機場から主要滑走路の北西隅へ移転、嘉手納飛行場の北側への遮音壁の建設については、平成 10 年 2 月 26 日の日米合同委員会において、長さ 2,300 メートル、高さ 5 メートルのコンクリート製遮音壁（一部土堤）を日本側の負担で建設することが合意され、平成 11 年 12 月完成、翌年 7 月に追加提供された。

海軍航空機の運用の移転については、平成 15 年 8 月 1 日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入れを表明し、平成 21 年 2 月 10 日、海軍駐機場（駐機場、誘導路、整備格納庫等）を主要滑走路の反対側に移転すること等について日米合同委員会で合意され、平成 29 年 1 月 21 日、最後の機体が新駐機場へ移動した。

海軍駐機場の移転は、騒音被害軽減に繋がるものとして歓迎されるものであるが、嘉手

納飛行場では今もなお、深夜早朝の航空機の離着陸やエンジン調整、F / A - 18 スーパーホーネット戦闘攻撃機や F - 22 ラプター戦闘機、F - 35 ライトニングⅡ戦闘機をはじめとする外来機の飛来など、地域住民への騒音被害は後を絶たない。

本町は、航空機騒音規制措置の形骸化を防止し、地域住民への騒音被害が改善されるよう、引き続き関係機関に強く要請している。

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

(平成 8 年 3 月 28 日 日米合同委員会で合意)

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. 措 置
 - a . 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空をさけるよう設定する。
 - b . 嘉手納飛行場近傍〔飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径 5 陸マイル (8km) 内の区域〕において、航空機は、海拔 1,000 フィート (305 m) の最低高度を維持する。ただし、次の場合は除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c . 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。

- d . 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔より別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグへ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路 5L / 23R へ有視界飛行方式経路で飛行する KC - 135 は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
- e . 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーションで飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
- f . 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
- g . アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーはできる限り早く停止する。
- h . 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
- i . 22 : 00 ~ 06 : 00 の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。
部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
- j . 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
- k . 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、18 : 00 ~ 08 : 00 の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
- l . エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。
- m . 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部

より半径 5 陸マイル内の区域) においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。
しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。

- n . 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空機関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。

4. 責 任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

- a . 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
- b . できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
- c . 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受けとめられていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
- d . パイロットに上記 3. に述べられている措置を遵守させる。

5. 対外関係

- a . 第 18 航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。
この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
- b . 第 18 航空団司令官は、地方公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

第3節 外来機の飛来

嘉手納基地には、F/A-18 スーパーホーネット戦闘攻撃機やF-35 ライトニングII 戦闘機、CV-22 オスプレイ等の外来機が日常的に飛来している。北朝鮮による洋上での物資の積み替え（瀬取り）防止を目的としてカナダ軍のCP-140 哨戒機やオーストラリア軍のP-8 哨戒機が飛来するなど、日本国内やアメリカ本国だけでなく、世界各国の航空機が嘉手納基地に飛来している。外来機の運用や訓練は、常駐化への懸念や騒音被害の増加、航空機事故等のリスクの増加など、地域住民にとって大きな負担となっている。

平成29年11月から平成30年5月にかけてヒル空軍基地所属のF-35A ライトニングII 戦闘機12機が暫定配備された際は騒音被害が激増し、多い日では1日に46件もの苦情が嘉手納町役場に寄せられた。

また、平成30年6月に初めて嘉手納基地に飛来したCV-22 オスプレイについては、令和3年10月までに18回の飛来が確認されており、同機が令和3年3月24日に嘉手納基地周辺の旋回訓練を行った際は、住宅地上空を複数回旋回する様子が確認され、最大で97.2dBもの騒音が約1時間も周辺地域に鳴り響き、当該時間帯に嘉手納町役場には22件もの苦情が寄せられた。

F-35A ライトニングII 戦闘機の暫定配備

配備機数：12機 所属基地：ユタ州ヒル空軍基地

配備期間：平成29年11月2日～平成30年5月5日

(参考) F-35A ライトニングII 戦闘機暫定配備期間中の苦情受付件数

F-35A ライトニングII 戦闘機暫定配備期間

単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	44	38	69	26	13	7	25	337	127	107	147	163	1103

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成30年度	130	47	112	62	54	32	33	76	51	75	104	49	825



F-35A ライトニングII 戦闘機

嘉手納飛行場への CV - 22 オスプレイ飛来状況（令和 3 年 10 月末時点）

年月日	機 数	所 属	飛 来 目 的
平成30年 6月 4日	4機	米 空 軍	不明
平成31年 2月 4日	4機	横田基地	共同訓練(コブラゴールド)への参加
平成31年 2月23日	4機	横田基地	共同訓練(コブラゴールド)の後に嘉手納基地を經由
令和元年 7月22日	3機	横田基地	不明
令和元年 8月17日	3機	横田基地	不明
令和 2年 2月19日	4機	横田基地	共同訓練(コブラゴールド2020)参加に先立ち飛来
令和 2年 3月 8日	4機	横田基地	不明
令和 2年11月16日	3機	横田基地	沖縄沖の公海上での捜索・救難訓練への参加のため飛来
令和 3年 3月22日	3機	横田基地	定期的な集団広域訓練を実施するため飛来
令和 3年 4月29日	1機	横田基地	不明
令和 3年 5月13日	2機	横田基地	嘉手納基地に配置されている他の特殊作戦群部隊と共同で訓練を行う必要があるため
令和 3年 5月26日	3機	横田基地	嘉手納基地に配置されている他の特殊作戦群部隊と共同で訓練を行う必要があるため
令和 3年 5月31日	1機	横田基地	嘉手納基地に配置されている他の特殊作戦群部隊と共同で訓練を行う必要があるため
令和 3年 7月25日	1機	不 明	不明
令和 3年 8月25日	2機	横田基地	不明
令和 3年 8月27日	1機	横田基地	不明
令和 3年 9月21日	2機	横田基地	不明
令和 3年10月 2日	2機	横田基地	不明



◀令和 3 年 3 月 24 日、嘉手納飛行場周辺
で旋回訓練を行った際の新聞記事
令和 3 年 3 月 25 日 琉球新報 27 面

嘉手納飛行場への外来機飛来状況（平成 26 年度～令和 2 年度）

年 月 日	機 種	機 数
平成 26 年 9 月 22 日	F - 16	4 機
平成 26 年 11 月 5 日	F - 22A	8 機
平成 26 年 11 月 7 日	F - 22A	4 機
平成 27 年 1 月 5 日	AV - 8B	6 機
平成 27 年 1 月 15 日	F-16	12 機
平成 27 年 1 月 23 日	F-16	4 機
平成 27 年 2 月 20 日	EA-6	4 機
平成 27 年 2 月 23 日	F/A - 18E	4 機
平成 27 年 2 月 23 日	F/A - 18	8 機
平成 27 年 5 月 20 日	AV - 8B	6 機
平成 27 年 5 月 27 日	F/A-18	18 機
平成 27 年 6 月 16 日	F-16	7 機
平成 27 年 6 月 20 日	F-16	3 機
平成 27 年 6 月 29 日	F-16	2 機
平成 27 年 10 月 14 日	AV - 8B	4 機
平成 27 年 10 月 15 日	AV - 8B	2 機
平成 27 年 10 月 22 日	F-16	5 機
平成 27 年 10 月 23 日	F-16	3 機
平成 27 年 10 月 26 日	F-16	4 機
平成 28 年 1 月 11 日	AV - 8B	4 機
平成 28 年 1 月 13 日	F/A - 18	6 機
平成 28 年 1 月 13 日	F-16	6 機
平成 28 年 1 月 14 日	F-16	6 機
平成 28 年 1 月 25 日	F-22	12 機
平成 28 年 1 月 26 日	F-22	2 機
平成 28 年 1 月 27 日	F-16	12 機
平成 28 年 2 月 7 日	F-16	12 機
平成 28 年 3 月 2 日	F-22	14 機
平成 28 年 5 月 20 日	F/A-18	4 機
平成 28 年 7 月 12 日	F-16	27 機
平成 28 年 7 月 13 日	F-16	2 機
平成 28 年 7 月 18 日	F-16	1 機
平成 28 年 8 月 10 日	F/A-18E	4 機
平成 28 年 8 月 13 日	AV - 8B	7 機
平成 28 年 10 月 18 日	F-16	10 機
平成 28 年 10 月 19 日	F-16	2 機

約3～4か月間の
暫定配備

計 12 機
約 3 ～ 4 か月間の
暫定配備

計 6 機

計 12 機
約 3 か月間の
暫定配備

計 12 機

計 14 機

計 30 機

計 12 機

年 月 日	機 種	機 数
平成 28 年 12 月 2 日	F/A-18C	4 機
平成 28 年 12 月 2 日	AH-1Z	4 機
平成 28 年 12 月 12 日	F/A-18E	4 機
平成 29 年 1 月 10 日	F/A-18E	4 機
平成 29 年 1 月 24 日	F/A-18D	6 機
平成 29 年 2 月 7 日	F-22	3 機
平成 29 年 2 月 8 日	F-22	3 機
平成 29 年 2 月 9 日	F/A-18	2 機
平成 29 年 2 月 11 日	F/A-18	8 機
平成 29 年 2 月 11 日	F-22	3 機
平成 29 年 2 月 13 日	F-22	3 機
平成 29 年 2 月 13 日	MV-22	4 機
平成 29 年 2 月 13 日	F/A-18	2 機
平成 29 年 3 月 10 日	MH-60	6 機
平成 29 年 3 月 13 日	MH-60	4 機
平成 29 年 3 月 31 日	F/A-18C	4 機
平成 29 年 4 月 7 日	F/A-18C	4 機
平成 29 年 4 月 18 日	F/A-18	4 機
平成 29 年 4 月 19 日	C-17	4 機
平成 29 年 5 月 4 日	F-16	8 機
平成 29 年 5 月 5 日	F-16	2 機
平成 29 年 5 月 10 日	F-16	2 機
平成 29 年 5 月 31 日	U-2	3 機
平成 29 年 6 月 1 日	U-2	1 機
平成 29 年 8 月 9 日	F/A-18	4 機
平成 29 年 8 月 24 日	F/A-18D	4 機
平成 29 年 9 月 21 日	F/A-18D	7 機
平成 29 年 10 月 3 日	F/A-18D	4 機
平成 29 年 10 月 30 日	F-35A	2 機
平成 29 年 10 月 31 日	F/A-18D	4 機
平成 29 年 11 月 1 日	F/A-18C	4 機
平成 29 年 11 月 2 日	F-35A	10 機
平成 29 年 11 月 7 日	F/A-18C/D	8 機
平成 29 年 11 月 8 日	C-17	6 機
平成 29 年 11 月 8 日	F/A-18C	4 機
平成 29 年 11 月 13 日	F/A-18C	4 機

計 6 機

計 12 機

計 6 機

計 10 機

計 12 機
約 3 か月間の
暫定配備

計 4 機

計 12 機
平成 30 年 5 月 5 日
までの暫定配備

嘉手納飛行場への外来機飛来状況（平成 26 年度～令和 2 年度）

年 月 日	機 種	機 数
平成 29 年 12 月 8 日	F/A-18C/D/E	12 機
平成 29 年 12 月 15 日	F/A-18C	4 機
平成 30 年 1 月 5 日	F/A-18C	4 機
平成 30 年 1 月 12 日	F/A-18C	4 機
平成 30 年 1 月 18 日	F/A-18E/C	8 機
平成 30 年 2 月 1 日	F/A-18C	4 機
平成 30 年 2 月 13 日	EA-18G	4 機
平成 30 年 2 月 13 日	MH-60S	4 機
平成 30 年 3 月 7 日	F/A-18E	8 機
平成 30 年 3 月 12 日	F/A-18E	7 機
平成 30 年 3 月 13 日	F-35B	4 機
平成 30 年 3 月 14 日	F-35B	4 機
平成 30 年 3 月 15 日	F-35B	4 機
平成 30 年 3 月 19 日	F/A-18D	8 機
平成 30 年 5 月 30 日	F-22A	10 機
平成 30 年 6 月 4 日	CV-22	4 機
平成 30 年 6 月 7 日	C-17	5 機
平成 30 年 6 月 8 日	F-22A	4 機
平成 30 年 8 月 13 日	F-35B	5 機
平成 30 年 11 月 8 日	F/A-18D	4 機
平成 30 年 11 月 30 日	KC-130	4 機
平成 30 年 11 月 30 日	KC-135	4 機
平成 31 年 1 月 12 日	F-35B	3 機
平成 31 年 1 月 14 日	F-35B	4 機
平成 31 年 1 月 18 日	F/A-18D	4 機
平成 31 年 1 月 23 日	U-2	3 機
平成 31 年 1 月 29 日	U-2	1 機
平成 31 年 1 月 30 日	F/A-18D	4 機
平成 31 年 2 月 4 日	F/A-18D	4 機
平成 31 年 2 月 4 日	CV-22	4 機
平成 31 年 2 月 16 日	F/A-18E	4 機
平成 31 年 2 月 22 日	F-16	9 機
平成 31 年 2 月 23 日	CV-22	4 機
平成 31 年 2 月 23 日	C-17	5 機
平成 31 年 2 月 25 日	C-17	5 機
平成 31 年 2 月 27 日	F-35B	4 機

計 14 機
約 3 か月間
の暫定配備

計 8 機

計 4 機

計 8 機

計 10 機

年 月 日	機 種	機 数
平成 31 年 2 月 28 日	F-35B	4 機
平成 31 年 3 月 5 日	MH-60S	4 機
平成 31 年 4 月 4 日	F-15C	4 機
令和元年 7 月 29 日	MH-60S	2 機
令和元年 7 月 30 日	MH-60S	2 機
令和元年 9 月 7 日	C-130	11 機
令和元年 10 月 3 日	F/A-18C/D	7 機
令和元年 10 月 4 日	F/A-18C/D	4 機
令和元年 10 月 8 日	F-35B	4 機
令和 2 年 1 月 10 日	F/A-18	17 機
令和 2 年 2 月 19 日	CV-22	4 機
令和 2 年 2 月 19 日	A-10	10 機
令和 2 年 3 月 7 日	A-10	8 機
令和 2 年 3 月 8 日	CV-22	4 機
令和 2 年 6 月 11 日	F/A-18	4 機
令和 2 年 6 月 12 日	F/A-18	4 機
令和 2 年 10 月 16 日	F-16	4 機
令和 2 年 10 月 16 日	F/A-18	4 機
令和 2 年 12 月 1 日	F/A-18	11 機
令和 2 年 12 月 14 日	F/A-18	1 機
令和 3 年 3 月 3 日	F/A-18E	5 機
令和 3 年 3 月 9 日	F/A-18E	3 機
令和 3 年 3 月 9 日	F/A-18E	3 機
令和 3 年 3 月 10 日	F/A-18E	7 機
令和 3 年 3 月 12 日	F/A-18E	11 機

計 4 機

計 11 機

計 12 機

計 6 機

※町職員による目視、防衛局からの情報提供、新聞報道等を基に 4 機以上飛来したものについて記録。

第 4 節 嘉手納基地爆音訴訟

(1) 第一次嘉手納基地爆音訴訟

嘉手納飛行場周辺に所在する嘉手納町、北谷町、読谷村、旧具志川市、旧石川市、沖縄市の住民（当初 601 名、最終 907 名）が「安眠できる静かな夜がほしい」と国を相手取り、午後 7 時から翌朝 7 時までの間の夜間飛行禁止、エンジン作動禁止、騒音損害賠償などを求めて昭和 57 年 2 月 26 日、那覇地方裁判所沖縄支部に訴えを起こした。

提訴から 12 年の歳月を経て平成 6 年 2 月 24 日、一審判決が下された。判決は原告が求めた夜間飛行差し止めに対して「被告（国）に対し支配の及ばない第三者である米軍の行為の差し止めを求めるものであり、主張できない」として訴えを却下。また、騒音による損害賠償についてはうるささ指数（WECPNL 値）が 80 以上の原告については「被害が受認限度を超えるものと認める」として過去分の被害の一部を認めたが将来分の賠償請求は退けた。

原告、被告双方ともこれを不服として平成 6 年 3 月 10 日、福岡高等裁判所那覇支部へ控訴し、平成 10 年 5 月 22 日、W 値 75 以上（類型 I）の地域についても過去の爆音被害に対して補償を行うことの控訴審判決が出た。

< 第一次訴訟 >

提 訴 先	那覇地方裁判所沖縄支部
提 訴 日	昭和 57 年 2 月 26 日
事 件 名	嘉手納基地騒音差止等請求事件
原 告	北谷町字砂辺 184 - 1 照屋明 外 600 人
被 告	東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 国、代表者 法務大臣 坂田道太
提 訴 要 旨	① 午後 7 時から翌朝午前 7 時までの間の夜間飛行、エンジン作動を禁止すること。 ② 午前 7 時から午後 7 時までの間の日中の爆音を 65 ホン以下におさえること。 ③ 過去、現在にわたる損害賠償として一人当たり 115 万円支払うこと。 ④ 将来にわたる被害賠償として一世帯月額 3.3 万円支払うこと。 ⑤ 住民地域上空での発着や演習を含めて飛行を禁止すること。
結 審	平成 4 年 12 月 3 日
判 決	平成 6 年 2 月 24 日
判 決 主 旨	(1) 早朝夜間の飛行等の差止め 午後 7 時から翌日午前 7 時までの飛行及びエンジン作動の差止めについては、被告国に対し、第三者である米軍の活動の規制を求めるものであるところ、被告国が米軍の活動の規制をしうるためには法令上

判 決 主 旨	の根拠が必要であるが、日米安保条約、日米地位協定及びその他の法令には、被告国が米軍の活動を規制しうる定めがない。 よって、原告らの請求は、主張自体失当であり、棄却する。 (2) 損害賠償請求 ①防衛施設庁の定めた騒音コンターのうち、WECPNL80 以上の地域に居住する者には、下記の損害賠償請求を認める。 WECPNL80 以上 85 未満 月額 3000 円 WECPNL85 以上 90 未満 月額 7000 円 WECPNL90 以上 95 未満 月額 12000 円 WECPNL95 以上 月額 18000 円 ② WECPNL75 以上 80 未満の地域に居住する原告については、騒音があるとしても受忍限度の範囲内であるから、損害賠償請求は棄却する。 ③損害賠償請求が認められた原告のうち、下記の事項に該当する者は以下の割合で損害賠償額を減額する。 (a) 防音工事が施されている者 最初の 1 室－ 10% 1 室増加毎－ 5% 加算して減額 (b) 危険への接近 1972 年 (昭和 47 年) 5 月 15 日以降に、賠償の対象となる地域 (WECPNL80 以上の地域) に移転して来た者については、15% 減額。 ④賠償の期間 提訴日の 3 年前から (第 1 次原告については 1979 年 2 月 27 日から、第 2 次原告については 1980 年 2 月 27 日から)、本件結審の日 (1992 年 12 月 3 日) までの期間における損害賠償を認める。 ⑤将来請求 (1992 年 12 月 4 日以降の賠償) については、現時点では損害の成否・内容の認定が困難であるから、適法な請求とはいえず、却下。 ⑥消滅時効 提訴前 3 年以前に発生した損害賠償請求権は、時効消滅している。
控 訴	平成 6 年 3 月 10 日 (原告、被告双方が福岡高等裁判所那覇支部へ)
控 訴 審 判 決	平成 10 年 5 月 22 日 福岡高等裁判所那覇支部

(2) 第二次嘉手納基地爆音訴訟

旧訴訟において、米軍機の爆音は受忍限度を超えた違法状態であると判断されたにもかかわらず、日米両政府は根本的な解決を図ることなく、嘉手納基地周辺住民は現在も爆音被害に苦しめられているとして、平成12年3月27日、同基地周辺住民5,544人（嘉手納町、北谷町、沖縄市、読谷村、具志川市（現うるま市）及び石川市（現うるま市））が、「新嘉手納基地爆音訴訟」として夜間早朝の飛行差止め、損害賠償、爆音と健康被害の因果関係の認定などを求め、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴した。

平成17年2月17日の一審判決では、うるささ指数（WECPEL、W値）85以上の地域に居住する原告については、「社会通念上、受忍限度を超えた精神的被害を受けている」として過去分は賠償の対象としたが、将来の損害賠償請求に係る訴えを却下し、W値80及び70の各地域に居住する原告については、「航空機騒音は減少しており、現状ではかなり低い」として騒音被害は受忍限度内にあるとして損害賠償請求を棄却するという、全国の爆音訴訟判決でも初めての判断を示した。

飛行差止請求については、第一次訴訟同様、「支配の及ばない第3者の行為の差止めを請求するもので、主張自体が失当」として請求を棄却し、爆音と健康被害との因果関係は認められないとした。また、米国を被告とした対米訴訟は、「外国国家の主権的行為については、民事裁判権は免除される」と述べ、原告の訴えを却下した。

原告、被告の双方とも判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部へ控訴し、平成21年2月27日「新嘉手納基地爆音訴訟」の控訴審判決が言い渡された。

控訴審判決では、一審同様、飛行差止請求は「主張自体失当」とし、米国を被告とした対米訴訟は、「国際慣習法上、米国には日本に駐留する米軍の活動に関する民事裁判権が免除されている」として、控訴をいずれも棄却した。

損害賠償については、第一審で賠償の対象外とされたW値80及び75の各地域でも受忍限度を超えているとし、受忍限度の基準値はW値75としたが、読谷村座喜味以北の地域に居住する原告については賠償請求を認めなかった。また、一審同様、将来の損害賠償請求に係る訴えを却下し、爆音と健康被害の因果関係の認定については否定した。

また、判決では、「受忍限度を超える騒音に曝（さら）されている事実は明らかであり、このような状況は、旧訴訟でも認定されていながら、その後も根本的な改善は図られておらず、差止請求という形式による司法的救済の道が閉ざされている以上、より一層強い意味で、国には騒音の状況の改善を図るべき政治的な責務を負っている」と言及した。

平成21年3月11日、原告は控訴審の敗訴部分について上告。国は同年3月13日に上告を断念。平成23年1月27日、最高裁において上告棄却の決定がなされ、控訴審判決が確定した。

新嘉手納基地爆音訴訟一、二審判決対照表

争 点	一審判決	控訴審判決
飛行等の差止請求	請求棄却	請求棄却(控訴棄却)
外交交渉義務確認請求	訴え却下	訴え却下(控訴棄却)
損害賠償の受忍限度	W値85	W値75
損害賠償請求が認められたW値の区域	W値95、90、85	W値95、90、85、80、75
損害賠償請求が一部認容された原告の数	3,881名	5,519名
損害賠償請求がすべて棄却された原告の数	1,660名 (W値80、75の区域に居住していた原告)	21名 (W値75の区域のうち、座喜味以北に居住していた原告)
慰謝料の基準 (月額)	W値95の区域 1万8000円 W値90の区域 1万2000円 W値85の区域 9000円 W値80の区域 — W値75の区域 —	W値95の区域 1万8000円 W値90の区域 1万2000円 W値85の区域 9000円 W値80の区域 6000円 W値75の区域 3000円
合計認容損害額(遅延損害金を含まない)	28億276万7880円	56億2692万6096円
危険への接近の法理による免責・損害賠償額の減額	否定 (ただし、県外からの転入者1名につき50%減額)	否定 (ただし、県外からの転入者1名につき30%減額)
住宅防音工事による損害賠償額の減額	1室 10% 2室目以降 1室につき5% 減額の上限 設けず	1室 10% 2室目以降 1室につき5% 減額の上限 20% 外郭防音工事 一律20%
将来の損害賠償請求	訴え却下	訴え却下

(3) 第三次嘉手納基地爆音差止訴訟

2度の訴訟において、嘉手納基地周辺の米軍機による爆音は受忍限度を超えた違法状態であると判断されたにもかかわらず、周辺住民は身体的・精神的被害、睡眠妨害など多様な被害を受け続けているとして、平成23年4月28日、同基地周辺住民22,058人（嘉手納町、北谷町、沖縄市、読谷村、うるま市）が、夜間早朝の飛行差止め、損害賠償などを求め、那覇地方裁判所沖縄支部に提訴した。原告団の数はマンモス級といわれた第二次訴訟の4倍にあたり、嘉手納町の人口の約3分の1が訴訟に参加した。

原告は、米軍及び被告国の行為によって、人格権、環境権、平和的人権が著しく侵害され、航空機騒音の曝露による様々な被害を受けているとして、(1) 午後7時から午前7時までの夜間・早朝の全面的な飛行の差し止め (2) 午前7時から午後7時までの日中の爆音を65dB以下にすること (3) 過去、現在にわたる損害賠償として、第二次訴訟に参加した旧原告および新原告への損害賠償の支払い (4) 将来分の損害賠償の支払いを主張した。

平成29年2月23日の一審判決では、うるささ指数（WECPNL値）が75以上の地域に居住する原告については、「社会生活上受忍すべき限度を超える」損害を受けているとして、過去分の損害は賠償の対象としたが、将来分の損害については賠償請求に係る訴えを却下した。損害賠償請求に関する判断では、原告らに生じている被害として高血圧症発生のリスクがW値の上昇に伴って増加していると認定し、また、第二次訴訟の控訴審判決で賠償請求が認められなかった読谷村座喜味以北に居住する原告について、「受忍限度を超える被害が生じていると認めるのが相当」として第二次訴訟の控訴審判決を覆し、賠償請求を認めた。

飛行差止請求については、第二次訴訟同様、「支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」として請求を棄却し、米国を被告とした対米訴訟は日本の司法権が及ばないとして原告の訴えを却下した。

原告、被告の双方とも判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部へ控訴し、令和元年9月11日、「第三次嘉手納基地爆音差止訴訟」の控訴審判決が言い渡された。

控訴審判決では、一審同様、飛行差止請求は「支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」として請求を棄却し、米国を被告とした対米訴訟は日本の司法権が及ばないとして訴えを却下した。

損害賠償請求については、一審同様、W値が75以上の地域に居住する原告について「社会生活上受忍すべき限度を超える」として賠償請求を認めたが、基本となる慰謝料の月額を一審と比較して3割前後減額した。

令和元年9月24日、原告は飛行差止請求及び将来分の損害賠償請求を求めて最高裁判所へ上告した。令和3年3月23日、最高裁判所において上告棄却の決定がなされ、控訴審判決が確定した。

第三次嘉手納基地爆音訴訟一、二審判決対照表

争点	一審判決	二審判決
飛行等の差止請求	請求棄却	請求棄却（控訴棄却）
損害賠償の受忍限度	W値 75	W値 75
損害賠償請求が認められた W値の区域	W値 95、90、85、80、75	W値 95、90、85、80、75
損害賠償請求が一部認容さ れた原告の数	2 万 2005 人	2 万 2020 人
損害賠償請求がすべて棄却 された原告の数	48 名 (コンター外に居住していた原告等)	14 名 (コンター外に居住していた原告等)
慰謝料の基準（月額）	W値 95 の区域 3 万 5000 円 W値 90 の区域 2 万 5000 円 W値 85 の区域 1 万 9000 円 W値 80 の区域 1 万 3000 円 W値 75 の区域 7000 円	W値 95 の区域 2 万 2500 円 W値 90 の区域 1 万 8000 円 W値 85 の区域 1 万 3500 円 W値 80 の区域 9000 円 W値 75 の区域 4500 円
合計認容損害額（遅延損害 金を含まない）	約 301 億 9862 円	約 261 億 2577 円
危険への接近の法理による 免責・損害賠償額の減額	否定	否定（ただし、県外からの転入者 1 名につき 30 ～ 60%減額）
住宅防音工事による損害賠 償額の減額	1 室 10% 2 室以降 1 室につき 5% 5 室以上 一律合計 30%	1 室 10% 2 室以降 1 室につき 5% 5 室以上 一律合計 30%
将来の損害賠償請求	訴え却下	訴え却下（控訴棄却）

（4）第四次嘉手納基地爆音差止訴訟

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟の上告棄却を受け、令和 3 年 3 月に第四次嘉手納基地爆音差止訴訟準備会が発足し、令和 4 年 1 月 28 日、嘉手納基地周辺 8 市町村の住民 1 万 2049 世帯、3 万 5566 人が、米軍機の騒音で睡眠妨害や身体的被害などを受けているとして、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償などを国に求める「第四次嘉手納基地爆音差止訴訟」を那覇地裁沖縄支部に起こした。

第 2 項 航空機排気ガスによる悪臭の現状

嘉手納町では、嘉手納飛行場における航空機からの騒音被害に加えて、航空機のエンジン調整等による排気ガスの悪臭被害も深刻である。大型機駐機場から発生する航空機のエンジン調整の際の排気ガスは、鼻・喉・目を刺激するような強烈な悪臭で耐え難いものがあり、大きな基地被害となっている。

平成 14 年度において、那覇防衛施設局（当時）が嘉手納飛行場周辺における大気質の現況を把握することを目的に、嘉手納飛行場周辺大気質等測定調査を行ったが、調査結果は調査項目の大気汚染物質は環境基準値及び規制基準値以下、悪臭物質はほとんどが定量下限値未満または環境基準値及び規制基準値以下であった。アセトアルデヒド類の一部で、悪臭防止法における規制基準値を超過する結果となっているが、航空機排気ガスによる影響は明確でないと報告されている。

平成 23 年度及び平成 25 年度においては、環境省が航空機排気ガスによる大気汚染の実態を把握することを目的に、嘉手納飛行場周辺において大気汚染物質等に関する実測調査を行ったが、両年度とも調査結果は、調査項目において定量下限値未満または環境基準値等以下となっている。

平成 27 年度以降は、沖縄県が、嘉手納飛行場周辺で臭いを感じた際の大気試料について、臭い成分が航空機由来であることの確認と悪臭物質及び大気汚染物質の実態把握を目的に、嘉手納飛行場周辺悪臭実態調査を行っている。令和 2 年度までの調査においては、臭いを感じた際の大気試料について、排出ガスやジェット燃料に含まれていると考えられている物質のうち、特定悪臭物質（トルエン、スチレン、キシレン）及び有害大気汚染物質（ベンゼン、1,3－ブタジエン）の分析を実施しており、その結果、ベンゼン及び 1,3－ブタジエンについては、ほとんどの調査において、臭いが感じられなかった時間に採取した試料と比較して高い濃度を示したことが報告されている。

本町においては、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、嘉手納飛行場周辺における悪臭による基地被害の実態を把握するため、北海道大学の松井利仁教授の協力を得ながら各種調査等を実施した。

平成 27 年度には、嘉手納飛行場周辺における航空機排出ガスによる基地被害の軽減に資するための資料を得ることを目的に「嘉手納飛行場周辺における有害大気汚染物質に関する資料整理業務」を行い、これまで嘉手納飛行場周辺において国、県等により実施された調査結果等の整理を行った。

また、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて「嘉手納基地由来の大気汚染物質調査」を実施し、住民居住地域に近接する大型機駐機場が臭気発生源である可能性が高いことが報告され、その後、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて実施した同調査により、臭気発生源が大型機駐機場に駐機している常駐機 E－3 セントリー空中早期警戒管制機及び外来機 E－8 ジョイントスターズ空中早期警戒管制機であることを裏付ける結果が得られている。

その結果も踏まえ、本町は、引き続き国に対し、航空機排気ガス防止対策として、E－3 セントリー空中早期警戒管制機の駐機場を住民居住地域から距離を置くように移転させる等の有効な対策の実施とともに、航空機排気ガスによる大気汚染の実態を把握するための常時監視調査等及び健康被害や人体に及ぼす影響についての調査の実施について要請しており、今後も継続していく。



E－3セントリー 空中早期警戒管制機

悪臭に関する苦情件数（平成26年度～令和2年度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	34	33	67	61	26	25	43

第3項 航空機等による事故

第1節 航空機事故

沖縄県によると、本県における軍用機の墜落、緊急着陸、部品の落下等の事故は、本土復帰後の昭和47年から令和3年12月末までに862件発生している。昭和34年6月30日に発生した嘉手納基地所属F－100ジェット戦闘機の石川市（現うるま市）宮森小学校への墜落事故は、児童を含む18名（後に後遺症で亡くなった1名を含む）が死亡、重軽傷者210名を出すという未曾有の大惨事であった。本町では、過去3件の墜落事故が発生し、住民の尊い生命と財産が失われた。

町としては、これまで再三にわたり航空機関連事故等の未然防止と安全管理の徹底について在日米軍及び日米両政府関係機関に対し強く申し入れてきたところであるが、航空機事故は後を絶たない状況が続いている。

嘉手納基地に関する主な航空機事故

- ① 昭和34年6月30日、嘉手納基地所属のF－100ジェット戦闘機が石川市（現うるま市）の宮森小学校に墜落し、炎上した。児童を含む18名（後に後遺症で亡くなった1名を含む）が死亡、重軽傷者210名を出すという未曾有の大惨事となった。

- ② 昭和37年12月20日午後1時40分頃、東京から飛来してきたボーイングKB-50型空中給油機（B-29の改良型）が嘉手納基地へ着陸失敗、屋良地域の民家に墜落爆発炎上し、この事故で建物3棟が全焼し、死亡者2名、重軽傷者8名を出した。



KB-50 屋良の住宅に墜落 昭和37年12月20日

- ③ 昭和41年5月19日午後0時32分頃、KC-135空中給油機が嘉手納基地を離陸した直後、滑走路北側沖縄市との境界付近の県道74号線に墜落爆発炎上した。この事故で同境界付近を乗用車で走行中の住民1人が死亡、墜落現場付近の草原が広い範囲にわたって燃えた。

- ④ 昭和43年11月19日午前4時15分頃、B-52戦略爆撃機が嘉手納基地を離陸直後、本町と沖縄市との境界付近の基地内で墜落爆発炎上を起こした。この事故でものすごい爆発音とともに数十メートルのまっ赤な火柱が未明の夜空を焦がし、空からは砂のようなものと爆弾片及び飛行機の破片が2.6キロメートル離れた嘉手納ロータリー付近まで飛散して、住民



B-52 墜落事故 昭和43年11月19日

- を恐怖におとしいれた。さらに、地響きとともに建物が大きく揺れ、校舎、住宅等365件が被害にあい、重軽傷者16名の人身事故も起きた。墜落事故現場では、付近の原野に火が燃え広がり、一時は嘉手納弾薬庫地区200メートル近くまで広がり、米軍消防隊も滑走路（墜落現場）よりもこの原野火災の消火に必死であった。

- ⑤ 平成5年9月1日、嘉手納基地内でHH-3型救難用機ヘリコプターが滑走路移動中に事故を起こし、死亡者1名、重軽傷者4名が出た。

- ⑥ 平成6年4月4日午前9時23分頃、F-15イーグル戦闘機1機が嘉手納基地を離陸直後、嘉手納弾薬庫地区内（沖縄市白川）に墜落し、爆発炎上した。幸いにも人身や建物等への被害はなかったものの、墜落現場付近には観光施設や住宅地があり、一步間違えば大惨事を引き起こしかねない事故であった。



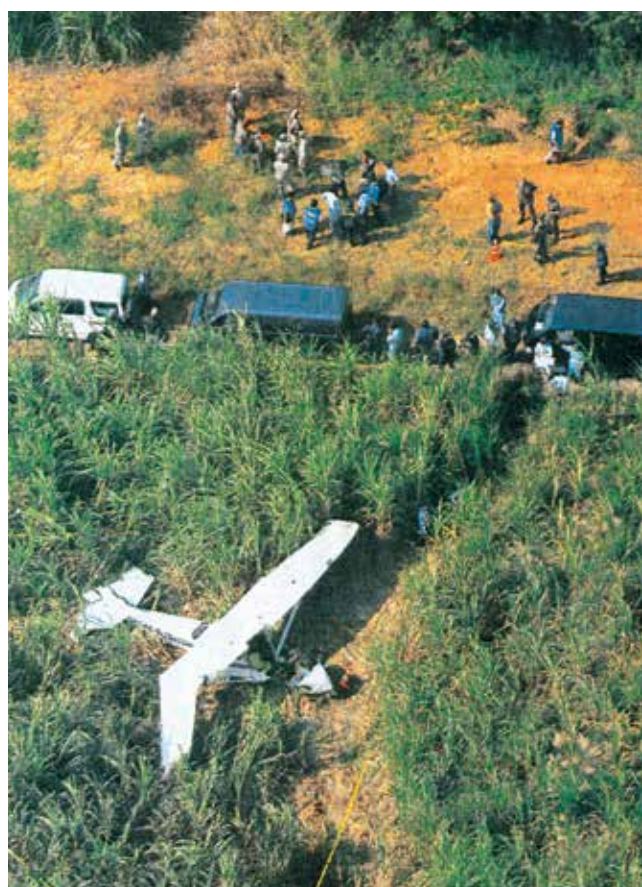
F-15イーグル戦闘機墜落

- ⑦ 平成14年8月21日、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、訓練中に沖縄本島の南約100キロメートルの公海上に墜落した。パイロットは救助されたものの、事故原因については分かっていない。
- ⑧ 平成18年1月17日午前10時20分頃、F-15イーグル戦闘機1機がうるま市伊計島の訓練空域（ウイスキー173）で訓練中に墜落した。墜落機に搭乗していた2人は脱出し、伊計島の東約75キロメートル地点で漂流していたのを救助された。
- ⑨ 平成20年10月24日、米軍嘉手納基地第82偵察中隊所属の米兵4人が乗った「カデナエアロクラブ」のセスナC-172型1機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落炎上し、3人が負傷、そのうち1人が重傷を負った。住民にけがはなかったが、最大700世帯が停電し、火は周囲の畑へも延焼した。米軍は同月12日、事故原因について、「燃料切れでエンジン機能が停止」「不適切な燃料計画と誤った判断」と人為的ミスであったことを発表した。
- ⑩ 平成25年5月28日午前8時50分頃、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機1機が国頭村安田の東南東約60キロメートル沖合の訓練空域（ホテルホテル空域）に墜落した。パラシュートで緊急脱出した墜落機の操縦士は、航空自衛隊那覇基地のヘリコプターにより那覇の東約130キロメートルの海上で救出された。現場海域には数百メートルにわたって油が浮いているのが確認された。
- 後日、嘉手納基地より、戦闘訓練後に帰還中の2機のうち1機がピッチロール回路機器の機能不全により操作不能となり、旋回しながら海上へ墜落したとの説明があった。
- ⑪ 平成25年8月5日午後4時頃、宜野座村松田のキャンプ・ハンセン内で嘉手納基地第33救難中隊所属のHH-60G救難ヘリコプター1機が墜落炎上し、乗組員4人中1人が死

亡した。墜落現場近くには、飲料取水用の大川ダムがあり、安全確認がなされるまで取水停止措置となった。

- ⑫ 平成27年8月12日午後1時46分頃、嘉手納基地を飛び立った米陸軍所属のMH-60ヘリコプター1機が、うるま市伊計島南東の海上で米海軍艦船への着艦に失敗し、墜落した。これにより、米軍隊員5名、陸上自衛隊員2名の計7名が負傷した。後日、米側は事故原因などに関する報告書の中で、パイロットの操作手順の誤りが原因だとして、機体に欠陥はなかったとした。

- ⑬ 平成30年6月11日午前6時26分頃、嘉手納基地所属のF-15Cイーグル戦闘機1機が、飛行訓練中に沖縄本島南部の洋上で墜落した。パイロット1名は脱出した。後の米側の調査で、共に飛行訓練中であつた、対戦機であるF-22に意識が集中していたこと等により、パイロットが空間識失調に陥り、機体のバランスを崩したために引き起こされた事故だとして報告された。



琉球新報
2008年(平成20年)10月25日

嘉手納基地に関する航空機事故概要

年 月 日	事 故 概 要
昭和34年6月30日	嘉手納基地所属のF-100ジェット戦闘機が石川市(現うるま市)の宮森小学校に墜落、炎上。児童を含む18名(後に後遺症で亡くなった1名を含む)が死亡、重軽傷者210名。
昭和37年12月20日	KB-50型米軍給油機が屋良地域の民家に墜落炎上。村民の死者2人、重軽傷者8人、民家3棟全焼。
昭和41年5月19日	KC-135空中給油機がコザ市と嘉手納村との境界に墜落。村民1人死亡。
昭和43年11月19日	B-52戦略爆撃機墜落爆発。村民の重傷16人、校舎、住宅等365件の被害。
昭和49年7月18日	嘉手納飛行場所属のF-4ファントムのロケット・ランチャー(発射装置)が落下し、那覇空港の滑走路中央部に穴が空き、同空港は1時間閉鎖された。
9月30日	C-130輸送機が離陸に失敗し嘉手納飛行場に墜落、乗員2人が負傷した。
昭和50年6月2日	夜間訓練中の第18戦術戦闘航空団所属F-4ファントムが伊江村真謝の海上3マイル(約4.8km)沖で墜落し、乗員2人が行方不明になった。
昭和52年11月1日	嘉手納飛行場所属第18戦術戦闘航空団のF-4ファントムが伊江島沖で墜落し、乗員2人が行方不明となった。
11月7日	B-52戦略爆撃機が着陸の際、ブレーキドラムが過熱し、黒煙を噴いたため、軍消防車3台が出動した。
11月28日	第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8Aハリアー垂直着陸機が嘉手納飛行場への着陸に失敗し、パイロット1人が軽傷を負い、同機も損傷した。
11月29日	夜間訓練中の第231海兵攻撃中隊B分遣隊所属のAV-8Aハリアーが嘉手納飛行場の西北西21海里(約39km)の海中に墜落した。乗員は救難ヘリで救出された。
昭和53年5月18日	嘉手納飛行場第18戦術戦闘航空団第25戦術戦闘中隊のF-4ファントムが通常飛行訓練中、風防開閉装置の故障により、キャンプ・ハンセン内の沖縄自動車道西方200mの山中に墜落した。乗員2人はパラシュートで脱出し、嘉手納飛行場の第131航空宇宙救難隊によって救出された。
11月13日	嘉手納基地所属のCH-130救難機の給油ホースが名護市の八重岳山中に落下し、特別高圧送電線を切断したため、本部町崎本部、塩川、名護市部間、採石場の一部八重岳一帯が2時間から8時間にわたり停電した。
昭和55年3月4日	離陸しようとしたF-4ファントムから、電気系統の故障により、補助燃料タンク(370ガロン入り)が落下し、滑走路上で炎上した。

年 月 日	事 故 概 要
昭和55年6月22日	F-15イーグル空中接触事故。
7月24日	F-15イーグル片脚着陸事故。(人身への被害なし)
8月7日	嘉手納飛行場所属のF-15イーグル戦闘機が、悪天等のため那覇空港に緊急着陸した際、オーバーランし、車輪を破損した。そのため、同空港は2時間にわたり閉鎖され、民間航空の11便にずれが生じた。
昭和56年4月14日	嘉手納飛行場を発進したA-4スカイホーク戦闘機が恩納村沖合で墜落した。
昭和57年4月6日	嘉手納飛行場所属のF-15戦闘機が空対空戦闘訓練中、栗国島沖海上に墜落した。
10月22日	嘉手納飛行場から発進したF-4ファントムが沖縄の東南東65マイル(約105km)の海上に墜落。2人救助。
12月29日	嘉手納飛行場から発進したF-15イーグル戦闘機2機がホテル・ホテル空域で空中戦闘訓練中、本島北東145kmの海上(訓練水域内)に墜落し、1人死亡、1人救助。
昭和58年1月19日	米海軍のP-3C対潜哨戒機のソノブイ(無線浮標)が与那原町上の森公園内に落下した。
4月27日	正午、給油目的で嘉手納飛行場に着陸しようとしたF-14トムキャット艦載機のタイヤ1本がパンクした。
5月30日	岩国飛行場所属第232海兵戦闘攻撃飛行中隊のF-4ファントムが嘉手納飛行場に着陸しようとしたところ、車輪が出ないため、胴体着陸を行い、機体を破損した。
6月2日	F-15イーグル戦闘機の風防ガラスがはずれ、滑走路脇の芝生に落下した。
昭和60年2月6日	嘉手納飛行場所属のF-15イーグル戦闘機が着陸後誘導路からはずれて機体を小破した。
昭和61年3月22日	テキサス州ケリー空軍基地第433軍事航空団所属のC-5Aギャラクシー輸送機が嘉手納飛行場で離発着訓練中、第1エンジンに火災が発生し、緊急着陸した。
5月30日	嘉手納飛行場第909空中給油飛行隊所属のKC-135給油機が着陸する際、左翼端のエンジンが滑走路と接触、着陸を中止し、離陸したがその際、左翼端エンジンに火災が発生。その後無事着陸し、消火した。
6月9日	嘉手納飛行場第67戦術戦闘中隊所属のF-15イーグル戦闘機が通常訓練中、沖縄の北東220kmの海上に墜落した。乗員は脱出後、救出された。

年 月 日	事 故 概 要
昭和62年5月19日	嘉手納基地所属F-15イーグル戦闘機1機が沖縄本島東海上に墜落。
6月9日	RF-4Cファントム偵察機が補助燃料タンク2個を滑走路に落下炎上。
6月10日	嘉手納飛行場所属のF-15イーグル戦闘機が曲技飛行中アフターバーナーの不完全燃焼により爆発音とともに噴射口から火炎を噴射したため、飛行を中止した。
7月25日	グアム島から飛来したB-52戦略爆撃機のうち1機が着陸する際、主輪タイヤのうち1本がパンクした。
11月2日	嘉手納飛行場の第15戦術偵察中隊所属のRF-4Cファントムが通常の飛行訓練中に沖縄の東北東60マイル(約97km)(ホテル・ホテル水域内)の海上に墜落した。
昭和63年2月26日	F-15イーグル戦闘機着陸後、ブレーキの故障で誘導路近くの芝生上にオーバーラン事故発生。(約6m)
3月22日	F-15イーグル戦闘機車輪トラブルのため、フックを滑走路上のアレステイングワイヤーに引っ掛けて緊急着陸。
7月10日	F/A-18ホーネット戦闘攻撃機が給油中に燃料漏れ事故発生。
平成元年3月14日	嘉手納基地第33空中救難回収中隊所属HH-36ヘリコプター1機が伊江島沖の訓練中に墜落し、乗員2人は救助されたが、残り3人は行方不明となった。
4月21日	嘉手納飛行場第9戦略偵察航空団第1分遣隊所属のSR-71戦略偵察機が嘉手納飛行場から離陸後エンジンの故障により南シナ海に墜落した。
平成3年2月15日	F-15イーグル戦闘機が機体トラブルによりフックを滑走路上のアレステイング・ワイヤーに引っ掛けて緊急着陸。
平成5年9月1日	第33救難中隊所属HH-3型救難ヘリコプターが滑走路を移動中に事故を起こし、兵士1人が死亡、4人が重軽傷。
12月17日	F/A-18ホーネット戦闘攻撃機2機が沖縄南東海上の訓練空域で、空中撃突を起こし、パイロット2人のうち1人は救出したが残り1人は行方不明。
平成6年4月4日	嘉手納基地第44飛行中隊所属F-15イーグル戦闘機1機が離陸直後、沖縄市白川の米軍提供施設区域内に墜落し爆発炎上。(パイロットは脱出)
8月17日	岩国基地に配備されている米本国所属の第311海兵航空攻撃中隊のAV-8Bハリアー戦闘攻撃機が嘉手納飛行場から発進し、通常訓練中、嘉手納基地北西44海里(約81km)の粟国島近海に墜落した。

年 月 日	事 故 概 要
平成7年10月18日	嘉手納基地所属F-15イーグル戦闘機1機が基地南方約65マイルの海上に墜落。(パイロットは脱出)
平成8年11月21日	第18航空団第33救難中隊所属のHH-60ヘリコプターから、重さ約1.3kgのキャンバス袋が落下した。落下地点は、嘉手納基地と知花ハウジングエリアの間と思われる。
平成9年5月30日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機から、離陸直後、同飛行場内に風防ガラスが落下した。
9月13日	午後3時30分頃、第909空中給油中隊所属のKC-135のコックピットから煙が出た。
9月24日	嘉手納基地を飛び立った韓国オサン基地所属のMH-53ヘリコプターが、出砂射撃場で訓練中、油漏れを起こしたため渡名喜村の急患用ヘリパッドに緊急着陸した。
10月19日	在沖米海軍所属のP-3C対潜哨戒機が4つのエンジンのうち1つがトラブルを起こし、トラブルのあったエンジンを1つ止めて、嘉手納飛行場に緊急着陸した。
12月9日	嘉手納のエアロクラブのセスナC-172型機が嘉手納飛行場から離陸後、エンジントラブルがあり、嘉手納弾薬庫地区内の道路に緊急着陸した。乗員の米軍人4名は無事。
12月10日	横田基地所属のC-130型機が嘉手納から飛び立ったが、約30分後に4つあるうちの1つのエンジンがオーバーヒートしたため、当該エンジンを止めて3つのエンジンで飛行し、予防措置として嘉手納に着陸した。
平成11年6月4日	海兵隊所属のAV-8ハリアー機が離陸しようとして、エンジン部分から火を噴き墜落。
平成14年2月14日	渡名喜村の急患用ヘリポートに、嘉手納基地第33救難中隊所属のH-60型ヘリが油圧ポンプの一部に不具合が生じ、緊急着陸した。
4月8日	嘉手納基地上空において、嘉手納基地所属のF-15戦闘機から訓練用照明弾が落下。
4月24日	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、通常飛行訓練中、沖縄南東海上約80マイル(約128km)地点で風防ガラス(キャノピー)を紛失し、嘉手納基地に着陸した。パイロット等の人身被害なし。
4月25日	空母キティ・ホーク搭載機C-2が燃料漏れのまま嘉手納基地に緊急着陸した。

年 月 日	事 故 概 要
平成14年7月31日	午後3時頃、嘉手納基地に駐機中のF-15戦闘機のエンジン火災が生じ、消防車が出動し消火した。
8月1日	午前11時頃、嘉手納所属のF-15戦闘機のエンジンの先端部分の出力を調整するテーブルパイプ(尾管)の燃料が付着し火災が生じ、消防車が出動し消火した。
8月21日	嘉手納基地第44飛行中隊所属F-15イーグル戦闘機1機が基地南方約60マイル海上に墜落。(パイロットは脱出)
平成15年5月13日	嘉手納基地第33航空救難中隊所属のHH-60特殊救難ヘリが渡名喜村の急患用ヘリポートに緊急着陸した。
8月13日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、離陸時において訓練用照明弾を滑走路に落下させた。
11月14日	S-3対潜作戦機が、空中給油機の部品(バケット)を装着したまま嘉手納飛行場に緊急着陸した。
平成16年10月4日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が訓練中に2機接触し機体破損
12月21日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、W173訓練空域(嘉手納基地より北東およそ40～100マイルの海上)で通常飛行訓練中、右エルロン(補助翼)の下端部分を紛失(落下)した。
平成17年8月30日	嘉手納基地所属KC-135空中給油機が、給油管が出たまま、嘉手納飛行場に緊急着陸した。
10月17日	空軍所属C-130ハーキュリーズ輸送機が、同機後部のハッチが完全に閉じられなかったため嘉手納飛行場に緊急着陸した。
10月19日	F-15イーグル戦闘機が制限水域の訓練空域内(本島東側のW173訓練エリア)において燃料漏れを起こし、嘉手納飛行場に緊急着陸した。飛行中に約650ガロン(2,460ℓ)、滑走路に約10～15ガロン(38～57ℓ)の燃料が漏れた。
11月1日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が、W179訓練空域(嘉手納基地より北西約100マイルの海上)で通常飛行訓練中、水平尾翼の前方部分を破損(落下)した。
11月2日	F-15イーグル戦闘機がエンジンオイルの燃料漏れを起こし、嘉手納飛行場に緊急着陸した。

年 月 日	事 故 概 要
平成18年1月17日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が訓練中、沖縄本島北東海上へ墜落。
3月31日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機から訓練用照明弾1個が沖縄市の住民居住地へ落下。
5月2日	F-15イーグル戦闘機が緊急着陸。滑走路を外れ停止し、左翼が地面に接触した。
8月25日	嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機から訓練用照明弾1個が国道58号近くの陸軍貯油施設内へ落下。
11月22日	F-15イーグル戦闘機が北側滑走路をオーバーラン。事故原因はハイドロプレーンと発表。
11月27日	F-15イーグル戦闘機1機が、フックをワイヤーに引っかけて嘉手納飛行場に緊急着陸した。
平成19年4月19日	P-3Cオライオン対潜哨戒機1機が、プロペラ1基を停止した状態で、嘉手納飛行場に緊急着陸した。
5月1日	F-15イーグル戦闘機の前輪車軸が折れる事故が発生。
5月29日	P-3Cオライオン対潜哨戒機1機が第1エンジンを停止させたまま嘉手納飛行場に緊急着陸した。
6月27日	F-15イーグル戦闘機1機が嘉手納飛行場に緊急着陸した。フックをワイヤーにかけて停止し、その後、ワイヤーを再び使用できる状態に戻す作業を20分程度行ったため、上空待機していた2機のF-15イーグル戦闘機が普天間飛行場へ着陸した。
7月20日	C-130ハーキュリーズ輸送機から燃料約2～4ガロン(約8～15ℓ)が嘉手納飛行場の外来機駐機場においてコンクリート上に漏れた。漏れた燃料は吸着マットで拭き取った。
11月2日	米国ミズーリ州F-15イーグル戦闘機がロンジロンの欠陥により墜落。嘉手納基地所属機2機にも亀裂が見つかり、11月6日からF-15イーグル戦闘機53機が約2ヵ月間飛行停止となった。
12月4日	F/A-18ホーネット戦闘攻撃機1機が嘉手納飛行場に緊急着陸した。フックをワイヤーにかけて停止した。
平成20年4月19日	MK-58(ホーカーハンター)が滑走路をはずれ停止し、燃料19ℓが流出。
10月24日	嘉手納エアロクラブの軽飛行機C-172名が護市真喜屋で墜落。3人が負傷、うち1人が重傷を負った。

年 月 日	事 故 概 要
平成21年1月12日	F-22戦闘機1機が嘉手納飛行場に緊急着陸した。
3月19日	ユマ基地所属のAV-8ハリアー攻撃機が前輪の異常を示すランプがついたため緊急着陸した。
4月27日	嘉手納基地所属HH-60救難ヘリが燃料系統のトラブルにより渡名喜島に緊急着陸し、整備等を行った後、離陸した。
6月5日	ユマ基地所属のAV-8ハリアー攻撃機が、パンクが確認されたため嘉手納飛行場に緊急着陸した。
7月13日	嘉手納エアロクラブ所属の軽飛行機が着陸時にタイヤがパンクしたため滑走路から外れた。
9月2日	嘉手納基地所属KC-135空中給油機が、小規模なシステムの機能不全が生じたため、嘉手納飛行場に緊急着陸した。また嘉手納飛行場から南東約35～45マイルの海上において、安全に着陸するため燃料を放出した。
平成22年3月23日	KC-130空中給油機(普天間からの一時移駐)の翼端と嘉手納基地所属KC-135空中給油機の尾部の給油口が接触し、給油口から約35ガロン(約132ℓ)の燃料が誘導路上に漏れた。
4月7日	F-15イーグル戦闘機が訓練中にAIM-120訓練用模擬ミサイル付属の安定版(アルミ三角版、450g、30.5cm、13cm)が訓練飛行中に海上に落下。
8月19日	滑走路に航空機のエンジンカバーが落下。
10月4日	北側滑走路に着陸したAV-8BハリアーⅡ攻撃機の主脚のタイヤ2本がパンクした。
12月8日	嘉手納基地所属のHH-60ヘリコプターが計器トラブルにより渡名喜村の急患用ヘリポートに緊急着陸した。
平成23年3月30日	AV-8Bハリアー攻撃機が嘉手納飛行場を離陸直後、弾薬庫地区上空でフレアを誤射。
8月16日	F-15戦闘機が燃料を噴出しながら緊急着陸した。
8月31日	F/A-18戦闘攻撃機が部品(緊急時燃料タンクを投下する為の装置)の一部2セットを紛失した。
10月27日	F-15戦闘機から右フラップの中央ヒンジスライダーパネル(14インチ×2インチ、7オンス)が紛失。
11月10日	米軍横田基地所属のC-130輸送機が右主翼から燃料を放出しながら嘉手納飛行場に着陸した。

年 月 日	事 故 概 要
平成24年4月12日	嘉手納飛行場で第311海兵隊撃中隊所属のAV-8Bハリアー攻撃機が、着陸装置が一部しか起動しなかったため着陸時に機体を激しくたたきつけるように着陸した。
5月10日	AV-8Bハリアー攻撃機が飛行訓練より帰還後の点検の際、部品(4インチ×16インチ、重量2ポンド以下のパネル)を紛失していることが判明。
6月13日	F-15戦闘機が飛行後の点検の際、左翼の衝突防止灯レンズを紛失していることが判明。
6月15日	嘉手納飛行場滑走路南側の駐機場でF-16戦闘機に給油中、燃料システムに圧力がかかりすぎて約10ガロン(38ℓ)の油漏れが発生。
6月30日	P-3C対潜哨戒機が左翼左端のプロペラが止まった状態で消防車が待ち受けるなか緊急着陸した。
7月24日	AV-8Bハリアー攻撃機に離陸直後に車輪が収納できなくなるトラブルが発生。定められた手順に従い嘉手納基地上空で1,829m以上まで上昇し燃料を放出し緊急着陸した。同機はその後再給油し、再度訓練のため離陸した。
8月9日	KC-135空中給油機が緊急着陸時に給油用ブームを滑走路と接触させ火花を発生させた。
8月13日	米空軍所属のF-22戦闘機が緊急着陸した。
平成25年4月25日	F-22戦闘機から約10ガロン(約38ℓ)の燃料が舗装面上へ漏れた。
5月28日	F-15戦闘機が沖縄本島東沖の訓練区域に墜落。
8月5日	米軍キャンプ・ハンセンで嘉手納基地第33救難中隊所属のHH-60G救難ヘリが訓練中に墜落、炎上。乗員1名が死亡。3名が負傷した。
9月24日	着陸したF-15戦闘機が滑走路上で緊急停止し滑走路閉鎖。
10月29日	HH-60救難ヘリから訓練中に重さ500gのカメラが落下。本島北部の中部訓練場や海上で落下した可能性がある。
平成26年1月15日	F-15戦闘機が着陸後、機体後方部左側のタイヤがパンクし滑走路上で停止した。
3月4日	F-15戦闘機が飛行中、風防ガラスが訓練空域の海上で落下し、操縦席がむき出しになった状態で緊急着陸した。

年 月 日	事 故 概 要
平成26年4月24日	HH-60救難ヘリからプラスチック製の通風孔(36g直径10cm)のカバーがうるま市具志川上空の海拔約240m(約800フィート)を飛行中に落下。
5月15日	F-15戦闘機からエンジン部分の一部が落下。(金属製で幅4cm長さ4.5cmの長方形で重さ約17g)
5月21日	HH-60救難ヘリから電波高度計測アンテナのグラスファイバー製カバーが落下。(重さ10～12g直径約14.6cmの薄い円形の部品)
6月13日	外来機の地上目標監視機E-8Cジョイントスターが車輪を格納するカバーが垂れ下がったまま緊急着陸。
6月17日	米海軍のP-3C哨戒機が緊急着陸。機体背面と尾翼の間に張られたワイヤー状アンテナ2本のうち1本が切れているのが確認された。
8月21日	普天間基地所属AH-1Wヘリコプターが訓練後嘉手納基地で給油を行い、その後普天間基地での点検の際に、燃料キャップを紛失したことが判明。
9月4日	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が離陸直前に白煙を上げて緊急停止。
9月4日	米海兵隊のAV-8Bハリアー攻撃機が緊急着陸後、タイヤ付近から出火。操縦士は出火直後に脱出。
10月2日	嘉手納基地所属のF-15戦闘機から操縦室後部の機体頂上部に設置されていたチタン合金製のパネル一枚(重さ約2.5kg、大きさ約55cm×約32cm)が落下。
10月7日	嘉手納基地所属 F-15戦闘機が滑走路移動中、約94.5 ℓ (25ガロン)の燃料が漏れた。
10月14日	嘉手納基地所属 F-15戦闘機が訓練飛行中にエンジン部品の一部(重さ399g、大きさ12.7cm×30.48cm)を落下させた。
12月19日	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が離陸時に機首上部にあるパネルを落下、落下場所は滑走路内で部品は同機のプロントガラスに直撃した。当該落下物は、重量約6ポンド(約2.7kg)、13×12.75×4インチ(約33×32×10cm)の形状で、飛行場内で回収された。
平成27年1月12日	嘉手納基地所属のMC-130H特殊作戦機が、4つあるエンジンのうち1つが停止した状態で緊急着陸した。
1月23日	嘉手納基地所属のHH-60ヘリが、飛行中に通信コード先端(大きさ縦約6cm×横約5cm、厚さ2cm、重さ約68g、プラスチック製)を落下させた。

年 月 日	事 故 概 要
平成27年2月4日	嘉手納基地所属のF-15が、飛行中に左側垂直安定板の先端にある保護カバー（形状円錐形、大きさ縦約22.86cm×横約15.24cm、重さ約5.4kg、金属製）を落下させた。
2月12日	嘉手納基地所属のEP-3Eが、飛行中に右翼先端部のヒンジ・アクセス・パネル（形状四角形、大きさ縦15cm×横15cm、厚さ1.25cm、重さ225g、金属製）を落下させた。
3月16日	嘉手納基地第82偵察中隊所属のRC-135Vが飛行後、点検の際にアクセスパネル（大きさ約20.3cm×25.4cm、重さ約907g、ファイバーグラス製）を紛失していることが判明した。
5月20日	嘉手納基地米海軍第1哨戒飛行隊所属のP-3Cが、飛行中にHFアンテナ（重さ約4.5kg）を落下させた。
6月1日	嘉手納飛行場の戦闘機駐機場において、排油弁の不具合によりF-15Cから約200ガロンの燃料が漏れた。
6月28日	嘉手納基地の飛行クラブ「エアロクラブ」のセスナ機、セスナ172型が慶良間空港に着陸しようとした際、強風にあおられて滑走路から外れ、進行方向の左に約20m離れた緑地に着陸しプロペラを破損した。これにより滑走路の一部が損傷を受け、同空港が閉鎖された。
8月12日	嘉手納飛行場を離陸した米陸軍第160特殊作戦航空連隊所属のMH-60ヘリが、うるま市伊計島南東の海上で米海軍艦船レッド・クラウドへの着艦に失敗し、墜落した。これにより陸上自衛隊員2名を含む乗員7名が負傷した。
平成28年4月10日	嘉手納基地の飛行クラブ「エアロクラブ」のセスナ機、リバティーXL-2が、嘉手納飛行場滑走路に沖縄市側から進入した際、衝撃を伴いながら着陸し機体の前脚部を損傷した。
7月13日	嘉手納基地所属のF-15が、嘉手納基地上空（沖縄市側のフライトライン上）で誘導ミサイルの追尾を逃れるための熱源体「フレア」2発を誤射した。
9月22日	嘉手納飛行場を離陸した第31海兵遠征部隊指揮下のAV-8ハリアーが、沖縄の東およそ100海里沖合で墜落した。
10月18日	嘉手納基地で海軍のP-3Cの補助動力装置小規模の出火があり、緊急隊員により消火された。
12月19日	嘉手納基地所属のP-8Aが、嘉手納飛行場において、牽引を伴う通常整備を実施中に、牽引用装置が外れ、機体と牽引車両が衝突し、P-8Aの前輪及び胴体下部が損傷した。

年 月 日	事 故 概 要
平成29年5月26日	嘉手納基地所属のF-15が飛行後、点検の際に「LVS nose cone」と呼ばれる部品（形状円錐形、長さ20.3cm、幅12.7cm、重さ2.3kg）を紛失していることが判明した。これについて米側は「海上を飛行していた際に紛失したと思われる」とした。
11月5日	嘉手納基地の海軍駐機場で、P-3Cが通常エンジンの始動中に少量の燃料漏れを起こしているのが確認された。
11月30日	嘉手納基地に暫定配備中の米ユタ州ヒル空軍基地所属のF-35Aが、訓練中に小型パネル（大きさ縦約30cm×横約60cm、重さ約450g）を紛失していたことが飛行後の点検で確認された。これについて米側は「海上で欠損したものである」とした。
平成30年2月27日	嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、長さ約38cm、幅約15cm、重さ約1.36kgのアンテナを遺失しているのが分かった。米側は「海に着水した可能性が高い」とした。
6月11日	嘉手納基地所属のF-15C戦闘機1機が沖縄本島の南の海上に墜落した。機体に乗っていたパイロットは脱出したが、足の骨折など重傷を負った。
10月9日	嘉手納基地内で、HH-60ヘリコプター2機が滑走路を移動中に衝突事故を起こした。事故直後に米軍からの情報提供はなく、発生から10日後に沖縄防衛局からの問い合わせに答える形で通報がなされた。
令和元年10月18日	第353特殊作戦群所属のMC-130Jが飛行後、点検の際に降着装置の部品（全長約134cm、直径約3cm、重さ約0.5kg）を欠損していることが判明した。部品は同日中に伊江島補助飛行場内で発見された。
令和2年2月12日	米海軍第115戦闘攻撃中隊所属のF/A-18が嘉手納飛行場を離陸後、同飛行場周辺を飛行中に給油口パネル（約20cm×約35cm、約900g未満）を遺失しているのが確認された。
8月4日	第18航空団所属のF-15が、飛行中に「イーグルクロー」と呼ばれる部品（長さ約17.8cm、重さ約3.6kg、金属製）を落下させた。落下地点は不明で、米側は「仮に海上に落下した場合は、嘉手納基地から東南東へおよそ60マイルの地点、地上の場合は滑走路に近接する国道58号沿付近の一带かと思料している」とした。

復帰後の米軍航空機事故等

令和3年12月末現在

	固定翼機(計710件)	ヘリコプター(計152件)	合計
機種別	F-15 (347) F-4 (12) C-130 (23) A-4E (5) AV-8 (19) KC-135 (64) P-3C (46) OV-10 (2) F/A-18 (38) F-22 (4) F-35 (2) その他 (144) 不明 (4)	CH-46 (30) CH-53 (40) UH-1 (19) H-3 (4) AH-1 (13) CH-1J (1) SH-2F (1) HH-60 (23) MH-53J (1) MH-47 (1) MH-60 (3) MV-22 (12) 不明 (4)	862件
態様別	墜落 (31) 空中接触 (2) 部品落下 (49) 着陸失敗 (16) 火炎噴射 (1) 不時着 (559) 爆弾投下失敗 (3) その他 (49)	墜落 (18) 移動中損壊 (3) 部品等落下 (28) 低空飛行 (2) 着陸失敗 (3) 不時着 (83) 接触 (2) その他 (13)	862件
所属別	空軍 (531) 海兵隊 (68) 海軍 (76) 不明 (29) その他 (6)	海兵隊 (120) 空軍 (27) 海軍 (4) 陸軍 (1)	862件
発生場所	〈基地内 608〉 嘉手納飛行場 (591) 伊江島補助飛行場 (6) 普天間飛行場 (7) キャンプ・ハンセン (1) 嘉手納弾薬庫地区 (3) 〈基地外 102〉 住宅付近 (5) 民間空港 (35) 空き地、その他 (4) 畑など (2) 海上 (42) 不明 (14)	〈基地内 40〉 北部訓練場 (6) 普天間飛行場 (11) キャンプ・ハンセン (5) 嘉手納飛行場 (11) キャンプ・シュワブ (2) その他(浮原島、伊江島等) (5) 〈基地外 112〉 住宅付近 (18) 民間空港 (18) 空き地、その他 (33) 畑など (15) 海上 (17) 不明 (11)	862件
人身事故等	死亡 (2) 行方不明 (5) 負傷 (11) 計(件数) 11件 計(人員) 18人	死亡 (33) 行方不明 (19) 負傷 (29) 計(件数) 18件 計(人員) 81人	29件
備考	〈最近の主な事故〉 ・2011年3月30日 訓練用照明弾誤投下 嘉手納弾薬庫地区上空 AV-8 ・2012年9月6日 模擬爆弾誤投下 渡名喜村北側リーフ内 ・2013年5月28日 墜落 ホテル・ホテル訓練区域 F-15 ・2016年9月22日 墜落 ホテル・ホテル訓練区域 AV-8 ・2018年6月11日 墜落 沖縄本島南部の海上 F-15 ・2018年11月12日 墜落 ホテル・ホテル訓練区域付近の海上 F/A-18	〈最近の主な事故〉 ・2004年8月13日 墜落 沖縄国際大学構内 CH-53Dヘリコプター ・2013年8月5日 墜落 キャンプ・ハンセン内 HH-60ヘリコプター ・2015年8月12日 着艦失敗 うるま市沖合 MH-60ヘリコプター ・2016年12月13日 墜落 名護市沖合 MV-22オスプレイ ・2017年10月11日 不時着、炎上 東村高江 CH-53Eヘリコプター ・2020年1月25日 墜落とみられる ※その他で計上 沖縄本島東の海上 MH-60Sヘリコプター	

注 件数は、県によって確認されたものである。

注 MV-22は、便宜上ヘリコプター等に分類している。

注 「不時着」には、沖縄防衛局から予防着陸として報告があったものを含む。

第 2 節 B－52 戦略爆撃機の飛来

B－52 戦略爆撃機は、昭和 40 年 7 月 28 日、台風避難を理由にグアム島米軍アンダーセン基地から初めて嘉手納基地に飛来し、沖縄から直接ベトナム戦争に参加したといわれている。

その後、昭和 43 年 2 月 5 日に再び飛来し、嘉手納基地に常駐し、ベトナム爆撃へ出撃をくり返していたが、11 月 19 日午前 4 時 15 分頃、同基地で離陸に失敗して墜落爆発炎上し、住民（重軽傷 16 人、校舎住宅等 365 件）に甚大な被害を与え恐怖におとし入れた。

事故後も、依然として居座り続ける B－52 戦略爆撃機に対し、住民の不安と危機感が高まり、常駐反対と即時撤去を求める運動は全住民的な広がりとなって、昭和 43 年 11 月 30 日に婦人層による即時撤去抗議大会が、昭和 44 年 11 月 5 日には「B－52 即時撤去村民大会」が開催された。

加えて、常駐に抗議し即時撤去を求める県民世論の高まりなどもあって昭和 45 年 10 月 6 日全機が退去した。

ところが本土復帰直後の昭和 47 年 5 月 20 日、台風避難を理由にグアムのアンダーセン基地から 3 機が飛来して以来、度々飛来している。近年では、平成 22 年 2 月 6 日、シンガポールの航空ショーに参加するため、グアムからシンガポールへ向かっていた B－52H 戦略爆撃機が、予定された空中給油が受けられなくなり、燃料が不足し嘉手納飛行場に着陸した。B－52 戦略爆撃機は、平成 22 年 2 月 6 日までに 35 回、延べ 440 機が嘉手納基地へ飛来した。

町民は、同機が飛来するたびに墜落当時の悪夢を呼びおこされ、不安な生活を送っていたが、核搭載可能との報道で不測の事態発生への懸念が一層募り、飛来の都度、町と議会が一体となって即時撤去を求め、在日米軍司令官、在日大使館や外務省等の日米両政府の関係機関に要請・抗議行動を行ってきた。

これに対し、日本政府は B－52 戦略爆撃機の飛来については、台風等の天候不順やエンジン故障等緊急、止むを得ない事態の場合は、日米安全保障条約及び地位協定（第 5 条）との関係で、沖縄の基地（嘉手納飛行場）を使用することを断ることはできないとしながらも、嘉手納基地への再三の飛来は、政治的にも国民感情からも好ましくないのも、米軍と折衝し配慮を求める必要があるとのことを言明した。

また、嘉手納基地第 18 航空団司令官（当時嘉手納基地第 313 航空師団司令官ブラウニング准将）は、平成 2 年 1 月 22 日、沖縄県知事に対し「B－52 戦略爆撃機は遅くとも 6 月には、グアム島を撤退」することを公式に明らかにし、平成 2 年 5 月 30 日、衆議院沖縄特別委員会でも外務省は「グアム島に配備されていた B－52 戦略爆撃機は、平成 2 年 3 月 27 日をもって撤退している」と当初予定の 6 月より 3 か月早い米軍アンダーセン基地か

らの B－52 戦略爆撃機撤退を明らかにした。

B－52 戦略爆撃機撤退の報は、墜落事故への不安と騒音に悩まされてきた町民に安ど感を与え、今後も日米両政府がこうした町民感情に充分配慮し、再飛来がないことを強く望むものである。

B－52戦略爆撃機飛来に関する記録（本土復帰後）

回数	飛 来 年 月 日	機 数	累計機数	飛 来 理 由
1	昭和 47 年 5 月 20 日	3	3	天 候 不 順
2	7 月 8 日	30	33	“
3	8 月 3 日	9	42	台 風 避 難
4	10 月 26 日	103	145	“
5	昭和 50 年 11 月 8 日	15	160	“
6	11 月 18 日	15	175	“
7	昭和 51 年 5 月 19 日	13	188	“
8	7 月 13 日	12	200	“
9	昭和 52 年 11 月 7 日	13	213	“
10	12 月 29 日	12	225	“
11	昭和 53 年 10 月 22 日	14	239	“
12	昭和 54 年 1 月 9 日	14	253	“
13	3 月 11 日	1	254	機 器 の ト ラ ブ ル
14	10 月 9 日	14	268	台 風 避 難
15	12 月 5 日	3	271	“
16	昭和 55 年 4 月 9 日	1	272	機 器 の ト ラ ブ ル
17	10 月 6 日	2	274	台 風 避 難
18	10 月 30 日	18	292	“
19	11 月 22 日	18	310	“
20	昭和 56 年 12 月 12 日	13	323	“
21	昭和 57 年 4 月 20 日	1	324	機 体 故 障
22	7 月 27 日	14	338	台 風 避 難
23	昭和 58 年 3 月 15 日	1	339	機 体 故 障
24	昭和 59 年 10 月 24 日	11	350	台 風 避 難
25	11 月 12 日	9	359	“
26	昭和 61 年 10 月 3 日	10	369	“
27	12 月 1 日	12	381	“
28	昭和 62 年 7 月 25 日	11	392	“
29	昭和 63 年 1 月 11 日	12	404	“
30	平成元年 10 月 2 日	7	411	“
31	10 月 23 日	13	424	“
32	12 月 25 日	12	436	“
33	平成 2 年 1 月 14 日	2	438	“
34	12 月 18 日	1	439	“
35	平成 22 年 2 月 6 日	1	440	燃 料 不 足



昭和47年10月26日

B-52 103機が飛来

第4項 パラシュート降下訓練

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練については、SACO 最終報告に基づき、平成 11 年 10 月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたが、その後、米側は伊江島については天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多いことから、訓練所用を満たさない米軍兵士が多数生じているとして、嘉手納飛行場での訓練実施を求め、平成 19 年 1 月 25 日に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で確認された。

その結果、伊江島補助飛行場への移転が合意された平成 11 年 10 月以降、嘉手納飛行場では令和 3 年 3 月までに 12 回の訓練実施が確認されている。令和元年（平成 31 年）には 1 年間で 4 回の訓練が実施されており、訓練の常態化が懸念されている。

沖縄市、嘉手納町、北谷町で構成される嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）は、事故の危険性への懸念、「例外的な場合」が明確化されていないことなどから、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について一貫して反対の意を表明している。



パラシュート降下訓練の様子
（令和元年 5 月 19 日）

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練実施状況 （伊江島補助飛行場への移転合意以降）

令和3年3月末現在

訓練実施状況				備考
実施回数	実施年月日	実施部隊(年別実施回数)	降下人員	
1	平成19年 1月26日	空軍 (1回)	6	
2	平成19年10月19日	空軍 (2回)	9	
3	平成23年 2月16日	空軍 (1回)	6	
4	平成23年 5月20日	空軍 (2回)	不明	パラシュート25個が3回に分けて降下。
5	平成29年 4月24日	空軍・陸軍 (1回)	30	
6	平成29年 5月10日	空軍 (2回)	14	夜間降下訓練
7	平成29年 9月21日	空軍 (3回)	16	
8	平成31年 1月23日	空軍・陸軍 (1回)	9	
9	平成31年 2月21日	不明 (2回)	5	
10	令和元年 5月21日	不明 (3回)	16	
11	令和元年10月29日	不明 (4回)	約20	夜間降下訓練
12	令和 2 年 7月9日	不明 (1回)	21	夜間降下訓練を含む。

※沖縄県知事公室基地対策課発行「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）令和3年3月」を基に作成

第 5 項 第 353 特殊作戦航空団施設整備計画

ピナツボ火山の噴火に伴い、平成 3 年 6 月にフィリピンのクラーク基地から一時的に移駐していた第 353 特殊作戦航空団(令和 3 年 7 月に第 353 特殊作戦群より名称変更。以下、本項においては当時の名称で記載。)は、平成 5 年 9 月、正式に第 18 航空団準構成部隊として配属され、以後嘉手納基地を拠点に活動している。

平成 25 年 10 月、第 353 特殊作戦群エリア開発事業にかかる計画が明るみになり、三連協は基地機能強化に繋がるとして、同開発事業にかかる計画の即時撤回を強く求めた。しかしながら、平成 31 年 1 月より同開発事業の工事が開始され、それに伴い平成 31 年 2 月より住宅地域に隣接する通称「パパループ」と呼ばれるエリアが MC - 130 特殊作戦機の一時的な駐機場として使用されている。住宅地域に近い場所で昼夜の別なく行われるエンジン調整は町民に新たな騒音被害をもたらしている。

令和 3 年 2 月には完了する予定であった工事の遅延により、パパループの使用が令和 3 年 4 月まで延長されたが、その後米軍の予算不足により整備格納庫が完成していないとの理由から、さらなる延長がなされた。令和 3 年 12 月末現在、終了の目途が立たない状況の中で引続きパパループの一時使用が行われており、町民の生活に重大な影響を及ぼしている。

【第 353 特殊作戦航空団施設整備計画にかかる主な経緯】

年 月 日	事 項
・平成 3 年 6 月末	フィリピンのクラーク基地から、第 353 特殊作戦航空団の兵員 581 名と C - 130 輸送機 4 機が一時的に移駐。うち兵員 85 名とヘリコプター 4 機は普天間飛行場に一時的に移駐。ピナツボ火山の噴火に伴う措置。
・平成 5 年 9 月 24 日	嘉手納基地報道部は、在日米軍の決定として「フィリピンのクラーク基地から一時移駐していた空軍特殊作戦部隊は嘉手納を恒久基地として使用する」と発表。
・平成 8 年 12 月 2 日	沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) の最終報告において、次のように合意。「嘉手納飛行場における MC - 130 航空機を平成 8 年 12 月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。」
・平成 25 年 10 月 15 日	米軍より、町教育委員会に対して「第 353 特殊作戦群エリア開発事業に係る文化財埋設物の可能性の有無について」の照会がなされた。
・平成 25 年 11 月 14 日	三連協要請行動(第 18 航空団、在沖米国総領事館、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局) 開発計画の即時撤回を強く求めた。
・平成 28 年 1 月 15 日	米軍より第 353 特殊作戦群エリア開発事業にかかる計画の概要説明がなされた。町としては同計画に反対の旨を回答した。

年 月 日	事 項
・平成 28 年 1 月 25 日	米軍より、町教育委員会に対して「第 353 特殊作戦群エリア開発事業に係る文化財埋蔵物試掘調査報告書」が提出された。
・平成 28 年 2 月 19 日	町教育委員会は米軍に対し、第 353 特殊作戦群エリア開発事業によって文化財埋蔵物に修復不可能な損傷、損失などが懸念されることから同事業計画を変更すること、同事業計画の変更が不可能な場合は文化財保護法等により町教育委員会との協議を行うよう回答した。
・平成 28 年 2 月 25 日	米軍より、町教育委員会に対して、工事予定地の所在地及び敷地配置図等について再度検討した結果、代替地はないとの結論に至った旨の回答がなされた。
・平成 28 年 3 月 10 日	三連協要請行動（沖縄防衛局）文化財埋蔵物の試掘調査報告書から、第 353 特殊作戦群エリア開発計画は住民地域側へ施設を近接させる方向で拡大を図るものとなっているとして、同開発計画の即時撤回を求めた。
・平成 28 年 3 月 11 日	町教育委員会より、米軍に対して、第 353 特殊作戦群エリア開発事業によって文化財埋蔵物に修復不可能な損傷、損失などが懸念されることから再度町教育委員会との協議を求めた。
・平成 28 年 4 月 13 日	三連協要請行動（第 18 航空団、外務省沖縄事務所、在沖米国総領事館）第 353 特殊作戦群エリア同開発計画の即時撤回について要請。
・平成 30 年 12 月 21 日	米軍より、「工事の開始は来月（2019 年 1 月）となり、約 2 年の工期を予定している。特殊作戦群関連施設の工事開始とともに MC - 130 航空機は、一時的に駐機場となるパパループへ移動する。」との説明がなされた。
・平成 30 年 12 月 27 日	町要請行動（外務省沖縄事務所）パパループの使用中止を口頭にて要請した。
・平成 30 年 12 月 28 日	町要請行動（沖縄防衛局）パパループの使用中止を口頭にて要請した。
・平成 31 年 2 月 3 日	MC - 130 特殊作戦機によるパパループの使用が初めて確認された。
・平成 31 年 2 月 12 日	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（以下、「軍転協」）要請行動（在日米軍沖縄地域調整事務所長、在沖米国総領事）定期要請後、町長よりパパループの使用禁止を口頭にて求めた。
・令和元年 5 月 9 日	MV - 22 オスプレイ 2 機がパパループを使用した。
・令和元年 5 月 10 日	町要請行動（沖縄防衛局）MV - 22 オスプレイのパパループ使用禁止を要請。
・令和元年 5 月 15 日	町要請行動（外務省沖縄事務所）MV - 22 オスプレイのパパループ使用禁止を要請。

年 月 日	事 項
・ 令和元年 6 月 21 日	町要請行動（沖縄防衛局、外務省沖縄事務所）定期要請に際し、重点事項として、パパループでの騒音および排気ガスによる悪臭を発生させるような使用は行わないこと、MV－22等の外来機によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。
・ 令和元年 6 月 27 日	町要請行動（防衛省、外務省）定期要請に際し、重点事項として、パパループでの騒音および排気ガスによる悪臭を発生させるような使用は行わないこと、MV－22等の外来機によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。
・ 令和元年 11 月 22 日	軍転協要請行動（内閣官房副長官、内閣府大臣政務官、外務副大臣、防衛大臣、駐日米国大使館首席公使代理、自由民主党副幹事長、公明党幹事長、）定期要請に際し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。
・ 令和元年 11 月 25 日	軍転協要請行動（在日米軍沖縄地域調整事務所長、在沖米国領事）定期要請に際し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。
・ 令和 2 年 7 月 9 日	第 353 特殊作戦群エリア開発計画において、開発工事全体の完了時期については未定としながらも、当初の完了見込みより 2 か月間の延長となる令和 3 年 4 月までずれ込むとの報道がなされた。
・ 令和 2 年 7 月 17 日	町要請行動（沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、第 18 航空団、沖縄米国総領事館）パパループの使用が 2 か月延長されとの報道を受け、パパループの使用期間を短縮するあらゆる方策を実行すること、移駐終了後はパパループの使用を一切行わないこと、騒音及び排気ガスの悪臭を発生させるような使用は行わないことを求めた。
・ 令和 2 年 9 月 4 日	町要請行動（防衛省、外務省、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所）定期要請に際し、重点事項として、パパループから航空機を早期に移転させること、移転するまでの間騒音及び排気ガスによる悪臭を発生させるような使用を行わないこと、MV－22 オスプレイ等によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。
・ 令和 2 年 11 月 13 日	軍転協要請行動（内閣官房副長官、内閣府大臣政務官、外務副大臣、防衛大臣、駐日米国大使館首席公使、自由民主党幹事長、公明党代表、）定期要請に際し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。
・ 令和 2 年 11 月 17 日	軍転協要請行動（在日米軍沖縄調整事務所長、在沖米国領事）定期要請に際し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。

年 月 日	事 項
・令和３年４月３０日	沖縄防衛局を通じて、米側より、第３５３特殊作戦群開発計画に伴う工事により新駐機場が完成したが、米軍の予算不足により整備格納庫が完成していないため、整備格納庫完成までの間パパループを使用する旨説明がなされた。パパループの使用に際しては、駐機場の工事が始まる以前の状態に近づける努力を続け、騒音が生じないよう最大限の措置を講じる旨の説明も併せてなされた。
・令和３年９月１７日	町要請行動（防衛省、外務省、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所）定期要請に際し、重点事項として、パパループの使用を早急に中止し新駐機場を使用すること、MV－２２オスプレイやMH-60等によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。
・令和３年１２月２２日	町要請行動（沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、第１８航空団、沖縄米国総領事館） パパループからの騒音について、説明どおりの騒音軽減の方策を実施し、考えられる限りの最大限の措置を講じるよう求めた。
・令和４年１月２５日	町要請行動（沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、第１８航空団、沖縄米国総領事館） パパループからの騒音について、説明どおりの騒音軽減の方策を実施し、考えられる限りの最大限の措置を講じるよう求めた。
・令和４年２月１８日	町要請行動（沖縄防衛局、第１８航空団、沖縄米国総領事館） パパループからの騒音について、説明どおりの騒音軽減の方策を実施し、考えられる限りの最大限の措置を講じるよう求めた。
・令和４年２月２４日	町要請行動（外務省沖縄事務所） パパループからの騒音について、説明どおりの騒音軽減の方策を実施し、考えられる限りの最大限の措置を講じるよう求めた。

第6項 その他の基地被害

① 砂じん被害

昭和41年5月29日から6月27日までの30日間、嘉手納基地拡張工事による砂じん事件が発生し、住民地域は目もあけられず、洗濯もできず、戸は閉めきったままで、町民生活が著しく侵害された。

米軍は、町民の強力な抗議にもかかわらず、これを無視し工事を続行したため、町民代表（町役場、議会議員、各種団体等）らは、ハンガーストライキを続行し問題解決にあたった。

② 燃える井戸

基地内からの航空機燃料及び洗剤（ABS）の流出事故もしばしば発生、地下水、河川を汚染し町民生活に影響を及ぼした。特に、航空機燃料の流出による地下水汚染はひどく、町内のほとんどの井戸が使用不能となった。

屋良地域では昭和42年5月14日以来、17件の井戸水汚染が確認され、43年6月頃には嘉手納地域でも同種の汚染が判明、火をつけるとパッと燃えあがり「燃える井戸」として危険な状態にあったため、すべての井戸にふたがかけられた。

また、この事故による被害者への損害賠償は十分なものではなく、当時の琉球政府と米軍に対し、再考慮を求める要請を重ねてきた。



嘉手納基地からの油流出事故 昭和51年2月2日

③ GBS（地上爆発模擬装置）訓練

平成16年12月、嘉手納高校に隣接する嘉手納弾薬庫地区シルバーフラッグサイト訓練場から大量の赤煙が同校に流れ込み、教室内に異臭が漂い授業が中断され、生徒らが教室から飛び出して避難する事件が発生した。普段から訓練に伴う爆発音やサイレンの音が激しく鳴り響き、学校としても対応策を考えている矢先で、生徒や地域住民に与えた衝撃は計り知れないものだった。

また、平成17年8月には、町役場駐車場のフェンスから約2メートルの至近距離で同訓練が強行された。20数発の爆発音が響きわたり、周辺は大量の煙に包まれた。出勤時の町役場職員や用務で役場に訪れた町民は、突然の訓練に巻き込まれ身がすくみ、命の危険と不安を感じた。この事件を契機に嘉手納基地から発生する様々な被害の実例を集約し、騒

音や飛行ルート、訓練などを規制する嘉手納基地に特化した「嘉手納基地に関する使用協定」を策定し、国へ同協定の締結を求めている。

④ 航空機燃料大量流出

平成 19 年 5 月 25 日に米軍嘉手納基地で大量のジェット燃料（JP8）が流出した。燃料が流出したのは、町役場の南方約 800 メートルにある KC - 135 空中給油機の駐機場近くで、流出したジェット燃料は同月 25 日から 4 日間にわたって流れ続け、覆土式のタンクをつたって土壌も汚染した。調査の結果、燃料システムバルブの閉め忘れが燃料漏れの主な原因と分析され、燃料流出量は、約 4,000 ガロン（200 リットルドラム缶 76 本分）であった。



流出が起きた燃料タンク
沖縄タイムス 2007年(平成19年)6月7日

県は、基地内や周辺の 19 井戸で水質検査を実施し、ベンゼンなどの揮発性有機化合物（VOC）は、厚生労働省が定めた水道水質基準の基準以下であるとの分析結果を 6 月 7 日にまとめた。

本町が沖縄防衛施設局から連絡を受けたのが、燃料流出から 8 日後の 6 月 1 日であり、あまりの対応の遅さに多くの町民から苦情が寄せられた。町は 6 月 8 日に米軍に対し、事故の再発防止、迅速な情報提供などを求める抗議を行った。

⑤ 嘉手納飛行場における火災

令和 2 年 6 月 22 日午前 8 時 50 分頃、嘉手納飛行場内の危険物取扱施設で火災が発生した。施設内に保管されていた次亜塩素酸カルシウムが消火のための放水と反応し、塩素ガスが空気中に放出された。基地内では火災現場付近にいた約 100 名に、喉や目に痛みや痒みなどの症状が見られたが、大半が軽症で、医療機関で手当を受けた。また、消防士 1 名が一時的に集中治療室に入院したが、入院日の夜には、退院



嘉手納基地火災 2020年(令和2年)6月22日

できると十分に感じる状態まで回復した。

基地の外への被害は確認されなかったが、風向・風速、保管されていた物質及び発生場所等の諸条件によっては、基地の内外へ、より深刻な事態を招きかねない事故であった。

また、塩素ガスが発生した旨の情報が周辺自治体に提供されたのが火災発生から 10 時間後であったことなどから、通報体制のあり方が問われた。

⑥ PFOS、PFOA 等による水質汚染

近年、嘉手納基地や普天間基地周辺の河川や地下水から、PFOS、PFOA 等の有機フッ素化合物が高濃度で検出され問題となっている。これらの物質は難分解性や高蓄積性を有していることから国際的に製造や使用を制限する動きが進んでおり、各国で飲料水中の目標値等が設定されている。

国内においては、これまで PFOS、PFOA 等に関する基準値目標値等は設定されていなかったが、厚生労働省が令和 2 年 4 月に水質管理目標設定項目の暫定目標値として「1 リットルあたり 50 ナノグラム以下（PFOS 及び PFOA の合計値）」を設定し、続いて環境省も同年 5 月に公共用水域等の暫定指針値として「1 リットルあたり 50 ナノグラム以下（PFOS 及び PFOA の合計値）」という暫定指針値を設定したが、その後の調査でも嘉手納基地や普天間基地周辺の河川や地下水からは暫定指針値を大きく上回る PFOS、PFOA 等が検出されている。

米軍基地の周辺で多く検出されていることから、米軍基地との関連が指摘されているが、原因は特定されていない。県やその他自治体等は米軍基地内の立ち入り調査を求めているが、令和 3 年 12 月現在調査は実現していない。

第 7 項 嘉手納基地被害聞き取り調査

嘉手納基地から派生する騒音や悪臭等の被害の実態を把握するため、本町では令和元年、平成 18 年以來 13 年ぶりとなる嘉手納基地被害聞き取り調査を実施した。

●調査概要

調 査 名：嘉手納基地被害聞き取り調査

調 査 項 目：嘉手納基地からの騒音、悪臭等の被害の状況（被害の内容、時間帯、発生場所等）に関する 19 項目

調 査 期 間：令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 3 月 25 日

調査対象者：300 名

●調査結果の取りまとめについて

調査結果は、①行政区別調査結果、②前回調査との比較、③エリア別比較、④年齢別比較の 4 つの項目に取りまとめた。

①行政区別調査結果・・・調査対象者 300 名を広報かでな配布部数の割合で按分して各行政区の対象者数を決定し、行政区別の調査結果の比較を行った。

②前回調査との比較・・・前回調査（平成 18 年度実施）と今回調査（令和元年度実施）との調査結果の比較を行った。

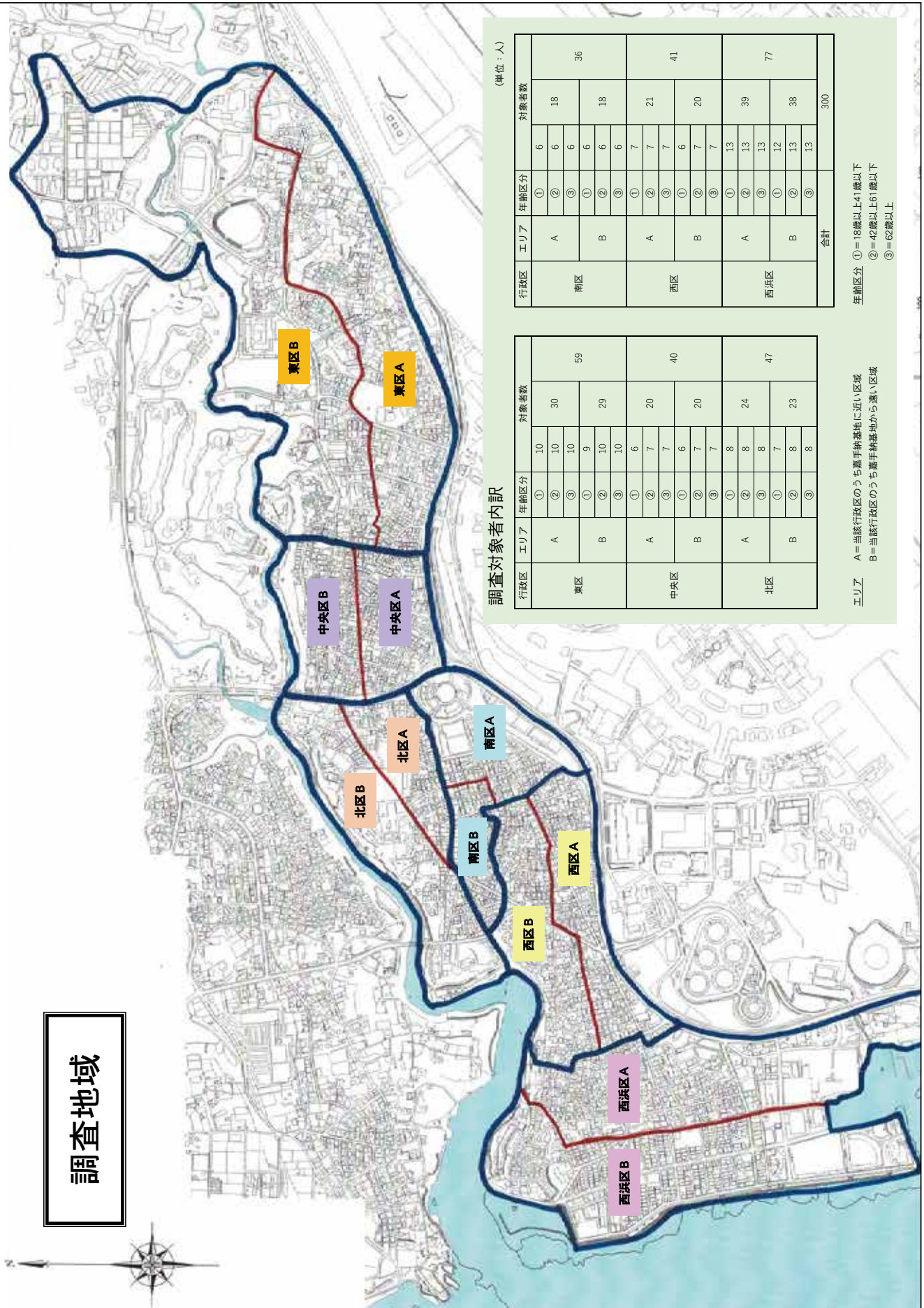
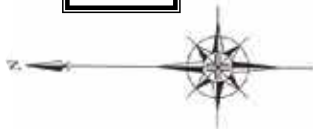
③エリア別比較・・・各行政区を嘉手納基地に近い区域（A）と嘉手納基地から遠い区域（B）に二分し、エリア別の調査結果の比較を行った。

④年齢別比較・・・本町の年齢別人口表を基に、調査対象者数の割合が均等になるように年齢区分を（1）18 歳以上 41 歳以下、（2）42 歳以上 61 歳以下、（3）62 歳以上の三つに分類し、年齢区分別の調査結果の比較を行った。

次頁より、①及び②の調査結果について紹介する。

※③、④の調査結果を含む調査結果報告書は嘉手納町ホームページへ掲載。

調査地域



調査対象者内訳

調査対象者内訳

(単位：人)

行政区	エリア	年齢区分	対象者数
東区	A	① 10	30
		② 10	
		③ 10	
	B	① 9	29
		② 10	
		③ 10	
中央区	A	① 6	20
		② 7	
		③ 7	
	B	① 6	20
		② 7	
		③ 7	
北区	A	① 8	24
		② 8	
		③ 8	
	B	① 7	23
		② 8	
		③ 8	

行政区	エリア	年齢区分	対象者数
南区	A	① 6	18
		② 6	
		③ 6	
	B	① 6	18
		② 6	
		③ 6	
西区	A	① 7	21
		② 7	
		③ 7	
	B	① 6	20
		② 7	
		③ 7	
西浜区	A	① 13	39
		② 13	
		③ 13	
	B	① 12	38
		② 13	
		③ 13	
合計			300

エリア A = 当該行政区のうち嘉手納基地に近い区域

B = 当該行政区のうち嘉手納基地から遠い区域

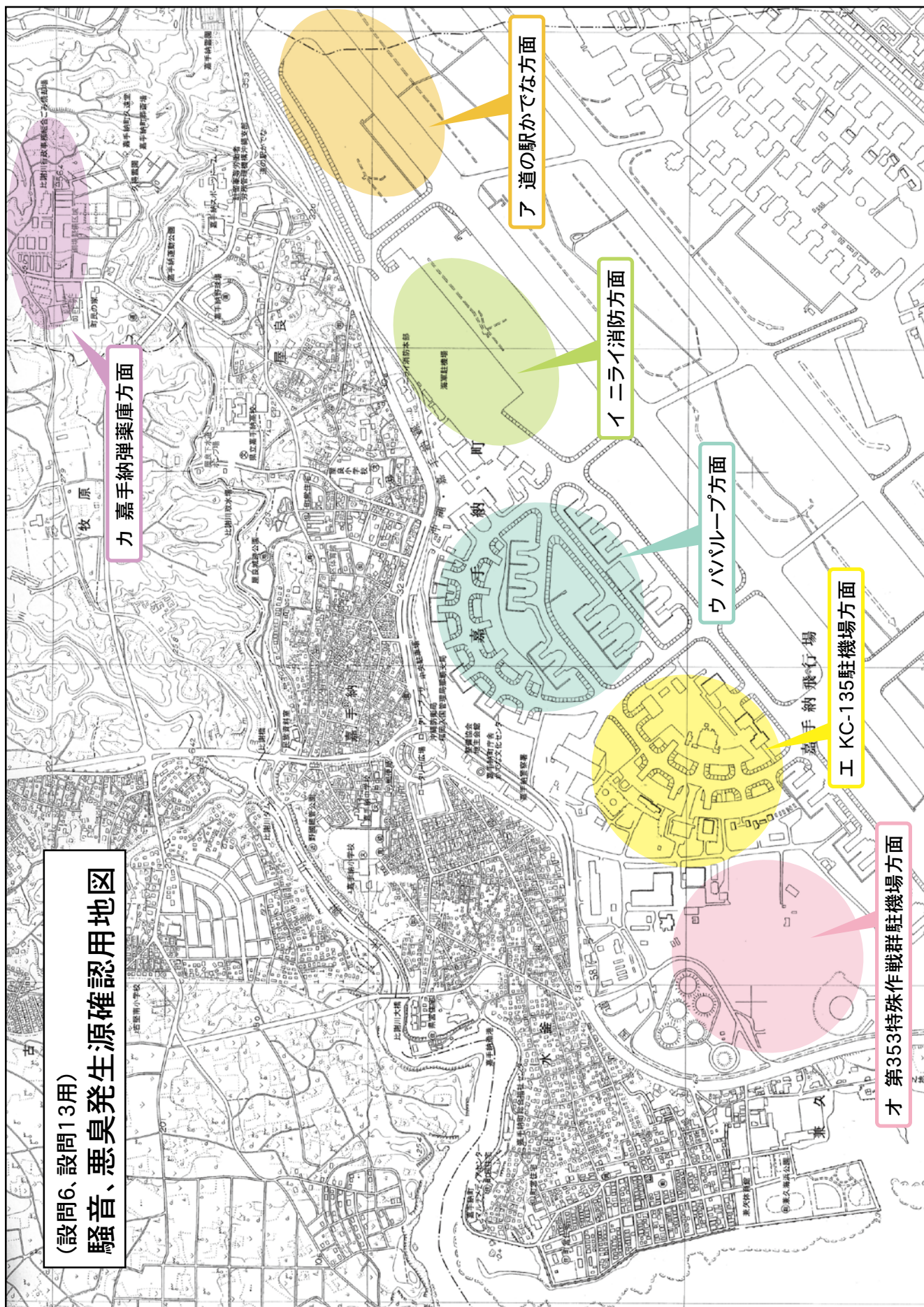
年齢区分 ① = 18歳以上41歳以下

② = 42歳以上61歳以下

③ = 62歳以上

年齢区分 ①＝18歳以上41歳以下
②＝42歳以上61歳以下
③＝62歳以上

エリア A＝当該行政区のうち嘉手納基地に近い区域
B＝当該行政区のうち嘉手納基地から遠い区域



(設問6、設問13用)

騒音、悪臭発生源確認用地図

調査結果

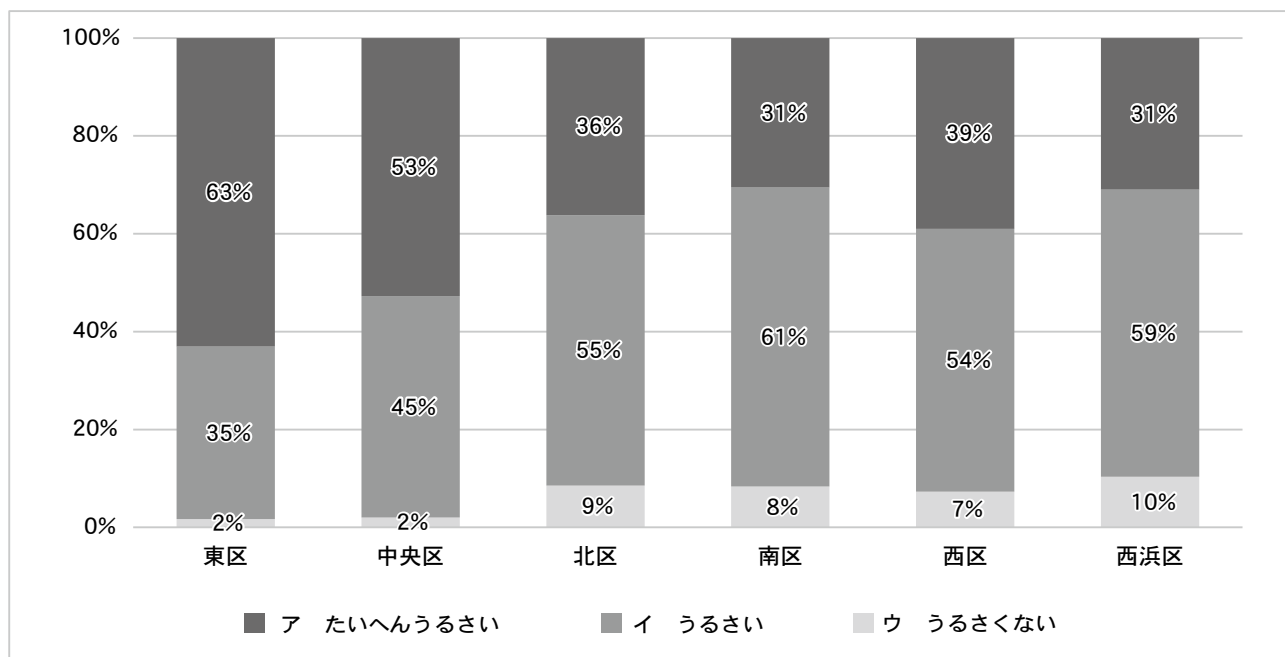
1. 行政区別調査結果

調査対象者300名を広報かでな配布部数の割合で按分して各行政区の対象者数を次のとおり決定し、行政区別の調査結果の比較を行った。また、各設問への回答に際して寄せられた意見を全て併記した。

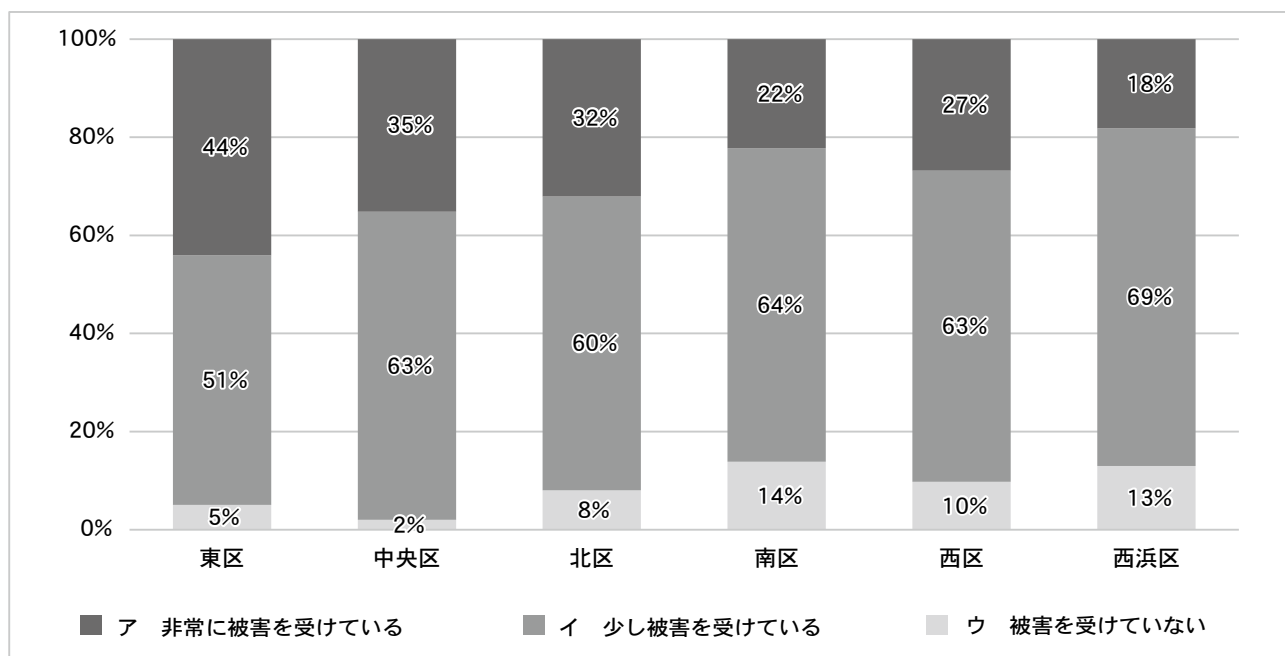
東 区	59名
中央区	40名
北 区	47名
南 区	36名
西 区	41名
西浜区	77名

【騒音について】

1. 航空機騒音のうるささについてどのように感じますか。

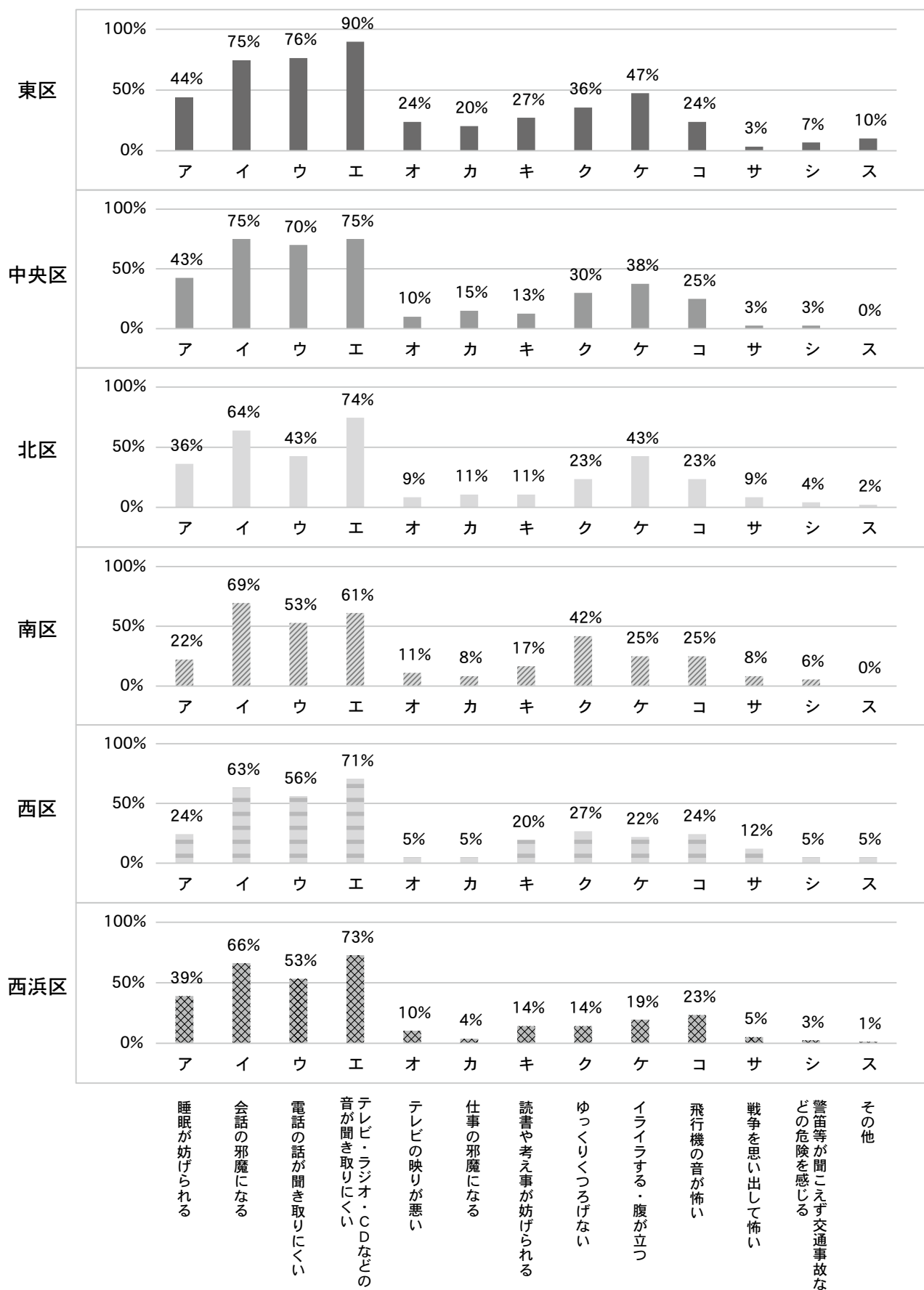


2. あなたの生活は基地の騒音によって被害を受けていますか。



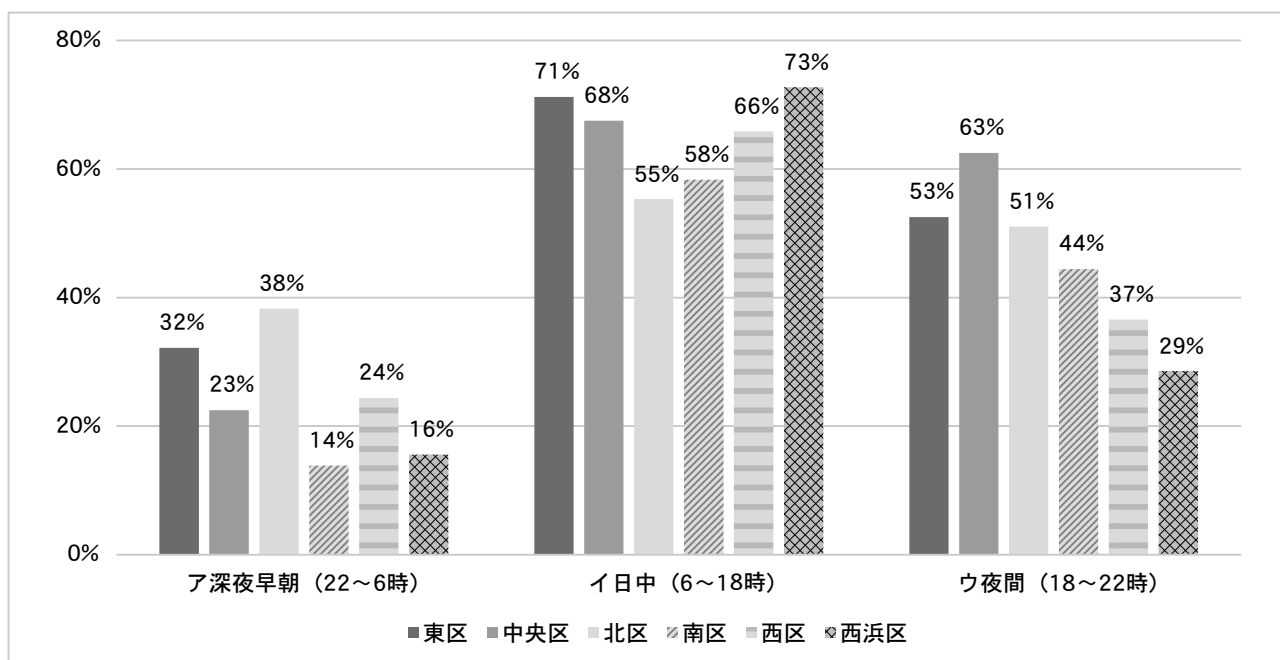
3. 航空機騒音などによって、どのような被害を感じていますか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



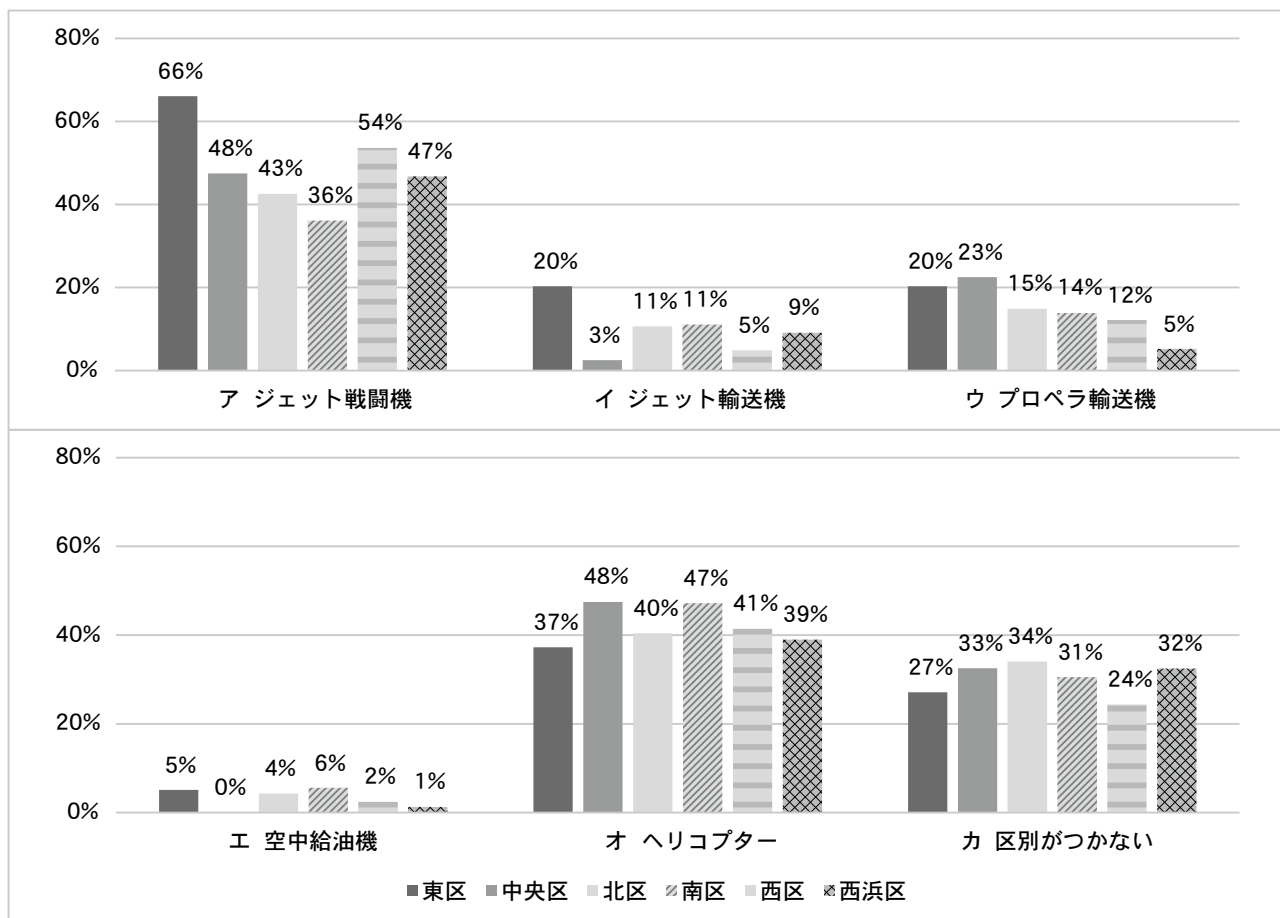
4. 騒音被害の多い時間帯はいつですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



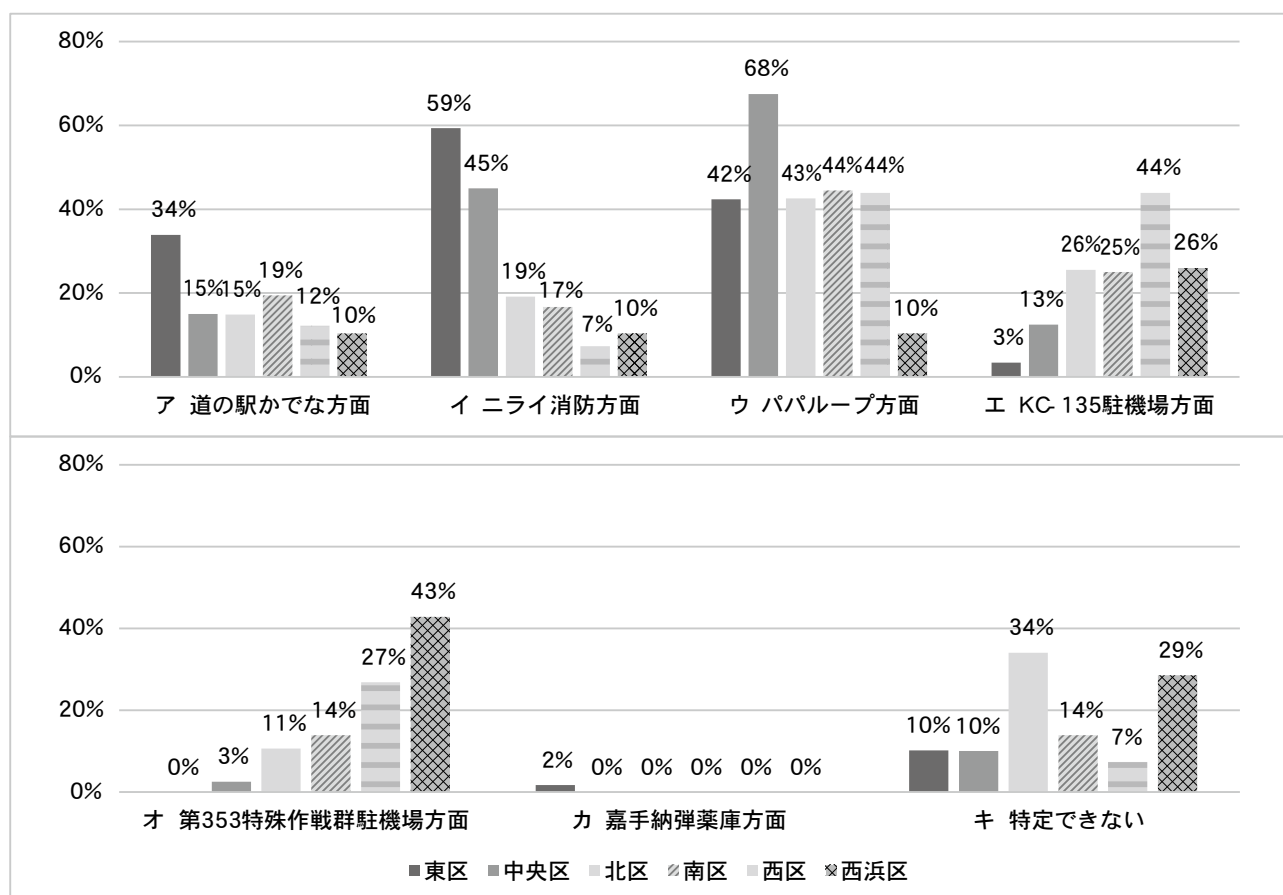
5. 航空機騒音のうちで一番うるさいと感じる機種はなんですか。

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



6. 基地からの騒音の発生源と考えられるのはどの辺りですか。(複数回答)

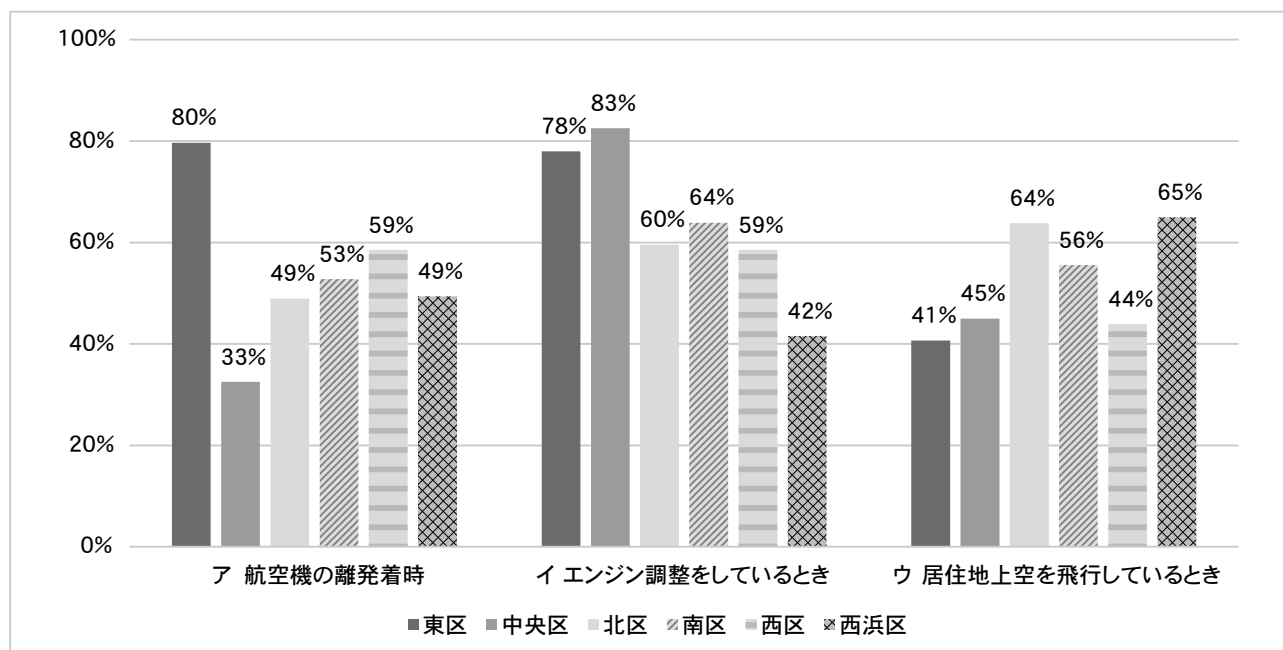
(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



※各選択肢の位置については、120ページの「騒音、悪臭発生源確認用地図」を参照。

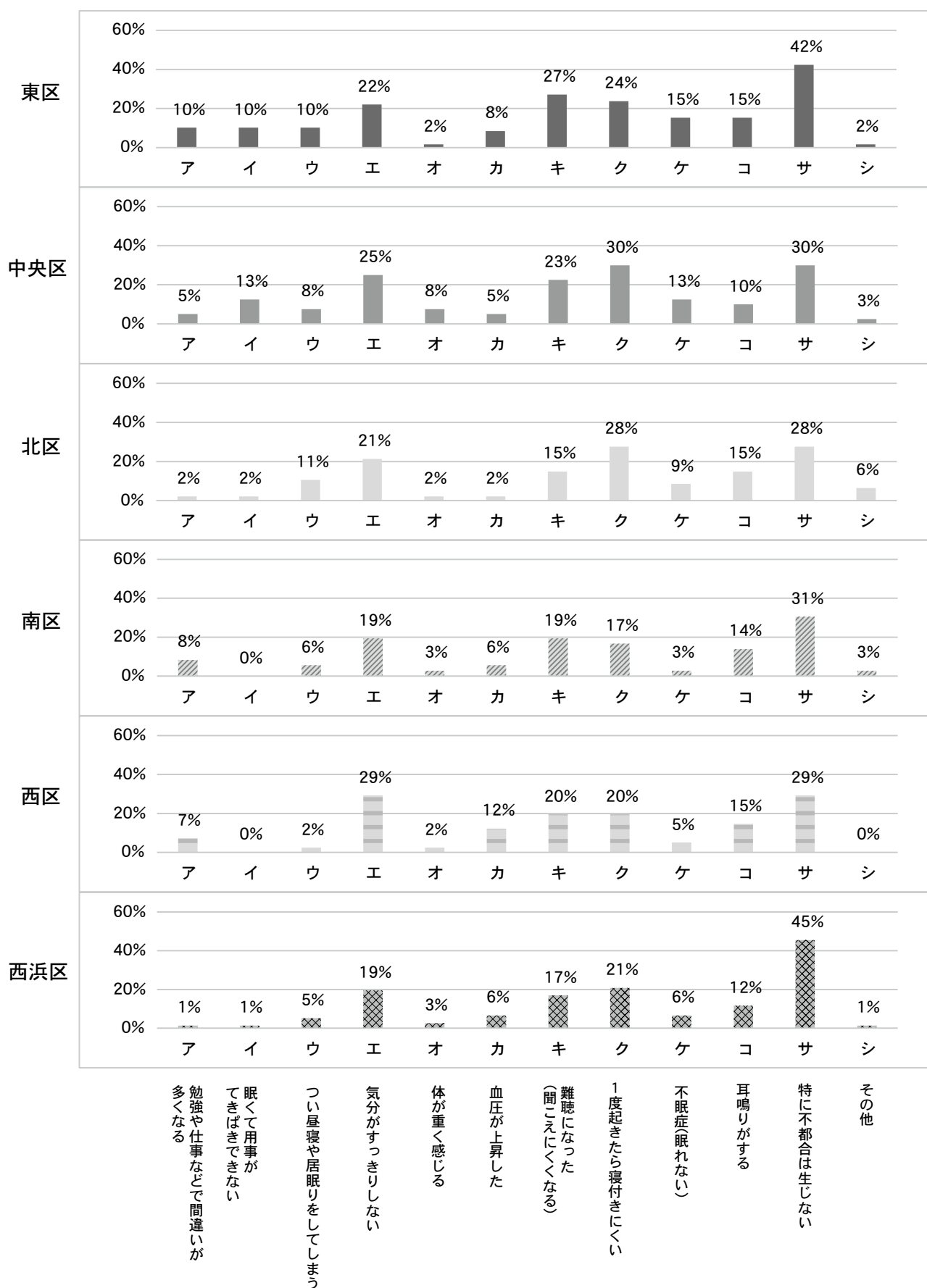
7. 航空機騒音で1番うるさいと感じるのはどういうときですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



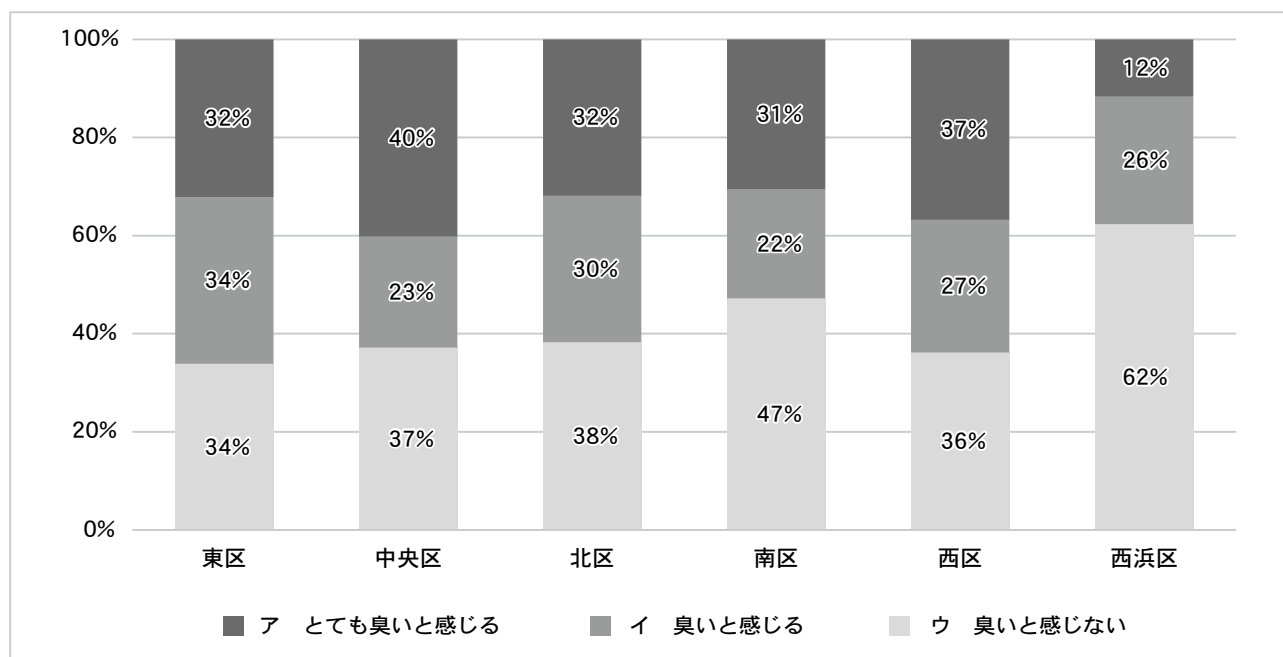
8. 騒音によって、体に異常をきたしたことがありますか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)

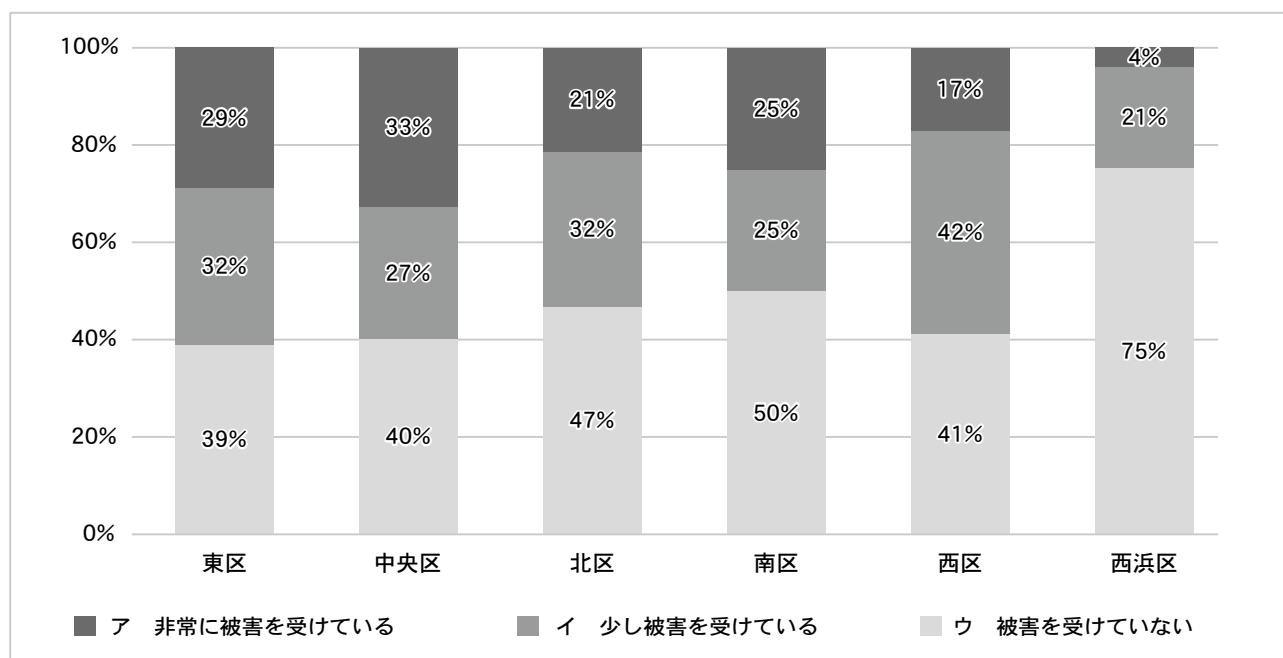


【悪臭について】

9. 基地からの悪臭についてどのように感じますか。

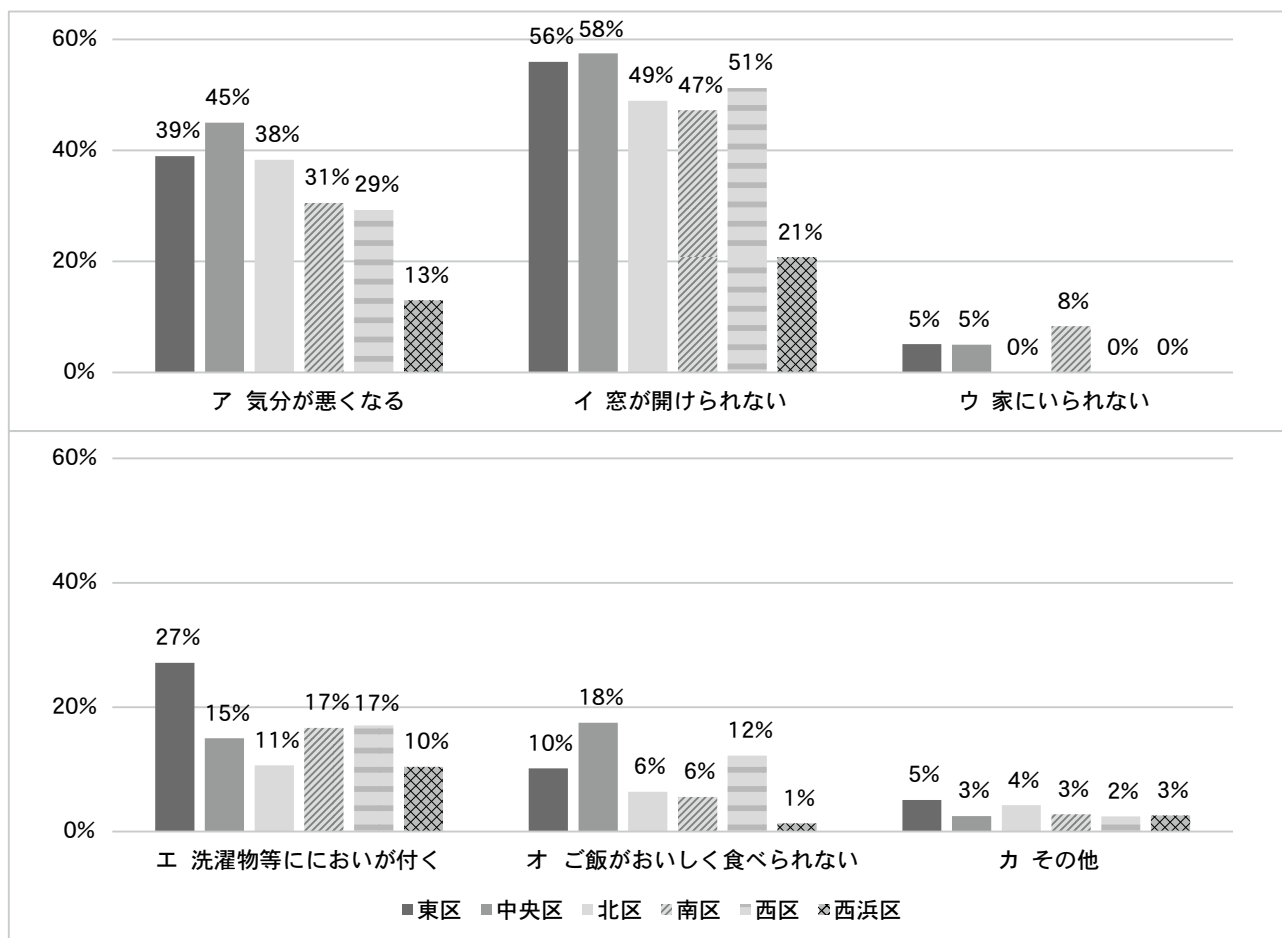


10. あなたの生活は基地からの悪臭によって被害を受けていますか。



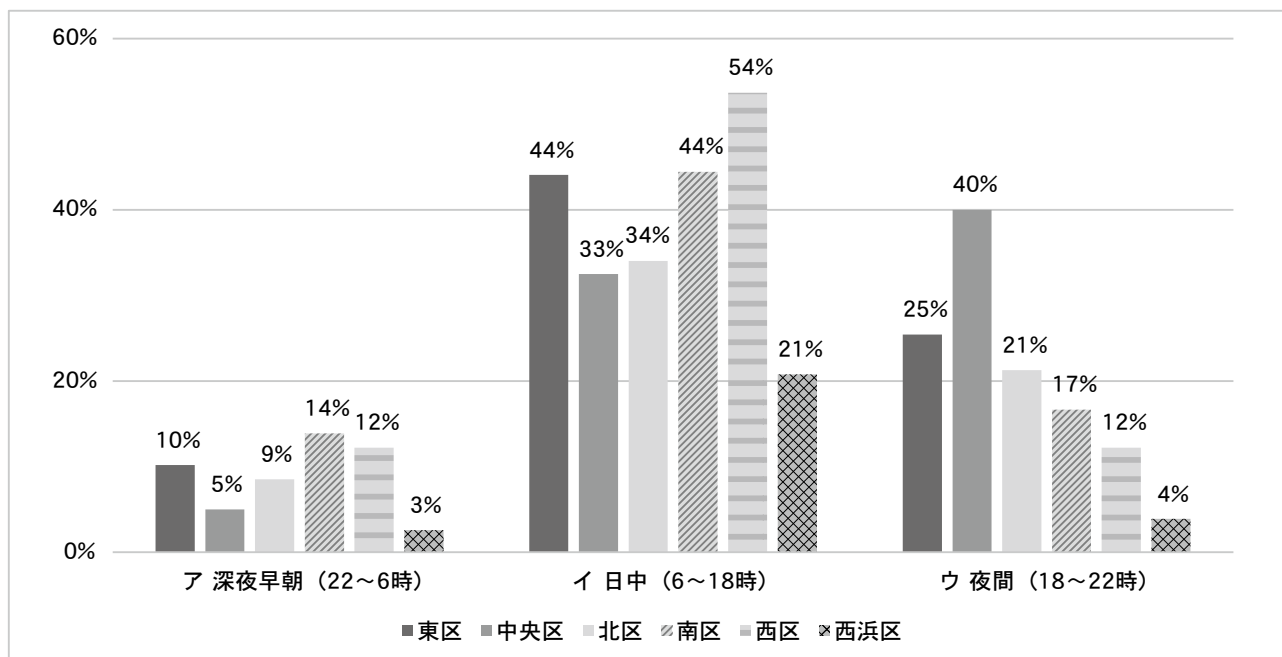
11. 基地からの悪臭によって、どのような被害を感じていますか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



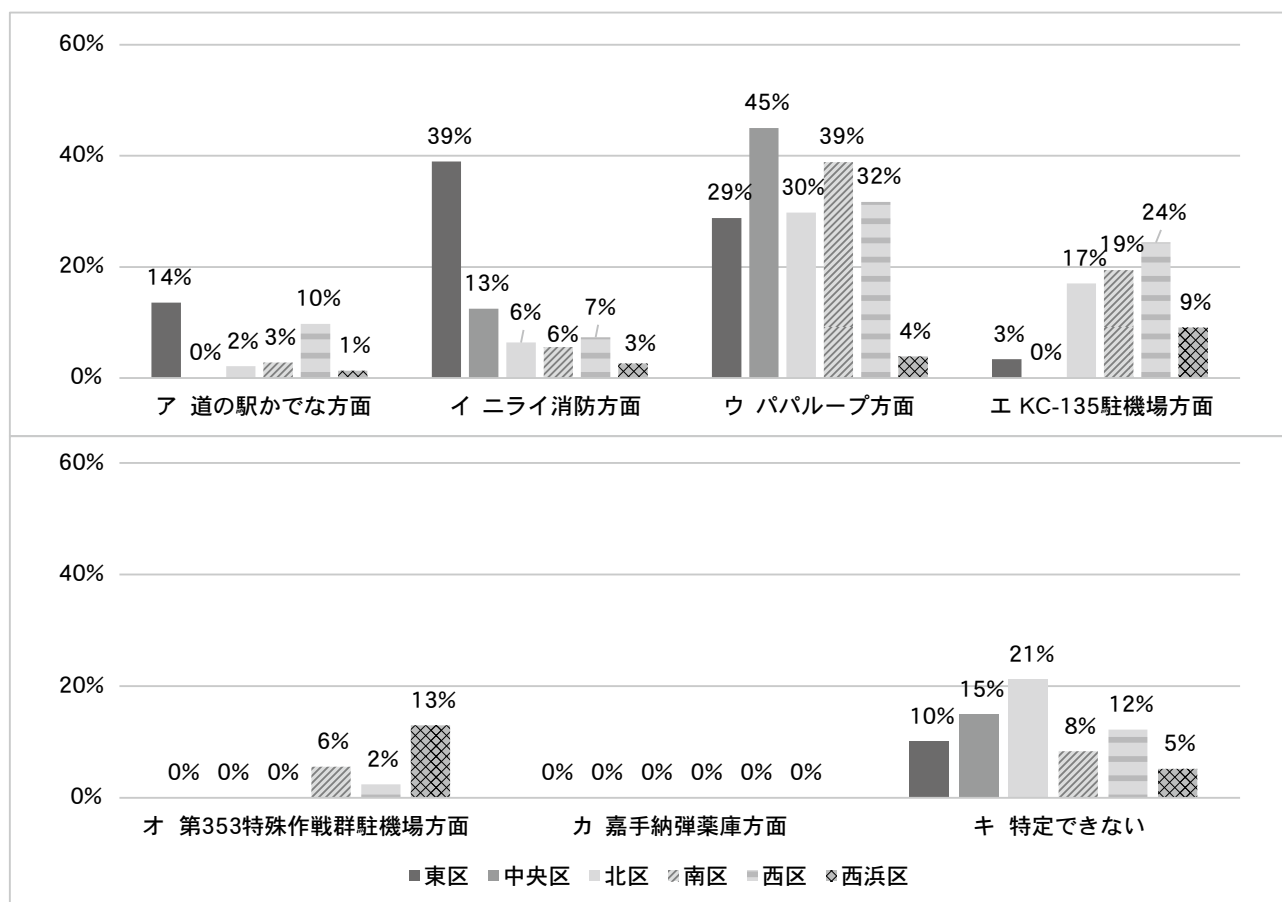
12. 基地からの悪臭被害が多い時間帯はいつですか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



13. 基地からの悪臭の発生源と考えられるのはどの辺りですか。(複数回答)

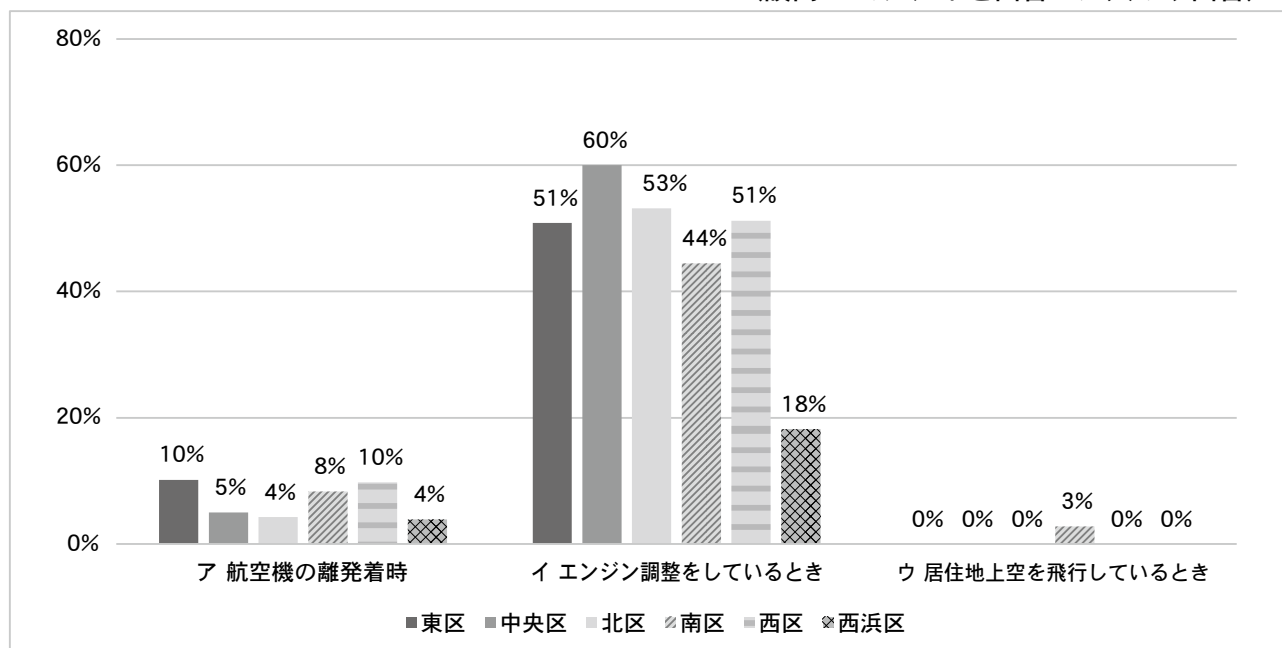
(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



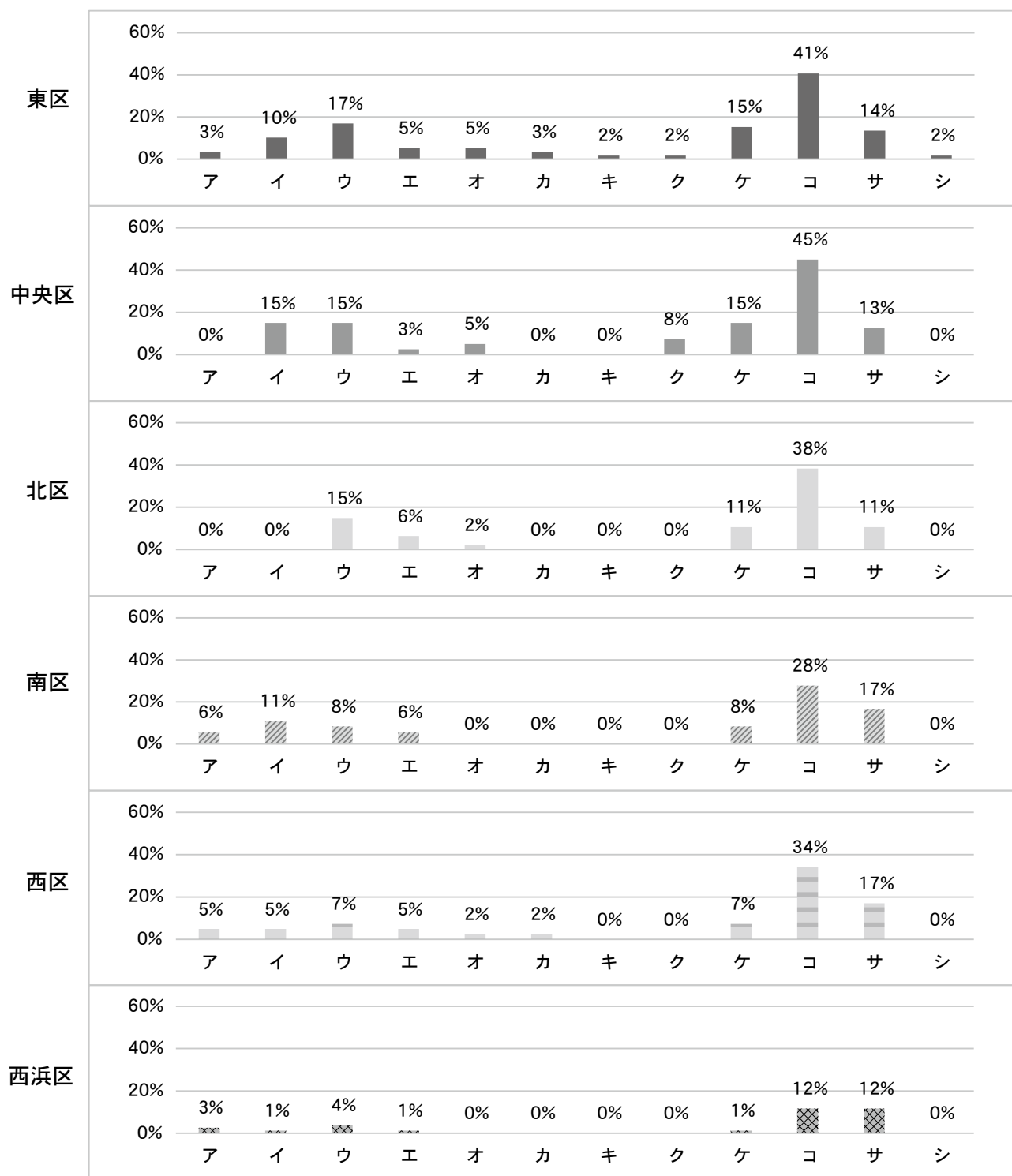
※各選択肢の位置については、120ページの「騒音、悪臭発生源確認用地図」を参照。

14. 基地からの悪臭被害で1番臭いと感じるのはどういうときですか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



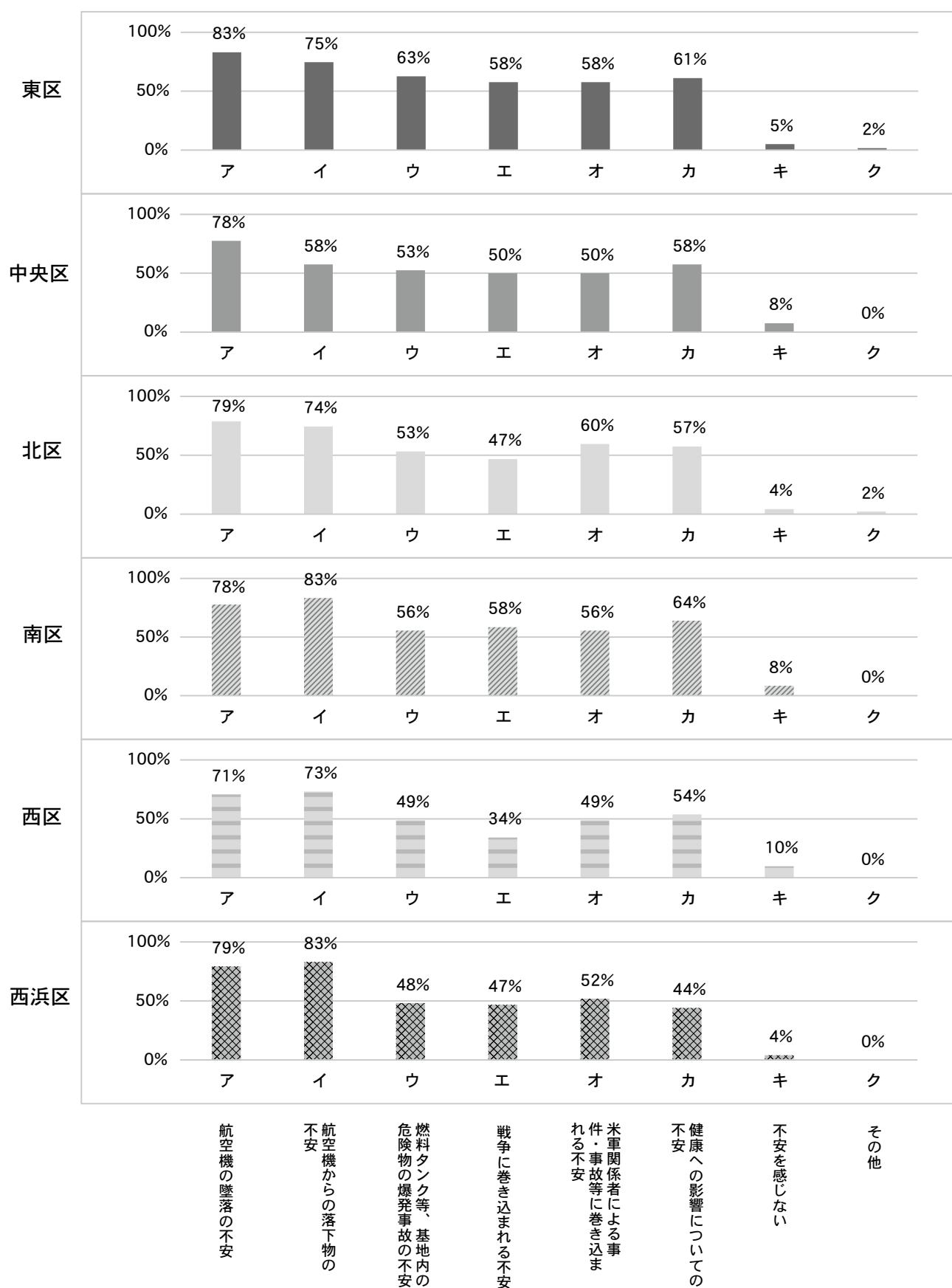
15. 航空機から発せられる排気ガス・悪臭・熱風によって体に異常を感じたことがありますか。(複数回答)
(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



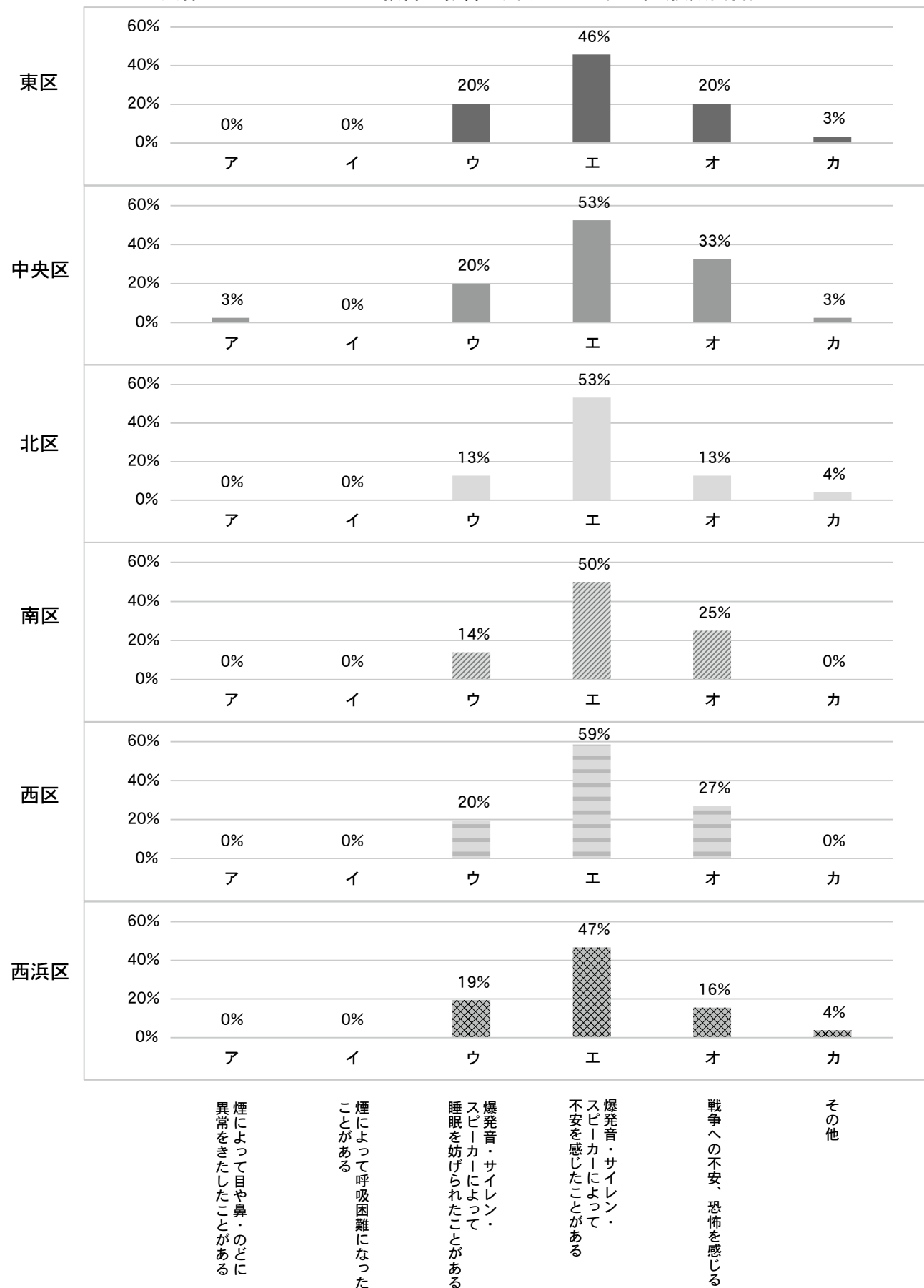
のどに痛みを感じたこと
 咳込んだりのだが
 つまったような感じがある
 頭が痛くなることある
 頭がぼんやりしたり、
 重いことがある
 食欲が無いことがある
 立ちくらみをするこ
 がある
 目が充血して真っ赤に
 なることがある
 目が痛かったり熱く感
 じることがある
 息苦しいことがある
 気分が悪くなることが
 ある
 異常を感じたことがない
 その他

【その他】

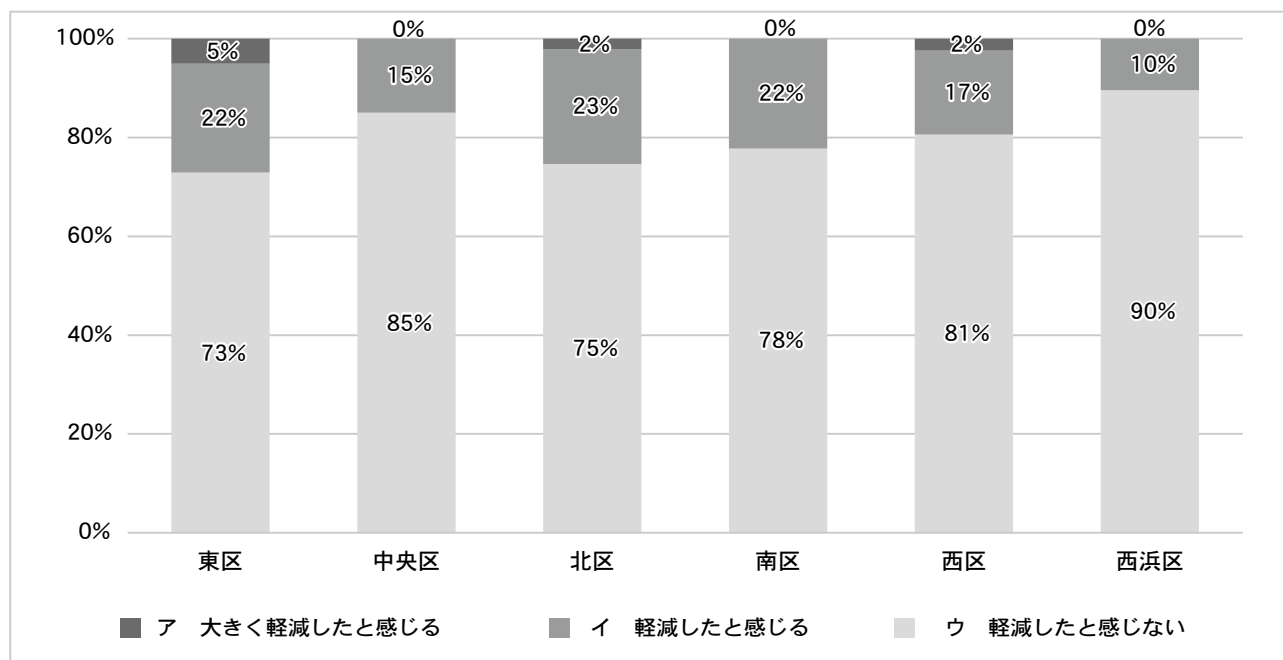
16. あなたは基地・航空機等にどのような不安を感じていますか。(複数回答)



17. GBS訓練によってどのような被害・影響を受けていますか。(複数回答)

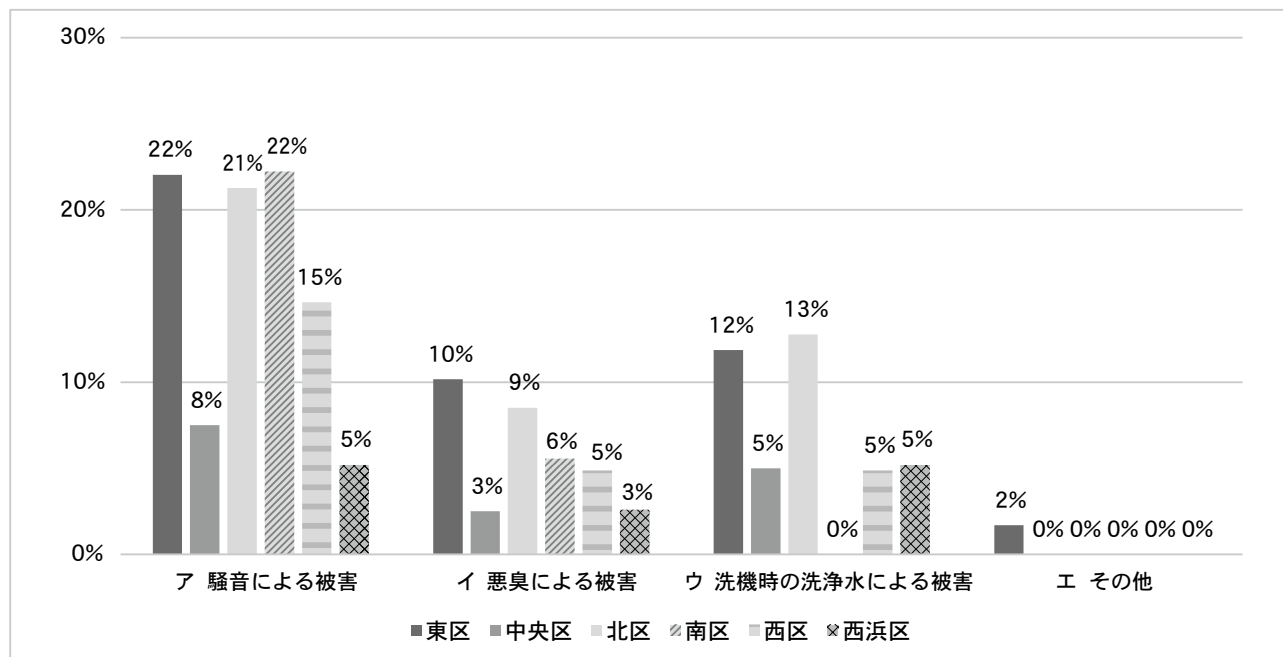


18. 平成18年3月に小型機用洗機場、平成20年3月に大型機用洗機場が住民居住地から離れた位置に移転し、平成29年1月には海軍駐機場が住民居住地から離れた位置に移転しました。それらのことにより、基地被害が軽減したと感じますか。



19. どのような被害が軽減したと感じますか。(複数回答)

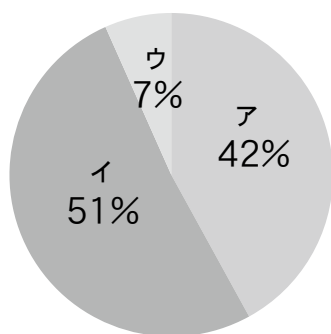
(設問18でア、イと回答した人のみ回答)



参考：町全体の調査結果

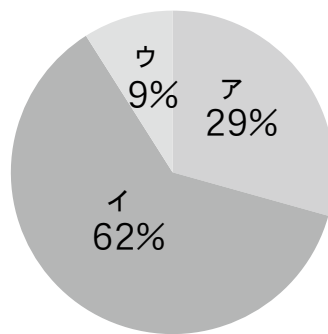
【騒音について】

1. 航空機騒音のうるささについてどのように感じますか。



■ア たいへんうるさい
■イ うるさい
■ウ うるさくない

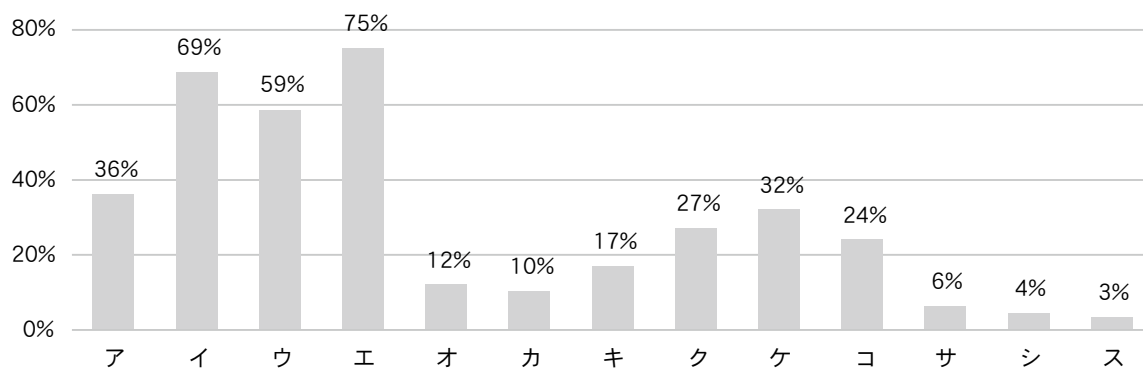
2. あなたの生活は基地の騒音によって被害を受けていますか。



■ア 非常に被害を受けている
■イ 少し被害を受けている
■ウ 被害を受けていない

3. 航空機騒音などによって、どのような被害を感じていますか。(複数回答)

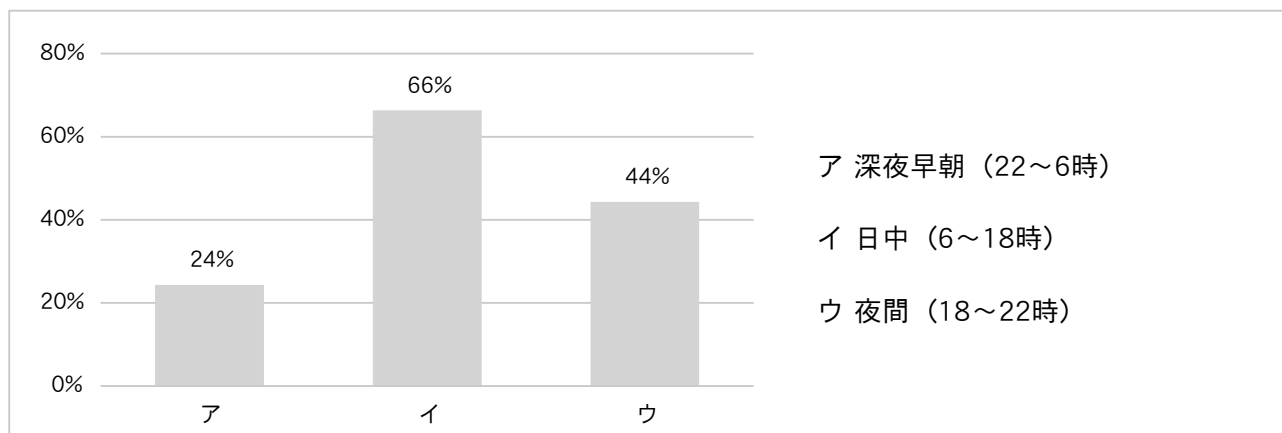
(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



睡眠が妨げられる
会話の邪魔になる
電話の話が聞き取りにくい
テレビ・ラジオ・CDなどの音が聞き取りにくい
テレビの映りが悪い
仕事の邪魔になる
読書や考え事が妨げられる
ゆっくりくつろげない
イライラする・腹が立つ
飛行機の音が怖い
戦争を思い出して怖い
警笛等が聞こえず交通事故などの危険を感じる
その他

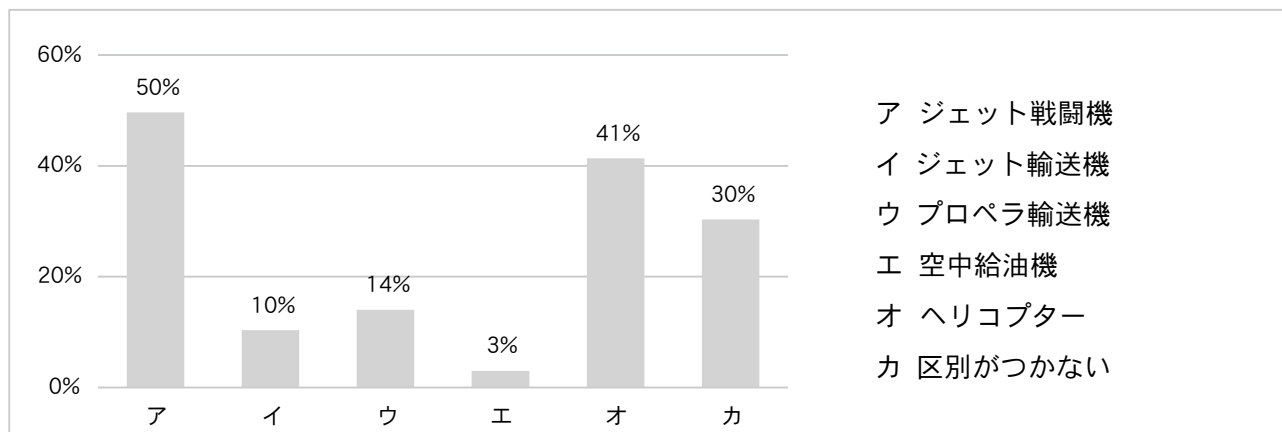
4. 騒音被害の多い時間帯はいつですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



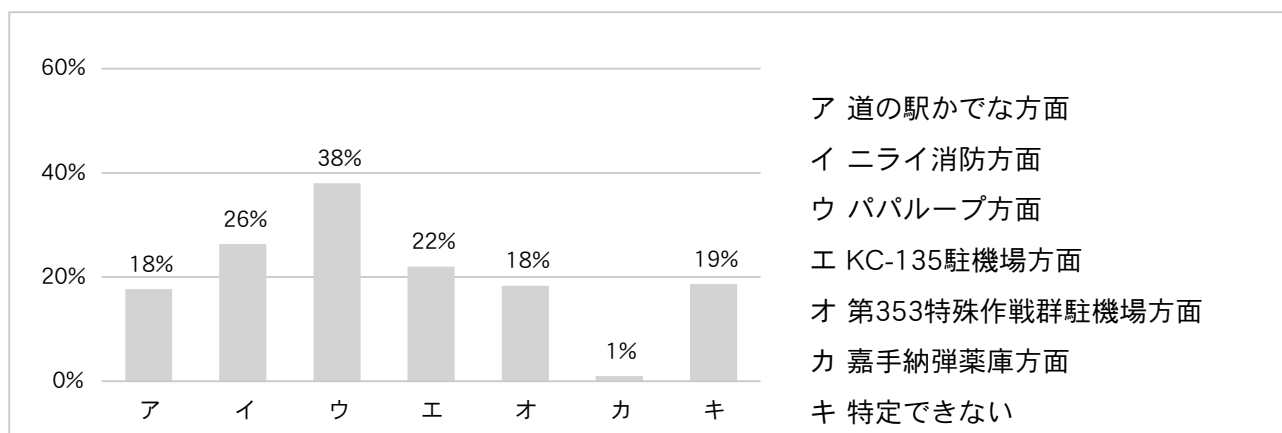
5. 航空機騒音のうちで一番うるさいと感じる機種はなんですか。

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



6. 基地からの騒音の発生源と考えられるのはどの辺りですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)

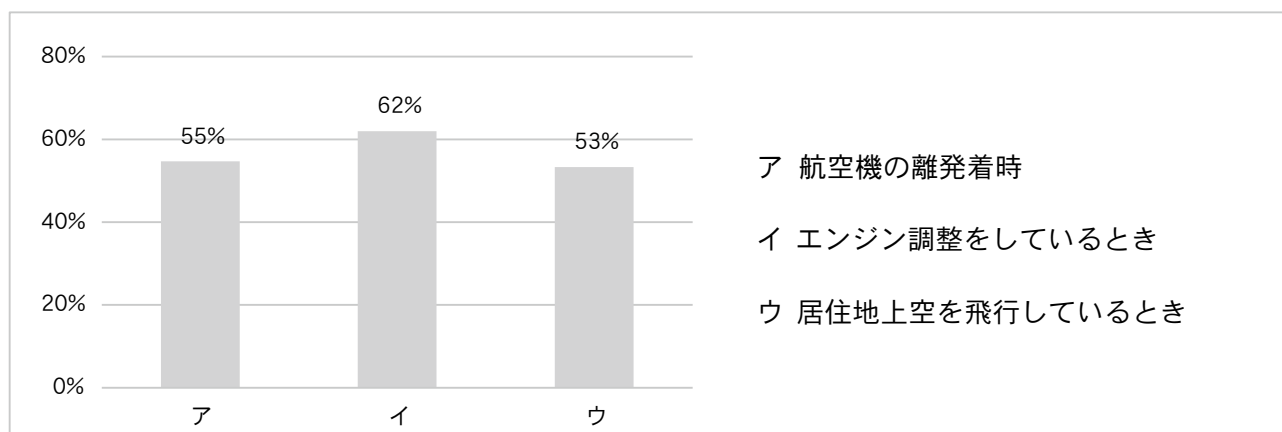


※各選択肢の位置については、120ページの「騒音、悪臭発生源確認用地図」を参照。

町全体の調査結果

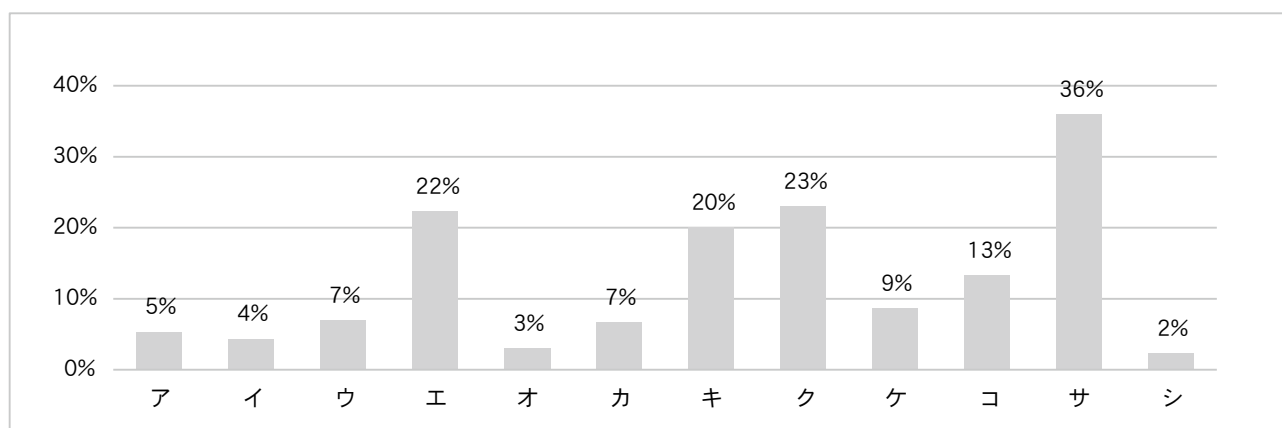
7. 航空機騒音で1番うるさいと感じるのはどういうときですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



8. 騒音によって、体に異常をきたしたことがありますか。(複数回答)

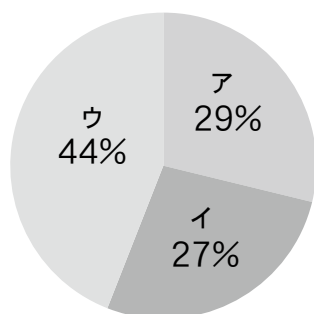
(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



勉強や仕事などで間違いが多くなる
 眠くて用事がてきばきできない
 つい昼寝や居眠りをしてしまう
 気分がすっきりしない
 体が重く感じる
 血圧が上昇した
 難聴になった
 (聞こえにくくなる)
 1度起きたら寝付きにくい
 不眠症(眠れない)
 耳鳴りがする
 特に不都合は生じない
 その他

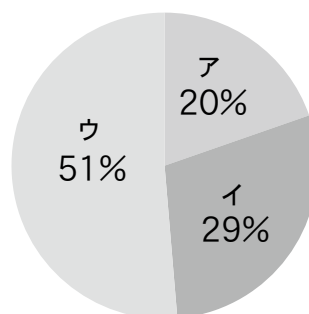
【悪臭について】

9. 基地からの悪臭についてどのように感じますか。



- ア とても臭いと感じる
- イ 臭いと感じる
- ウ 臭いと感じない

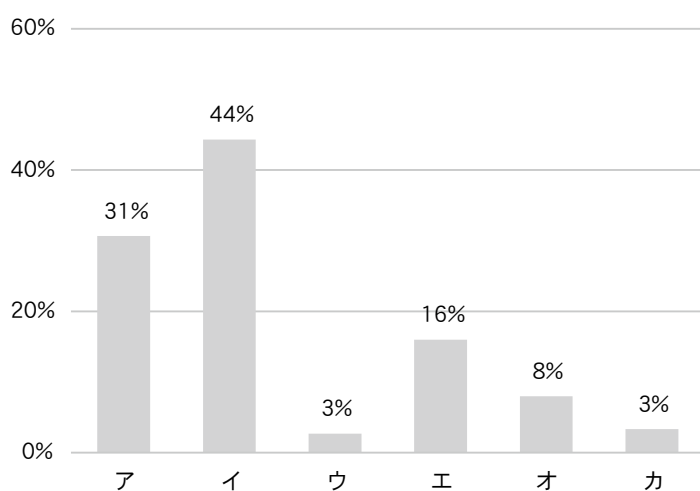
10. あなたの生活は基地からの悪臭によって被害を受けていますか。



- ア 非常に被害を受けている
- イ 少し被害を受けている
- ウ 被害を受けていない

11. 基地からの悪臭によって、どのような被害を感じていますか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)

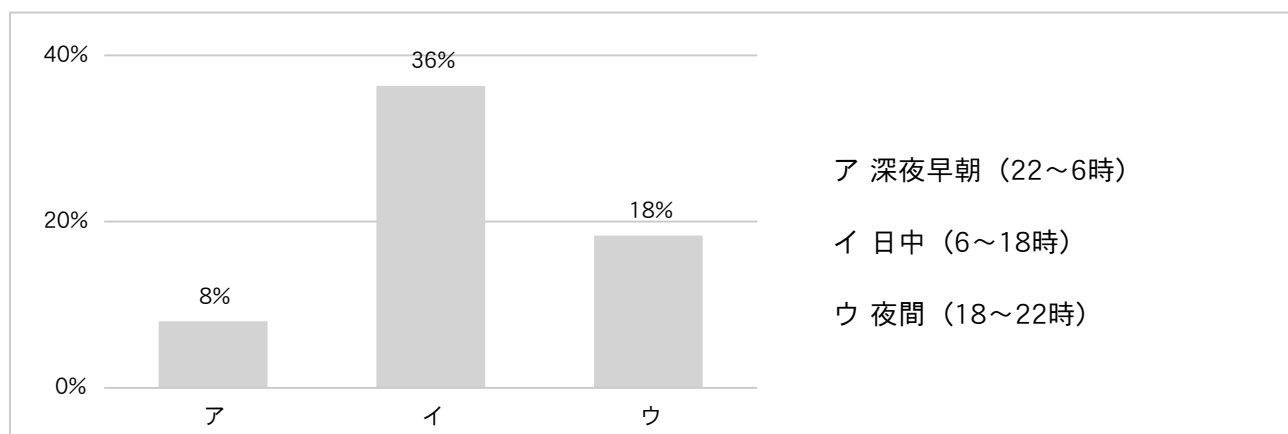


- ア 気分が悪くなる
- イ 窓が開けられない
- ウ 家にいられない
- エ 洗濯物等においが付く
- オ ご飯がおいしく食べられない
- カ その他

町全体の調査結果

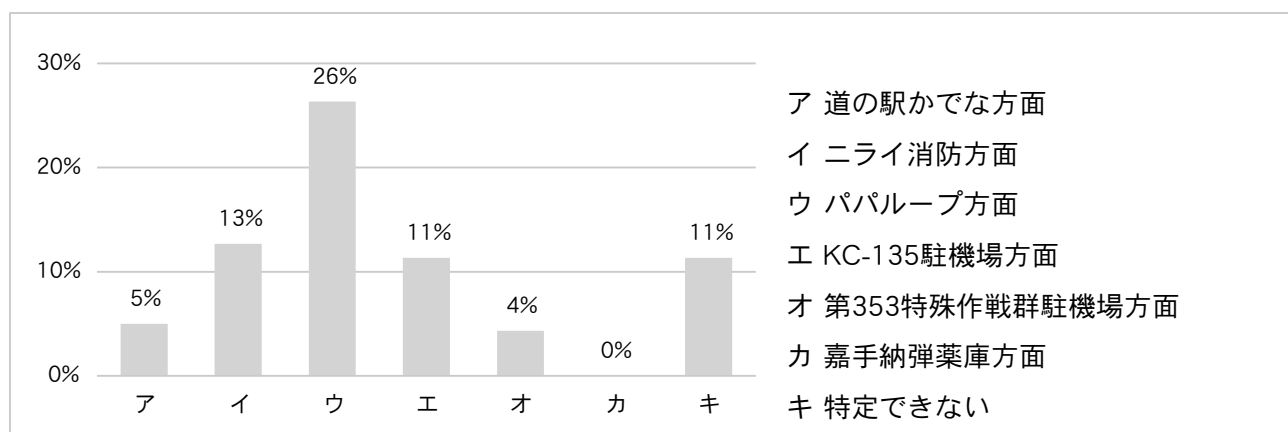
12. 基地からの悪臭被害が多い時間帯はいつですか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



13. 基地からの悪臭の発生源と考えられるのはどの辺りですか。(複数回答)

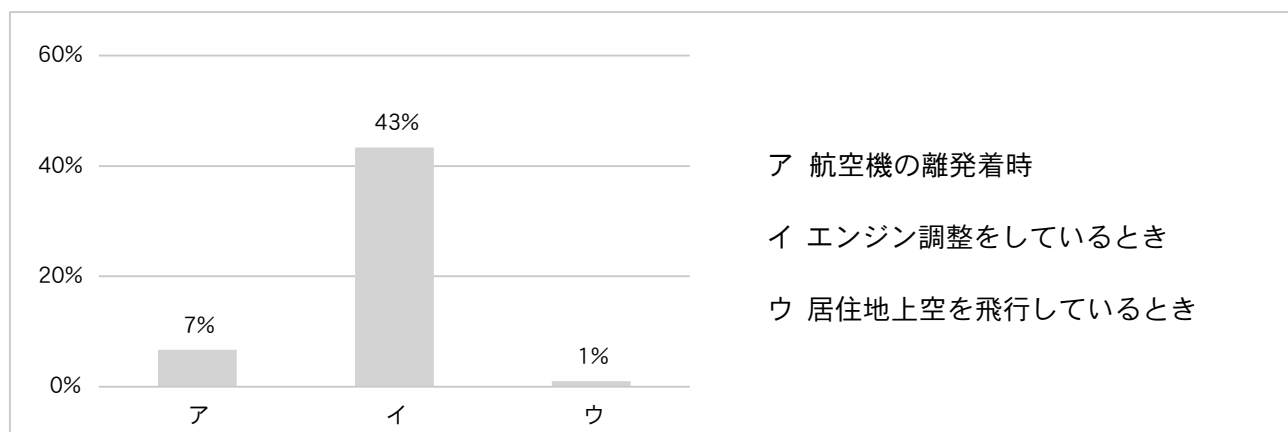
(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



※各選択肢の位置については、120ページの「騒音、悪臭発生源確認用地図」を参照。

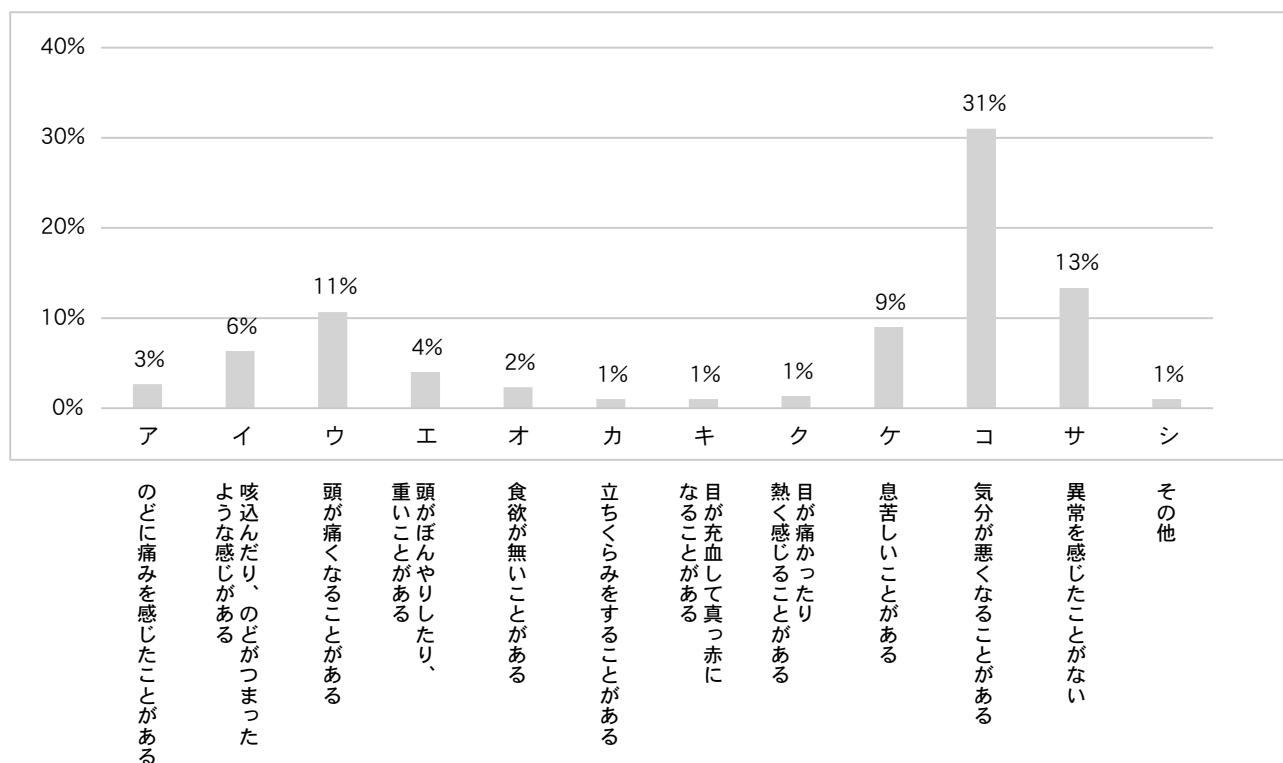
14. 基地からの悪臭被害で1番臭いと感じるのはどういうときですか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



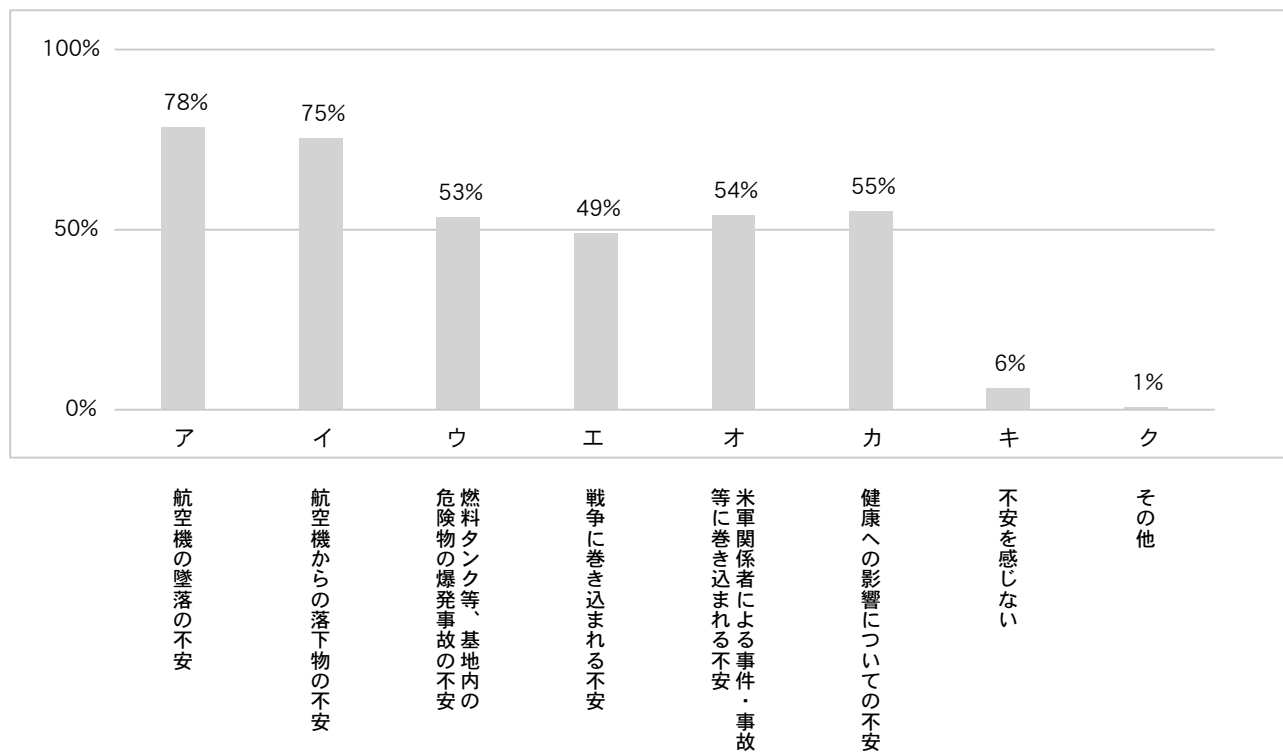
15. 航空機から発せられる排気ガス・悪臭・熱風によって体に異常を感じたことがありますか。(複数回答)

(設問10でア、イと回答した人のみ回答)



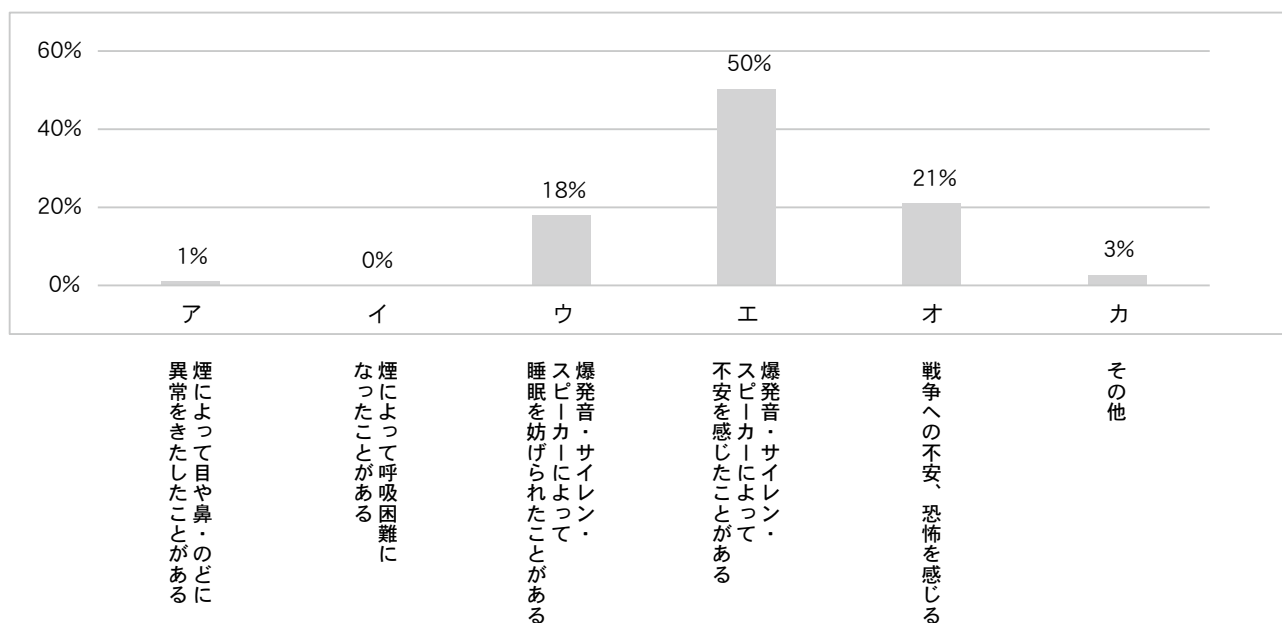
【その他】

16. あなたは基地・航空機等にどのような不安を感じていますか。(複数回答)

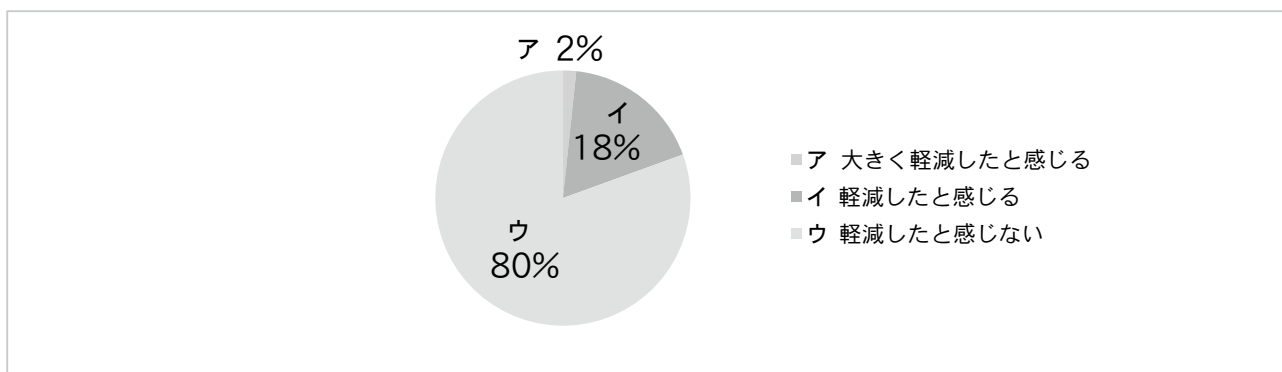


町全体の調査結果

17. GBS訓練によってどのような被害・影響を受けていますか。(複数回答)

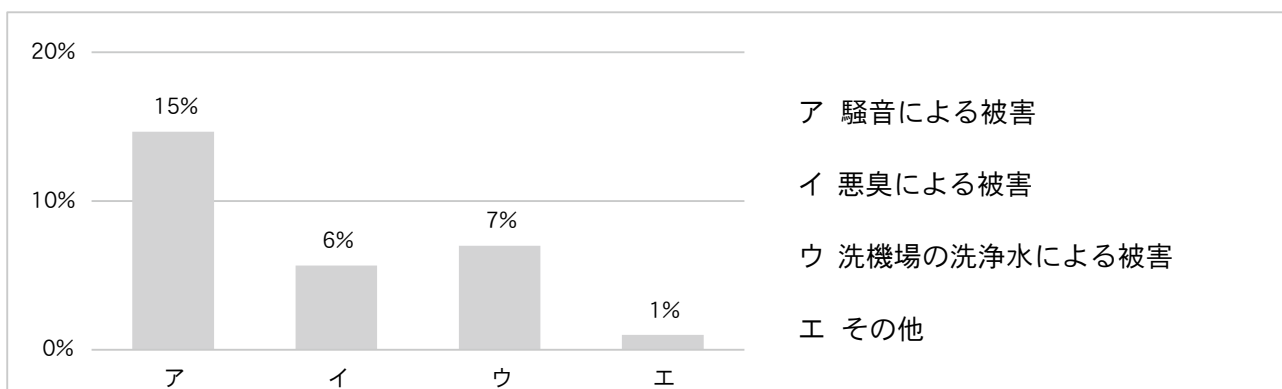


18. 平成18年3月に小型機用洗機場、平成20年3月に大型機用洗機場が住民居住地から離れた位置に移転し、平成29年1月には海軍駐機場が住民居住地から離れた位置に移転しました。それらのことにより、基地被害が軽減したと感じますか。



19. どのような被害が軽減したと感じますか。(複数回答)

(設問18でア、イと回答した人のみ回答)



調査結果

2. 前回調査との比較

前回調査（平成18年度実施）と今回調査（令和元年度実施）との調査結果の比較を行った。

前回調査と今回調査では同じ設問で番号が違うものがあるため、比較を行う際は今回調査の設問番号を基準にした。

【参考】平成18年度調査時の調査方法（報告書より抜粋）

1. 調査の目的

当町には年間150件の航空機騒音・訓練（GBS）等に対し苦情が寄せられます。苦情を寄せてくる方はほぼ限定されるために、苦情等の内容が一定化しています。

以上のことから多くの町民はどのような被害を感じているのか、特に身体的被害・精神的被害の実態把握を調査の目的としました。また、地域（6行政区）によって被害の程度、苦情の内容が大きく異なりますので、あえて町全体の評価は行っていません。

2. 調査期間

平成18年5月1日～12月28日

3. 調査対象者

各自治会へ入選の依頼（基地からの距離・年齢等を考慮した）

4. 調査の方法

調査員が直接自宅に伺い、設問に対して詳しく聞き取りする面接方式

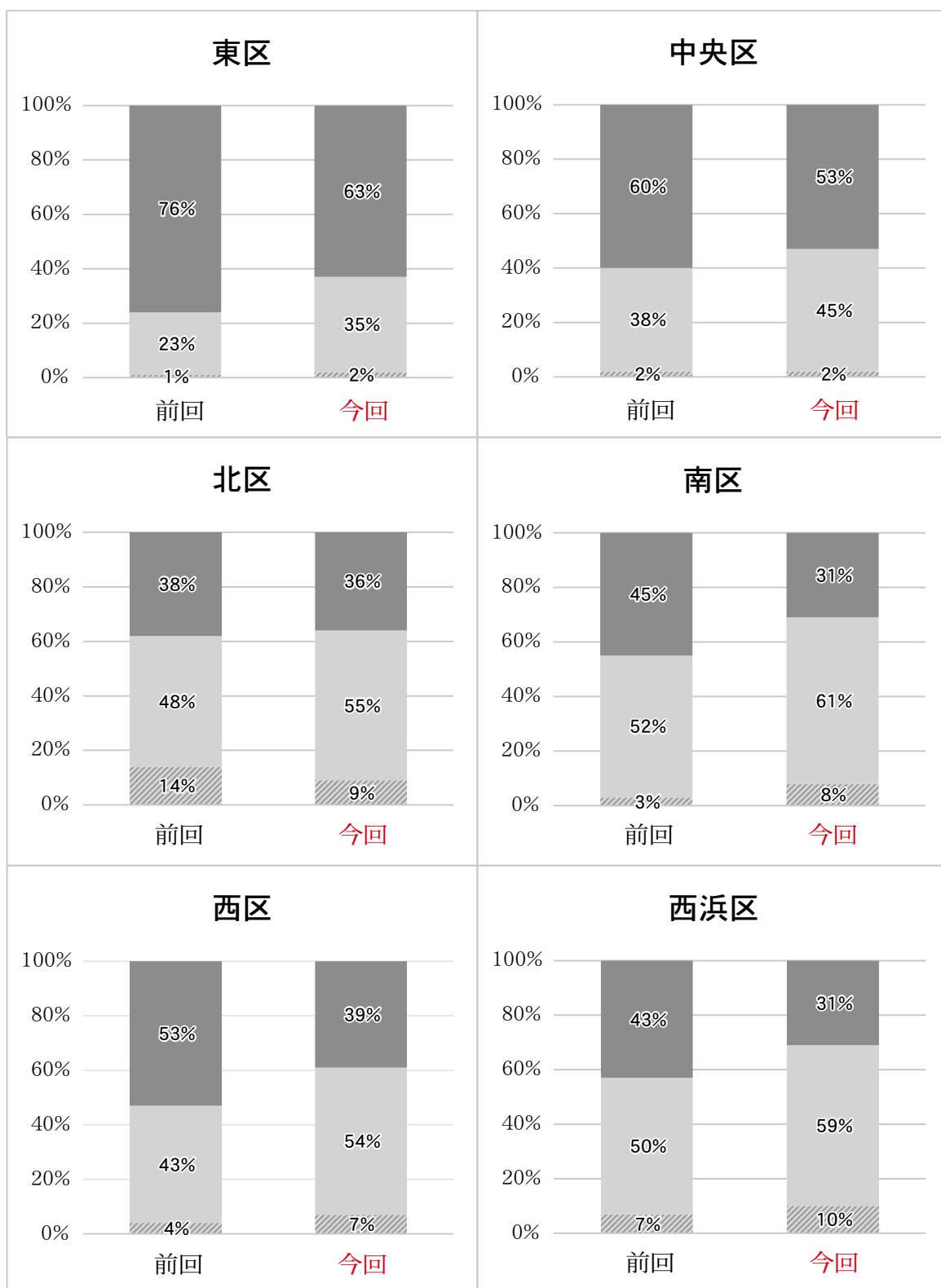
前回調査との比較

【騒音について】

1. 航空機騒音のうるささについてどのように感じますか。

前回＝平成18年度調査

今回＝令和元年度調査

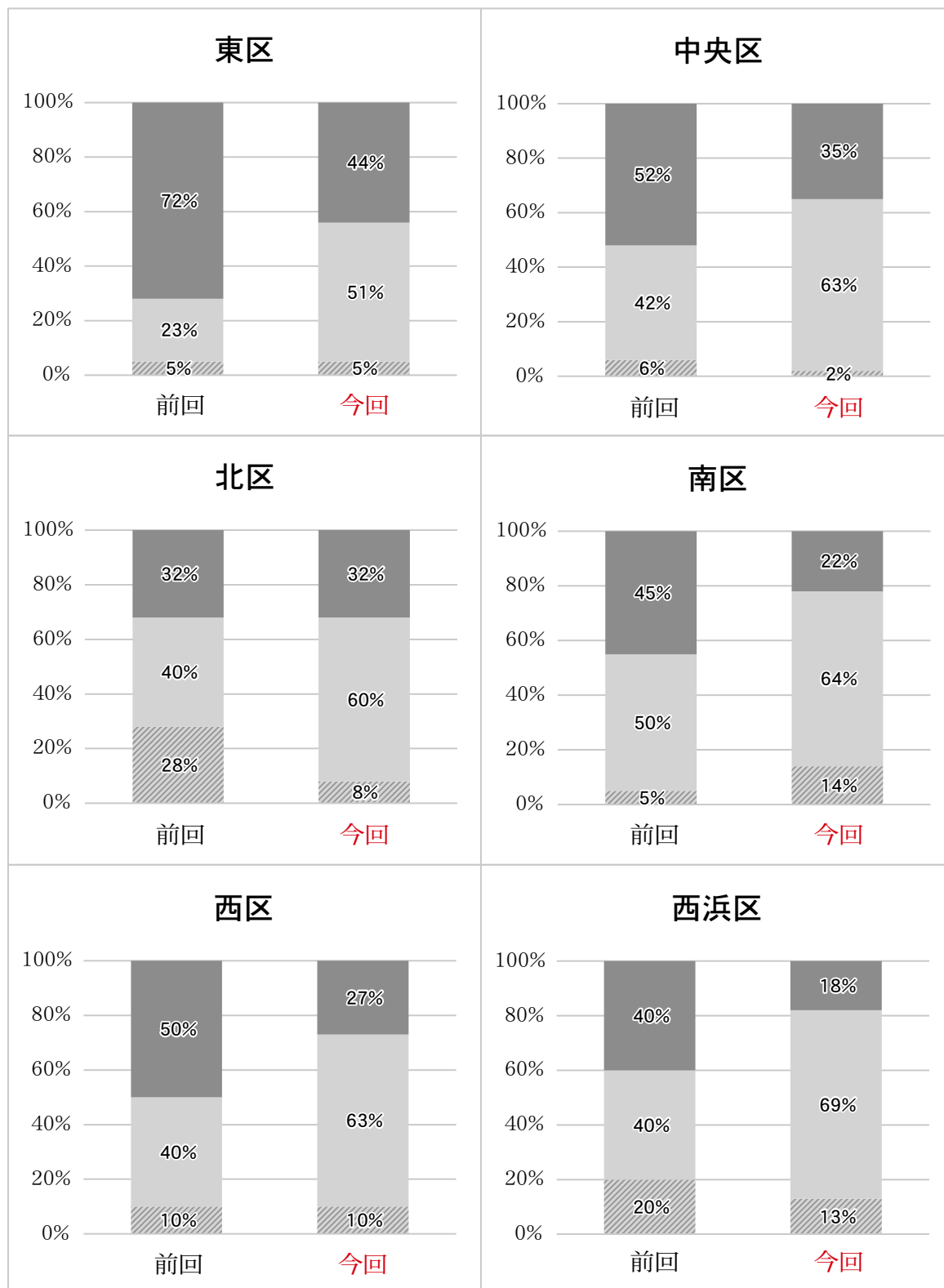


■ ア たいへんうるさい ■ イ うるさい ■ ウ うるさくない

2. あなたの生活は基地の騒音によって被害を受けていますか。

前回＝平成18年度調査

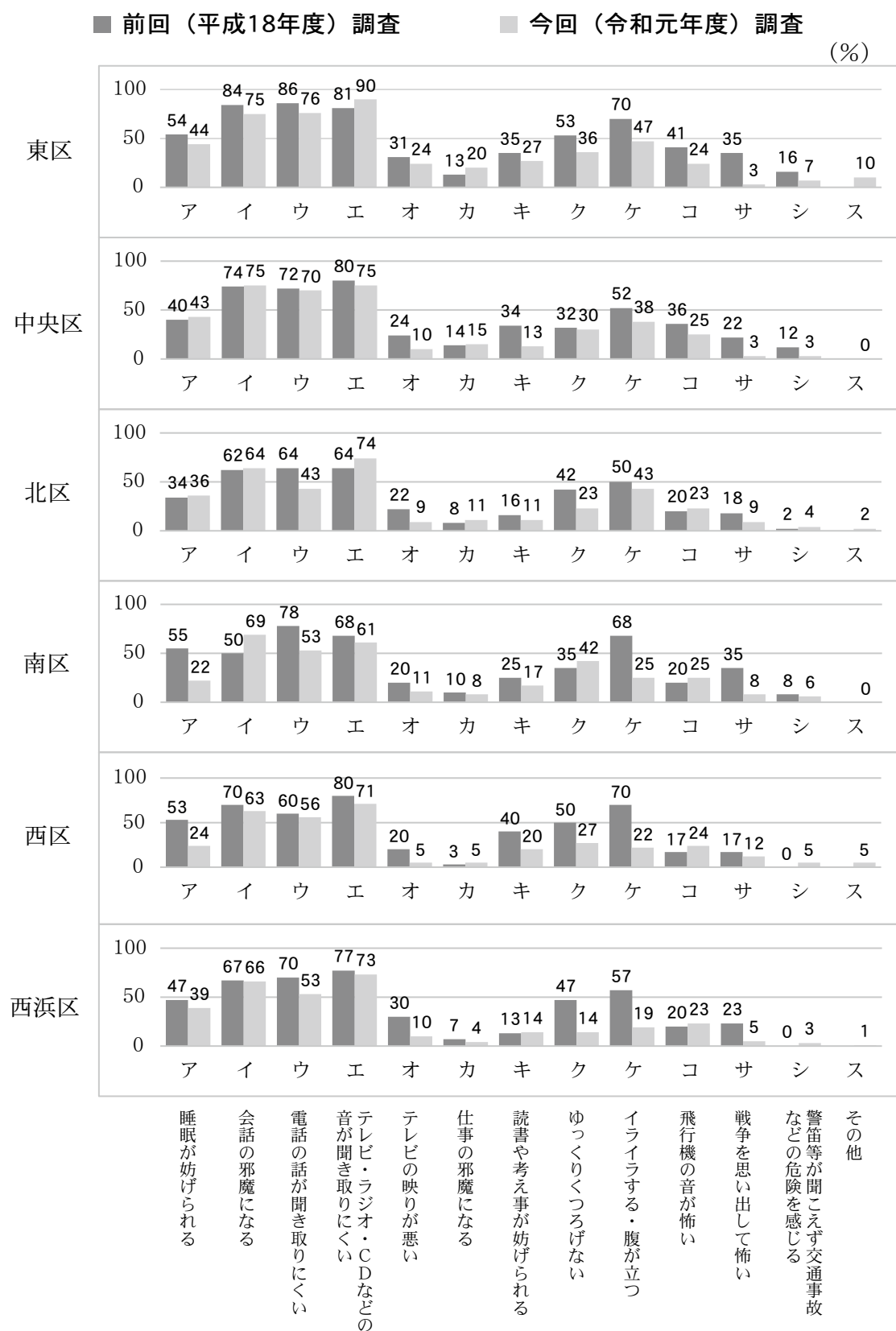
今回＝令和元年度調査



■ ア 非常に被害を受けている ■ イ 少し被害を受けている ▨ ウ 被害を受けていない

前回調査との比較

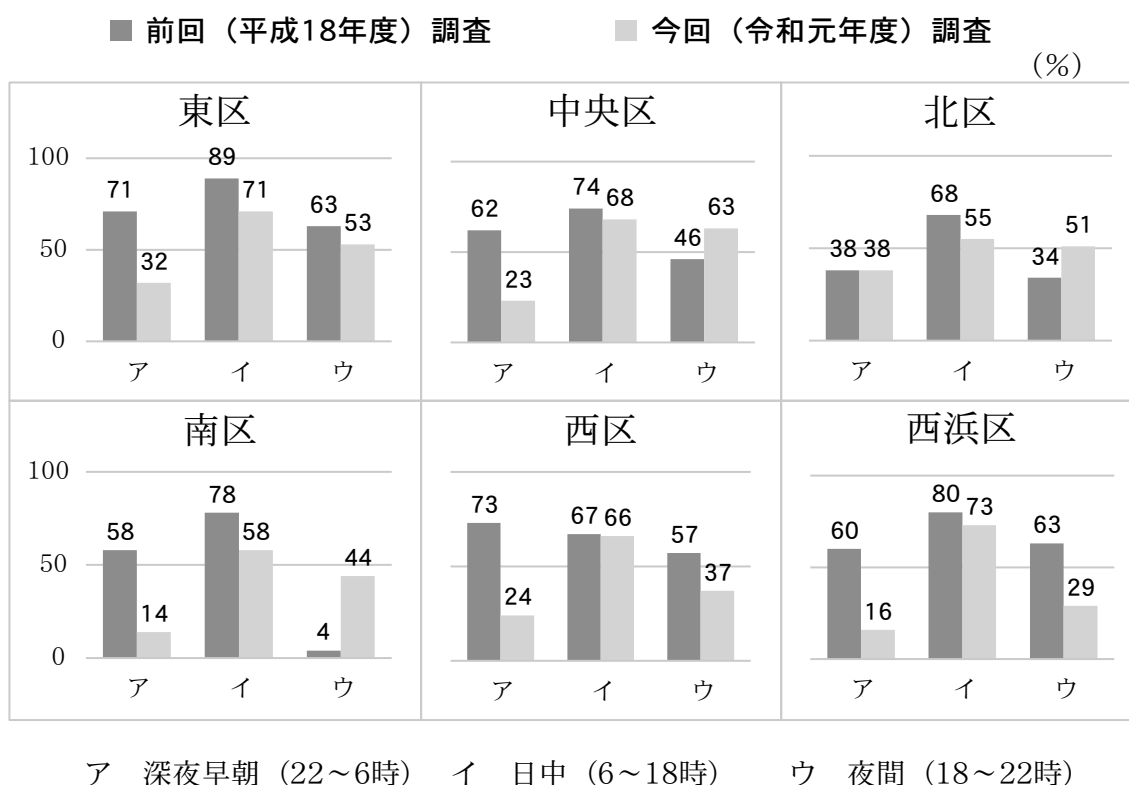
3. 航空機騒音などによって、どのような被害を感じていますか。(複数回答)
(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



※選択肢「ス その他」については今回調査にて追加

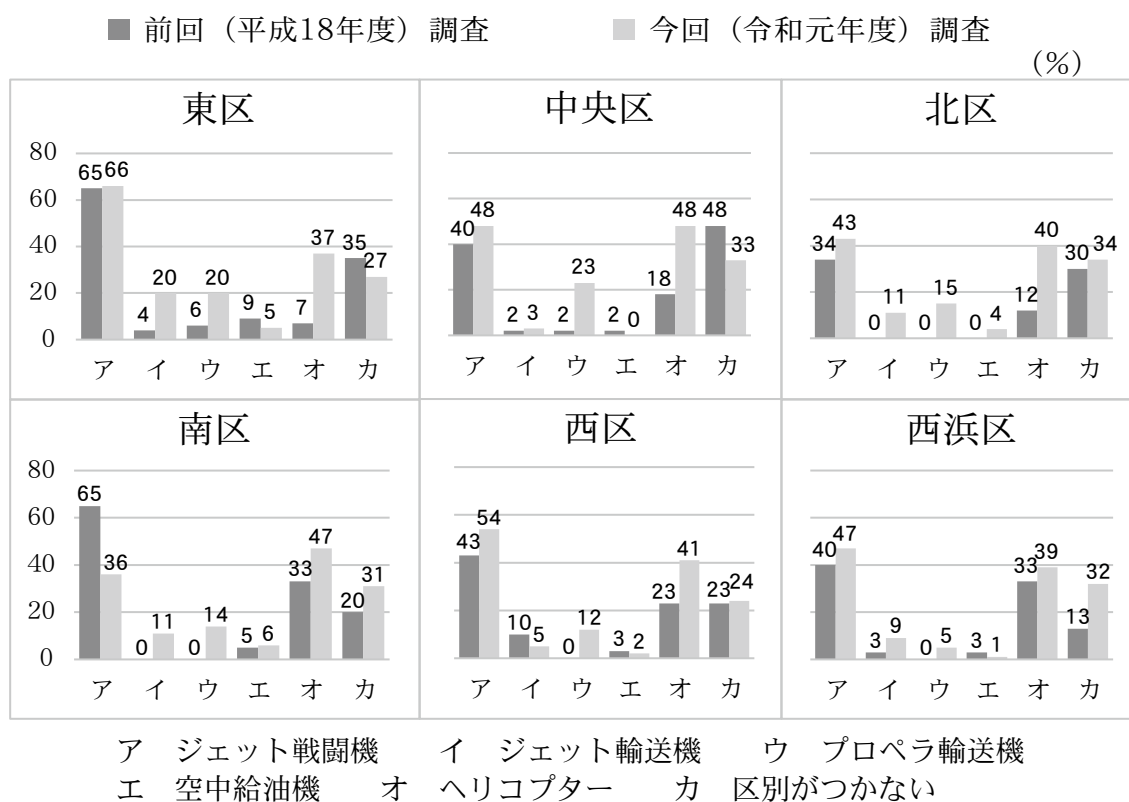
4. 騒音被害の多い時間帯はいつですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



5. 航空機騒音のうちで一番うるさいと感じる機種はなんですか。(複数回答)

(設問2でア、イと回答した人のみ回答)

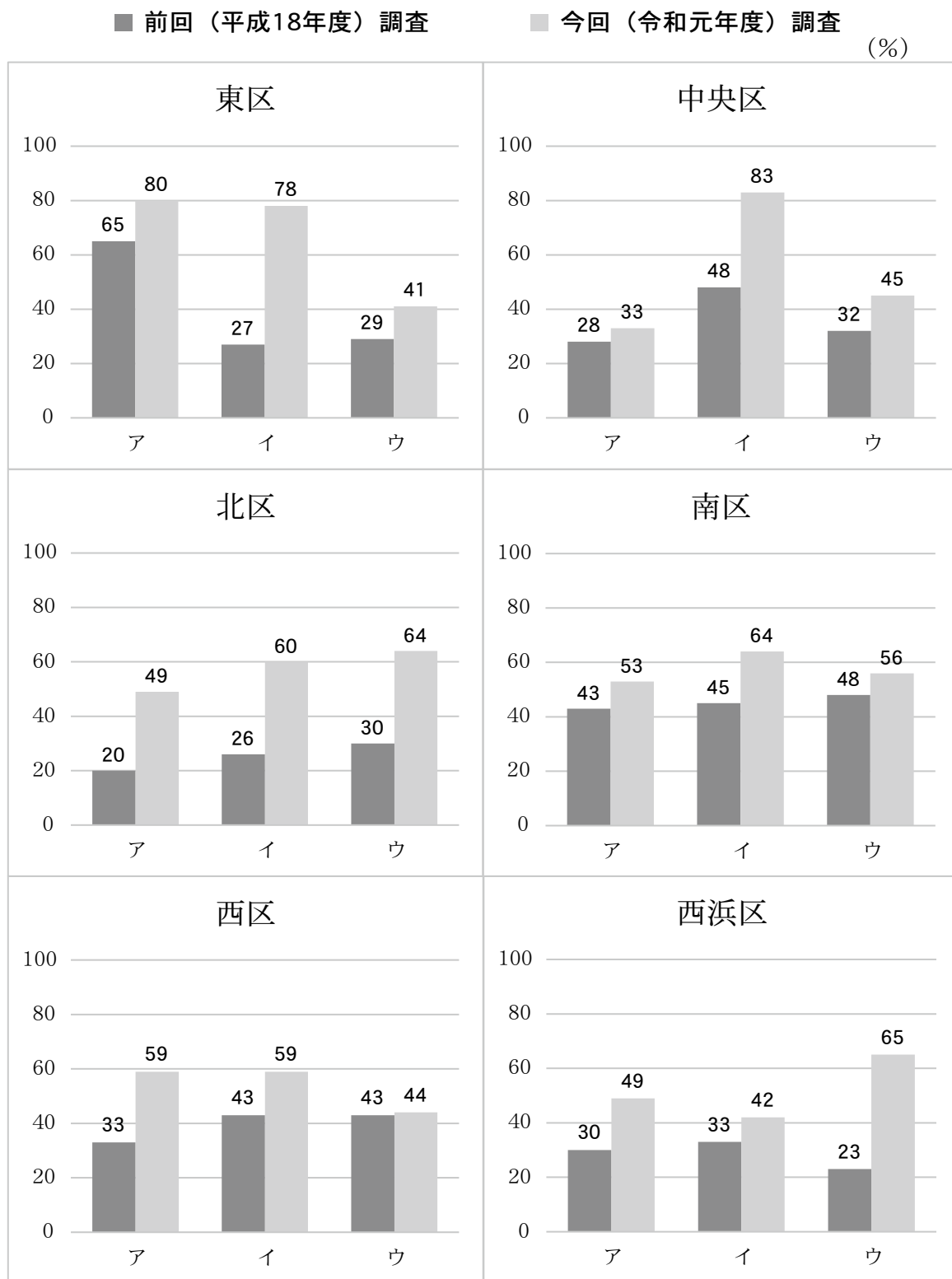


前回調査との比較

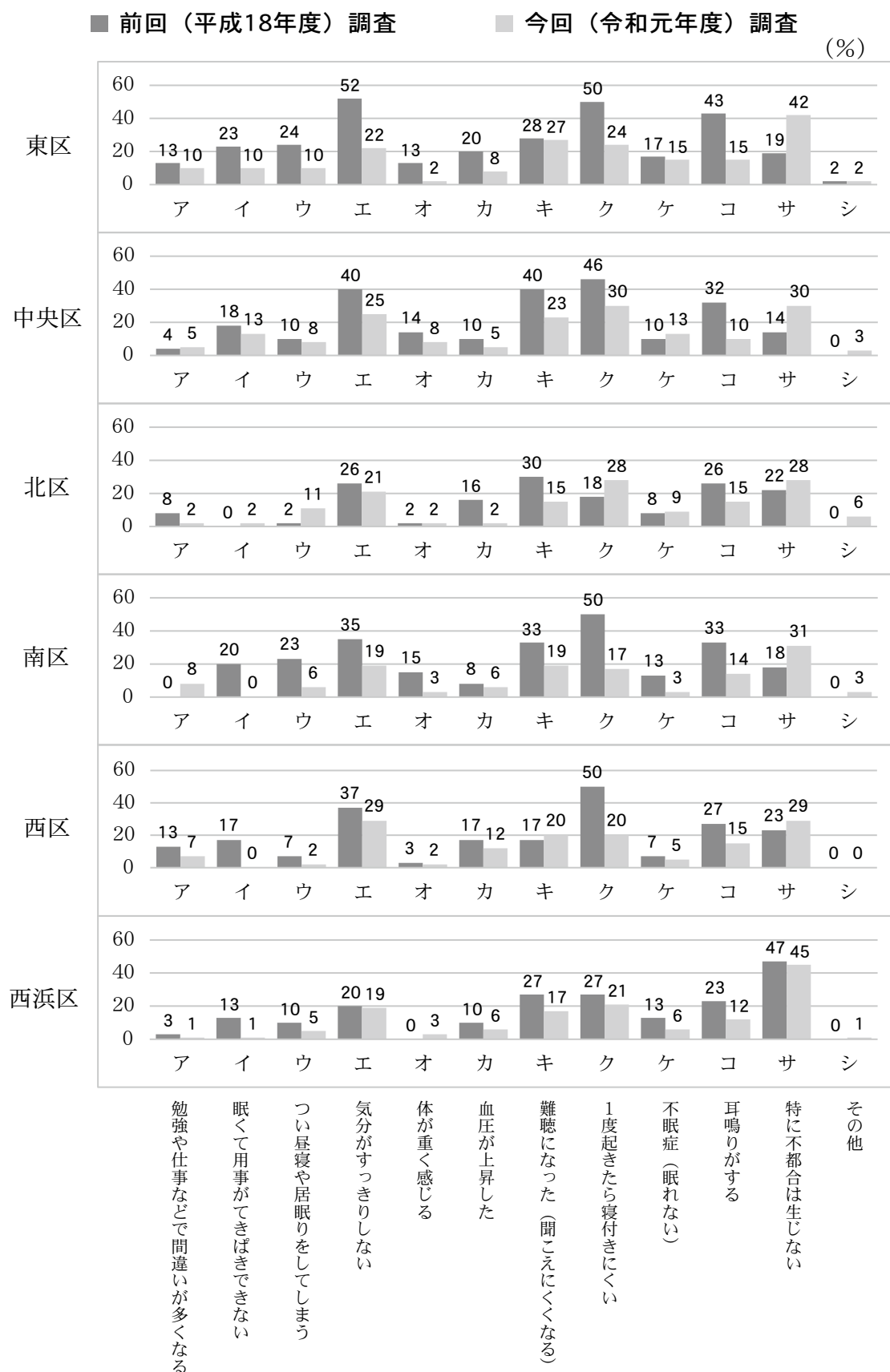
6. 基地からの騒音の発生源と考えられるのはどの辺りですか。

※設問6については今回新たに追加した設問のため比較なし。

7. 航空機騒音で1番うるさいと感じるのはどういうときですか。(複数回答) (設問2でア、イと回答した人のみ回答)



8. 騒音によって、体に異常をきたしたことがありますか。(複数回答)
(設問2でア、イと回答した人のみ回答)



前回調査との比較

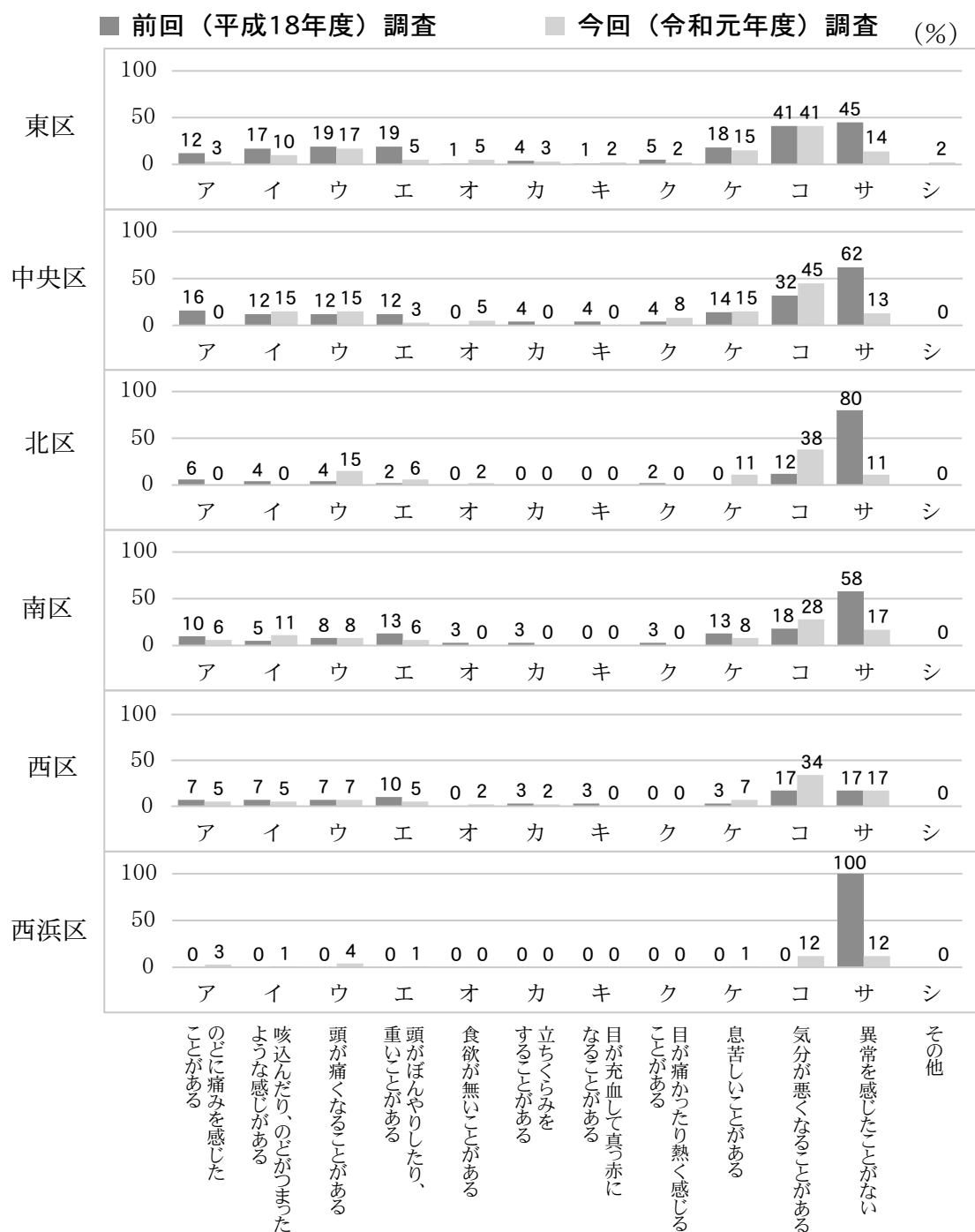
【悪臭について】

9. 基地からの悪臭についてどのように感じますか。
10. あなたの生活は基地からの悪臭によって被害を受けていますか。
11. 基地からの悪臭によって、どのような被害を感じていますか。
12. 基地からの悪臭被害が多い時間帯はいつですか。
13. 基地からの悪臭の発生源と考えられるのはどの辺りですか。
14. 基地からの悪臭被害で1番臭いと感じるのはどういうときですか。

※設問9から14については今回新たに追加した設問のため比較なし。

15. 航空機から発せられる排気ガス・悪臭・熱風によって体に異常を感じたことがありますか。(複数回答) (参考比較)

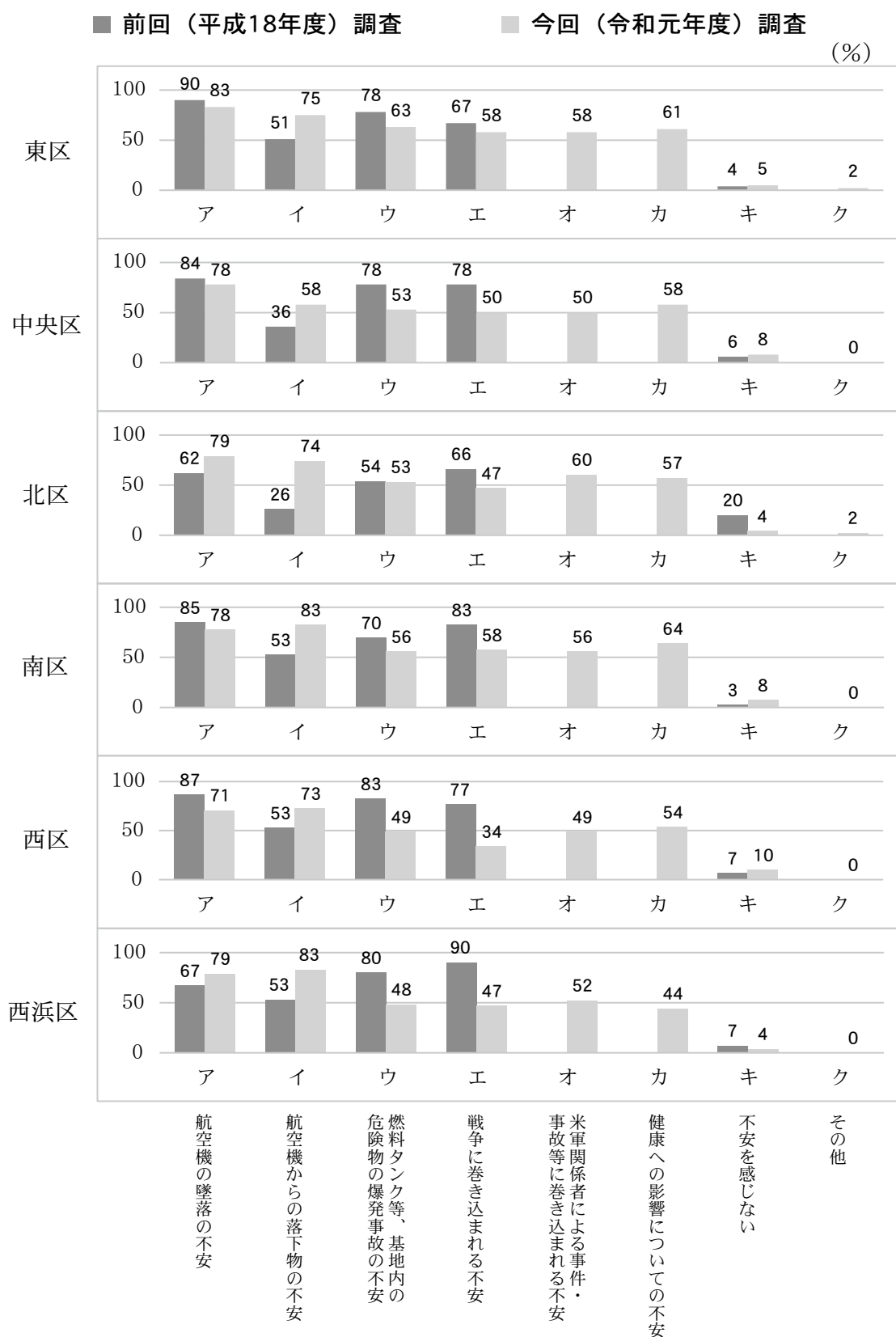
※今回調査においては、設問10(新規)で「非常に被害を受けている」「少し被害を受けている」と回答した人のみ回答



※選択肢「シ その他」については今回調査にて追加

【その他】

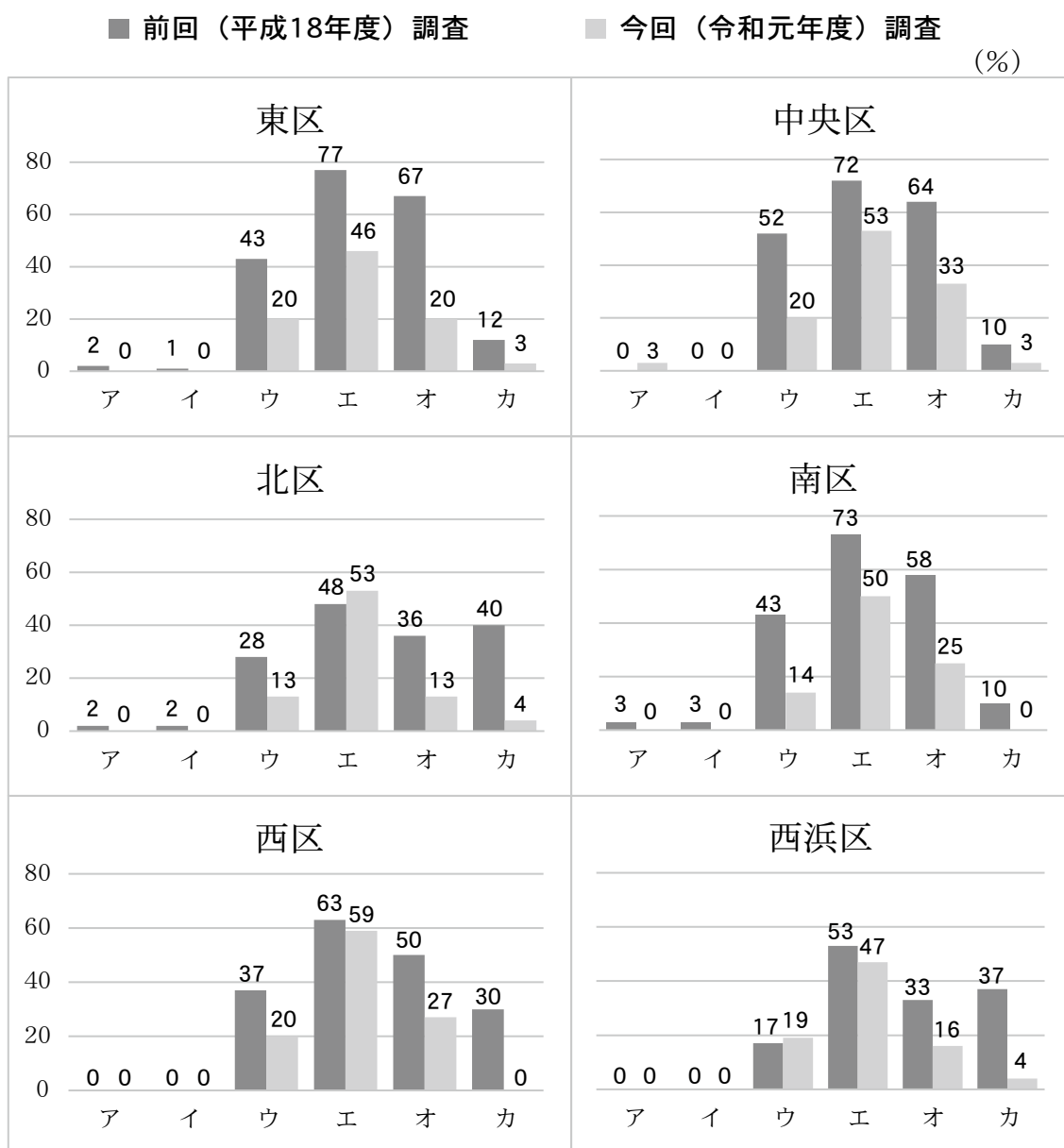
16. あなたは基地・航空機等にどのような不安を感じていますか。(複数回答)



※選択肢「オ 米軍関係者による事件・事故等に巻き込まれる不安」「カ 健康への影響についての不安」「ク その他」については今回調査にて追加

前回調査との比較

17. GBS訓練によってどのような被害・影響を受けていますか。(複数回答)



18. 平成18年3月に小型機用洗機場、平成20年3月に大型機用洗機場が住民居住地から離れた位置に移転し、平成29年1月には海軍駐機場が住民居住地から離れた位置に移しました。それらのことにより、基地被害が軽減したと感じますか。

19. どのような被害が軽減したと感じますか。

※設問18、19については今回新たに追加した設問のため比較なし。

※前回調査の設問10「海軍洗機場からの洗浄水による被害を受けたことがありますか」については、本町の要請により、平成18年に小型機用洗機場、平成20年に大型機用洗機場がそれぞれ住民居住地から離れた位置に移転しているため、今回調査の設問からは除外した。

第5章 嘉手納町の基地対策

第5章 嘉手納町の基地対策

第1項 基地対策の概要及び基本方針

広大な米軍基地の存在は、本町の振興発展を進めるうえで大きな制約となっていることはもとより、その運用等によって町民生活に様々な影響を及ぼしている。このため本町では、基地問題を町政の重要課題として位置づけ、平成3年10月に基地渉外課を設置し、嘉手納基地から派生する諸問題の解決促進に努めているところである。特に、航空機騒音問題については、最優先課題として、町内4か所に航空機騒音測定器を設置し、航空機騒音を測定するとともに、嘉手納基地の航空機の運用実態を把握するため、嘉手納基地の目視調査を実施し、そのデータを基に絶えず日米両政府や関係機関に対し改善、対策等を講ずるよう要請及び抗議を行ってきた。

平成7年5月には訪米する県知事に町長が同行し米国政府、議会及び関係機関に本町の窮状を直訴した。こうした粘り強い要請行動の展開によって、不十分ながら、平成8年3月、日米合同委員会において午後10時から翌朝午前6時までの間の夜間飛行禁止を含む「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」の合意がみられた。

平成8年12月のSACOの最終報告に盛り込まれたMC-130航空機の運用の移転については、同年12月に海軍駐機場から主要滑走路の北西隅へ移転、平成11年12月に嘉手納飛行場北側に新たなコンクリート製遮音壁（一部土堤）を建設し、翌年7月に追加提供された。

本町において、航空機騒音の大きな発生源となっていた海軍駐機場の基地奥側への移設については、平成21年2月10日、海軍駐機場等（駐機場、誘導路、整備格納庫等）を主要滑走路の反対側に移転すること等について、日米合同委員会で合意され、平成29年1月21日、最後の機体が新駐機場へ移動した。移転前の海軍駐機場にあった航空機の洗機場については、住民地域への騒音や洗浄水の飛沫等の被害を一刻も早く取り除くため早期に移転するよう要請をしてきた結果、海軍駐機場の移転に先がけて平成18年5月に小型機の洗機場がF-15駐機エリア付近に、平成20年9月に大型・中型機の洗機場が空軍大型機駐機場（L-11）地区へそれぞれ移転した。

平成8年4月の「普天間基地ヘリポート移設代替の嘉手納統合案」及び平成21年11月の「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案」では、全町民が「嘉手納統合案断固反対」の不退転の決意で町民大会を開催し、怒りの声を上げ反対してきた。これは、長年にわたり基地の重圧を受け、これ以上基地機能の強化は容認できないという町民の強い決意の表れである。

平成8年に「普天間基地ヘリポート移設代替の嘉手納統合案」が打ち出されたのを契機に、同年9月16日、嘉手納基地周辺自治体の嘉手納町、沖縄市及び北谷町の三市町の

首長及び議長で構成する「嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町、嘉手納町三市町連絡協議会（三連協）」を結成し、連帯して嘉手納統合案反対の抗議行動を展開してきた。

同協議会は、平成 10 年 4 月 1 日に「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）」に改称し、嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通する課題について共同で対処することを目的に活動しており、平成 25 年 4 月 21 日には、CV-22 オスプレイの嘉手納基地配備に反対する三連協住民大会を開催し、日米関係機関に対し抗議行動を行っている。

また、米軍や軍人・軍属による事件、事故は後を絶たない。暴行、傷害、窃盗、住居侵入、器物損壊、交通事故などや航空機の墜落事故、訓練用照明弾の誤発射や落下事故、燃料漏れ、油流出、模擬ミサイル弾紛失、部品落下事故など県民の人権や生命、身体及び財産に関わる問題が多発し憂慮すべき事態にある。

県民生活を守る立場から県知事及び軍用地等の所在する市町村の長で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会では、基地から派生する諸問題の解決を促進するため、「Ⅰ米軍基地負担の軽減について、Ⅱ日米地位協定の抜本的な見直しについて、Ⅲ米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について」日米両政府や関係機関に要請を行っている。

本町においても、町民の生命、身体及び財産を守り、平穏な町民生活の確保を図るため、訓練の激化や基地機能強化に断固反対し、基地被害の未然防止などを米軍や関係機関に強く要請するとともに、基地の整理・縮小の促進に努めてきた。

平成 17 年 10 月には、嘉手納基地の運用を規制する協定を日米両政府に締結させることを目的とした「嘉手納基地使用協定に関する町民会議」を立ち上げ、「嘉手納基地に関する使用協定（案）」を作成し、同協定を締結するよう日本政府に要請している。

第 2 項 基地対策の施策

本町においては、町民の安全、安心そして快適な生活環境を守るため、航空機騒音をはじめ、嘉手納基地から派生する諸問題の改善、解決促進や基地交付金等の増額を国等関係機関に対して要請を行っている。

また、町面積の大部分を占める米軍用地は、まちづくりの大きな制約条件となっているため、市街地に接する米軍用地の一部返還又は共同使用に取り組むとともに、米軍用地返還の見通し等を踏まえ、計画的な利用又は転用の検討を進めるものとする。

なお、国等関係機関に対して行っている主な要請事項については、以下のとおりである。

1. 航空機騒音対策について

(1) 「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」の厳守。

- (2) 22：00～6：00の深夜早朝時における航空機の飛行、エンジン調整及び補助動力装置の使用の禁止。
- (3) F－15イーグル戦闘機等の滑走路上空での急旋回、低空飛行、急上昇、住民居住地上空の飛行の禁止。
- (4) ヘリコプターの住民地域での低空飛行の禁止。
- (5) 旧海軍駐機場の再使用の禁止。
- (6) F－15イーグル戦闘機等のグアム等への訓練移転を拡充し、騒音被害の大幅な軽減を図ること。

2. 基地負担の軽減等について

- (1) 第353特殊作戦航空団駐機場等拡張整備計画に伴う通称パパループの使用の禁止。
- (2) 「嘉手納基地使用協定」の早期締結を図ること。
- (3) 外来機の運用・訓練及び自衛隊による共同使用の禁止。

3. 航空機の騒音及び排気ガス等の予防対策について

- (1) 航空機排気ガス防止対策として、早期警戒管制機E－3の駐機場の移転等の有効な対策を講じること。
- (2) 航空機排気ガスに対する常時監視調査や健康被害調査を実施すること。
- (3) 全防音住宅に対する空調施設維持管理費（電気料金）の助成または同住宅に太陽光発電システムの設置助成を実施すること。
- (4) 住宅防音工事の建築対象年月日を廃止すること。
- (5) 町内全ての認可外保育園及び店舗、事務所等を防音工事の対象とすること。

4. 航空機事故等の防止対策について

- (1) 航空機等の安全管理を徹底すること。
- (2) パイロット、整備士等の安全教育を徹底すること。
- (3) 訓練実施や事故発生時の地元への事前・事後の迅速な通報体制を継続し、強化すること。

5. 基地内訓練等による被害の予防対策について

- (1) 即応訓練、滑走路修復訓練及びパラシュート降下訓練を禁止すること。

6. 環境汚染等について

- (1) 嘉手納基地周辺での河川及び湧水等において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）による汚染について、沖縄県による基地内立ち入り調査の協力及び汚染物質除去の適切な措置を講じること。

7. 基地交付金等の増額について

- (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額すること。

- (2) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条及び第8条予算の増額を図り、事業費の地元負担の軽減と補助対象施設を拡大すること。
- (3) 防衛補助施設の維持管理費、補修費等を交付すること。
- (4) 基地の一部共同使用に伴う受益者負担を軽減すること。

嘉手納飛行場に関する主な抗議、要請等一覧(平成26年度～令和2年度)

年月日	件 名	宛 先
H26.7.9	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄防衛局長 武田博史
H26.7.10	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 岸田文雄 防衛大臣 小野寺五典
H.26.7.11	嘉手納飛行場の航空機の排気ガスに関する問題について(要請)	環境大臣 石原伸晃
H27.5.22	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H27.5.26	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳
H27.5.26	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	同上
H27.5.27	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 岸田文雄
H27.5.28	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	防衛大臣 中谷元
H27.5.28	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	同上
H27.6.3	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将
H.27.6.3	嘉手納飛行場海軍駐機場の早期移転について（要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部 司令官 マイケル・ミシェル大佐

年月日	件 名	宛 先
H28.1.29	嘉手納飛行場から発生する航空機騒音の軽減について（要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳
H28.4.6	即応訓練の即時中止について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳
H.28.5.20	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史 沖縄防衛局長 井上一徳
H28.5.20	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳
H28.5.30	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 岸田文雄 防衛大臣 中谷元
H28.5.30	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	防衛大臣 中谷元
H28.6.24	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄県知事 翁長雄志
H28.6.24	嘉手納基地の状況視察について（要請）	同上
H28.8.5	嘉手納飛行場の航空機の排気ガスに関する問題について（要請）	沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.3.23	嘉手納基地の夜間における訓練等の中止について（要請）	同上
H29.5.18	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	同上
H29.5.18	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	同上
H29.5.23	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司
H29.5.24	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 岸田文雄
H29.5.25	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	防衛大臣 稲田朋美
H29.5.25	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H29.5.31	嘉手納基地旧海軍駐機場の航空機による使用の禁止について（要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 在日米軍沖縄地域調整官 ローレンス D. ニコルソン中将 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.6.28	嘉手納飛行場から発生する航空機騒音の軽減について（要請）	沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.9.5	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄自民党 会派代表 中川京貴 自由民主党沖縄県支部連合会長 照屋守之
H29.9.25	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について(抗議・要請)	第 18 航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.11.16	嘉手納飛行場から発生する航空機騒音の軽減について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 在沖米海軍艦隊活動司令部 司令官 ロバート・マシューソン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.11.17	嘉手納飛行場から発生する航空機騒音の軽減について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司
H29.12.26	航空機による住民居住地上空飛行の禁止について（要請）	第 18 航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 在沖米海軍艦隊活動司令部 司令官 ロバート・マシューソン大佐 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H30.3.15	嘉手納飛行場から発生する航空機騒音の軽減について（要請）	第 18 航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H30.5.16	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H30.5.16	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	沖縄防衛局長 中嶋浩一郎

年月日	件 名	宛 先
H30.5.24	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 河野太郎 防衛大臣 小野寺五典
H30.5.24	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	防衛大臣 小野寺五典
H30.7.24	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄県知事 翁長雄志
H30.9.27	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当） 福井 照
H30.10.17	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	防衛省地方協力局長 中村吉利
R1.5.10	パパループの MV-22 オスプレイによる使用の禁止について（要請）	沖縄防衛局長 田中利則
R1.5.13	パパループの MV-22 オスプレイによる使用の禁止について（要請）	第 18 航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R1.6.21	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄防衛局長 田中利則
R1.6.21	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	沖縄防衛局長 田中利則
R1.6.27	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 河野太郎 防衛大臣 岩屋毅
R1.6.27	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	防衛大臣 岩屋毅
R1.8.16	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	沖縄県知事 玉城デニー
R1.9.5	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣政務官 辻清人
R1.9.11	嘉手納飛行場における北側滑走路のみの運用について（要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L・キャリー准将 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄防衛局長 田中利則
R2.4.15	パパループの外来機による使用の禁止について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄防衛局長 田中利則

年月日	件 名	宛 先
R2.5.26	嘉手納飛行場から発生する航空機の騒音や悪臭の軽減について（要請）	第18航空団司令官 ジョエル L・キャリー准将 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.5.27	嘉手納飛行場から発生する航空機の騒音や悪臭の軽減について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R2.5.28	嘉手納飛行場から発生する航空機の騒音や悪臭の軽減について（要請）	沖縄防衛局長 田中利則
R2.6.8	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた基地運用に伴う影響の軽減について（要請）	第18航空団司令官 ジョエル L・キャリー准将 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R2.6.10	新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた基地運用に伴う影響の軽減について（要請）	沖縄防衛局長 田中利則
R2.7.17	パパループ使用の早期終了について（要請）	第18航空団司令官 ジョエル L・キャリー准将 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄防衛局長 田中利則
R2.9.4	嘉手納基地に関する諸問題について（要請）	外務大臣 茂木敏充 防衛大臣 河野太郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄防衛局長 田中利則
R2.9.4	特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額について（要請）	防衛大臣 河野太郎 沖縄防衛局長 田中利則
R3.3.17	嘉手納飛行場から発生する航空機の騒音や悪臭の軽減について（要請）	第18航空団司令官 ジョエル L・キャリー准将 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 橋本尚文 沖縄防衛局長 田中利則

第3項 基地被害苦情 110 番

本町には、嘉手納基地からの騒音や悪臭等に関する苦情が毎日のように寄せられており、そうした苦情を受け付ける専用番号として昭和 63 年 10 月に「基地被害苦情 110 番」が設置され、現在も運用されている。

本町に寄せられる苦情の件数は、記録の残る平成 4 年度から平成 28 年度の間では、平成 27 年度の 302 件が最大であったが、F-35A ライトニングⅡ戦闘機の暫定配備が行われた平成 29 年度には 1,103 件と爆発的に増加し、以降も毎年度 600 件以上と高い水準が続いている。

平成 23 年 9 月にはフリーアクセスサービスの活用により、発信者の通話料金が無料となり、より利用しやすくなった。

「基地被害苦情 110 番」に寄せられた苦情は、米軍や防衛局など関係機関に対し基地被害の改善を求める要請等を行う際、被害の実態を示す資料として活用されている。

基地被害苦情 110 番 ☎ 0800-200-4665

通話料無料。24 時間 365 日対応。音声ガイドにて対応。

基地被害苦情 110 番受付件数（令和 2 年度）

1. 苦情内容別件数

種 別	騒音関係						排気 ガス	洗機場 飛 沫	その他	合 計	
	上空 飛行	低空 飛行	急旋回	エンジン 調整	深夜・ 早朝	その他				件	人
4 月	0	0	0	3	4	41	1	0	1	50	46
5 月	0	0	0	4	8	32	6	0	0	50	42
6 月	0	0	0	12	7	23	6	0	1	49	40
7 月	0	0	0	3	4	18	3	0	1	29	26
8 月	1	0	0	4	5	24	10	0	1	45	37
9 月	1	0	0	3	3	9	1	0	0	17	16
10 月	3	0	1	3	4	27	0	0	1	39	35
11 月	1	0	2	8	7	42	3	0	1	64	56
12 月	1	1	0	3	6	57	2	0	0	70	68
1 月	0	1	0	1	0	44	1	0	0	47	47
2 月	2	0	1	3	4	47	1	0	2	60	56
3 月	9	5	0	8	12	103	9	0	0	146	130
合計	18	7	4	55	64	467	43	0	8	666	599

2. 字別件数（人）

字 名	嘉手納	屋良	水釜 兼久	不明	その他	合計
4 月	6	0	38	1	1	46
5 月	11	6	24	1	0	42
6 月	11	10	12	7	0	40
7 月	5	4	14	3	0	26
8 月	5	4	22	3	3	37
9 月	2	2	11	1	0	16
10 月	5	3	26	1	0	35
11 月	14	6	33	2	1	56
12 月	10	6	50	2	0	68
1 月	5	1	41	0	0	47
2 月	7	5	42	2	0	56
3 月	22	18	79	10	1	130
合計	103	65	392	33	6	599

嘉手納飛行場に関する苦情件数

1．苦情内容別件数

種 別	騒音関係						排気ガス	洗機場 飛 沫	油流出	その他	合 計	
	上空飛行	低空飛行	急旋回	エンジン 調整	その他	計					件	人
平成4年度	1	1	1	0	10	13	0	0	0	6	19	18
平成5年度	1	1	0	1	25	28	0	0	0	4	32	32
平成6年度	4	1	0	5	14	24	1	0	0	5	30	28
平成7年度	1	0	3	6	16	26	1	0	1	3	31	29
平成8年度	0	1	2	4	6	13	0	2	1	2	18	18
平成9年度	2	0	0	15	11	28	2	0	0	4	34	32
平成10年度	0	1	0	9	18	28	5	6	0	5	44	35
平成11年度	10	5	2	8	12	37	12	3	0	1	53	44
平成12年度	4	4	3	11	8	30	4	0	0	1	35	31
平成13年度	13	5	2	8	16	44	10	4	0	8	66	60
平成14年度	10	2	3	3	16	34	4	4	1	6	49	44
平成15年度	10	7	4	10	73	104	6	1	0	1	112	108
平成16年度	4	3	1	7	49	64	5	1	0	3	73	66
平成17年度	10	9	1	27	49	96	8	1	0	1	106	94
平成18年度	9	8	2	21	100	140	9	0	0	0	149	117

※騒音関係（その他）には、深夜・早朝、急上昇に関する騒音苦情を含む。

2．字別件数（人）

字 名	嘉手納	屋良	水金 兼久	不明	その他	合計
平成4年度	1	13	1	2	1	18
平成5年度	1	25	0	6	0	32
平成6年度	5	18	3	1	1	28
平成7年度	1	23	2	2	1	29
平成8年度	0	16	1	0	1	18
平成9年度	5	25	1	0	1	32
平成10年度	3	26	5	0	1	35
平成11年度	6	23	12	0	3	44
平成12年度	6	20	3	0	2	31
平成13年度	15	40	4	1	0	60
平成14年度	8	24	4	7	1	44
平成15年度	22	42	24	13	7	108
平成16年度	3	55	1	4	3	66
平成17年度	24	49	7	12	2	94
平成18年度	15	69	21	8	4	117

嘉手納飛行場に関する苦情件数

1. 苦情内容別件数

種 別	騒音関係							排気ガス	洗機場 飛沫	その他	合 計	
	上空飛行	低空飛行	急旋回	エンジン 調整	深夜・早朝	その他	計				件	人
平成19年度	6	0	1	6	22	80	115	3	0	1	119	108
平成20年度	5	0	2	23	5	56	91	23	0	2	116	111
平成21年度	74	3	3	18	19	11	128	20	0	2	150	119
平成22年度	105	3	1	29	5	7	150	31	0	7	188	153
平成23年度	36	2	0	16	6	17	77	11	0	6	94	85
平成24年度	43	1	0	20	18	13	95	10	0	3	108	86
平成25年度	39	1	5	20	45	21	131	18	0	5	154	109
平成26年度	20	4	1	18	70	60	173	34	1	2	210	173
平成27年度	21	5	6	36	66	133	267	33	0	2	302	236
平成28年度	7	8	0	13	73	64	165	67	0	27	259	215
平成29年度	17	4	7	22	61	928	1039	61	0	3	1103	1063
平成30年度	11	6	6	9	69	695	796	26	1	2	825	803
令和元年度	32	14	5	34	39	484	608	25	0	6	639	584
令和2年度	18	7	4	55	64	467	615	43	0	8	666	599

※騒音関係（その他）には訓練時の爆発音、急上昇に関する騒音苦情等を含む。

2. 字別件数（人）

字 名	嘉手納	屋良	水釜 兼久	不明	その他	合計
平成19年度	24	45	17	13	9	108
平成20年度	29	40	16	22	4	111
平成21年度	13	58	13	25	10	119
平成22年度	21	84	7	38	3	153
平成23年度	20	39	9	12	5	85
平成24年度	24	36	10	11	6	87
平成25年度	42	37	12	16	2	109
平成26年度	99	36	5	29	4	173
平成27年度	76	97	23	33	7	236
平成28年度	75	84	28	25	3	215
平成29年度	112	85	846	17	3	1063
平成30年度	77	66	637	14	9	803
令和元年度	54	61	443	21	5	584
令和2年度	103	65	392	33	6	599

第4項 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）

平成8年に「普天間基地ヘリポート移設代替の嘉手納統合案」が打ち出されたのを契機に、嘉手納基地周辺自治体が連帯して嘉手納統合案に反対するため、同年9月16日、嘉手納町、沖縄市及び北谷町の三市町の首長及び議長で構成する「嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町、嘉手納町三市町連絡協議会（三連協）」を結成した。

同協議会は、平成10年4月1日に「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）」に改称し、嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的に活動している。

活動内容としては、共通課題について関係機関へ抗議・要請活動を行うほか、同飛行場から派生する航空機騒音問題等の解決と同飛行場所属戦闘機等の飛行経路の実態把握を目的とした目視調査、基地から派生する諸問題の解決促進を目的とした県外の基地所在自治体等の視察などを行っている。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会会則

（名称）

第1条 本会は、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（以下「三連協」という。）と称する。

（目的）

第2条 三連協は、嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。

（組織及び構成員）

第3条 三連協は、沖縄市、北谷町及び嘉手納町の首長並びに議会議長をもって構成する。ただし、目的達成のために必要がある場合は構成員を増やす事ができる。

2 三連協のもとに、幹事会と事務局を置く。

3 幹事会は、三市町の基地担当職員で構成する。

4 事務局は、会長市町に置く。

5 構成員の出席について、首長が出席できない場合は副市町長が、議会議長が出席できない場合は副議長が出席することができる。

（事業）

第4条 三連協は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

（1） 嘉手納飛行場に係る諸問題の調査研究に関すること。

（2） 住民の啓発活動に関すること。

（3） 政府関係省庁及び米軍関係機関への要請活動に関すること。

(4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 三連協に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、構成員のうちから互選する。

3 会長及び副会長の任期は2年とする。

4 監事は、会長市町以外の副市町長をもって充てる。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ三連協を招集し、議事を司る。

2 事務局は、必要に応じ幹事会を招集し、議事を司る。

(経費)

第7条 三連協の経費は、三市町が均等に負担する。

2 三連協の支出基準は、会長市町の条例等を準用する。

(備品登録)

第8条 備品購入した場合は、事務局において、備品台帳（別記様式）に登録する。

(会計年度)

第9条 三連協の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、三連協の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

2 嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町及び嘉手納町連絡協議会会則（平成8年9月16日施行）は、廃止する。

3 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

4 この会則は、平成16年6月8日から施行する。

5 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

6 この会則は、平成23年5月19日から施行する。

7 この会則は、平成25年5月23日から施行する。

8 この会則は、平成27年4月27日から施行する。

9 この会則は、令和3年4月20日から施行する。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会抗議、要請等一覧 (平成 26 年度～令和 2 年度)

年月日	件 名	宛 先
H26.5.9	HH-60 ヘリコプターによる通風孔の遺失について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄防衛局長 武田博史
H26.5.23	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請）	同上
H26.6.4	嘉手納基地所属の米軍機による部品落下事故における飛行停止及び機体総点検について（抗議・要請）	同上
H26.7.30	米軍施設返還跡地でのドラム缶等調査について（要請）	防衛大臣 小野寺五典
H26.9.4	普天間基地所属 AH-1W ヘリコプターによる部品の遺失について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍司令官 ジョン・ウィスラー中將 沖縄防衛局長 井上一徳
H26.9.22	AV-8B ハリアー攻撃機の緊急着陸について（抗議・要請）	同上
H26.10.8	F-15 戦闘機からの部品落下について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H26.10.22	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請／口頭）	第 18 航空団 沖縄防衛局
H26.10.22	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄防衛局長 井上一徳
H26.10.22	CV-22 オスプレイの嘉手納基地等への配備に関する報道について（要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄米国総領事館総領事 アルフレッド マグルビー 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久 沖縄防衛局長 井上一徳
H26.12.18	米軍兵による住居不法侵入及び酒気帯び運転について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H26.12.25	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H26.12.26	F-35 戦闘機の駐機場及び格納庫の整備に関する報道について（抗議・要請）	沖縄米国総領事館総領事 アルフレッド マグルビー 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H27.1.16	F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への暫定展開について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久 沖縄米国総領事館総領事 アルフレッド マグルビー
H27.1.30	HH-60 救難ヘリコプターからの部品落下について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H27.2.10	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジェイムズ・ヘカー准将 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H27.2.16	F-15 戦闘機からの部品落下について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳
H27.2.16	EP-3E 電子偵察機からの部品落下について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 マイケル・ミシェル大佐 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H27.4.10	嘉手納基地所属の米軍機による部品落下における飛行停止及び機体総点検について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 高田稔久
H27.5.22 ～ 28	嘉手納基地使用協定について（要請）	外務大臣 岸田文雄 防衛大臣 中谷元 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史 沖縄防衛局長 井上一徳
H27.6.22	P-3C 海洋哨戒機からの部品落下について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 マイケル・ミシェル大佐 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H27.6.24	横田飛行場への配備が計画されている CV-22 オスプレイの運用について（要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史

年月日	件 名	宛 先
H27.6.24	バーモント州空軍所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への暫定展開について（抗議）	同上
H27.8.19	米陸軍ヘリコプターの墜落事故について（抗議・要請）	在日米陸軍第 10 地域支援群司令官 リヨン・G・プラマー 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H27.10.16	オクラホマ州のタルサ空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H27.11.17	オクラホマ州のタルサ空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将
H27.11.17	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場での運用について（要請）	同上
H27.12.3	オクラホマ州のタルサ空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H27.12.3	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場での運用について（要請）	沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.2.12	F-22 戦闘機及び F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への運用について（要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.3.10	第 353 特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回について（要請）	同上
H28.3.10	KC-130J 空中給油機による部品逸失について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄地域調整官 ローレンス D. ニコルソン中將 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史

年月日	件 名	宛 先
H28.3.10	嘉手納飛行場における環境対策について（要請）	第18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史
H28.6.3	嘉手納基地軍属の死体遺棄容疑による逮捕について（抗議・要請）	第18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 水上正史 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.6.10	米海軍（嘉手納基地）所属軍人による飲酒運転事故について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 ロバート マシューソン大佐 沖縄防衛局長 井上一徳 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司
H28.7.15	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 第三海兵遠征軍 沖縄地域調整官 ローレンス D. ニコルソン中將 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.7.15	F-15 戦闘機によるフレアー発射事故について（抗議・要請）	第18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司
H28.8.17	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.8.24	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H28.9.26	米海兵隊 AV-8 ハリアーの墜落事故について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄地域調整官 ローレンス D. ニコルソン中将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.9.27	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	在日米陸軍第10地域支援軍司令官 デレック K ジャンセン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.10.11	米海兵隊 AV-8 ハリアーの飛行再開について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄地域調整官 ローレンス D. ニコルソン中将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.10.19	米海軍（嘉手納基地）所属軍人による当て逃げ事件について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 ロバート マシューソン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.10.19	米空軍（嘉手納基地）所属軍属による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H28.10.27	航空機の深夜・早朝飛行の強行実施について（抗議・要請）	同上
H28.11.28	米空軍（嘉手納基地）所属二等軍曹による酒気帯び運転について（抗議・要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H28.12.20	MV-22 オスプレイの不時着水事故について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄地域調整官 ローレンス D. ニ コルソン中将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H29.2.13	岩国基地所属 F-35B ライトニン グⅡ戦闘機の嘉手納飛行場への 展開について（要請）	同上
H29.2.13	旧海軍駐機場の航空機の使用に ついて（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准 将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H29.2.24	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人 による酒気帯び運転について （抗議・要請）	在日米陸軍第 10 地域支援軍司令官 デレック K ジャンセン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H29.3.10	米空軍（嘉手納基地）所属軍人 による銃刀法違反事件及び詐欺 事件について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准 将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H29.4.3	米空軍（嘉手納基地）所属二等 軍曹による酒気帯び運転につい て（抗議・要請）	同上
H29.4.25	嘉手納飛行場におけるパラ シュート降下訓練について（抗 議・要請）	沖縄防衛局長 中嶋浩一郎

年月日	件 名	宛 先
H29.5.8	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H29.5.19	コロラド州空軍第120戦闘中隊所属F-16戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議・要請）	沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H29.5.19	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上
H29.5.23	コロラド州空軍第120戦闘中隊所属F-16戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議・要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将
H29.5.23	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上
H29.6.8	U-2偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について（抗議・要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎
H29.6.8	嘉手納基地所属F-15C戦闘機による部品遺失について（抗議・要請）	同上
H29.6.13	U-2偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について（抗議・要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H29.6.13	嘉手納基地所属F-15C戦闘機による部品遺失について（抗議・要請）	同上
H29.6.13	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（抗議・要請）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎

年月日	件 名	宛 先
H29.6.26	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議）	第18航空団司令官 バリー R. コーニッシュ准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H29.6.26	米空軍（嘉手納基地）所属軍人によるひき逃げについて（抗議）	同上
H29.7.7	嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の使用及びパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	防衛大臣 稲田朋美 外務大臣 岸田文雄
H29.9.19	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（抗議・要請）	第18航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H29.10.4	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上
H29.10.24	F-35A ライトニングⅡ戦闘機（12機）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	同上
H29.11.15	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による銃砲刀剣類所持等取締法違反及び酒気帯び運転について（抗議・要請）	同上
H29.11.28	嘉手納基地使用協定の締結について（要請）	防衛大臣 小野寺五典 外務大臣 河野太郎
H29.11.28	F-35A ライトニングⅡ戦闘機（12機）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	同上
H29.11.28	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H29.12.6	F-35A による部品遺失について (抗議・要請)	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准 将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H29.12.7	F-35A ライトニング II 戦闘機 (12 機) の嘉手納飛行場への飛 来について (抗議・要請)	同上
H29.12.15	普天間飛行場所属の CH-53E ヘ リコプターによる部品落下につ いて (抗議・要請)	第三海兵遠征軍司令官 ローレンス D. ニコルソン 中将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H30.1.10	普天間飛行場所属の AH-1Z ヘ リコプターの民有地への緊急着 陸について (抗議・要請)	同上
H30.1.10	米空軍 (嘉手納基地) 所属軍人 による酒気帯び運転について (抗議・要請)	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准 将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川田司 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライ ク
H30.3.8	嘉手納基地所属 F-15 戦闘機に よる部品遺失等について (抗議・ 要請)	同上
H30.4.9	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行 場での運用について (要請)	同上
H30.5.8	米空軍 (嘉手納基地) 所属軍人 による酒気帯び運転について (抗議・要請)	同上
H30.5.14	嘉手納飛行場の泡消火剤の飛散 について (抗議・要請)	同上

年月日	件 名	宛 先
H30.5.30	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	同上
H30.6.6	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による銃砲刀剣類所持等取締法違反について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H30.6.6	F-22 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議・要請）	同上
H30.6.6	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	同上
H30.6.12	F-15 戦闘機の墜落事故について（抗議・要請）	同上
H30.6.19	F-15 戦闘機の墜落事故について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将
H30.7.5	P-8A 対潜哨戒機による旧海軍駐機場の使用について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将 在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 ロバート マシューソン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ジョエル エレンライク
H30.8.6	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H30.8.17	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による道路交通法違反（飲酒検知拒否等）について（抗議・要請）	同上
H30.8.31	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場での運用について（要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
H30.8.31	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	同上
H30.9.14	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	同上
H30.9.21	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による住居侵入について（抗議・要請）	在沖米陸軍第十地域支援群司令官 セオドア O. ホワイト大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H30.10.24	米海軍所属 HH-60 ヘリコプターの事故について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部司令官 ロバート マシューソン大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H30.11.15	外来機の嘉手納飛行場への飛来について（要請）	防衛大臣 岩屋毅 外務大臣 河野太郎
H30.11.15	嘉手納基地使用協定の締結について（要請）	同上
H30.12.11	FA-18 戦闘機攻撃機の墜落事故について（抗議・要請）	在日米海軍司令部司令官 グレゴリー・J・フエントン少将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H30.12.11	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	在沖米陸軍第十地域支援群司令官 セオドア O. ホワイト大佐 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H30.12.19	米空軍兵の基地外における武器の所持について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ケース A. カニングハム准将 沖縄防衛局長 中嶋浩一郎 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H31.1.15	嘉手納飛行場周辺への映像監視装置の設置について（要請）	沖縄県知事 玉城デニー

年月日	件 名	宛 先
H31.1.15	在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
H31.1.23	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請）	第18航空団司令官 ケース A・カニングハム准将
H31.1.24	米空軍兵及び軍属による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	第18航空団司令官 ケース A・カニングハム准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
H31.1.24	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による銃砲刀剣類所持等取締法違反について（抗議・要請）	同上
H31.1.30	米空軍兵による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	同上
H31.2.1	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上
H31.2.25	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	同上
H31.4.24	米空軍兵による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	同上
R1.5.9	米空軍兵による道路交通法違反（酒気帯び運転）等について（抗議・要請）	同上
R1.5.15	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による道路交通法違反（飲酒検知拒否）について（抗議・要請）	在沖米陸軍第十地域支援群司令官 セオドア O・ホワイト大佐 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.5.20	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請／口頭）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所

年月日	件 名	宛 先
R1.5.29	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第18航空団司令官 ケース A.・カニングハム准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.5.29	米空軍兵による道路交通法違反等について（抗議・要請）	同上
R1.7.25	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第18航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.7.26	有機フッ素化合物について（要請）	沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R1.8.19	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第18航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.8.28	米空軍兵等による道路交通法違反について（抗議・要請）	同上
R1.8.30	普天間飛行場所属のCH-53E ヘリコプターによる部品落下について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍司令官 H. スターシー・クラウディ三世中將 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.10.7	嘉手納基地における新型戦闘機への切り替えに関する報道について（抗議）	第18航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.10.7	米空軍兵による道路交通法違反について（抗議・要請）	同上
R1.10.18	嘉手納基地使用協定の締結について（要請）	防衛大臣 河野太郎 外務大臣 茂木敏充
R1.10.28	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請／口頭）	沖縄防衛局

年月日	件 名	宛 先
R1.11.7	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請／口頭）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R1.11.7	第 353 特殊作戦群所属 MC-130 J による部品落下について（抗議・要請）	同上
R1.11.12	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	沖縄防衛局長 田中利則
R1.11.12	第 353 特殊作戦群所属 MC-130 J による部品落下について（抗議・要請）	同上
R1.11.19	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将
R1.11.22	第 353 特殊作戦群所属 MC-130 J による部品落下について（抗議・要請）	第 353 特殊作戦群司令官 マイケル・トーマス大佐
R2.2.19	F/A-18 戦闘攻撃機のパネル遺失について（抗議・要請）	沖縄防衛局長 田中利則 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.2.20	F/A-18 戦闘攻撃機のパネル遺失について（抗議・要請）	在日米海軍司令部司令官 ブライアン・P フォート少将
R2.2.21	F/A-18 戦闘攻撃機のパネル遺失について（抗議・要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R2.2.21	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.5.22	嘉手納基地勤務の在日米軍関係者による強盗事件について（抗議・要請）	在沖米陸軍第十地域支援群司令官 セオドア O. ホワイト大佐 第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー

年月日	件 名	宛 先
R2.6.2	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請／口頭）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
R2.7.3	嘉手納基地所属の軍人軍属による道路交通法違反について（抗議・要請）	在沖米陸軍第十地域支援群司令官 セオドア O. ホワイト大佐 第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.7.6	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請／口頭）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
R2.7.8	嘉手納飛行場内における火災について（抗議・要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.7.8	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（要請）	外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕
R2.7.8	普天間基地内での米軍属複数人の新型コロナウイルス感染症発生について	同上
R2.7.13	嘉手納飛行場内における火災について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則
R2.7.13	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 川村裕 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.8.7	F-15 戦闘機による部品落下について（抗議・要請）	同上
R2.8.7	米空軍兵による道路交通法違反について（抗議・要請）	同上
R2.9.14	米空軍兵による建造物損壊及び住居侵入について（抗議・要請）	同上

年月日	件 名	宛 先
R2.11.12	米空軍兵による道路交通法違反（酒気帯び運転）について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 橋本尚文 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー
R2.11.20	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	同上
R2.12.4	米空軍兵による道路交通法違反について（抗議・要請）	同上
R3.1.27	目視調査結果を踏まえた嘉手納飛行場の運用改善について（要請）	同上
R3.3.3	航空自衛隊による嘉手納飛行場の共同使用について（抗議・要請）	沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 橋本尚文
R3.3.24	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第 18 航空団司令官 ジョエル L. キャリー准将 沖縄防衛局長 田中利則 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使 橋本尚文 沖縄米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー



山本朋広防衛副大臣（当時）へ要請



県外視察研修（青森県三沢市）

第5項 嘉手納基地に関する使用協定

日米地位協定の改定は、今や沖縄県民にとって喫緊の課題となっている。本県には、米軍基地が存在していることから発生する事件、事故による人権侵害、環境破壊、爆音公害、その他多くの問題が指摘されている。

日米地位協定の改定は、過重な基地負担を強いられている沖縄から発信され続けているが、果たして国民的な世論になりえているのか疑問である。国は、以前から「運用改善」を主張するばかりで、踏み込んだ改定の意味を示していない。

このような状況の中、平成17年8月24日に町役場駐車場のフェンス内2メートルの地点で即応訓練が強行された。数十回の爆音が響きわたり周辺は大量の煙に包まれた。出勤途中の役場職員や用務で役場に訪れた町民は、突然の訓練に巻き込まれドーンという大音響に身がすくみ命の危険と不安を感じた。翌25日、町職員労働組合主催による「町民無視の即応訓練を許さない緊急集会」が開催された。同集会は、町職員だけでなく地域の住民も巻き込んで緊迫した中で開催された。

平成16年12月には、嘉手納高校に隣接する訓練場から即応訓練による大量の赤煙が同校に流れ込み、授業が中断され、教室から飛び出して避難する生徒も出た。普段から同訓練に伴う爆発音やサイレンの音が激しく、学校としても対応策を考えている矢先で、生徒及び地域住民に与えた衝撃は図り知らないものがあつた。それ以外にも、同訓練による深夜早朝の拡声器放送・爆発音等に対する苦情が相次ぎ、基地から派生する様々な事件事故に対し周辺住民は絶えず不安と恐怖を抱いている。

嘉手納基地では昼夜を問わず訓練が繰り返され、航空機の離発着の際に発せられる騒音は想像を絶するものがある。

町では深夜早朝離着の自粛、F-15イーグル戦闘機等による滑走路上空での急旋回、低空飛行、急上昇、編隊飛行の禁止、その他基地公害の予防対策を強く要請してきたが一向に改善されていない。

日米地位協定の「運用改善」では、事件事故が発生する都度、部分的な変化は見られるものの問題解決には遠く及ばない。日常的に基地被害に直面している地域にとっては、いつ何が起こるかわからない不安の中での生活が続く。日米地位協定の抜本的な改定を求めるものの現実に発生している事案に即時に対応、解決できる方法はないものかと思案した。そこで、この町に住んでいる人々に、嘉手納基地から発生するさまざまな被害の実例を提出してもらい、それを集約して嘉手納基地に特化した「基地使用協定」の策定の締結を求めることとした。基地使用協定は、日米地位協定とは別に、航空機などの具体的な米軍の運用を細かく規定するもので、日米合同委員会で合意された「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」も基地使用協定の一つであり、具体的な例を列挙して作成することとした。

平成17年10月、米軍嘉手納基地の運用を規制する協定を日米両政府に締結させるこ

とを目的とした「嘉手納基地使用協定に関する町民会議」を発足させ、議会、自治会、婦人会、学校関係、PTA など 17 団体で構成する 20 人と、嘉手納基地に関する三市町連絡協議会が基地被害に対する要望を持ち寄り議論を重ね、航空機騒音や飛行ルート、航空機からの臭気などの規制等に関する手作りの要望が集約された。嘉手納基地周辺住民 17 万人が独自に使用協定案を作成するという初の試みとなった。

平成 18 年 1 月、町は防衛庁や外務省に「嘉手納基地に関する使用協定」を締結するよう要請した。しかし、回答は厳しく「別個に制限を期すことは難しい」と運用改善の域を出るものではなかった。

基地の管理運用の権限がすべて米軍に委ねられている現状や国の姿勢から見て、この種の改定締結はハードルが高いものとする。同協定の締結は必ずしもベストではないかも知れないが、次善の策として米軍基地が存在する限り状況改善の要求行動は続けていく。



嘉手納基地から数十回の爆発音とともに白煙が流れ込んだ役場駐車場（平成 17 年 8 月 24 日）

嘉手納基地に関する使用協定締結について

平成18年1月5日要請

平成17年8月24日町役場駐車場に隣接する基地内で、大音響と共に煙が発生するGBS訓練が強行され、出勤時刻と重なった町職員を恐怖に陥れ、一時的に難聴になる職員も出るなど、深刻な基地被害が発生しました。また、事件に先立つ平成16年12月には、同訓練による嘉手納高校内での大量の煙幕発生により、授業が中断され、生徒及び地域住民に与えた衝撃は計り知れないものでありました。それ以外にも、同訓練による深夜早朝の拡声器放送・爆発音等に対する苦情があいつぎ、基地から派生する様々な事件事故に対し周辺住民はたえず不安と恐怖を抱いています。

基地の運用上、発生する諸問題は多岐にわたりますが特に航空機事故は重大な事故を招く恐れがあり、周辺住民は1日たりとも気が休まることはありません。これまで、嘉手納基地周辺では4件の航空機事故が発生し死者3名、重軽傷者24名の被害が出ています。昭和43年にはB-52戦略爆撃機が離陸直後墜落爆発炎上事故を起こし、ものすごい爆発と共に建物が大きくゆれ、校舎・住宅等365件が被害にあい、重軽傷者16名の人身事故も起こっています。基地周辺の住民は60年余にわたりこうした事件事故との背中合わせの生活を強いられています。

嘉手納基地にはF-15戦闘機48機・KC-135空中給油機15機を主軸として約120機の常駐機が配備されているといわれています。これらの常駐機以外に米空母艦載機F-18戦闘攻撃機を始めF-16戦闘機・ハリヤー攻撃機など約40～50機により昼夜を問わず訓練が繰り返され離発着の際に発せられる騒音は想像を絶するものがあります。町では深夜早朝発進の自粛・F-15戦闘機による滑走路上空での急旋回、低空飛行、急上昇、編隊飛行の禁止、その他基地公害の予防対策を強く要請してきましたが一向に改善されていません。

中でも、住民地域からわずか50メートルの至近距離にある海軍駐機場からの連続的な航空機騒音は低音響の騒音が2～3時間以上も毎日鳴り響き附近住民にとって大きな心身への負担となっています。

また、同駐機場からはエンジン調整に伴う熱風・悪臭が付近一帯を覆い大きな基地被害となっています。とりわけ海軍駐機場の移転につきましては、現在移転に向けて工事が進められている所であり、町にとって被害解消の大きなテーマの一つで、その早期実現が望まれるところであります。

以上基地から多発する基地被害の除去軽減緩和を強く求め下記事項のとおり基地使用協定の締結に向けて要請するものであります。

(1) 騒音

基地から派生する被害の中で航空機からの騒音は地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。とりわけ戦闘機等の離着陸や滑走路上空における急旋回・低空飛行訓練は猛烈な騒音を響かせ居住地域に降りかかってきます。

身体の疲労の過重、聴力の異常、騒音によるストレス、慢性的な睡眠障害等日常的に大きな被害となっています。

平成 16 年度は一番騒音の激しい屋良地区で 70dB を上回る騒音が年間 38,951 回、1 日平均 113 回発生し年間最高値に至っては 106.3dB を計測しています。平成 17 年度 12 月現在 27,961 回 1 日平均 106 回月間最高値は 106.4dB となり昨年とほぼ同数値で騒音は軽減されていません。基地被害苦情 110 番に寄せられた苦情は平成 17 年 12 月現在 86 件に上がり平成 16 年度の 73 件を既に超えています。

基地被害苦情 110 番に寄せられた苦情は 154 件寄せられています。

- ① 航空機の離発着回数の制限
- ② 航空機のエンジン調整等はすべて消音施設等（サイレンサー）を使用するか、住民地域から離れた滑走路東側で行うこと。
- ③ 航空機の離陸時におけるアフターバーナーの使用禁止
- ④ 休日・祝祭日・慰霊の日など特別に意義のある日は飛行を禁止すること。



嘉手納基地使用協定に関する町民会議（琉球新報社提供）

（２）深夜早朝飛行による騒音

平成 13 年 9 月 11 日に発生したテロ事件発生後、深夜早朝の騒音発生回数・騒音累積時間が大幅に増えてきています。（平成 11 年度～平成 13 年度 250 回／月平均・平成 14 年度～平成 16 年度で 281 回／月平均）又平成 17 年 6 月は 988 回発生し昭和 53 年測定開始以来最高値を測定しています。（離着陸及びエンジン調整に伴う騒音）エンジン調整などの騒音が毎日というほど確認されています。平成 17 年度 12 月現在の深夜早朝騒音、70dB 以上の騒音は実に 2,989 回発生し、苦情 110 番に多くの町民からの苦情が寄せられています。夜間・早朝における飛行制限の措置は講じられず、周辺地域において依然として騒音が発生している状況にあり、騒音防止協定の遵守を強く要請します。

- ① 19：00 から 07：00 までの間、すべての航空機の飛行活動、エンジン調整等を行わないこと。
- ② 深夜早朝飛行はたとえ運用上必要であっても緊急時以外は飛行しない。
- ③ 騒音防止協定の厳正な遵守

（３）飛行ルート

嘉手納飛行場近傍（飛行場中心部より 8 Km 内の区域）において航空機の最低高度（305 m）以下の低空飛行が日常的に行われています。嘉手納基地所属の HH－60 救難機（ヘリ）・P－3 C 対潜哨戒機は低周波音を伴い毎日のように住民地域へのはみ出し飛行及び低空飛行が行われています。住民地域上空における低空飛行、急上昇、ヘリによる編隊飛行は危険であるばかりではなく、長時間的な騒音を伴うので禁止してもらいたい。また、通常の飛行コース附近に嘉手納高校、屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校があり授業の妨げにもなっています。戦闘機の基地上空での飛行訓練については住民地域上空の飛行を避けてもらいたい。

- ① 航空機の離着陸の場周経路は、学校、病院、保育所等人口稠密地域上空を避けるよう設定する。

（４）訓練

夜間・早朝におけるサイレン・空砲・発煙・拡声器放送を伴う訓練（即応訓練・飛行場修復訓練）が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫で実施されています。訓練に関し町民から睡眠妨害や、長時間続くサイレン・拡声器放送と爆発音等による不安感を訴える苦情があるため、訓練時間・訓練場所の変更及び、爆発音の軽減についても検討していただきたい。

同訓練によって、平成 16 年の 12 月早朝嘉手納弾薬庫地区から流れ出た煙によって嘉手納高校の生徒らが煙を吸うなどして授業が一時中断し精神的・肉体的苦痛を受けました。又、平成 17 年 8 月には町役場駐車場に隣接する基地内で大音響と共に白煙が流れ込み役

場職員をはじめ町民が巻き込まれ騒然となった事故も発生しています。

嘉手納基地にはF-15 戦闘機等を主軸とした航空機以外に多くの外来機が日常的に飛来しタッチアンド・ゴー等の飛行訓練や、低空飛行、住民地域上空での旋回訓練が行われているため、基地周辺地域における騒音は激しく、正常な生活を送ることができません。急旋回、急上昇の訓練の禁止及び住民地域上空における全ての航空機の飛行を禁止することを求めます。

- ① 夜間のタッチ・アンド・ゴーの訓練をしないこと。
- ② 飛行場周辺の住宅上空で旋回して滑走路に進入しないこと。
- ③ 飛行場及び住宅地域上空では空中戦闘訓練及び曲技飛行をしないこと。
- ④ 航空機飛行訓練については海上で行うこと。
- ⑤ 即応訓練・滑走路修復訓練等に伴う GBS 訓練は住民地域に影響のない地域で実施すること。
- ⑥ 深夜早朝の即応訓練・滑走路修復訓練等を行わない。
- ⑦ 全ての訓練は事前に通知徹底すること。

(5) 外来機の飛来・帰還

嘉手納飛行場には約 120 機の常駐機と 40 機～50 機の外来機が常駐化しているといわれています。(年延べ／約 18,250 機) 特に米本国等から飛来する米軍機の離着陸訓練・エンジン調整・タッチアンドゴーの通常訓練のほか定期的に行われる即応態勢訓練等のため地域住民は過酷な騒音禍に苦しめられてきました。また、外来戦闘機の帰還の際、夜間早朝の離陸が頻繁にあり、地域住民にとって大きな障害となっています。

外来機の深夜離陸はパイロットの安全と目的地に日中に到着するためとあり、「米軍の運用上の所要のため活動については制限からはずされる」とありますが、深夜 3 時～5 時にかけて 100dB 以上の騒音が発せられると町民の安眠が妨げられ精神的・肉体的苦痛を伴うものであります。今後の運用については他基地を経由し地域住民に負担のかからないような措置をとっていただきたい。

- ① 原則として外来機の飛来(戦闘機・ヘリ)を禁止すること。
- ② 外来機の飛行制限と飛来時の通知
- ③ 本国への帰還の際は他基地を経由し深夜早朝飛行は避ける。

(6) 環境(臭気)

国は、平成 15 年 12 月 19 日に嘉手納飛行場周辺で調査を実施した大気汚染物質及び悪臭物質調査結果を発表しています。調査の内容は、大気汚染物質は測定したすべての物質、すべての点で環境基準内の数値で異常なしとの結果が出ています。しかしながら悪臭物質

の「アセトアルデヒド」が基準値の 2.2 倍を越えて検出されています。「飛行場からの航空機排気ガスによる影響は明確ではなく車両による影響も考えられる」とあります。しかしながらいまなお地域住民が臭気で気分が悪くなったとの苦情が報告されています。

航空機から発せられる臭気は航空機独特の臭いを発し、鼻・喉・目等をさすような臭いがあり、子ども達や老人が気分を悪くするという苦情が報告されています。特に海軍駐機場一帯から発せられる排気ガスによる熱風と臭気は、屋良地区の民家に覆い被さり多くの町民が被害を訴えています。また、同地域には登校・下校時に子ども達が近くバス停を利用しています。夏場の南風が吹くと同駐機場から熱風・臭気・飛沫水がふりかかります。海軍駐機場の移転は日米で合意されています。早急な移転を希望します。

- ① 早急な洗機場の移転を行うこと。
- ② エンジンの調整は滑走路東側で行うこと。
- ③ 洗機場附近でのエンジン調整等を行わないこと。
- ④ 「日本環境管理基準」に基づく測定調査の毎年実施及びその結果の即時公表
- ⑤ 環境汚染が発見された場合の早期通報と適切な措置と公表
- ⑥ 航空機排出ガスの民間地域への流出禁止
- ⑦ 環境汚染の際立ち入り調査権を。

(7) 事件・事故

嘉手納基地関連航空機墜落事故は昭和 37 年 KB50 型米軍輸送機が民間地域に墜落炎上、村民の死者 2 人、重軽傷者 8 人、住宅 3 棟全焼した事故をはじめ、平成 17 年 9 月現在で 12 件発生、死者 4 人・行方不明者 3 人・重軽傷者 28 人を出す惨事が発生しています。

その他宜野湾市の沖縄国際大学では普天間基地所属の CH53D 大型輸送ヘリコプターが墜落した。同ヘリは日常的に嘉手納基地に飛来し住民地域で低空飛行を繰り返し住民に不安をあたえています。また、平成 16 年度は緊急着陸が 35 件発生しその内戦闘機等の割合は 43%となっています。平成 17 年度 12 月 31 日現在緊急着陸 47 件戦闘機の割合は約 65%となり昨年の 1 年間の発生回数を上回っています。昨今、他基地所属の戦闘機の飛来が相次ぎ、騒音と共に航空機の事故が懸念されます。

基地内外から発生する米兵による事件は平成 16 年度に沖縄県全体で 59 件発生し特に嘉手納基地を取り巻く沖縄市・北谷町では多く発生しています。平成 17 年 7 月に沖縄市で小学生に対する強制わいせつ事件等が発生し県民に大きなショックを与えました。このような事件は女性の人権を蹂躪するものであり基地があるゆえの事件でもあり、米軍人の綱紀粛正を強く求めるものである。

- ① 航空機事故の原因究明と公表を早急に行うこと。

- ② 航空機の整備点検の徹底と公表
- ③ 軍人への規律教育の徹底（綱紀肅正）
- ④ 事件・事故内容の徹底究明と情報の開示

（８）その他の事項

- 1) 維持管理も含めた完璧な学校施設整備を施すこと。
- 2) 避難設備等の確保、事故に対する安全確保を国や米軍の責任で行うこと。
- 3) 午前７時～午後９時の洗機場使用禁止
- 4) 欠陥機F－15 戦闘機部隊の撤去
- 5) 自衛隊・嘉手納基地の共同使用の禁止
- 6) 普天間基地の嘉手納統合反対
- 7) 米軍訓練空域の削減
- 8) 第４ゲートの緊急時以外の閉鎖
- 9) 事業所に対して騒音防止対策及び維持管理費の負担軽減を講じること。
- 10) 軍事施設建設や訓練計画等の実施においてその報告と行政機関の承認を得ること。
- 11) 平時は住民の静かな生活を優先にしてもらいたい。
- 12) 重大事故の場合は、日本政府や警察の立会いのもとに事故現場の保存と原因調査を実施すること。
- 13) 学校教育の一環として、「航空機墜落避難訓練」が行われていること事態が全く異常である。
- 14) 学校施設に防音・空調設備がされているので、夏場、教室の外で遊ばない子ども達の発育や運動能力にも悪影響が出るのではと危惧している。
 - ・夏場でもジャージを着用する子どもが多い。
 - ・体育の授業中や運動会等の体調管理ができない子どもが増えている。
 - ・学校の教育方針としても「子どもの体調」に関して他の市町村とは異なる対応が迫られている。
- 15) クーラー稼働の期間及び時間帯の延長
- 16) 個人住宅の防音工事を改築にも適応してもらいたい。
- 17) 基地の返還・撤去
- 18) 沖縄一・日本一の図書館を作ってほしい。
- 19) 夜間に騒ぎ立てる行為、大変迷惑である。
- 20) 車両の運転マナーが悪い。
- 21) 抗議行動は町民全体への呼びかけをしては。
- 22) 何が起こるかわからない、いつ、どのように、対応すればよいかわからない不安が

いつもある。

- 23) 避難経路が限られているので環境整備を図りたい。
- 24) 細かい霧のようなほこりや臭いがひどい。
- 25) 子どもがすくすく育つ環境ではない。静かで落ち着いた朝を迎えさせたい。
- 26) 一方的に連絡を受けるだけで、発生する煙や爆竹音にどのように対処すればよいのかわからない。
- 27) 日米地位協定の改正
- 28) 電波障害の解消
- 29) 生活環境を脅かすことがないよう協力体制
- 30) ピースフェスティバルの開催
- 31) 基地内道路の共同使用
- 32) P 3 C 洗機の際、機体塗料の飛散やエンジンの排気ガス等の悪臭のため授業に支障を来している。(夏期や 10 月後半～ 11 月クーラーを使用ができない日)
- 33) 窓を閉めなくても過ごせるようにしたい。二重窓の締め切った空気での授業は健康的でない。窓を開けると騒音が激しく人の声が聞こえない。子ども達の声も大きくなり、集中力に欠ける。
- 34) 体育・理科・生活科・総合的な学習の時間等の授業や行事等、屋外活動の際、授業や活動を中断されることがあり、支障がある。
- 35) 睡眠不足等により体調不良の児童がいる。
- 36) サイレンや爆発音により常に緊張状態に置かれている状況、訓練と実際の災害と間違えるおそれあり。
- 37) 常に危険と隣合せである異常性の回避
- 38) 基地に隣接しているため、危険意識が麻痺している状況にある。

以上 262 件の要望・要請等が寄せられている。

嘉手納基地に関する使用協定の経緯

年 月 日	事 項
平成17年	
8月24日	町役場駐車場に隣接した基地内で大音響と共に煙が発生する即応訓練が強行される。
8月25日	町職員労働組合主催による「町民無視の即応訓練を許さない緊急集会」において、嘉手納基地に特化した基地使用協定を作成し、国へ要請すると町長が発表
8月26日	沖縄県軍用地転用促・基地問題協議会へ他都道府県及び市町村の基地使用協定書に関する資料の照会を依頼
8月26日	沖縄タイムス社島袋記者へイタリアの基地使用協定書の資料提供依頼
9月 6日	町長は9月定例議会において、基地使用協定書に関する協議を町職員労働組合、町婦人会、行政、議会等の代表で作業を進めることを示した。
9月 7日	外務省沖縄事務所へ基地に関する協定書の資料提供を依頼
9月 8日	沖縄県軍用地転用促・基地問題協議会から日出生台演習場の使用に関する協定書が送付される。小松基地周辺の騒音対策
9月 8日	沖縄タイムス屋良記者からイタリアの基地使用協定書を受けとる。
9月 8日	外務省からイタリア基地使用協定の資料が届く。
9月13日	町長と基地使用協定について打ち合わせ ① 10月初旬勉強会予定 ② 12月下旬までに要請書作成・1月要請 ③ 町で使用協定締結に向けての要請書を作成する。 ④ 町民参加会議とする。 ⑤ 屋良記者へ講演依頼し、了解を得る。
9月14日	基地渉外課打ち合わせ
9月16日	名護市から基地使用協定書の説明を受ける。
9月20日	基地渉外課打ち合わせ
9月22日	西区自治会事務所において、各区自治会長へ基地使用協定について説明
9月23日	シンポジウム「米軍再編協議へ向かう沖縄の論理」へ参加 パネリスト 宮城篤実 我部政明 比嘉良彦 新崎盛暉
10月 4日	基地渉外課打ち合わせ
10月 6日	町基地対策特別委員会において、基地使用協定について説明
10月13日	第1回嘉手納基地使用協定に関する町民会議
10月31日	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会役員会「嘉手納基地使用協定に関する町民会議について」
11月 2日	第2回嘉手納基地使用協定に関する町民会議
12月 6日	第3回嘉手納基地使用協定に関する町民会議
12月22日	第4回嘉手納基地使用協定に関する町民会議で基地使用協定書作成完了 町民会議の承認を得る。
平成18年	
1月 4日	第5回嘉手納基地使用協定に関する町民会議
1月 5日	那覇防衛施設局及び外務省沖縄事務所へ要請
1月19日	防衛施設庁及び外務省へ要請
1月20日	安倍官房長官へ要請
2月 8日	第6回嘉手納基地使用協定に関する町民会議
平成19年	
3月 1日	町長が那覇防衛施設局及び外務省沖縄事務所へ要請
3月19日	町長が防衛施設庁へ要請
平成20年	
3月 7日	町長が那覇防衛施設局及び外務省沖縄事務所へ要請
3月17日	町長が防衛施設庁へ要請
9月26日	基地対策協議会が沖縄防衛局へ早期締結を要請
平成21年	

年 月 日	事 項
3月 4日	町長が沖縄防衛局へ要請
3月17日	町長が外務省沖縄事務所へ要請
平成22年 3月23日	町長が防衛省へ要請
平成23年 5月23日	町長が沖縄防衛局へ要請
5月24日	町長が防衛省へ要請
6月 8日	町長が外務省沖縄事務所へ要請
平成24年 3月 8日	町長が外務省沖縄事務所へ要請
3月 9日	町長が沖縄防衛局へ要請
4月23日	町長が防衛省へ要請
平成25年 6月20日	町長が沖縄防衛局へ要請
6月25日	町長が防衛省へ要請
平成26年 7月 9日	町長が沖縄防衛局へ要請
7月10日	町長が外務省及び防衛省へ要請
平成27年 5月22日	三連協及び町長が外務省沖縄事務所へ要請
5月26日	三連協及び町長が沖縄防衛局へ要請
5月27日	三連協が外務省へ要請
5月28日	三連協が外務省へ要請
平成28年 5月20日	町長が外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局へ要請
5月30日	町長が外務省及び防衛省へ要請
6月22日	町長が沖縄県へ要請
平成29年 5月18日	町長が沖縄防衛局へ要請
5月23日	町長が外務省沖縄事務所へ要請
5月24日	町長が外務省へ要請
5月25日	町長が防衛省へ要請
6月21日	町長が沖縄県へ要請
平成30年 5月16日	町長が外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局へ要請
5月24日	町長が外務省及び防衛省へ要請
7月24日	町長が沖縄県へ要請
令和元年 6月21日	町長が外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局へ要請
6月27日	町長が外務省及び防衛省へ要請
8月16日	町長が沖縄県へ要請
令和2年 9月 4日	町長が外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局へ要請
9月 4日	町長が外務省及び防衛省へ要請

第6項 在日米軍再編に関する訓練移転等

平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において、「再編実施のための日米のロードマップ」が最終報告という形でとりまとめられた。

最終報告では、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000人の兵員等のグアム移転、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機の一部訓練の県外移転、嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小等の方策が示された。

平成19年3月5日、在日米軍再編による嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機5機が参加するタイプI（1回につき1～5機の米軍機が1～7日間参加する訓練）の訓練が、福岡県の築城基地で初めて展開された。その後、訓練は令和3年3月までに計59回実施された。訓練移転は、千歳（北海道）・三沢（青森県）・百里（茨城県）・小松（石川県）・築城（福岡）・新田原（宮崎県）の6基地へ分散移転された。また、平成23年10月には訓練移転のグアム等への拡充について日米間で合意され、嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が嘉手納飛行場に飛来して実施している訓練も移転対象となり、令和3年3月までに計52回の訓練移転が実施された。

F-15イーグル戦闘機の訓練移転は、長年の懸案であった嘉手納基地の負担軽減等の同基地の運用について、日米間で協議したことに対して一定の評価をし、今回の在日米軍再編計画が「本県の基地を動かし県土を変えるチャンス」としてとらえ、町民の基地負担を軽減し、基地被害を改善する機会となることを期待していた。

一方、航空自衛隊と米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場の使用や、米陸軍の地対空誘導弾パトリオット・ミサイルPAC-3（以下、PAC-3）の嘉手納基地配備計画に伴い、軍用車両によってミサイル本体、コンテナ等の装備品が嘉手納基地へ搬入され、PAC-3が24基、兵員600人が配置された。

同部隊の配備は、再編協議で謳われた「沖縄の基地負担の軽減」に逆行し、一方的な基地機能強化の強要であり断じて容認できるものでなく、町民は基地負担の軽減を強く求めており、同部隊の配備に強く反対し抗議した。

嘉手納基地の現状は、訓練移転の実施により一定の騒音軽減効果は見られるものの、PAC-3の強行配備に始まり、深夜早朝離陸や即応訓練の実施、F/A-18スーパーホーネット戦闘攻撃機やF-22Aラプター戦闘機、F-35AライトニングII戦闘機をはじめとする外来機の多数飛来など、「再編実施のための日米のロードマップ」に掲げられた沖縄の基地負担の軽減とは程遠い状況にある。

平成 26 年度～令和 2 年度 米軍再編に係る訓練移転実施状況（嘉手納飛行場関連）

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1 日平均 騒音発生回数	当該年度の 1 日平均 騒音発生回数
H26.6.19 ～ H26.7.10	嘉手納飛行場	グアム	第 18 航空団（嘉手納）	F-15 × 16 機程度 空中給油機 × 2 機 早期警戒管制機 × 1 機等	320	43.9 回	60.1 回
H26.9.5 ～ H26.9.26	嘉手納飛行場	グアム	第 18 航空団（嘉手納）	F-15 × 16 機程度 空中給油機 × 2 機 早期警戒管制機 × 1 機等	320	55.4 回	60.1 回
H26.9.15 ～ H26.10.7	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第 12 海兵航空群 （岩国）等	F/A-18 × 16 機程度 空中給油機 × 4 機 MV-22 × 4 機等	1,140	57.9 回	60.1 回
H26.10.18 ～ H26.10.31	嘉手納飛行場	新田原基地	【米軍】 第 18 航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第 5 航空団（新田原） 第 8 航空団（築城） 西部航空警戒管制団（春日）	【米軍】 F-15 × 12 機程度 【航空自衛隊】 F-4 × 4 機程度 F-2 × 2 機程度 F-15 × 4 機程度	【米軍】 200	69.6 回	60.1 回
H26.12.3 ～ H26.12.19	嘉手納飛行場	グアム	第 18 航空団（嘉手納）	F-15 × 18 機程度 空中給油機 × 2 機 早期警戒管制機 × 1 機等	400	65.6 回	60.1 回
H27.2.2 ～ H27.2.28	三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第 35 戦闘航空団（三沢）等	F-16 × 14 機程度等	400	65.3 回	60.1 回
H27.2.9 ～ H27.2.28	嘉手納飛行場	グアム	第 18 航空団（嘉手納）等	F-15 × 18 機程度 空中給油機 × 3 機 早期警戒管制機 × 2 機等	410	64.5 回	60.1 回
H27.7.13 ～ H27.8.7	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第 12 海兵航空群（岩国）	F/A-18 × 10 機程度 空中給油機 × 4 機	240	66.3 回	65.6 回

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1日平均 騒音発生回数	当該年度の 1日平均 騒音発生回数
H27.8.17 ～ H27.9.4	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第12 海兵航空群 (岩国)	F/A-18 × 10 機程度	260	48.4 回	65.6 回
H27.8.21 ～ H27.9.3	嘉手納飛行場	築城基地	【米軍】 第18 航空団 (嘉手納) 【航空自衛隊】 第8 航空団 (築城) 第5 航空団 (新田原) 西部航空警戒管制団 (春日)	【米軍】 F-15 × 12 機程度 【航空自衛隊】 F-15 × 6 機程度 F-4 × 4 機程度 F-2 × 4 機程度	【米軍】 190	35.4 回	65.6 回
H27.9.11 ～ H27.10.8	岩国飛行場 三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第12 海兵航空群 (岩国) 第132 電子攻撃中隊 (三沢)	F/A-18 × 10 機程度 EA-18 × 5 機程度	440	51.2 回	65.6 回
H27.12.1 ～ H27.12.18	嘉手納飛行場	三沢基地	【米軍】 第18 航空団 (嘉手納) 【航空自衛隊】 第3 航空団 (三沢) 第2 航空団 (千歳) 北部航空警戒管制団 (三沢)	【米軍】 F-15 × 12 機程度 空中給油機 × 1 機 早期警戒管制機 × 2 機等 【航空自衛隊】 F-15 × 4 機程度 F-2 × 4 機程度	【米軍】 300	74.6 回	65.6 回
H27.12.2 ～ H27.12.18	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第12 海兵航空群 (岩国) 等	F/A-18 × 10 機程度 EA-6 B × 5 機等	420	70.8 回	65.6 回
H27.12.8 ～ H27.12.11	嘉手納飛行場	新田原基地	【米軍】 第18 航空団 (嘉手納) 【航空自衛隊】 第5 航空団 (新田原) 第8 航空団 (築城) 西部航空警戒管制団 (春日)	【米軍】 F-15 × 4 機程度 【航空自衛隊】 F-4 × 4 機程度 F-2 × 2 機程度	【米軍】 50	79.8 回	65.6 回
H28.2.1 ～ H28.2.28	三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第35 戦闘航空団 (三沢)	F-16 × 14 機程度	280	79.7 回	65.6 回

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1日平均 騒音発生回数	当該年度の 1日平均 騒音発生回数
H28.2.7 ～ H28.2.28	嘉手納飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納）	F-15×18機程度 空中給油機×2機 早期警戒管制機×2機	460	72.7回	65.6回
H28.7.19 ～ H28.8.12	三沢飛行場	Guam	第138電子攻撃中隊（三沢）	EA-18G×5機程度	190	57.4回	62.8回
H28.7.25 ～ H28.7.29	嘉手納飛行場	小松基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第6航空団（小松） 中部航空警戒管制団（入間）	【米軍】 F-15×5機程度 【航空自衛隊】 F-15×4機程度	【米軍】 90	59.6回	62.8回
H28.9.2 ～ H28.10.5	岩国飛行場	Guam及び 北マリアナ諸島	第12海兵航空群（岩国）	F/A-18×20機程度	680	47.2回	62.8回
H28.9.8 ～ H28.9.23	嘉手納飛行場 三沢飛行場	Guam及び 北マリアナ諸島	第18航空団（嘉手納） 第138電子攻撃中隊（三沢）	F-15×5機程度 EA-18G×5機程度 空中給油機×2機 早期警戒管制機×1機等	400	51.7回	62.8回
H28.9.8 ～ H28.9.27	嘉手納飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納）	F-15×12機程度	340	49.3回	62.8回
H29.2.15 ～ H29.3.3	嘉手納飛行場 岩国飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納） 第12海兵航空群（岩国）	F-15×12機程度 F/A-18×8機程度 空中給油機×2機 早期警戒管制機×2機	700	57.4回	62.8回
H29.2.15 ～ H29.3.3	三沢飛行場	Guam及び 北マリアナ諸島	第35戦闘航空団（三沢） 第135電子攻撃中隊（三沢）	F-16×14機程度 EA-18×6機程度	440	57.4回	62.8回
H29.4.20 ～ H29.5.8	嘉手納飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納）	F-15×14機程度	270	41.1回	61.1回

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1日平均 騒音発生回数	当該年度の 1日平均 騒音発生回数
H29.7.7 ～ H29.7.14	嘉手納飛行場	三沢基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第3航空団（三沢） 第2航空団（千歳） 警戒航空隊（浜松） 北部航空警戒管制団（三沢）	【米軍】 F-15 × 6 機程度 早期警戒管制機 × 1 機 【航空自衛隊】 F-2 × 4 機程度 F-15 × 2 機程度 早期警戒管制機 × 1 機	【米軍】 160	52.8 回	61.1 回
H30.2.8 ～ H30.3.6	嘉手納飛行場 岩国飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納） 第12海兵航空群（岩国）	F-15 × 12 機程度 F/A-18 × 8 機程度 空中給油機 × 2 機 早期警戒管制機 × 2 機等	660	65.6 回	61.1 回
H30.2.12 ～ H30.3.9	三沢飛行場	Guam及び 北マリアナ諸島	第35戦闘航空団（三沢）	F-16 × 14 機程度	300	66.0 回	61.1 回
H30.7.16 ～ H30.7.20	嘉手納飛行場	小松基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第6航空団（小松） 中部航空警戒管制団（入間）	【米軍】 F-15 × 6 機程度 【航空自衛隊】 F-15 × 4 機程度	【米軍】 120	87.8 回	39.1 回
H30.9.4 ～ H30.9.30	嘉手納飛行場 三沢飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納） 第138電子攻撃中隊（三沢）	F-15 × 12 機程度 KC-135 × 3 機程度 EA-18 × 5 機程度	500	31.8 回	39.1 回
H30.9.4 ～ H30.9.30	岩国飛行場	Guam及び 北マリアナ諸島	第12海兵航空群（岩国）	F/A-18 × 10 機程度 F-35 × 8 機程度 KC-130 × 4 機程度	960	31.8 回	39.1 回
H30.9.10 ～ H30.9.21	嘉手納飛行場	Guam	第18航空団（嘉手納）	F-15 × 12 機程度	290	38.3 回	39.1 回

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1日平均 騒音発生回数	当該年度の 1日平均 騒音発生回数
H30.10.27 ～ H30.11.9	嘉手納飛行場	新田原基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第5航空団（新田原） 第8航空団（築城） 第9航空団（那覇）	【米軍】 F-15 × 8 機程度 【航空自衛隊】 F-15 × 15 機程度 F-2 × 5 機程度	【米軍】 210	47.9 回	39.1 回
H31.2.11 ～ H31.3.7	三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第35 戦闘航空団（三沢）	F-16 × 14 機程度	310	23.7 回	39.1 回
H31.2.13 ～ H31.3.12	嘉手納飛行場 岩国飛行場	グアム	第18航空団（嘉手納） 第12 海兵航空群（岩国）	F-15 × 12 機程度 F/A-18 × 10 機程度 E-3 × 2 機程度 KC-135 × 2 機程度	670	19.6 回	39.1 回
H31.3.11 ～ H31.3.29	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第5 空母航空団（岩国）	F/A-18 × 17 機程度 E-2 × 3 機程度	400	27.9 回	39.1 回
H31.4.22 ～ H31.4.27	嘉手納飛行場 三沢飛行場	グアム	第18航空団（嘉手納） 第35 戦闘航空団（三沢）	F-15 × 6 機程度 F-16 × 6 機程度 空中給油機 × 2 機等	270	25.7 回	26.3 回
R1.6.3 ～ R1.6.28	岩国飛行場	グアム	第12 海兵航空群（岩国）	F/A-18 × 10 機程度	200	23.5 回	26.3 回
R2.1.27 ～ R2.2.6	嘉手納飛行場	グアム	第18航空団（嘉手納）	F-15 × 12 機程度	210	22.4 回	26.3 回
R2.1.31 ～ R2.3.6	三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第35 戦闘航空団（三沢）	F-16 × 14 機程度 EA-18 × 5 機程度等	430	20.1 回	26.3 回
R2.2.4 ～ R2.3.11	嘉手納飛行場 岩国飛行場	グアム	第18航空団（嘉手納） 第12 海兵航空群（岩国）	F-15 × 12 機程度 F/A-18 × 10 機程度 E-3 × 2 機程度 KC-135 × 2 機程度等	680	21.1 回	26.3 回

期間	移転元	移転先	参加部隊	参加機体等	参加人員数 (概数)	移転期間中の 1日平均 騒音発生回数	当該年度の 1日平均 騒音発生回数
R2.3.2 ～ R2.3.26	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第5空母航空団（岩国）	F/A-18×16機程度 EA-18×3機程度 E-2D×4機程度等	510	22.5回	26.3回
R2.3.6 ～ R2.3.31	岩国飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第5空母航空団（岩国）	F/A-18×16機程度 EA-18×3機程度等	430	22.7回	26.3回
R2.8.24 ～ R2.8.28	嘉手納飛行場 三沢飛行場	千歳基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 第35戦闘航空団（三沢） 【航空自衛隊】 第2航空団（千歳） 第1輸送航空隊（小牧） 第2輸送航空隊（入間） 第3輸送航空隊（美保）	【米軍】 F-15×6機程度 F-16×6機程度 【航空自衛隊】 F-15×8機 C-130×1機 C-1×1機 C-2×1機	【米軍】 200	22.2回	35.2回
R2.10.26 ～ R2.11.5	嘉手納飛行場	新田原基地	【米軍】 第18航空団（嘉手納） 【航空自衛隊】 第5航空団（新田原）	【米軍】 F-15×12機程度 【航空自衛隊】 F-15×15機程度	【米軍】 200	36.0回	35.2回
R3.2.1 ～ R3.2.28	三沢飛行場	グアム及び 北マリアナ諸島	第35戦闘航空団（三沢）	F-16×15機程度 EA-18G×5機程度等	520	46.4回	35.2回
R3.2.3 ～ R3.2.19	嘉手納飛行場	グアム	第18航空団（嘉手納）	F-15×14機程度 E-3×2機程度	370	45.5回	35.2回
R3.2.3 ～ R3.3.9	岩国飛行場	グアム	第12海兵航空群（岩国）	F/A-18×12機程度	310	40.7回	35.2回

※掲載している訓練移転の内容については、防衛省より訓練計画概要として公表されたものである。

※「移転期間中の1日平均騒音発生回数」及び「当該年度の1日平均騒音発生回数」は屋良局の測定値を掲載

※移転元が三沢飛行場や岩国飛行場であっても、平成23年10月の日米合意に基づき嘉手納飛行場で実施予定であった訓練をグアム等に移転したものであれば嘉手納飛行場関連として掲載

第7項 米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対について

普天間飛行場の移設については、嘉手納基地への統合案が示されるたびに、嘉手納基地周辺自治体の猛烈な反発を招いている。嘉手納町および嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）は、嘉手納基地統合案は、同基地の一層の機能強化につながるものであり、これまで以上に基地被害を増大させ、さらなる基地負担を同基地周辺住民に強いることになるものであることから、決して容認できるものではないとして、日米両政府へ米軍普天間飛行場の嘉手納基地への移設を断念するよう要請している。

第1節 日米特別行動委員会（SACO）における検討

平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の普天間飛行場移設に関する検討過程で、名護市辺野古への移設案と並列して嘉手納統合案が挙げられた。

米軍普天間飛行場の移設先として、同飛行場の機能を嘉手納基地に統合し、在沖米軍基地の整理縮小が検討されていた。

しかし、米軍から、固定翼と回転翼機の混在による運用上の危険や有事における作戦準備態勢の低下などが指摘され、地元自治体の猛烈な反発にもあい、同案は廃案となった。

第2節 新嘉手納統合案

その後、「新嘉手納統合案」が再提案され、嘉手納の部隊のグアム移転を前提に、普天間のヘリ部隊を嘉手納に移駐させ、飛行回数を増やさない案が示された。

岡田克也外相は、平成21年10月23日及び27日の記者会見で米軍普天間基地の移設問題に関し、「県外は事実上選択肢としては考えられない」と発言した。また、嘉手納基地への「統合案」に言及し、「（辺野古移設案より）時間がかからない。嘉手納しか残された道はないと思っている」と述べ、辺野古移設案か嘉手納統合案の二つに絞られたとの認識を示し、米国と交渉する意向を明らかにした。

この岡田外相の発言に対し、嘉手納町の宮城篤実町長は、「いかなる条件でも断固として容認できない」と述べ、普天間飛行場の嘉手納統合案に断固として反対していくことを示した。また、嘉手納基地周辺の恒常的な騒音問題に触れ、「20万人以上の周辺住民のことを考えて発言しているのか。新しい基地を作らないから安上がりだ。という程度の発想ではないか」と厳しく批判し、「どのような手段を使っても阻止する」と強調した。

嘉手納統合案は、平成8年にも嘉手納町民や基地周辺自治体の猛烈な反発にあい、既に選択肢から消えていた案であり、今回再びこの案を持ち出して、町民に更なる過酷な基地負担と犠牲を強いる行為を決して容認できないとして、平成21年11月7日に、嘉手

納町、町議会、町基地対策協議会、各区自治会、婦人会など町内 24 団体で構成する「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対実行委員会」が中心となった「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案に反対する町民大会」がロータリー広場で開催され、平成 8 年 4 月に開催された町民大会の 2 倍以上に当たる約 2,500 人の町民が集まった。

同大会では、「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対に関する決議」と「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案断固反対」「嘉手納町民の要求である基地の整理縮小と静かな夜を返せ」「嘉手納基地の機能強化と基地被害の拡大は断じて許さない」「騒音防止協定を遵守し、基地負担を軽減せよ」の 4 つのスローガンを採択した。集会後、「嘉手納統合案反対」などとシュプレヒコールをしながら町内をデモ行進した。

平成 21 年 11 月 13 日には、米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対実行委員会実行委員長である宮城篤実嘉手納町長をはじめとする役員らが、米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対に関する決議文を携え、外務省沖縄事務所特命全権大使へ要請行動を展開し、沖縄防衛局長へ町民大会の経緯や内容などについて説明した。

同月 16 日、岡田外相と嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）との会談で、岡田外相は「嘉手納基地の騒音レベルが今以下になるのが大前提、そうでなければ案にならない。年内には結論を出したい」と発言した。

宮城篤実町長は、「F－100 ジェット戦闘機の石川市（現うるま市）宮森小学校への墜落事故、B－52 戦略爆撃機や F－15 イーグル戦闘機の墜落爆発炎上事故などの航空機事故や戦闘機の飛行回数、夜間飛行の実態等普天間の比ではない。その証拠に、発生している基地被害に関連して、嘉手納町議会における決議はこの 5 年間で、臨時議会 39 回開催、44 回の決議、定例会 11 回で 17 件の決議がなされている」など、普天間基地より危険な状態にある嘉手納基地の実態について説明した。

騒音問題については、過去 2 回の負担軽減の約束について触れ、日米合同委員会合意として、「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」で 22：00～06：00 の間の飛行及び地上での活動は原則として制限されることになっているが、例外として「米国の運用上の所要」ということで、同規制措置が守られていない実態及び平成 18 年の米軍再編に伴うロードマップにおいて、「嘉手納基地周辺の負担軽減」が謳われたが、外来機が折り重なって飛来し、騒音を撒き散らしている現状を説明。基地周辺住民は幾度も期待を裏切られ、厳しい経験をしてきただけに、今回の統合案に危機感を抱き、厳しく反対しているとして、普天間飛行場の嘉手納統合案は断じて受け入れることはできないと訴えた。

第 3 節 三度目の嘉手納統合案

過去 2 度の反対運動により廃案となったかに見えた嘉手納統合案が、今度は米国内の有

力議員からの提言という形で再度浮上してきた。

平成 23 年 5 月 11 日、米国国防予算の承認権限を持つ上院軍事委員会のカール・レビン委員長並びにジョン・マケイン筆頭委員らは、米国防総省に対し、米海兵隊普天間飛行場の代替施設を名護市辺野古へ建設するとした日米合意は、「非現実的で実現不可能」とし、普天間飛行場を嘉手納基地へ統合する新たな移設案の検討など、現行の移設計画の見直しを求めたとする声明を発表した。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）は、レビン委員長らの声明発表直後の 5 月 19 日に、「嘉手納統合案については、いかなる理由、いかなる条件があろうとも断固反対する」「嘉手納基地の機能強化に反対し、騒音被害等の負担軽減を速やかに実施すること」といった嘉手納統合案反対の声明を発表し、同年 9 月には、沖縄県の仲井眞弘多知事に嘉手納統合案を受け入れないよう要請を行った。

本町では、町議会、町基地対策協議会、自治会長会で構成する実行委員会が中心となった「嘉手納統合案粉碎をめざす住民集会」が 6 月 12 日、道の駅かでなの駐車場にて開催された。集会では町内の各団体代表による決意表明が行われ、「米国上院軍事委員長らの統合案撤回」「日米両政府の統合案断念」「基地負担軽減の実現」「普天間飛行場の県内移設阻止」を求めるスローガンと抗議決議が採択され、町全体が立ち上がった集会となった。

また、三連協は平成 24 年 2 月に県内・県外に赴き、「普天間飛行場を嘉手納基地へ統合しないこと。以て、俎上に載せないこと。」「普天間飛行場の県内移設を断念すること。」「嘉手納基地の基地機能強化を止め、同基地から派生する住民負担を軽減すること。」といった要請を、沖縄防衛局長、在沖米国総領事、外務省沖縄事務所特命全権大使、内閣総理大臣、在日米国大使、防衛大臣、外務大臣、民主党党首に対し行い、民主党沖縄県総支部連合会代表に対しては、喜納昌吉代表代行による野田佳彦首相への嘉手納基地統合案の検討の申し入れを受けて強い抗議を行った。

さらに、平成 24 年 4 月、民主党副代表の石井一参議院予算委員長らによる普天間飛行場の嘉手納基地への暫定移設の提言発表を受け、三連協は、同提言に対し断固反対する声明を発表した。

米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対に関する経緯

平成21年	
10.23・27	岡田外相は、10月23日及び10月27日の記者会見で米軍普天間基地の移設問題に関し、「県外は事実上選択肢としては考えられない」と発言した。また、嘉手納基地への「統合案」に言及し、「(辺野古移設案より)時間がかからない。嘉手納しか残された道はないと思っている」と述べた。
10.30	米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対実行委員会設立 実行委員会において役員選出 実行委員長 宮城篤実（嘉手納町長） 副実行委員長 田崎博美（町議会議長） 副実行委員長 金城睦昇（町基地対策協議会会長） 副実行委員長 嘉手川千恵子（町婦人連合会会長）
11.7	米軍普天間飛行場の嘉手納統合案に反対する町民大会（約2,500人参加） 統合反対代表団（委員長宮城篤実）町民大会決議文を携え要請行動を展開
11.13	外務省沖縄事務所特命全権大使へ「米軍普天間飛行場の嘉手納統合案反対」について要請 沖縄防衛局長へ町民大会の経緯や内容などについて説明
11.16	岡田外相と三連協首長会談 岡田外相は「嘉手納基地の騒音レベルが今以下になるのが大前提、そうでなければ案にならない。年内には結論を出したい。」と発言した。 町長は、「基地周辺住民は幾度も期待を裏切られ、厳しい経験をしてきただけに、今回の統合案に危機感を抱き、厳しく反対しているとして、普天間飛行場の嘉手納統合案は断じて受け入れることはできない」と訴えた。
平成23年	
5.11	米国上院軍事委員会のカール・レビン委員長らが、辺野古移設案を「非現実的で実現不可能」とし、嘉手納基地へ統合する移設案の検討などを米国防総省へ提言したとする声明を発表した。
5.19	三連協が「嘉手納統合案については、いかなる理由、条件があろうとも断固反対する」との声明を発表した。
6.12	嘉手納統合案粉碎をめざす住民集会（道の駅かでな） 4つのスローガンと抗議決議を採択
9.6	三連協は沖縄県の仲井眞知事に、嘉手納統合案について受け入れないことを要請した。
平成24年	
1.16	民主党沖縄県連代表代行による首相への嘉手納基地統合検討の申し入れの報道
2.1	三連協による統合案反対の抗議・要請活動（県内） 沖縄防衛局、在沖米国総領事館、外務省沖縄事務所、民主党沖縄県総支部連合会
2.2	三連協による統合案反対の抗議・要請活動（県外） 在日米国大使館、内閣総理大臣官邸、外務省、防衛省、民主党本部
4.17	三連協は、来沖中であった民主党の石井一参議院予算委員長へ嘉手納統合案に断固反対する声明文を手渡した。

第 8 項 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡調整を密にし、その利・転用の促進を図るとともに米軍用地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的に、昭和 52 年 4 月に設立された。

軍転協は、基地から派生する諸問題の解決を促進するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や各種研修などの活動を行っている。

令和 2 年度要請

基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

本県は、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎませんが、在日米軍専用施設面積の約 70.3 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、米軍の活動は、航空機事故や日常的に発生する航空機騒音、自然環境の破壊など、周辺住民をはじめ、県民の生活に様々な影響を与えております。

特に、普天間飛行場は、市街地の中心に位置し、住民生活に著しい影響を及ぼしており、同飛行場の県外・国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含めた危険性除去は県民の強い願いであります。

また、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等、在沖米軍基地内においては、7 月以降、新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がっております。基地内でクラスターが発生し感染が拡大したことは、県民に大きな不安と衝撃を与えております。

このように、基地から派生する問題が広範多岐にわたり、年々深刻化する状況にあることから、本協議会は基地問題の解決促進に関する要請を行っております。

我が国にとって日米安全保障体制が重要であるならば、その負担も日本国民全体で担うべきであります。

国におかれては、長年にわたって過重な基地負担を強いられ続けてきた沖縄県民の切実な要望に応えるため、県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、着実に諸課題の解決を図っていただきたいと考えております。

つきましては、米軍基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要 請 事 項

要請事項

I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
 - ア 在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施すること。
 - イ 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明・更新を行うこと。
 - ウ 統合計画の実施に当たっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
 - エ 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決、移設先の環境整備及び移設先の地元の負担を軽減するための具体的な支援策を講じること。
 - オ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、必要な情報提供を行うこと、また、国有地の活用及び返還時期等について地元の意向に配慮すること。
 - カ 文化財調査専門員の確保等必要な支援を行うこと。
 - キ 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- 2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外・国外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
 - ア 普天間飛行場の問題の原点に立ち返り、普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外・国外移設及び早期返還に取り組むこと。
 - イ 速やかな運用停止の期限を設定し、確実に実現するよう取り組むとともに、返還までの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減に危機感をもって取り組むこと。
- 3 オスプレイの配備について
 - ア オスプレイの配備計画を見直すこと。
 - イ オスプレイの訓練移転を着実に推進すること。
 - ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
 - エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。
 - オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査し、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。
 - カ オスプレイの訓練等により、基地負担を増大させないこと。
 - キ 環境レビューの検証を行い、その結果を公表するとともに、当該結果を踏まえて

環境保全措置を講じること。

4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

ア 事件等の再発を防止するため、より一層の綱紀肅正及び人権教育の徹底を含め、再発防止について万全を期すこと。

イ 飲酒運転の防止について、実行性のある対策を講じること。

ウ 米軍人・軍属等の研修・教育については、引き続き沖縄県等関係機関と十分に調整の上、改善すること。

エ 事件等の再発防止策について、その実効性の検証を行い、その結果も踏まえた抜本的な対策を講ずること。

5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表するとともに、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練施設内であっても住宅地付近、定期船や漁船が航行する水域など、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から、米軍演習のあり方を見直すこと。

イ 学校、病院等を含む住宅地上空の飛行を回避すること。

ウ 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。

エ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講ずること。また、演習等の関与が疑われる事案が発生した場合においては当該演習等を中止し、原因究明のための調査等の協力を行うこと。

オ 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする、新たな協議会を設置すること。

カ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

ア 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の暫定配備を行わないことを含め飛来制限等を実施すること。

イ パパループ（通称）における航空機の使用を禁止すること。また、SACO 最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨を踏まえ、嘉手納飛行場の旧海軍駐機

場において、騒音発生を伴う航空機等の使用を行わないこと。

ウ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用するとともに、日米合同委員会において当該措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表すること。

エ 夜間騒音による健康への影響を調査し、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な措置を講ずること。

オ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。

カ 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。

キ 嘉手納飛行場において航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、排気ガスに伴う悪臭の防止のための有効な対策を講ずること。

ク 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化、十分な防音工事予算の確保等、騒音対策の強化・拡充を図ること。

ケ すべての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。

コ 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。

サ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

7 米軍の訓練場における航空機騒音等の軽減について

ア 伊江島補助飛行場における騒音対策の強化を図ること。

イ 北部訓練場、キャンプ・シュワブ及びキャンプ・ハンセンの住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯の使用を中止すること並びに実弾射撃訓練等に伴う騒音対策及び安全対策を強化すること。

ウ 米軍航空機運用に伴う低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な措置を講ずること。

8 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化すること。また、事件・事故の際の関係自治体への速やかな情報提供を行うとともに、基地内への立入りを認めること。

イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。

- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に関係自治体等に説明すること。
- エ 嘉手納飛行場、普天間飛行場等周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS 等）については、使用の禁止や発生源を特定するための調査に協力するとともに、原因究明と厚生労働省が定めた目標値及び環境省が定めた指針値に基づく浄化対策、住民を対象とした健康に係る調査、PFOS 等対策に係る費用負担など、適切な対応策を講ずること。
- オ 米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立すること。
- カ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講ずること。
- キ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- ク 過去に本県の米軍施設及び区域内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、関係自治体等へ説明を行うこと。
- ケ 米軍施設及び区域内で発生する廃棄物については、その排出抑制を図るとともに、分別の徹底により可能な限り、リサイクルを推進し、米国政府の責任で適正に処理すること。
- コ 米軍施設及び区域内の PCB 廃棄物及び使用製品については、処理期限を踏まえ、適正に処理すること。
- サ 米軍施設及び区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の排水等監視調査を再開すること。
- シ 米軍施設及び区域外で環境に影響を与えるような事故が発生した場合には、現場で土壌汚染調査を実施し、調査結果を政府及び関係自治体と共有した上で、必要な対策を講ずるとともに、地元の関係機関と効果的な連携体制を構築すること。
- ス 米軍基地内にて発症が確認された新型コロナウイルス感染症について、集団感染が発生している基地の閉鎖や感染対策として米軍が実施する健康保護レベル（HPCON）の徹底、日本人従業員を含めた県民等への感染防止策を基地内外において徹底するとともに、速やかな情報提供を行うこと。
- セ 米軍施設及び区域内の外来種の防除・侵入防止対策を徹底するとともに、外来種対策に関係自治体等と連携して実施し、本県の生活環境及び生態系の保全に努めること。

ソ 牧港補給地区内に棲息する生物並びに底質及び土壌中の PCB、DDT 類、鉛等の調査を実施し、その結果を報告するとともに、関係自治体の実施する調査に協力すること。また、汚染源が基地内と特定された場合、適切な措置を講ずること。

タ 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めること。

チ 米軍、日米両政府及び関係自治体で構成する環境問題に関する協議の場を設置すること。

9 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び漁業種類の拡大、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

ア ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域及び漁業種類を拡大すること。

イ 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

ウ 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

1 第1条関係（軍隊構成員、軍属、家族の定義）

(1) 日米両政府により締結された軍属に関する補足協定については、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

(2) 米軍構成員及び軍属並びにそれらの家族の総数等や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報含む。）などの詳細な情報を、地元地方公共団体に提供すること。

(3) 軍属の範囲の明確化が、施設及び区域内における日米地位協定の対象とならない者の逮捕等に影響を与えることがないように配慮すること。

2 第2条関係（施設及び区域の許与、決定、返還、特殊使用）

(1) 日本国政府及び合衆国政府は、施設及び区域の提供又は用途の変更、施設及び区域内における埋立て、大規模な土地の形状の変更、大規模な工作物の新設又は修繕等を行う計画がある場合は、関係地方公共団体と協議し、その意向を尊重する旨を明記すること。

(2) 日本国政府及び合衆国政府は、日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から、住民生活の安全確保及び福祉の向上を図るため要請があった場合は、これを検討する旨を明記すること。

(3) 日本国政府及び合衆国政府は、前記の検討に際しては、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。また、施設及び区域の返還に

についての検討に際しても、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨を明記すること。

- (4) 日米合同委員会を通じて締結される個々の施設及び区域に関する協定には、施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査する旨を明記すること。

3 第3条関係（施設及び区域内外の管理）

- (1) 合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を行うことや、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- (2) 航空機事故、山火事、燃料流出等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を与える可能性がある事件・事故については、速やかに関連する情報を関係地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行うことや、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。
- (3) 合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (4) 合衆国軍隊が行う訓練・演習については、その内容が把握できる具体的かつ詳細な情報を関係地方公共団体に事前に通知するとともに、地域住民にも速やかに情報提供を行う旨を明記すること。
- (5) 下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

ア 合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、PCBを含む廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

イ 合衆国軍隊は、施設及び区域における全ての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を調査し、予測又は測定し、評価するとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

ウ 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

(6) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性あるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係地方公共団体の速やかな現場立入りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、平成29年に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

4 第4条関係（施設及び区域の返還、原状回復、補償）

(1) 施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(2) 返還が予定されている施設及び区域における土地について、使用開始後の形質の変更、建物の建設、廃棄物の処理等使用履歴に関する全ての情報を関係地方公共団体に提供する旨を明記すること。

(3) 日米両政府間で締結された環境補足協定については、同協定が実効性のあるものとなるよう努めるとともに、次の内容に配慮すること。（再掲）

ア 事故や環境汚染が確認された場合には、関係地方公共団体の速やかな現場立入

りや試料採取を含む合同調査が可能となるよう環境補足協定の運用に努めること。また、日本国政府又は合衆国政府が行う環境調査や汚染除去の過程を、事前に関係地方公共団体に説明すること。さらに、関係地方公共団体が必要と認める場合は、汚染除去後、確認調査及び一定期間のモニタリング調査を可能とすること。

イ 返還前の土地の立入りについては、返還後の跡地利用が円滑に推進されるよう、日米安全保障協議委員会または日米合同委員会の返還合意後、極力早期に、少なくとも返還の3年以上前からの立入調査を可能とすること。また、これまで行われていた文化財調査が、環境補足協定に基づく手続によることとなったことにより中断し、平成29年に再開したが引き続き関係地方公共団体による文化財調査等が円滑に実施できるよう、環境補足協定による立入りの手続を明確に定めること。

ウ 公共工事に必要な施設及び区域内への立入調査について、環境補足協定の対象か否かの協議に時間を要し、一部の公共工事が中断していることから、同協定の対象となる現地調査を明確にすること。

エ 文化財の発掘調査に伴い、環境汚染や遺棄物等が発見された場合、上記アに基づき調査等を実施すること。また、発掘調査の安全性を確認するための調査を実施すること。

5 第5条関係（船舶及び航空機の出入及び移動）

(1) 民間航空機及び民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、合衆国軍隊による民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止すること。また、合衆国軍隊が空港及び港湾を使用する場合は、国内法を適用する旨を明記すること。

(2) 第5条に規定する「出入」及び「移動」には、演習及び訓練の実態を伴うものを含まない旨を明記すること。

6 第9条関係（米軍人、軍属及びその家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法を適用する旨を明記すること。

7 第13条関係（課税）

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

8 第15条関係（歳出外資金諸機関）

第15条第3項を改正し、施設及び区域内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を制限する旨を明記すること。

9 第 17 条関係（刑事裁判権）

- (1) 合衆国の軍当局は、日本国の当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。
- (2) 米軍の財産が施設及び区域の外にある場合には、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使する旨を明記すること。
- (3) 施設及び区域の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局主導の下に行われる旨を明記すること。

10 第 18 条関係（民事請求権）

- (1) 公務外の合衆国軍隊の構成員若しくは軍属、若しくはそれらの家族の行為又は不作為によって損害が生じた場合において、被害者に支払われる損害賠償額等が裁判所の確定判決に満たないときは、日米両政府の責任で、その差額を補填するものとし、補填に要した費用負担については、両政府間で協議する旨を明記すること。
- (2) 合衆国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

11 第 25 条関係（合同委員会）

- (1) 日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。
- (2) 日米合同委員会において、施設及び区域周辺の住民に影響を与える事項を協議する場合は、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。また、日米合同委員会の中に施設及び区域を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置する旨を明記すること。

III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

- ア 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること。
- イ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還を迅速に進展させること。また、返還に至るまでの間、現地調査又は工事实施が可能な個所・区域については、早期の現地調査と工事着手について協力すること。

イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の軽減及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

第6章 基地と町議会

第6章 基地と町議会

第1項 組織及び活動

本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、町、町議会、町基地対策協議会等が一体となって要請・抗議行動を断続的に行ってきた。

町議会においては、総務財政、文教厚生、建設経済の各常任委員会のほか、各期において基地対策特別委員会を昭和48年12月より設置し、恒常的に派生する基地問題に対処している。同特別委員会の開催日数は常任委員会をはるかにしのいでおり、基地から派生する諸問題は、町の重要課題となっている。

町議会は事件・事故等が発生する度、沖縄防衛局や外務省沖縄事務所、嘉手納基地第18航空団などの関係機関へ基地負担軽減を何度も要求している。

平成31年2月27、28日には議長及び基地対策特別委員会が上京し、内閣官房長官や防衛大臣、外務大臣をはじめとする政府関係機関、各政党、県選出国會議員など、19機関に対し、嘉手納基地から発生する騒音・悪臭等の被害軽減を求める要請行動を実施した。

(1) 町議会の組織

【議員定数】

条例定数 16名 (議会事務局 3名)

【定例会】

年4回(3月、6月、9月、12月)

【常任委員会の所管事項】

①総務財政常任委員会

総務課、企画財政課、基地渉外課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項

②文教厚生常任委員会

町民保険課、福祉課、子ども家庭課、教育委員会に関する事項

③建設経済常任委員会

都市建設課、産業環境課、上下水道課に関する事項



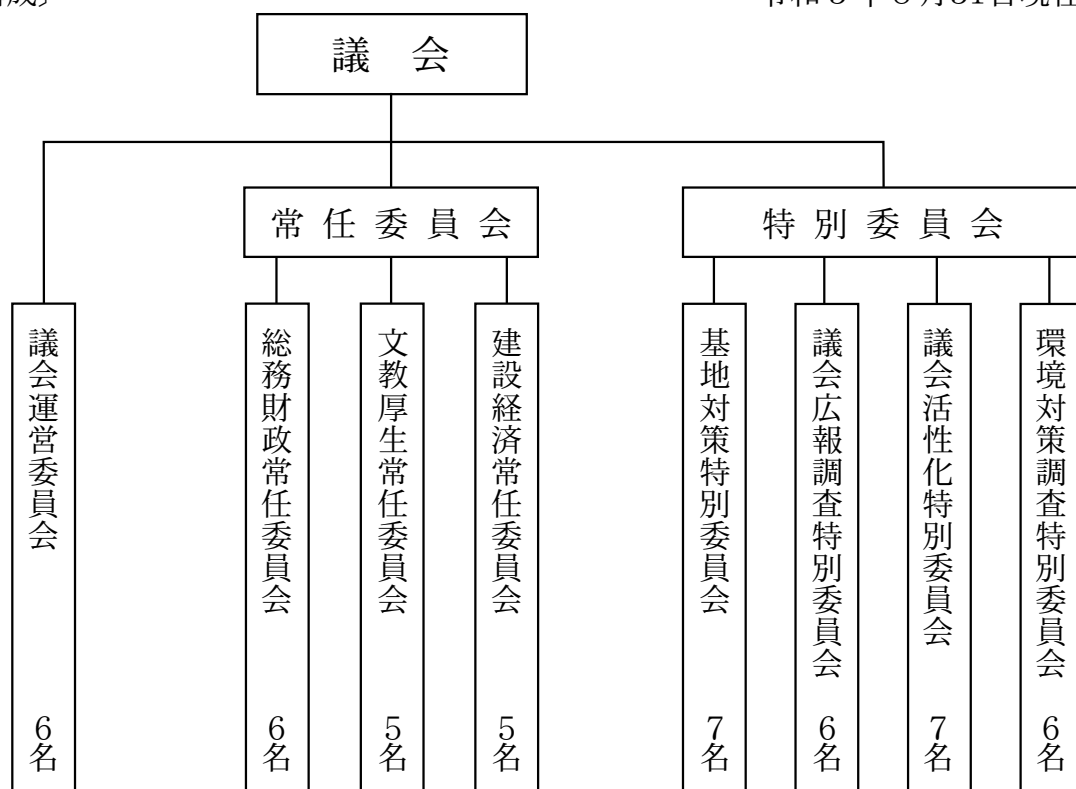
平成31年2月27日
岩屋毅 防衛大臣へ要請



平成31年2月27日
菅義偉 内閣官房長官へ要請

〔構成〕

令和3年8月31日現在



(1) 基地対策特別委員会

〔経緯〕

昭和48年12月 基地対策特別委員会設置（委員7名）（任期中7回開催）本委員会は基地から派生する各種問題の調査、研究、資料の収集を行い、町行政と連携を保ちながら町民生活の向上に寄与することを目的に設置する。

49年3月	（委員7名）	同上	（任期中16回開催）
52年3月	（ " 7名）	"	（任期中19回開催）
56年1月	（ " 9名）	"	（任期中20回開催）
60年1月	（ " 7名）	"	（任期中21回開催）
平成元年1月	（ " 7名）	"	（任期中23回開催）
5年1月	（ " 7名）	"	（任期中31回開催）
9年1月	（ " 9名）	"	（任期中31回開催）
13年1月	（ " 14名）	"	（任期中22回開催）
17年1月	（ " 7名）	"	（任期中61回開催）
21年1月	（ " 7名）	"	（任期中53回開催）
25年1月	（ " 7名）	"	（任期中53回開催）
29年1月	（ " 7名）	"	（任期中57回開催）
令和3年1月	（ " 7名）	"	（任期中7回開催）

令和3年8月31日現在

基地問題に関する意見書・決議一覧 (平成26年4月～令和3年8月)

年 月 日	意 見 書 ・ 決 議 内 容
平成26年5月22日	続発する米軍機による部品落下事故に対する意見書・抗議決議
7月16日	集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の慎重なる審議を求める意見書
9月9日	AV-8Bハリアー攻撃機の緊急着陸時出火事故に対する意見書・抗議決議
”	名護市辺野古でのボーリング調査等の強行に抗議し、米軍新基地建設工事の即時中止を求める意見書
10月9日	F-15イーグル戦闘機のパネル落下事故に対する意見書・抗議決議
10月30日	F-15イーグル戦闘機の部品落下事故に対する意見書・抗議決議
12月8日	米空軍兵による住居侵入事件に対する意見書・抗議決議
12月26日	相次ぐF-15イーグル戦闘機のパネル落下事故に対する意見書・抗議決議
平成27年1月16日	F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備計画に断固反対する意見書・抗議決議
2月9日	相次ぐ米軍機による部品落下事故に対する意見書・抗議決議
”	F-35戦闘機配備計画及び外来機等による訓練強化に断固反対する意見書
3月5日	EP-3E電子偵察機からの部品落下事故に対する意見書・抗議決議
3月27日	RC-135V電子偵察機のパネル落下事故に対する意見書・抗議決議
”	民意を無視し、辺野古沖埋め立て作業を強権的に強行する政府に対して抗議し、米軍新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書
5月29日	MV-22オスプレイ墜落事故に対する意見書・抗議決議
”	P-3C哨戒機からの部品落下事故に対する意見書・抗議決議
6月25日	相次ぐ外来機飛来による騒音激化に抗議する意見書・決議
7月16日	「安全保障関連法案」に反対し速やかな廃案を求める意見書
8月4日	相次ぐ米軍大型車両の小学校通学路への進入に対する意見書・抗議決議
”	報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議
8月26日	相次ぐ米軍ヘリ墜落事故に対する意見書・抗議決議
10月26日	F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する意見書・抗議決議

年 月 日	意 見 書 ・ 決 議 内 容
10月26日	CV-22オスプレイの県内訓練場使用に断固反対する意見書・抗議決議
平成28年 2 月 9 日	相次ぐ外来機飛来の暫定配備と騒音激化に抗議する意見書・抗議決議
3 月 3 日	日米地位協定の見直しに関する要望決議
3 月25日	米軍人による女性暴行事件に対する意見書・抗議決議
”	第353特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回を求める意見書・抗議決議
5 月26日	米軍属による女性死体遺棄事件に対する意見書・抗議決議
6 月10日	米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書・抗議決議
7 月21日	F-16戦闘機の嘉手納基地への大挙飛来に対する意見書・抗議決議
”	F-15戦闘機からのフレア誤射に対する意見書・抗議決議
9 月28日	AV-8 ハリアーの墜落事故に対する意見書・抗議決議
12月16日	MV-22オスプレイ墜落事故に対する意見書・抗議決議
”	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
平成29年 2 月13日	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
3 月28日	嘉手納基地周辺地域における騒音コンターの見直し作業の中止、騒音などによる健康被害の抜本的解決を求める意見書
”	住宅防音事業問題の解決に向けての意見書
”	日米地位協定の抜本の見直しを求める意見書
”	嘉手納基地から派生する夜間訓練による騒音激化に抗議する意見書・決議
4 月26日	嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める意見書・抗議決議
”	米軍大型車両の小学校通学路への進入に対する意見書・抗議決議
5 月11日	F-16戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する意見書・抗議決議
”	度重なる嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する意見書・決議
6 月 7 日	嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用禁止を求める意見書・抗議決議
”	F-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書・抗議決議
”	米空軍兵のひき逃げ事件に対する意見書・抗議決議
7 月 4 日	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
9 月 7 日	MV-22オスプレイ墜落事故に対する意見書・抗議決議
9 月22日	常態化する嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練の禁止を求める意見書・抗議決議

年 月 日	意 見 書 ・ 決 議 内 容
10月23日	米軍CH-53ヘリコプターの不時着・炎上事故に対する意見書・抗議決議
11月10日	F-35A戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に断固反対する意見書・抗議決議
12月12日	F-35A戦闘機のパネル落下事故に対する意見書・抗議決議
”	在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に対する意見書・抗議決議
12月18日	米軍CH-53ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書・抗議決議
平成30年 1 月15日	米軍AH-1 Zヘリコプターの不時着に抗議する意見書・決議
3 月27日	F-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書・抗議決議
”	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
6 月12日	F-22戦闘機の暫定配備に抗議する意見書・決議
”	CV-22オスプレイの飛来に断固反対する意見書・抗議決議
”	嘉手納基地旧海軍駐機場における航空機使用に抗議する意見書・決議
6 月13日	F-15戦闘機の墜落事故に抗議する意見書・決議
6 月18日	米軍嘉手納基地第18航空団司令官の面会拒否に対し対応を求める意見書・抗議決議
9 月21日	CV-22オスプレイの嘉手納基地での運用に断固反対する意見書・抗議決議
”	E-3 早期警戒管制機の駐機場移転等を求める意見書・決議
11月 8 日	嘉手納基地内でのHH-60ヘリコプター事故に対する意見書・抗議決議
11月27日	FA-18戦闘攻撃機の墜落事故に抗議する意見書・決議
12月18日	嘉手納基地所属の米空軍兵による銃所持脱走事件に対する意見書・抗議決議
平成31年 1 月28日	嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する意見書・決議
2 月14日	CV-22オスプレイの飛来に抗議する意見書・決議
”	嘉手納基地における訓練激化に抗議する意見書・決議
令和元年 5 月21日	在沖米海兵隊員による女性殺害事件に対する意見書・抗議決議
”	米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に抗議する意見書・決議
5 月23日	嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練及びMC-130特殊作戦機等のパパループへの駐機に抗議する意見書・決議
7 月 2 日	PFOSなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、嘉手納基地内への立入調査を求める意見書・決議

年 月 日	意 見 書 ・ 決 議 内 容
7 月 2 日	PFOSなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、比謝川及び町内全井戸の水質調査を求める意見書
7 月 30 日	CV-22オスプレイの飛来に抗議する意見書・決議
9 月 11 日	米軍CH-53ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書・抗議決議
10 月 28 日	MC-130特殊作戦機からの部品落下事故及び嘉手納基地から発生する騒音被害の増大に抗議する意見書・決議
11 月 1 日	常態化する嘉手納基地でのパラシュート降下訓練に抗議する意見書・決議
令和 2 年 2 月 19 日	FA-18戦闘攻撃機のパネル落下事故に対する意見書・抗議決議
3 月 6 日	米軍CH-53大型輸送ヘリからの吊り下げ物資落下事故に対する意見書・抗議決議
6 月 15 日	外来機のパパループ使用禁止を求め、地上騒音及び悪臭被害の増大に抗議する意見書・決議
7 月 2 日	嘉手納基地内の危険物取扱施設火災に対する意見書・抗議決議
7 月 14 日	嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する意見書・決議
7 月 22 日	嘉手納基地における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求める意見書・決議
8 月 13 日	F-15戦闘機の部品落下事故に対する意見書・抗議決議
11 月 26 日	CV-22オスプレイの飛来に抗議する意見書・決議
”	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
12 月 11 日	相次ぐ外来機の飛来に抗議する意見書・決議
”	多発する米空軍兵の道路交通法違反に抗議する意見書・決議
令和 3 年 3 月 18 日	航空自衛隊による嘉手納基地の共同使用に抗議する意見書・決議
3 月 24 日	嘉手納基地における米軍機の騒音激化に抗議する意見書・決議
5 月 17 日	パパループの継続使用に厳重に抗議し、使用禁止を求める意見書・決議
6 月 8 日	CV-22オスプレイの度重なる飛来に厳重に抗議する意見書・決議
7 月 15 日	嘉手納基地における夜間・深夜早朝の騒音激化に抗議する意見書・決議

第7章 嘉手納町基地対策協議会

第7章 嘉手納町基地対策協議会

第1項 協議会の目的と活動

第1節 目的

嘉手納町基地対策協議会は、基地から発生する被害を排除し、静かで平和な町をつくることを目的とし設置されたもので、町、町議会を側面から積極的に支援するなど本町の基地問題解決を促進する上で欠くことのできない存在となっている。

第2節 協議会の誕生と経緯

嘉手納基地は構築以来、米軍の「極東における要石」として逐次基地機能が強化され、ピーク時には約110機の各種軍用機が配備され、それに伴って基地被害も多発し町民生活に様々な影響を及ぼしてきた。恒常的に発生する航空機騒音は、人間の受忍限度をはるかに超え、町民の心身のダメージはもとより幼児、児童生徒の保育、教育環境をも破壊した。昭和42年6月の町議会にいたっては、開催を隣村の公民館を借用して行うありさまであった。こうした日々続く激しい騒音禍に町民の不安と危機感が高まり、平穏な生活環境の確保と学校防音校舎の建設を求めて、昭和40年7月に町、町議会、町内各種団体を網羅した「嘉手納村爆音防止対策期成会」が結成された。昭和43年11月19日に発生したB-52戦略爆撃機墜落事故を機にすべての基地被害の除去を求めるため、同年12月に名称を「嘉手納町基地対策協議会」に改めた。さらに昭和62年6月には本協議会のさらなる活性化を図るため、これまでの団体中心から自治会の推薦を受けた者で構成する協議会へと移行し、今日に至っている。

第3節 組織

嘉手納町基地対策協議会は全町民をもって構成され、町内6自治体からの推薦等により選出された代議員20名（令和3年3月31日時点）を中心に活動が行われている。また、本協議会には活動の機動性とより効果的な運営を期すため、組織部、調査部、教宣部の3部が設置されている。

第4節 活動

嘉手納町基地対策協議会では、嘉手納基地の運用実態を把握するための航空機目視調査をはじめ、基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内外の基地所在市町村等の視察やその他基地関係の研修を行い、基地対策に関する会員の知識の向上に努めている。

また、同協議会では、基地から派生する被害の除去を求めて関係機関に対し、要請行動を行っているほか、町、町議会と三位一体となって積極的な活動を展開している。

嘉手納町基地対策協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、嘉手納町基地対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を嘉手納町役場内におく。

(組織)

第2条 協議会の組織は、全町民をもって構成する。

(目的)

第3条 協議会は、基地から発生する諸被害を排除し、静かで平和な町をつくることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 組織活動
- (2) 教宣活動
- (3) 調査活動
- (4) 関係当局による諸活動
- (5) その他、目的達成に必要な事業

2 前項の活動を行うための部会を設置する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおくものとする。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 部長 | 3 名 |
| (4) 監事 | 2 名 |
| (5) 評議員 | 若干名 |

2 協議会に事務局を設置し、事務局に事務局長、事務職員をおくことができる。

(役員を選任及び任期)

第6条 協議会の役員を選任及び任期については、次によるものとする。

- (1) 評議員は総会において、代議員の中から各区自治会より2名程度選出し、会長、副会長及び部長は評議員の中から互選する。

- (2) 監事は、評議員以外のものから総会において選出する。
- (3) 事務局長及び事務職員については、会長がこれを任命する。
- (4) 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (5) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第7条 協議会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員は、協議会の運営に当たり、目的の達成のため積極的に活動する。
- (4) 部長は、部会の運営に当たり、部会所管事項を処理する。
- (5) 監事は、協議会の財産及び帳簿等を監査し、総会において報告する。
- (6) 事務局長は、協議会の会務を管理する。
- (7) 事務職員は、協議会の庶務及び会計事務を処理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、役員会、評議員会及び部会の四つとする。

- (1) 総会は代議員をもって構成し、協議会の運営に必要な重要事項について審議する。
代議員の選任は各区自治会より7名以内とする。
 - (イ) 定例総会は年1回とし、会長が招集する。
 - (ロ) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は評議員三分の一以上の要請があったとき会長が招集する。
- (2) 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- (3) 評議員会は必要に応じ、会長が随時招集し、次のことを行う。
 - (イ) 協議会の重要案件の審議
 - (ロ) 総会に提出する議案の審議
- (4) 部会は、必要に応じ、部長が招集し、評議委員会に付託された事項の処理にあたる。
- (5) 会議は構成員の過半数をもって成立し、いずれも出席者の過半数をもって決する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 代議員には報酬を支給しない。

- 2 代議員が会務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。
- 3 前項に規定する費用弁償の種類及び支給額については、嘉手納町一般職の職員の例による。

(会計)

第10条 協議会の経費は、補助金及びその他の寄付金等をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終る。

(帳簿類)

第12条 協議会に次の帳簿を備える。

- (1) 会則
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 金銭出納簿
- (4) 予算差引簿
- (5) その他、協議会の運営に必要な帳簿

(雑則)

第13条 協議会の会則に定められていない事項で必要なものは評議委員会の承認を経て、会長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この会則は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 従前の「嘉手納町基地対策協議会会則」（昭和56年7月20日施行）は、廃止する。
- 3 この会則は、平成9年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

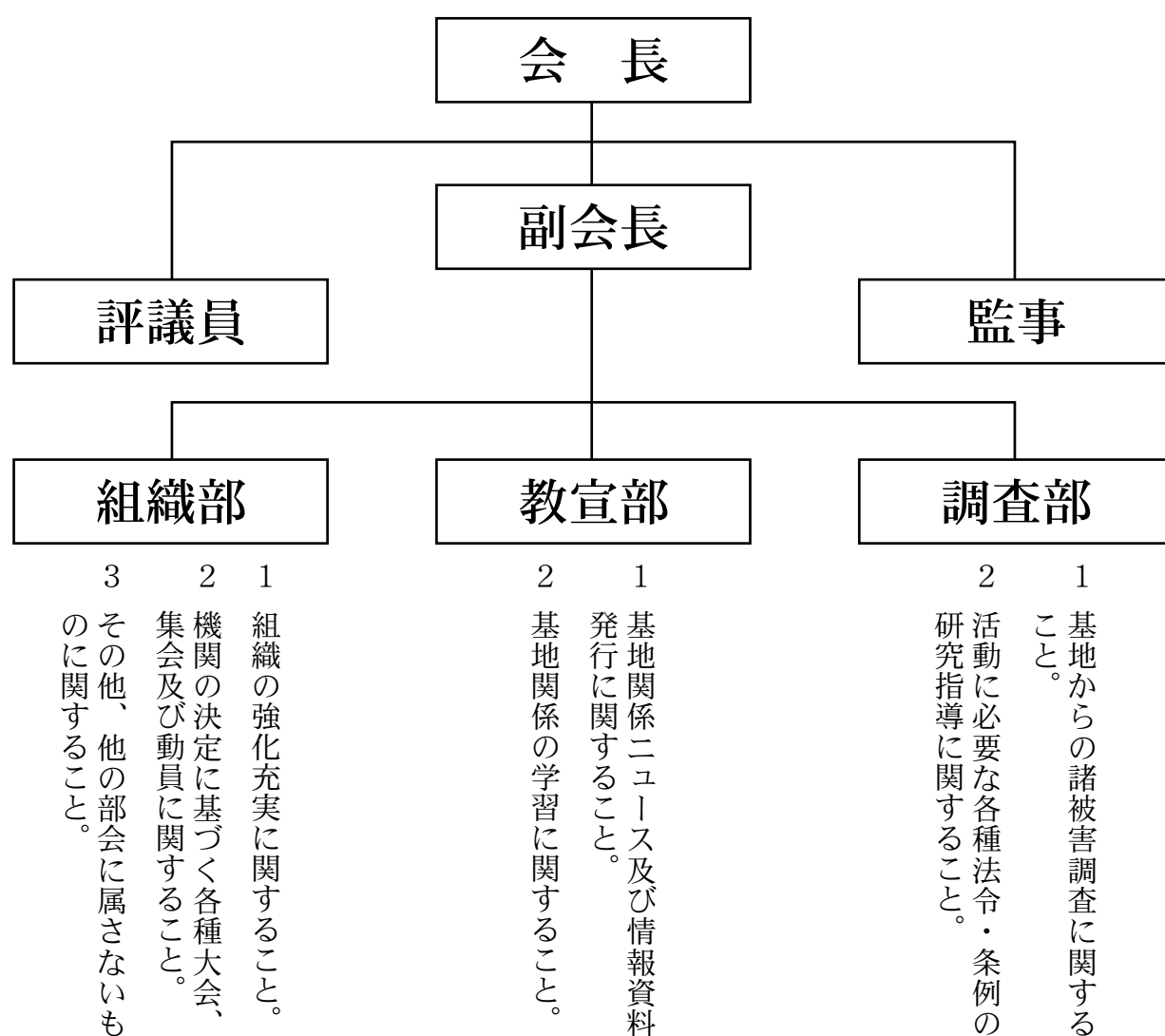
歴 代 役 員 一 覧

代	任 期	評議員又は 代議員数	会 長	副会長	副会長
第1代	S40.7.14～S43.12.4	70	古謝得善	宮城清郎	伊禮春昌
第2代	S43.12.5～S44.10.29	98	古謝得善	村山盛信	伊禮春昌
第3代	S44.10.30～S45.12.1	98	古謝得善	村山盛信	町田宗晃
第4代	S45.12.2～S47.12.1	98	古謝得善	村山盛信	町田宗晃
第5代	S56.7.20～S58.3.21	73	吉浜朝永	比嘉寛一	町田宗晃
第6代	S58.3.22～S61.4.14	73	吉浜朝永	比嘉寛一	町田宗晃
第7代	S61.4.15～S62.5.12	73	吉浜朝永	宮城篤実	町田宗晃
第8代	S62.5.13～S62.5.31	73	吉浜朝永	岩井義信	町田宗晃
第9代	S62.6.1～H1.7.11	49	松堂忠明	小渡克静	町田宗晃
第10代	H1.7.12～H3.5.22	49	松堂忠明	具志堅重雄	町田宗晃
第11代	H3.5.23～H5.5.13	49	町田宗晃	具志堅重雄	知念典枝
第12代	H5.5.14～H7.5.16	49	町田宗晃	具志堅重雄	知念典枝
第13代	H7.5.17～H9.5.29	49	長嶺由孝	平良専僖	當間妙子
第14代	H9.5.29～H11.5.14	42	比嘉親紀	金城睦昇	新垣敏子
第15代	H11.5.14～H13.5.18	39	比嘉親紀	金城睦昇	新垣敏子
第16代	H13.5.18～H15.5.16	42	金城睦昇	奥間良一	松田杏子
第17代	H15.5.16～H17.5.20	42	金城睦昇	伊禮 稔	松田杏子
第18代	H17.5.20～H19.5.18	40	金城睦昇	伊禮 稔	松田杏子
第19代	H19.5.18～H21.5.15	42	金城睦昇	宮里政一	松田杏子
第20代	H21.5.15～H23.5.27	30	金城睦昇	宮里政一	松田杏子
第21代	H23.5.27～H25.5.24	29	金城睦昇	宮里政一	松田杏子
第22代	H25.5.24～H27.6.1	29	金城睦昇	宮里政一	松田杏子
第23代	H27.6.1～H29.5.29	26	宮里政一	上地安重	松田杏子
第24代	H29.5.29～R1.5.30	26	上地安重	洲鎌武夫	松田杏子
第25代	R1.5.30～	21	上地安重	洲鎌武夫	松田杏子

※第1代当時は「嘉手納村爆音防止対策期成会」

※「評議員数又は代議員数」について、第8代までは評議員数、第9代以降は代議員数を記載

嘉手納町基地対策協議会組織図



旧海軍駐機場の使用についての抗議（沖縄防衛局）



嘉手納基地航空機目視調査（道の駅かでな）



県外基地関連視察研修（山口県岩国市）



県外基地関連視察研修（石川県小松市）

第8章 基地と町財政

第8章 基地と町財政

第1項 基地と町財政

本土では、自衛隊、米軍基地が所在する自治体の税財政上との状況を考慮し、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）及び施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年自治省告示第224号）が施行され、これらの法律等に基づき、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金（以下「基地交付金等」という。）が交付されてきた。

一方本県では、戦後27年間米軍統治下におかれ、基地交付金等の特別な財源手当もなく、これによって基地を抱える市町村は常に厳しい財政運営を余儀なくされた。そのことも一因となって、本県は本土に比較して社会資本の整備に大きな立ち遅れがあった。しかし、復帰後は沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）や防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「基地周辺整備法」という。）に基づき、都市基盤の整備、生活環境の整備、産業基盤の整備、教育・文化・スポーツの各施設の整備が急ピッチで進められ、これによって本土との格差もかなり縮まってきた。本町でも、基地周辺整備法第3条に基づく障害防止工事の助成事業、第8条に基づく民生安定施設の助成事業及び第9条に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金による基地対策事業が進められ、生活環境の整備にかなりの成果を上げてきた。昭和47年度から令和2年度までに実施された基地対策事業（基地周辺整備法第3条、第8条及び第9条に基づく事業。以下、同じ。）は、事業費総額338億4,281万4千円となっている。

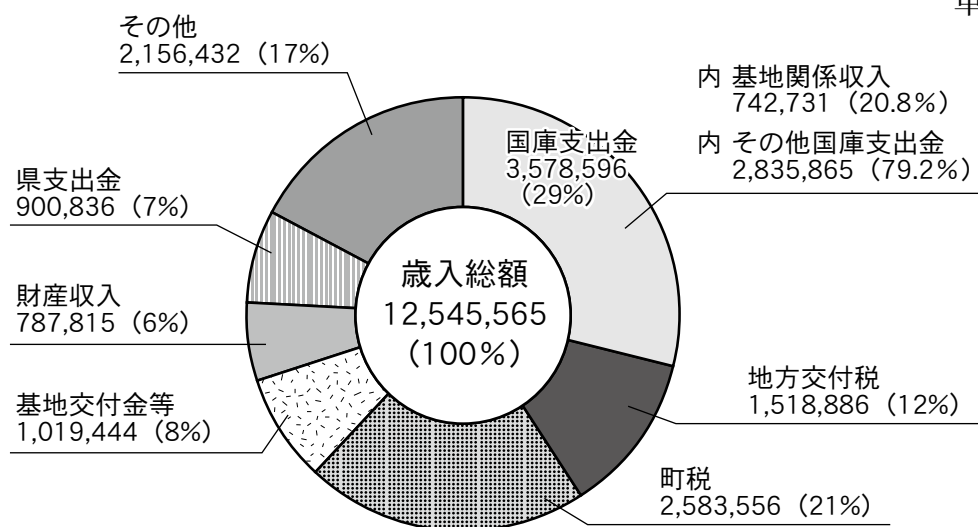
そのほか、米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されず、米軍に対しては、住民税も非課税となっている。このことから、基地の所在する市町村に対しては税收減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金が交付されることになっている。本町では、昭和47年度から令和2年度にかけて371億2,760万8千円が交付され、これを基地対策事業の補助額とあわせると647億6,920万6千円となっている。

ちなみに、令和2年度一般会計決算における国庫支出金のうち7億4,273万1千円が基地関連歳入で、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の10億1,944万4千円と併せると17億6,217万5千円で、歳入全体の14.0パーセントを占めており、その比重は高いものがある。

しかし、基地から派生する様々な障害緩和のため、これまで数多くの基地対策事業を実施してきたが、補助率や補助対象範囲の面で必ずしも十分ではなく、これに伴う町費の負担額もかなりある。

歳入に占める基地交付金等の割合（令和２年度決算）

単位：千円



第１節 基地交付金と調整交付金

嘉手納基地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区及び陸軍貯油施設）は、北は森林地帯の丘陵地から南は平坦地の大部分を専有し地域振興上極めて重要な位置を占めている。

昭和47年５月15日の本土復帰後も変わらぬ航空機騒音など日常的に派生する基地被害に加え、広大な面積を占める基地の存在は秩序ある調和のとれた都市計画、産業の振興、まちづくりを推進する上で多大な支障をきたしているのみならず、固定資産税等の町税の歳入など財政的な面にもかなりの影響を及ぼしている。

国では、このような損失を補うため昭和32年から国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律を施行し、米軍提供施設内にある国有の固定資産及び自衛隊が使用する飛行場等を対象に、毎年度、国の予算の範囲内において、当該固定資産の価格、基地所在市町村の財政の状況等を考慮し、助成交付金を交付している。

なお、米軍所有資産は、この助成交付金対象資産から除外されており、これを補うため昭和45年に施設等所在市町村調整交付金交付要綱を定め、米軍資産に係る税制上の特例措置等によって市町村が受ける税財政上の影響を考慮し、毎年度、国の予算の範囲内で調整交付金が交付されている。

本県における基地交付金及び調整交付金は、昭和47年度から交付されている。

基地交付金等額一覧

単位：千円

交付金名	基地交付金等交付金額								合 計
	平成25年度 以前	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
国有提供施設等 所在市町村 助成交付金 (基地交付金)	8,711,048	251,093	247,881	270,426	264,389	266,541	292,219	295,467	10,599,064
施設等 所在市町村 調整交付金 (調整交付金)	21,533,860	683,084	682,716	732,476	727,477	722,477	722,477	723,977	26,528,544
計	30,244,908	934,177	930,597	1,002,902	991,866	989,018	1,014,696	1,019,444	37,127,608

1 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

（1）目 的

基地交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が存在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が存在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

（2）対象資産

- ① 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ② 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のために直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

米軍においては全ての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公有財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公有財産にならない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

（3）配分の方法

基地交付金予想総額の10分の7に相当する額を対象資産の価格で按分し、10分の3に相当する額を対象資産の種類（飛行場、演習場等）、用途（超音速機飛行場、射爆撃

場等)、市町村の財政状況等(防衛施設面積の割合及び騒音の度合い等)を考慮して配分することとされている。

2 調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)

(1) 目 的

米軍施設所在市町村は、地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により、米軍の所有する固定資産に固定資産税や都市計画税を課することができず、また、住民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族は、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、全ての市町村の財源負担となっていることから、これらの市町村の財政上の問題について、基地関係諸団体において新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、施設等所在市町村調整交付金交付要綱(昭和45年自治省告示第224号)が施行され、昭和45年度から調整交付金が交付されている。助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格の予算措置であり、助成交付金の対象となる国有資産と、対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

(2) 対象資産

米軍資産(米軍が建設、設置した建物(事務所、宿舎、福利厚生施設等)及び工作物(通信施設、滑走路、照明施設等))

(3) 配分の方法

調整交付金予算総額の3分の2に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、3分の1に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響(米軍人・軍属数、防衛施設面積の割合等)を考慮して配分することとされている。

第9章 基地周辺整備事業

第9章 基地周辺整備事業

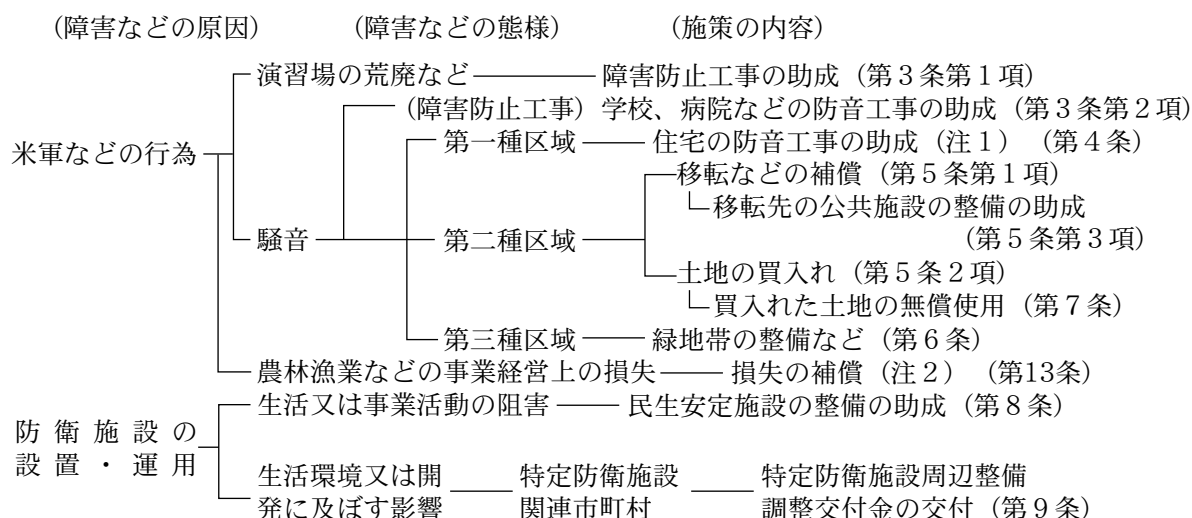
第1項 基地周辺整備法の概要

米軍、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置運用により、基地周辺住民に障害を与えることがあるため、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が、昭和41年7月に制定された。この法律に基づき周辺の整備事業が各種実施されてきたが、都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚等に伴いこの法律では十分対応できなくなったため、住宅防音工事、緑地帯の整備、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの施策を加えた、現行の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が昭和49年に制定施行された。

同法は主に次の内容から成り立っている。

- 1 障害防止工事の助成（第3条）
- 2 飛行場等周辺の生活環境の整備（第4条～第7条）
 - (1) 第一種区域に所在する住宅についての防音工事の助成
 - (2) 第二種区域内の移転等の希望者に対し、移転の補償、土地の買入れ
 - (3) 第三種区域内に所在する土地について、緑地帯、緩衝帯として整備
 - (4) 買い入れた土地の無償使用
- 3 民生安定施設の助成（第8条）
- 4 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第9条）
- 5 損失補償（第13条～第18条）
- 6 その他（第10条～第11条等）

基地周辺整備法の施策の概要



(注1)

1 第一種区域、第二種区域、第三種区域

飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合いに応じて次のように定める。

第一種区域：WECPNL75以上の区域

第二種区域：第一種区域内で、WECPNL90以上の区域

第三種区域：第二種区域内で、WECPNL95以上の区域

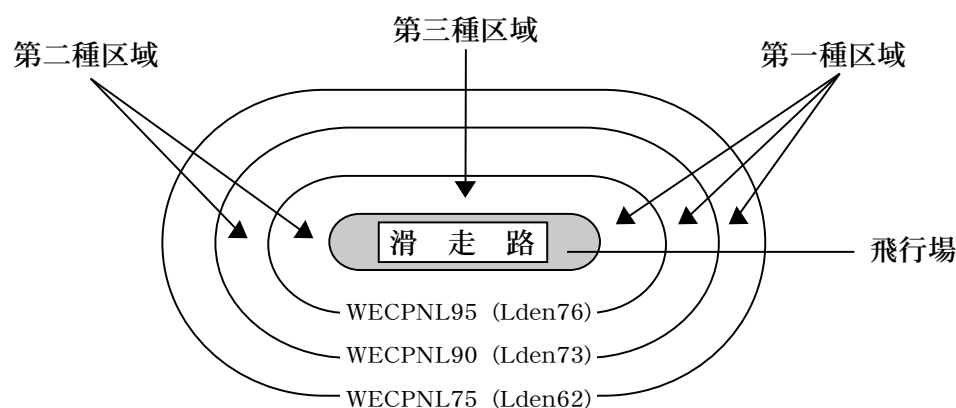
※ 平成25年度以降の区域指定にあつては、第一種区域は、Lden62以上の区域、第二種区域は、Lden73以上の区域、第三種区域は、Lden76以上の区域

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかに、その頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

3 Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和28年法律第246号)」により損失の補償を行っている。

第1節 障害防止工事の助成(第3条)

米軍(自衛隊含む。)は、任務達成のため飛行場や演習場等の防衛施設を使用して演習、訓練等を行うが、これによって防衛施設周辺地域の住民生活や事業活動に障害を及ぼす恐れがある。

このため、周辺住民の生活や事業活動に生ずる障害を防止、軽減するため地方公共団体等が学校や病院等の防音工事のような必要な工事を行うとき、これに要する費用を原則的に国が補助する制度である。

本町では、これにより昭和47年嘉手納中学校防音工事を皮切りに、以後各学校や幼稚園、保育所などの防音事業を実施してきた。

障害防止事業一覧表 (基地周辺整備法第3条)

単位：千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
	平成25年度以前		3,827,775	3,146,512
H26	嘉手納幼稚園園舎併行防音工事 (設計含む) ※平成27年度完了	鉄筋コンクリート造 1,628 m ²	55,304	42,315
計			55,304	42,315
	屋良幼稚園園舎併行防音工事 (設計含む) ※平成28年度完了	鉄筋コンクリート造 1,084 m ²	36,111	36,111
H27	嘉手納小学校屋内運動場併行防音 工事(設計含む) ※平成28年度完了	鉄筋コンクリート造3階建 3,318 m ²	68,196	68,196
計			104,307	104,307
	屋良小学校校舎併行防音工事 (設計含む) ※平成30年度完了	鉄筋コンクリート造4階建 7,668 m ²	159,838	161,926
H28	嘉手納小学校防音機器復旧工事 (設計含む) ※平成30年度完了	防音機器復旧工事 一式	173,416	158,874
計			333,254	320,800
H29	嘉手納中学校防音機器復旧工事 (設計含む) ※平成30年度完了	防音機器復旧工事 一式	185,820	147,083
計			185,820	147,083
H30 ~R2			0	0
合計			4,506,460	3,761,017

※千円未満の端数について、事業ごとに端数処理を行っている。
※複数年度にまたがる事業については事業開始年度にまとめて記載。



嘉手納幼稚園



屋良小学校

第2節 住宅防音工事の助成（第4条）

住宅防音工事は、基地周辺の住民に対し実施され、航空機騒音の軽減を図る最も主要な施策として、昭和49年基地周辺整備法制定の際、新たに取り入れられた周辺対策である。

第一種区域指定の際、現にその区域に所在する住宅で、所有者又は賃貸借権利等の権利を有するものが、住宅防音のために必要な工事を国の仕様によって行った場合、国から100%（最高限度額が設けられている）の費用助成を受けられるものである。

本町では昭和50年度から実施され、当初年間42戸（世帯）であったが、令和3年3月末までに新規工事で4,080戸が工事済みである。

昭和54年度からは追加工事（新規工事1、2室を実施して一定期間を経過した世帯では他の部屋についても家族数に1室を加え5室を限度とする追加工事ができる。）も行われるようになった。また、昭和53年12月29日以降建築された住宅は工事の対象外となっていたが、本町の特殊事情（騒音の発生頻度が高いなど）を考慮し、特定住宅防音工事として昭和58年3月10日までに建築された住宅及び告示後住宅防音工事として85WECPNL以上の区域に平成14年1月17日までに建設された住宅を工事の対象となった。その後、平成24年度より新たに平成20年3月10日までに建設された住宅が告示後住宅防音工事の対象となり、令和3年3月末までに特定住宅防音工事326戸、告示後住宅防音工事181戸が終了した。

なお、平成元年11月に空気調和機器稼働費助成事業補助金交付要綱が定められ、生活保護世帯に対し電気料金の一部（限度額年2万円）が助成されるようになった。さらに、空調機器又は防音建具も設置後10年以上使用し、稼働し、又は機能しなくなった空調機器等についても国の助成によって取換えができるようになり、令和3年3月末までに8,558戸（空調機器機能復旧工事と防音建具機能復旧工事の合算）が空調機器等の取換えを終了した。

第一種区域指定の経緯

85WECPNL値	昭和53年12月28日	防衛施設庁告示第21号
	西浜区及び東区の一部を除いて町全域	
80WECPNL値	昭和56年7月18日	防衛施設庁告示第12号
	東区町民の家地域	
75WECPNL値	昭和58年3月10日	防衛施設庁告示第8号
	南区行政センター地域	

第二種区域指定の経緯

90WECPNL値	昭和53年12月28日	防衛施設庁告示第21号
	西浜区及び東区の一部	

住宅防音工事実施状況

単位：千円

年 度	※ 1 新規工事		※ 2 追加工事		※ 3 特定住宅防音工事		告示後住宅防音工事		※ 4 その他		計		※ 5 復旧工事		※ 6 合 計	
	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額	世帯数	金 額
平成22年度まで	4,079	7,552,016	3,114	7,028,319	326	787,308	171	347,619	2,026	6,294,352	9,716	22,009,614	4,377	4,036,911	14,093	26,046,525
平成23年度									142	543,415	142	543,415	433	525,391	575	1,068,806
平成24年度							2	3,923	92	288,376	94	292,299	301	226,705	395	519,003
平成25年度							2	2,995	226	626,035	228	629,030	169	147,317	397	776,347
平成26年度							2	2,686	140	497,216	142	499,902	320	410,073	462	909,975
平成27年度	1	2,763					2	6,461	116	590,546	119	599,770	199	279,422	318	879,192
平成28年度									62	269,643	62	269,643	222	405,668	284	675,312
平成29年度									30	109,512	30	109,512	441	980,488	471	1,090,001
平成30年度									28	145,249	28	145,249	960	1,322,826	988	1,468,076
令和元年度									199	848,098	199	848,098	572	967,972	771	1,816,071
令和2年度							2	3,579	75	397,619	77	401,198	564	1,112,640	641	1,513,838
合 計	4,080	7,554,779	3,114	7,028,319	326	787,308	181	367,263	3,136	10,610,061	10,837	26,347,730	8,558	10,415,413	19,395	36,763,144

※ 1 新規工事については、一挙(特例)工事との合算である。

※ 2 追加工事については、一挙(特例)工事の世帯数も合算し計上している。(一挙(特例)工事においては、新規工事と追加工事が同時に実施されるという観点。)

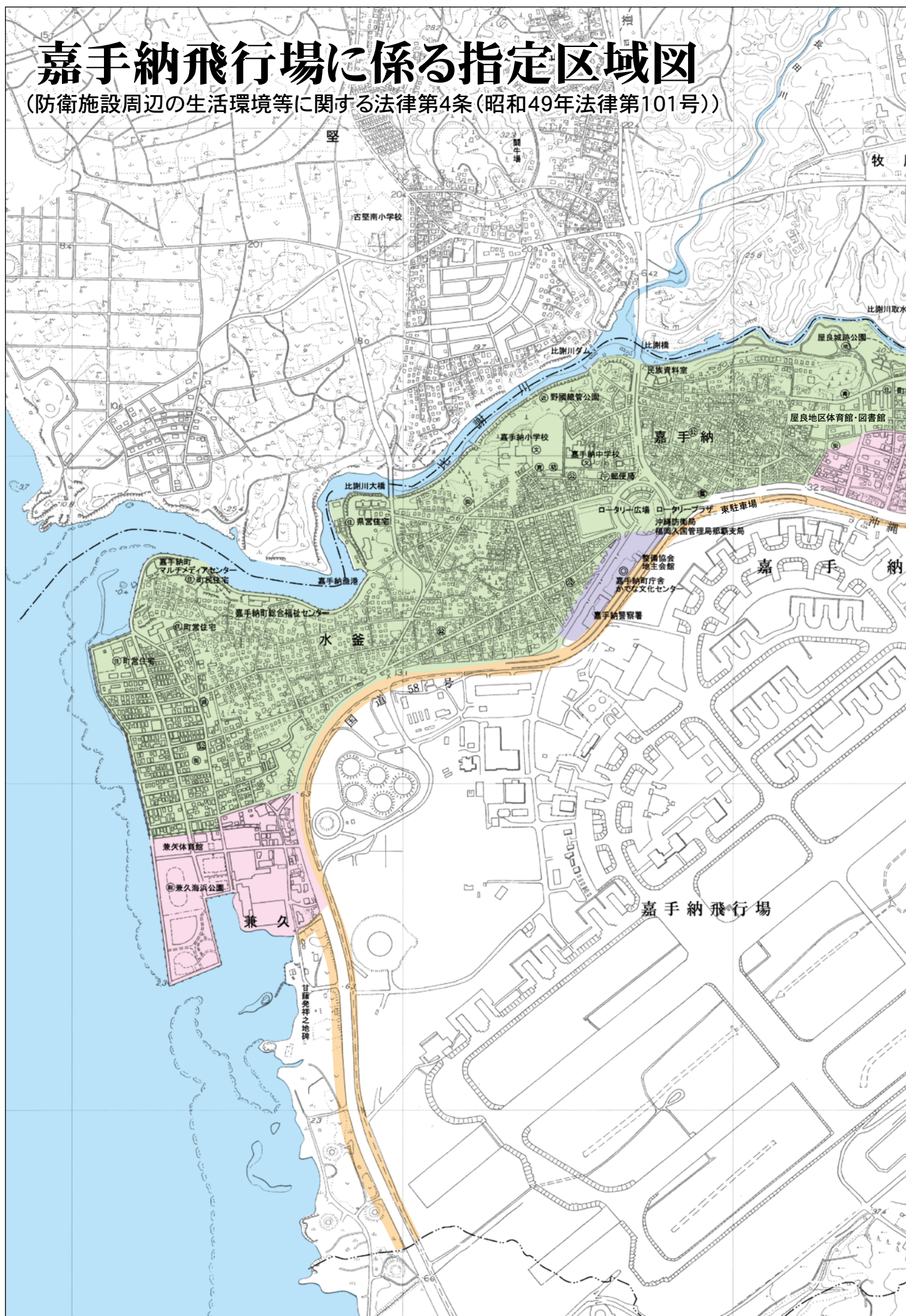
※ 3 特定住宅防音工事については、特定新規工事と特定追加工事の合算である。

※ 4 その他は建替防音工事、防音区画改善工事、外郭防音工事の合算である。

※ 5 復旧工事は空調機器機能復旧工事と防音建具機能復旧工事の合算である。

※ 6 計数は四捨五入のため符合しない場合がある。

(防衛施設周辺的生活環境等に関する法律第4条(昭和49年法律第101号))



第3節 移転の補償等（第5条）

建物等の移転補償（基地周辺整備法第5条第1項）、土地の買い上げ（同法第5条第2項）等は、飛行場に接近し航空機の離着陸等の頻繁な実施と騒音の影響により居住環境として適当でないと思われる区域の中において採られている措置である。

具体的には、同区域内に居住する住民をより好ましい環境に移転させると共に、その跡地等を買って同法第6条による緑化緩衝地帯の整備や、同法第7条により地方公共団体に使用させることによって、周辺住民の生活環境の整備を図ろうとするものである。

なお、この措置の対象となる区域は、同法第5条により防衛大臣が特に障害が著しいと認めて指定する「第二種区域」（WECPNL90以上区域）となっている。本町の第二種区域は東区及び西浜区の各一部が指定されている。（237頁図を参照）

移転件数と土地買収

年 度	区 分	件 数	面 積	筆
平成22年度まで	土 地	37	17,979m ²	60
	建 物	70		
平成23年度	土 地	3	897m ²	3
	建 物	3		
平成24年度	土 地	1	167m ²	3
	建 物	5		
平成25年度	土 地	1	411m ²	2
	建 物	3		
平成26年度	土 地	1	803m ²	2
	建 物	3		
平成27年度	土 地	1	327m ²	1
	建 物	6		
平成28年度	土 地	0	0m ²	0
	建 物	1		
平成29年度	土 地	4	658m ²	5
	建 物	2		
平成30年度	土 地	2	407m ²	2
	建 物	2		
令和元年度	土 地	1	478m ²	2
	建 物	1		
令和2年度	土 地	3	2,241m ²	6
	建 物	2		
計	土 地	54	24,368m ²	86
	建 物	98		
	合 計	152		

第4節 緑地帯の整備等（第6条）

国の直轄事業として、家屋等移転措置実施後の跡地に樹木を植栽し、緑化対策が行われている。

これは、基地に近接した地域を緑化することにより、基地と民家の間に緩衝地帯を積極的に設けようとするねらいがある。



植栽状況

第5節 周辺財産（防衛省所管行政財産）の利用（第7条）

嘉手納町域内における基地周辺整備法第5条（移転の補償等）による買い上げが行われた土地の面積は24,368平方メートルとなっており、町内には防衛省所管の土地（以下、周辺財産）が点在している。町ではこの周辺財産の一部を同法第7条（買い入れた土地の無償使用）により国から借り受け、町民農園等として活用している。



嘉手納町民農園

第6節 民生安定施設の助成（第8条）

防衛施設の設置運用により周辺住民の生活又は事業活動が阻害されているとし、その障害を直接的に防止軽減とならないまでも、地方公共団体が障害の緩和に資するため生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備を行う場合、国は地方公共団体に対して、その費用の一部を補助する制度が、基地周辺整備法第8条による民生安定施設の助成である。

本町では、公共施設のほとんどがこの助成を受け、役場庁舎、文化センター、学習等供用施設（各コミュニティーセンター、児童館）、農業用施設、商工業研修等施設、漁業用施設、総合福祉センター、公園、町道などの整備が行われている。



北区学習等供用施設



西浜区学習等供用施設



役場庁舎太陽光発電設備



総合福祉センター

民生安定施設整備事業一覧表 (基地周辺整備法第8条)

単位：千円

年度	事業名	概要	総事業費	防衛補助金
	平成 25 年度以前		10,467,682	5,962,122
H26 ～ 28			0	0
H29	北区学習等供用施設整備事業	R C 造 2 階建 延床面積 1056.35 m ²	260,820	119,644
	嘉手納町庁舎整備事業	太陽光発電設備 49.5kw	71,388	39,046
計			332,208	158,690
H30			0	0
R1	西浜区学習等供用施設整備事業	R C 造 4 階建 延床面積 918.63 m ²	348,920	134,434
	無線放送施設整備助成事業 (工事)	一期工事 (親局一式 子局 10 局 戸別受信機 70 台)	140,030	105,022
計			488,950	239,456
R2	無線放送施設整備助成事業 (工事)	二期工事 (子局 14 局 移動系 基地局 1 局 陸上移動局 6 局 戸別受信機 180 台)	122,100	87,106
	嘉手納飛行場周辺道路 (町道 103 号線外 1) 改修等事業	実施設計一式	12,094	9,674
	嘉手納飛行場等周辺まちづくり 支援事業 (交流拠点施設) (実 施設計)	実施設計一式	64,883	40,299
計			199,077	137,079
合計			11,487,917	6,497,347

※千円未満の端数について、事業ごとに端数処理を行っている。

第 7 節 特定防衛施設周辺整備調整交付金（第 9 条）

ジェット機が離発着する飛行場、砲撃又は、射爆撃が行われる演習場など面積の広大な防衛施設にあっては、その設置、運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしており、その障害に対する個別的対応として障害防止工事や民生安定施設の助成を講ずるのみでは不十分である。

このため、これらの防衛施設周辺の市町村は、その本来の行政である生活環境等の整備を行うにあたって、他の市町村に比べてより以上の努力を余儀なくされている。

このような事情にある市町村が生活環境等の整備の一環として行う公共用施設の整備、（交通施設、教育文化施設、社会福祉施設など）に充てる費用として措置されたのが「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第 9 条に定められた「特定防衛施設周辺整備調整交付金」である。

この交付金が受けられる市町村は「特定防衛施設」として、また施設周辺の市町村で、「特定防衛施設関連市町村」として、内閣総理大臣からそれぞれ指定を受けたものとなっており、本町は昭和 50 年 3 月 10 日総理府告示第 4 号により指定されている。

また、この交付金は総務省が固定資産税に代わる財源補填として交付し、一般財源として使用できる「基地交付金」、「調整交付金」とは性格が異なる交付金である。従来は、公共用施設の整備（ハード事業）のみに限定されていたが、関係自治体からの要望や、平成 21 年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、地域が自由に使いやすくすることで効果を高めるよう見直すべきとの指摘を受け、平成 23 年 4 月の法律の改正により、生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業（ソフト事業）も追加され、比較的広範囲に適用される特徴をもち、公共施設の整備拡充や生活環境の改善に役立っている。なお、交付金の額は、防衛施設の面積、運用の態様、関連市町村の人口等を基礎として算定されており、本町においては令和 2 年度末までに 173 億 8,323 万 4 千円の交付を受け、公共用施設の整備が行われた。

9 条 交付金の推移

（単位：千円）

平成25年度以前	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
12,935,493	614, 570	617,299	617,358	620,945
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合 計	
631,287	651,331	694,951	17,383,234	

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業一覧表 (基地周辺整備法第9条)

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
	平成25年度以前		13,191,677	12,935,493
H26	健康増進センター運動機器購入	備品購入 パワープレート1台、 ジョーバフィットネス2台	2,333	1,900
	町立保育所車両購入	備品購入 幼児バス2台	5,387	4,900
	町立保育所調理機器購入	備品購入 調理機器購入一式	3,010	2,800
	集出荷施設冷蔵庫設置工事	冷蔵庫設置工事 A=17m ²	4,212	4,000
	町道94号線ほか1件整備工事	整備工事 町道94号線 L=66m W=4.0m 埋立5号線 L=223m W=4.0m	32,782	29,500
	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止 対策工事	崩落防止対策工事 アンカー工 吹付法砕工 L=32m	67,383	61,000
	久得橋交差点改良工事	改良工事 L=32.64m W=9.0m (車道) W=1.5m (歩道)	34,822	31,330
	町道72号線整備工事(用地買収)	用地買収 A=932.66m ² 11筆	41,149	41,140
	町道32号線交差点改良工事 (用地買収)	用地買収 A=97.14m ² 2筆	7,573	7,570
	嘉手納小学校敷地造成整備工事	造成工事 A=8,500m ²	85,860	77,200
	学校給食共同調理場整備工事 (実施設計)	実施設計	12,636	11,300
	学校給食共同調理場整備工事 (用地買収)	用地買収 A=656.04m ² 3筆	27,293	27,000
	学校給食共同調理場整備工事 (基金)	基金	239,626	239,626
	嘉手納外語塾備品購入	備品購入 パソコン等一式	4,072	3,500
	配水管布設替工事(実施設計)	実施設計	6,804	6,804
	久得・水釜地区配水管布設替工事	配水管布設替工事 L=501.6m	65,462	65,000
計			640,404	614,570
H27	久得霊園法面工事	法面保護工 L=534m A=283m ²	24,300	24,300
	嘉手納漁港備品購入	備品購入 フォークリフト1台	1,393	1,392
	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止 対策工事	崩落防止対策工事 アンカー工 吹付法砕工 L=36m	51,840	50,500
	町道39・46号線整備工事 (実施設計)	実施設計	8,424	8,000
	町道69・87号線整備工事 (実施設計)	実施設計	6,669	6,000
	町道82号線整備工事(実施設計)	実施設計	3,348	3,000

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
H27	嘉手納小学校敷地造成整備工事	造成工事 A=1,120m ²	56,160	56,160
	スポーツドーム備品購入	備品購入 複合型トレーニング器具等一式	3,186	1,900
	学校給食共同調理場整備工事(基金)	基金(施設備品)	356,047	356,047
	学校給食共同調理場整備工事(基金)	基金	100,000	100,000
	水釜第一幹線管渠改修工事	改修工事 L=195m	15,120	10,000
計			626,487	617,299
H28	各区学習等供用施設防犯カメラ購入	防犯カメラ9台 6施設	4,482	4,000
	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止対策工事	崩落防止対策工事 L=545.5m	187,968	185,000
	町道39・46号線整備工事	整備工事 町道39号線 L=160m 町道46号線 L=360m	108,154	108,000
	町道19号線ほか2件整備工事 (実勢設計)	実施設計	17,604	17,603
	町道69・87号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=404.6m ² 15筆	19,748	16,780
	町道82号線整備工事(用地買収)	用地買収 A=29.17m ² 3筆	2,167	2,025
	嘉手納幼稚園園庭整備工事	園庭工事 舗装工 A=265m ² 施設工一式	20,196	18,500
	スポーツドーム備品購入	備品購入 トレーニング器具3基	2,906	2,905
	学校給食共同調理場給食配送車両購入	備品購入 給食配送車両2台	8,403	8,402
	学校給食共同調理場整備工事 (基金)	基金(施設備品)	96,255	41,383
	嘉手納町民農園整備工事 (実施設計)	実施設計	5,400	5,000
	兼久海浜公園整備工事(基金)	基金	98,260	98,260
	兼久・水釜地区配水管布設替工事 (実施設計)	実施設計	7,236	7,202
	水釜地区配水管布設替工事	配水管布設替工事 L=1,245m	52,380	52,298
	水釜第三幹線管渠改修工事 (実施設計)	実施設計	14,904	14,040
	水釜第一幹線管渠改修工事	整備工事 L=516.80m	35,964	35,960
計			682,027	617,358
H29	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止対策工事	崩落防止対策工事 L=439.2m	100,631	100,000
	町道39号線整備工事	整備工事 L=640m W=6.5m	121,155	120,000
	町道87号線整備工事	整備工事 L=116m W=4~5m	11,618	11,000

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
H29	町道19号線整備工事	整備工事 L=198m	30,744	30,000
	町道67号線整備工事	整備工事 L=194m	26,772	26,000
	町道34・64・70号線整備工事 (実施設計)	実施設計・補償調査	18,252	18,000
	嘉手納公園再整備工事 (実施設計)	実施設計・補償調査	16,092	14,840
	兼久海浜公園整備工事(基金)	基金	58,905	58,905
	嘉手納町民農園整備工事	整備工事 A=2,039m ²	46,440	46,000
	嘉手納小学校敷地整備工事	敷地整備工事 A=2,936m ²	47,186	46,000
	屋良小学校敷地造成工事	造成工事 A=6,789m ² 磁気探査 A=7,830m ²	45,360	43,500
	体育施設関連備品購入	備品購入 転圧ローラー等	4,670	3,700
	嘉手納公園再整備工事 (文化財確認調査)	埋蔵文化財確認調査一式	4,050	3,000
	水釜地区配水管布設替工事 (実施設計)	実施設計	5,508	5,000
	水釜第三幹線管渠改修工事	改修工事 L=821.40m	103,287	88,560
	水釜第三幹線管渠改修工事 (実施設計)	実施設計	6,696	6,440
計			647,365	620,945
H30	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止 対策工事	崩落防止対策工事 L=113.6m	64,800	64,500
	町道15・101号線整備工事 (実施設計)	実施設計	9,504	9,000
	町道102号線整備工事 (実施設計)	実施設計	6,372	6,300
	町道34・35号線整備工事	整備工事 L=84.0m	32,940	32,000
	町道34・35号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=625.57m ² 2筆	42,443	42,440
	町道64号線整備工事	整備工事 L=186m W=5.0m	28,080	27,020
	町道48-2号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=377.28m ² 7筆	26,265	23,500
	町道101号線整備事業 (用地買収)	用地買収 A=603.23m ² 3筆	10,255	10,000
	町道69・87号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=50.81m ² 2筆	2,802	2,800
	町道70号線整備工事(用地買収)	用地買収 A=371.33m ² 6筆	23,240	23,200
	交通安全対策工事	カラー舗装工 A=754m ² 区画線工 A=950m	12,150	12,000
	公園施設関連備品購入	備品購入 公園施設管理車両1台	1,781	1,780

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
H30	嘉手納公園再整備工事 (物件補償)	物件補償 店舗 1件	31,712	31,567
	嘉手納公園再整備工事 (用地買収)	用地買収 A=251.85㎡ 1筆	18,663	18,433
	兼久海浜公園整備工事	基金	218,027	218,027
	屋良幼稚園園庭整備工事 (実施設計)	実施設計	1,815	1,500
	嘉手納小学校外構整備工事 (実施設計)	実施設計	7,560	7,000
	体育施設関連備品購入	備品購入一式	6,621	6,500
	嘉手納町民農園管理車両購入	備品購入 貨物車両1台	1,684	1,680
	嘉手納町マルチメディアセンター 空調設備改修工事(実施設計)	実施設計	2,317	2,270
	嘉手納町マルチメディアセンター 備品購入	パソコン30台 サーバー一式 プリンター2台	8,028	8,020
	子育て支援センター福祉車両購入	備品購入 福祉車両1台	1,289	1,280
	町道64号線配水管布設替工事	配水管布設替工事 L=189m	7,020	7,020
	下水道管路施設ストックマネジメント 計画策定業務	全体計画調査一式	10,716	10,710
	町道67・68・74号線管渠改修工事 (実施設計)	実施設計	8,208	8,200
	水釜第三幹線管渠改修工事	整備工事 L=616.10m	54,540	54,540
計			638,832	631,287
R1	比謝川遊歩道急傾斜地崩落防止 対策工事	崩落防止対策工事 L=53.0m	95,700	92,000
	町道102号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=544.14㎡ 3筆	8,054	8,000
	道路施設関連備品購入	備品購入 道路施設管理車両1台	2,893	2,890
	町道34号線整備工事(物件補償)	物件補償 1件	26,689	26,000
	町道34号線整備工事 (用地買収)	用地買収 A=39.32㎡ 1筆	3,382	3,300
	嘉手納公園再整備工事(埋蔵文化 財本調査)	埋蔵文化財本調査	59,768	45,000
	兼久海浜公園整備工事	基金	116,541	116,541
	屋良小学校外構整備工事	外構整備工事 A=1,146㎡	37,510	37,000
	屋良小学校図書館備品購入	備品購入 長テーブル等一式	4,840	4,800
	屋良幼稚園園庭整備工事	園庭整備工事 A=825㎡	39,380	38,000
	学校ネットワーク機器等購入	備品購入 パソコン等一式	108,167	105,000
	嘉手納小学校外構整備工事	外構整備工事 A=878㎡	44,330	42,000

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
R1	兼久海浜公園ウォーターガーデン 遊具修繕	遊具修繕 滑走面補修一式	10,395	10,000
	学習等供用施設整備工事(用地買収)	用地買収 A=1,084m ² 3筆	62,515	62,000
	道の駅かでな学習展示室等空調設備改修工事	空調改修工事 S=233.76m ²	7,524	7,000
	嘉手納町商工業研修等施設空調設備改修工事	空調改修工事 S=177.9m ²	9,350	8,700
	町道74号線管渠改修工事	整備工事 L=232.70m	21,450	20,000
	久得第二配水池築造工事 (実施設計)	実施設計	24,119	23,100
計			682,607	651,331
R2	第三保育所建設工事 (物件補償調査)	物件補償調査一式	2,648	2,600
	町道70号線整備工事(用地買収)	用地買収 A=118.24m ² 6筆	11,549	11,200
	町道34号線整備工事	整備工事 L=76.0m W=7.2m	23,969	21,600
	町道65号線ほか1件整備工事 (実施設計)	実施設計	19,140	19,000
	嘉手納公園再整備工事(埋蔵文化財本調査)	埋蔵文化財本調査	15,147	15,147
	嘉手納公園再整備工事(擁壁工事)	公園整備工事 L=103.56m	39,160	36,000
	道の駅かでな改修事業 (実施設計)	実施設計	5,995	5,590
	道の駅かでな便所改修工事	改修工事 A=113.35m ²	46,574	43,200
	兼久海浜公園整備工事	基金	222,691	222,691
	商工関係車両購入	備品購入 商工施設管理車両1台	2,354	2,150
	嘉手納町マルチメディアセンター 共用階設備改修工事	改修工事 建築工事等 S=2,401.93m ²	83,258	80,430
	塵芥車両等購入	備品購入 不法投棄パトロール 車両1台 塵芥車両1台	7,457	7,456
	嘉手納町総合福祉センターエレベーター改修工事	エレベーター改修工事一式	25,784	24,400
	嘉手納外語塾パソコン備品購入	備品購入 パソコン等一式	5,280	4,778
	屋良小学校敷地造成工事 (2工区)	敷地造成工事 A=8,560m ²	43,340	43,000
	屋良小学校運動場等整備工事 (実施設計)	実施設計	8,118	8,110
	屋良小学校外構整備工事 (1-D工区)	外構整備工事 A=1,015.61m ²	27,830	27,800

単位:千円

年度	事業名	事業規模	事業費総額	補助額
R2	嘉手納小学校多目的運動場整備工事(実施設計)	実施設計	7,920	7,500
	嘉手納小学校備品購入	備品購入 児童生徒用机等一式	3,605	3,284
	デジタル教科書購入	備品購入 デジタル教科書一式	3,870	3,555
	屋良小学校備品購入	備品購入 児童生徒用机等一式	2,618	2,400
	嘉手納中学校備品購入事業	備品購入 生徒用机等一式	3,157	2,880
	マイクロバス購入	備品購入 マイクロバス1台	6,192	6,191
	嘉手納町立図書館照明取替工事	照明取替工事一式	7,893	7,890
	文化財アクセス通路整備工事(実施設計)	実施設計	3,850	3,850
	体育施設関連備品購入	備品購入 芝刈り機1台	3,739	3,730
	かでな文化センター音響機器等備品購入	備品購入 音響機器等一式	3,949	3,949
	航空機騒音自動監視システム購入	備品購入 航空機騒音自動監視システム一式	12,969	12,960
	健康増進センター運動機器購入	備品購入 運動機器一式	12,463	11,610
	町道35・68号線管渠改修工事	改修工事 L=354.06m	28,633	20,278
	町道9号線管渠改修工事(実施設計)	実施設計	8,030	4,722
	町道埋立14号線外8路線配水管布設替工事	配水管布設替工事 L=632.9m	39,855	25,000
計			739,038	694,951
合計			17,848,437	17,383,234

※千円未満の端数について、事業ごとに端数処理を行っている。



健康増進センター運動器具



嘉手納町立図書館照明取替工事

第2項 まちづくり支援事業

防衛施設に対する住民の理解を深め、防衛施設と周辺地域の調和を図るため、地方公共団体が行う防衛施設の存在を前提としたまちづくりを支援する施策としてまちづくり支援事業がある。まちづくり支援事業は基地周辺整備法第8条に基づく施策であり、障害の防止・軽減・緩和という負担・不利益の極小化という発想から、個性あるまちづくりに積極的に貢献するという発想へ転換したものである。

本町では現在、「嘉手納飛行場等周辺まちづくり支援事業」としてまちづくり支援事業が進められており、その概要について以下に紹介する。

嘉手納飛行場等周辺まちづくり構想（一部抜粋）

まちづくり構想策定の沿革

嘉手納町では、町域面積の82%を占める嘉手納飛行場に隣接する形で市街地が形成されており、その飛行場周辺地域では、航空機の頻繁な離発着による騒音問題等が負担となっている。

また、限られた市街地の中で、計画的な公共施設等の整備、配置が難しいなどのまちづくりを進める上でも重荷になっている。

そうした中、嘉手納飛行場に近接する嘉手納野球場並びに嘉手納町兼久体育館、屋良城跡公園については、老朽化等の課題からリニューアルが求められ、その対策が急務となっている。嘉手納野球場及び兼久体育館、屋良城跡公園の整備の方向性を示す必要があることから、嘉手納飛行場等周辺まちづくり構想を策定する。

まちづくり構想の目的

これまでの嘉手納野球場機能拡充基本構想、兼久海浜公園リニューアル基本構想・基本計画・基本設計・実施計画、屋良城跡公園基本計画・基本設計等の調査及び検討を精査し、地域の歴史、文化やスポーツ振興を図るための施設整備の方針、方法等を示す。

また、地域住民の嘉手納野球場及び兼久体育館、屋良城跡公園での活動を通し、健康増進やスポーツの技術向上、在沖米軍関係者、観光客との交流施設、地域振興及び観光振興の促進、又は交流人口の増加に繋げることを目的とする。

対象地と検討内容

まちづくり構想の対象施設は、嘉手納野球場及び兼久体育館、屋良城跡公園の3箇所である。

嘉手納野球場及び兼久体育館、屋良城跡公園は当初整備より数十年経過し、施設の老朽等がみられる。また、今後の町民ニーズ並びに観光客等のニーズに対応できるよう、各施設に求められる施設機能の向上・充実と合わせて総合的な再整備を検討する。

嘉手納野球場

嘉手納野球場の現況



嘉手納野球場の概要と特徴

- ・1987年（昭和62年）に開催された海邦国体において「ソフトボール競技の会場」として整備された嘉手納野球場
- ・一般利用が主で、次いで高校野球の各種大会や小中学生の練習の利用が多い。
- ・プロ野球チーム横浜DeNAベイスターズ2軍の春季キャンプ地として使用（毎年2月）

施設名	嘉手納野球場
建設年 (供用開始)	1986（S61）年4月1日
野球場規模	17,864㎡ 右左翼：91.5m センター：120m
収容人数	7,500人（内野：6,000人、外野：1,500人）
主な付帯施設	放送室、会議室、スコアボード、ダッグアウト、バックスクリーン、場外ブルペン、ナイター設備 など

嘉手納野球場の課題

野 球 場 全 体	・施設全体が老朽化
グ ラ ウ ンド	・硬式野球公認球場規模より両翼が短い ・粉じんへの対策
スタンドなど	・観客席の暑さ対策 ・バックスクリーンの老朽化 ・ナイター設備の照度が足りない
ファウルボール	・ファウルボールが、防球ネットを越え、道路や駐車場に飛び出す
諸 室 や 動 線	・更衣室がない ・観客用と選手用のトイレが共用になっており、数も少ない ・倉庫不足 ・球場内の動線が悪い

基本理念と基本方針

【基本理念】 スポーツ活動を通じた交流拠点の形成

【基本方針】

1. 町民並びに施設利用者から親しまれる野球場

- ・町民並びに施設利用者から親しまれる野球場となるよう、各種ニーズを踏まえた機能拡充を検討するものとする。
- ・プロ野球のキャンプ地としての利点を活かして、「するスポーツ」の拠点であるとともに、観光振興を踏まえた「見るスポーツ」としての機能を有するスポーツコンベンションへの展開に資する施設とする。

2. 安全で質の高いプレー環境の確保

- ・高校野球大会やプロ野球の競技レベルに対応したグラウンドの広さ、仕上げ等、利用実態を考慮した質の向上を図る。
- ・小中高生や一般、プロの選手が安全にプレーできる環境を整えるため、安全で質の高いプレー環境の確保を図る。

3. 快適な利用環境、観戦環境の創出

- ・選手や関係者が快適に利用できるよう、各種諸室やブルペン、ダッグアウト等利用環境の機能拡充を図る。
- ・誰もが観戦できるよう施設のバリアフリー化や試合の迫力が直接伝わる臨場感、雨や暑さから守られた快適性等を創出する環境づくりを図る。

4. スポーツを通じた交流機会の創出

- ・在沖米軍関係者との相互理解を深めるよう、スポーツを通じた交流機会の創出を図る。

野球場リニューアルの主な改善点

現在地にて、嘉手納野球場の建替えを行う。

公認野球場規模への対応	・現状では、プロ野球の公式戦や高校野球地方予選決勝を行うには両翼の長さが足りない。 ・町民利用を基本とし、現在の利用状況を踏まえ公認野球場（センター122m、両翼100m）とする。
利用者目線の施設機能と導線	・利用者からの要望、高校野球大会やプロ野球チームのキャンプなどの現状の利用を踏まえ、安全面や運用面の課題を考慮した、利用しやすい諸室の整備を行う。
周辺環境への配慮	・課題である、粉じん対策及び維持管理面を考慮し、全面人工芝舗装とする。 ・散水設備を設置し、メンテナンス対応を行う。
安心・安全面の確保	・球場周辺の歩行者への防球対策などの周辺環境の安全面を考慮する。 ・プロ野球や高校野球利用を想定し、ファウルボールの安全対策として、45mの防球ネットを1塁側に設置、ホームベース上空に天井ネット、スタンド及び前面広場上部に大屋根を設置する。

イメージパース（完成予想図）



整備スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
測量・調査関連					供 用 開 始
設計関連					
リニューアル工事					

概算事業費

測量・調査関連費：約0.3億円、設計費：約1.8億円、工事・監理費：約47.5億円

※事業概要・概算事業費は実施設計を踏まえ算出。（令和4年1月時点まとめ）

兼久体育館

兼久体育館の現況



地図データ ©2021、地図データ ©2021 100 m

兼久体育館の概要と特徴

- ・ 兼久体育館が位置する兼久海浜公園は、昭和63年に供用開始された都市公園。
- ・ 建築後33年が経過し、海沿いに位置していることから塩害等による老朽化が見られる。
- ・ 周辺の類似施設と比較して利用料金が安く、町内および町外の一般利用が多い。

施設名	兼久体育館
建設年 (供用開始)	1988年 (S63)
体育館規模	2階建て 建築面積：946.00㎡ 延床面積：770.24㎡ アリーナ面積：616.00㎡
主な付帯施設	談話室、管理事務所、更衣室、トイレ、シャワー室、ランニングコース

兼久体育館の課題

体育館全体	・ 施設全体が老朽化で雨漏りなどもみられる
利用ニーズ	・ 各種大会等のニーズはあるが規模や設備が十分でない ・ トレーニングルームや武道場等の整備が求められている ・ 2階のジョギングコースや更衣室、シャワー室の利用頻度が低い
諸室や動線	・ トイレについては、和式となっており多目的トイレ等の設置もない ・ 廊下や階段が狭隘
照明	・ 照明システムについて、スポーツ別に適した照度の確保が難しい

基本理念と基本方針

【基本理念】 気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じた新しい交流が生まれる施設づくり

【基本方針】

1.老朽施設のリニューアル

- ・老朽化した兼久体育館等については、利用者の意向により新機能の拡充を踏まえてリニューアル方策を検討する。
- ・施設のリニューアルに併せて、施設間の連携や園路などのアプローチも踏まえ、施設配置等のゾーニングを検討する。

2.町民及び在沖米軍関係者との交流

- ・ウォーターガーデンの利用等、在沖米軍関係者が比較的多く利用する公園であり、さらなる利用促進の為、交流施設としての機能充実を図る。
- ・リニューアルした体育館を活用した各種イベントの展開により、在沖米軍関係者との交流促進を図る。

3.ユニバーサルデザインでみんなが使いやすい施設

- ・誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した安全な施設整備を図る。
- ・誰でも気軽に利用できるよう、公園内の隅々までアクセスしやすい駐車場や通路を配置する。

4.地域の安全・安心に資する災害に強い施設

- ・同公園が津波浸水区域に位置することから、避難所として指定されている体育館等については、避難施設としての機能拡充を図る。
- ・リニューアルに併せて、災害時の避難場所として広場を設ける。

体育館リニューアルの主な改善点

	現状
場所	嘉手納町字兼久
階数	2階
アリーナ規模	616m ²
トレーニングルーム	×
事務室	○ (1カ所)
放送室	×
多目的室	×
救護室	×
会議室	○ (談話室)
倉庫	○
備蓄庫	○ (屋外)
津波避難場所	明確な位置づけ無し
更衣室	○ (1カ所)
トイレ	○ (1カ所)
シャワー室	○ (1カ所)
エレベーター	×



建替え案
現在位置
4階 (1階ピロティ)・PH階
約1,760m ²
○
○ (1カ所)
△ (事務室内)
○ (1室)
○
○ (1室)
○
○ (屋内)
○
○ (1カ所)
○ (2カ所)
○ (1カ所)
○ (1基)

イメージパース（完成予想図）



外観パース



内観パース

整備スケジュール

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
測量・調査関連					
設計関連					
リニューアル工事					

概算事業費

測量・調査関連費：約0.2億円、設計費：約1.3億円、工事・監理費：約34.1億円

※事業概要・概算事業費は基本設計を踏まえ算出。（令和4年1月時点まとめ）

※実施設計を進める中で事業費変動の可能性あり。

屋良城跡公園

屋良城跡公園の現状



屋良城跡公園の概要と特徴

- ・屋良城跡公園は、比謝川の水辺の空間と一体となって機能する公園緑地として、40年前（昭和54年）に整備され、町民の安らぎと憩いの場、レクリエーションの場として広く利用されている。
- ・この地域は以前に屋良城跡という伝えもあり、歴史的にも地域を保全していく必要がある。

施設名	屋良城跡公園
公園の種類	地区公園
設置年月日	昭和54年3月31日
設置面積	46,648.80m ²
都市計画決定	当初決定 S50.10.02 4.50ha 供用開始 S60.03.31 4.50ha 名称変更 H16.03.24

屋良城跡公園の課題

公園施設	・全体的に施設の老朽化が進み破損している。 ・遊具は数が少なく老朽化が進み破損しているため、住民から遊具の充実が求められている。 ・樹木や墳墓の多さが公園利用者に「暗くて怖い」印象を与えている。
利用ニーズ	・比謝川一帯の周辺環境と調和した公園づくりが必要である。 ・公園内の歴史・文化財に触れられる公園づくりが必要である。
公園周辺	・公園利用者の「怖い」といったイメージを改善するためにも、墳墓の移設が求められる。

基本理念と基本方針

【基本理念】 誰もが楽しめる、自然と歴史・文化の体験型公園づくり

【基本方針】

1.冒険（アドベンチャー）を楽しむ公園づくり

- ・子供達に遊びの場を提供し冒険や挑戦ができる施設の整備
- ・比謝川周辺の自然を活かした遊具や、地形を活かした大型複合遊具の整備
- ・比謝川を活用した自然体験

2.自然、歴史・文化を感じる公園づくり

- ・比謝川一帯の自然に生息する動植物の説明サインの整備
- ・屋良城跡の歴史・文化を感じる施設や説明サインの整備

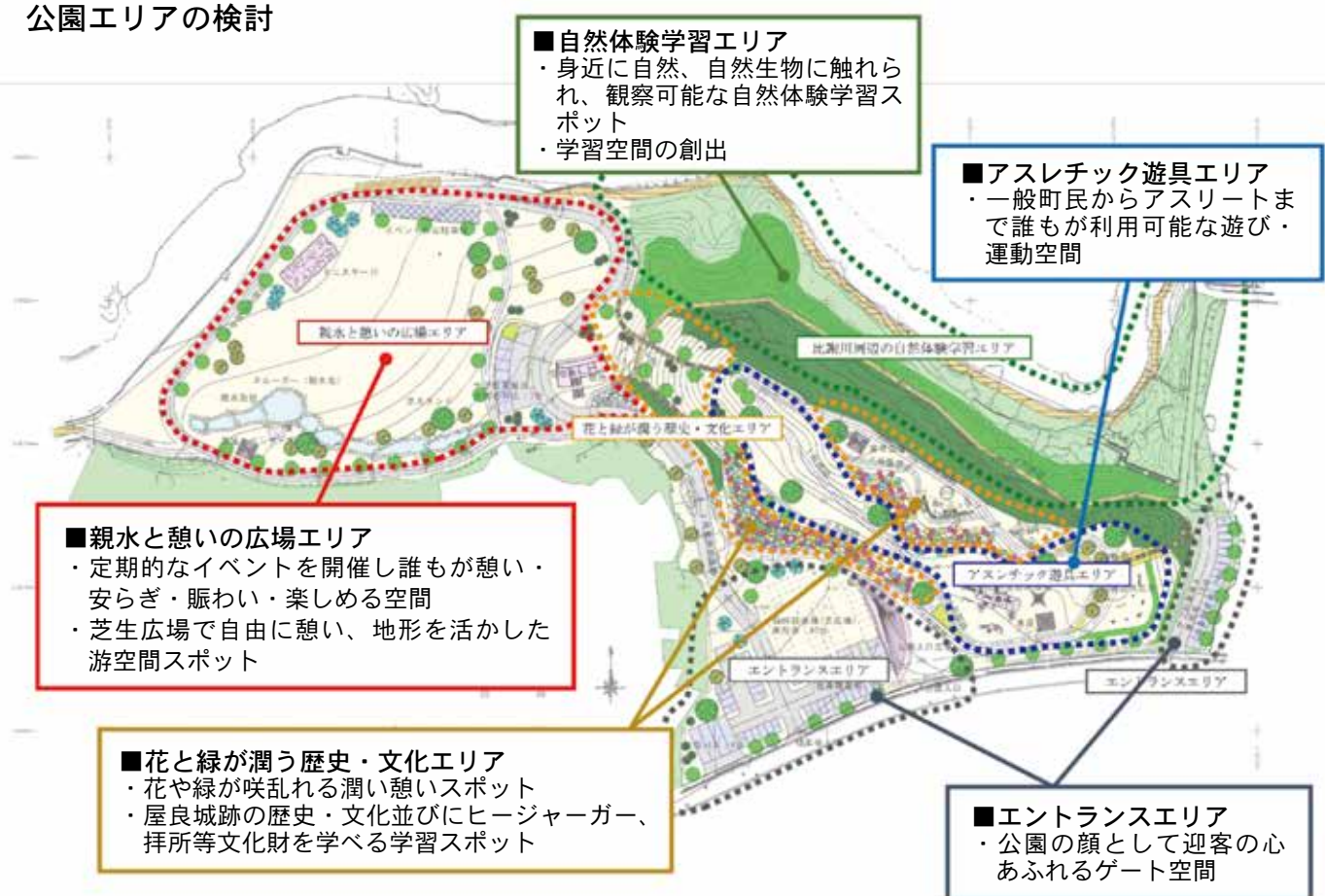
3.明るく安心・安全で誰もが遊びに来れる公園づくり

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、エコエネルギー等を活用した公園施設の整備
- ・花や緑（低木の花木）で彩り、明るく潤いのある憩いの公園を演出
- ・日常的なパトロールや施設の安全点検に努め、公園利用者が過ごしやすい空間の形成

4.交流を生み出す公園づくり

- ・屋良城跡公園は嘉手納町の交流拠点の一つとして、町民及び在沖米軍関係者等の交流の場として、公園の活用及び機能の強化
- ・イベントやお祭りの開催などソフト面の充実
- ・町内各地の観光拠点と連携し、新たな観光拠点として観光発展及びPR

公園エリアの検討



主要施設整備イメージ

■交流広場（芝生広場）

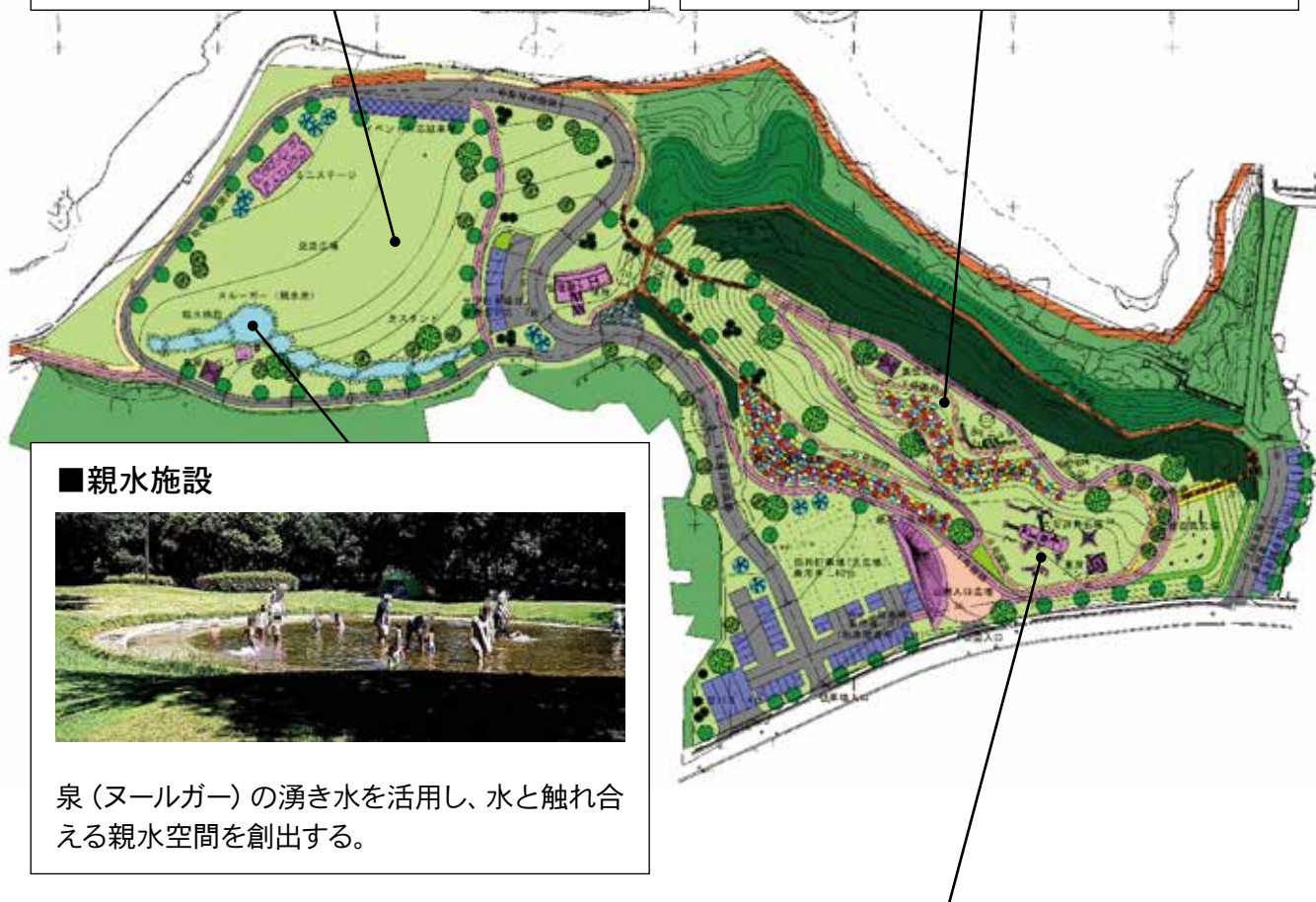


フラットな芝生広場として整備し、交流の場、憩いの場、イベント空間として活用する。

■花物植栽



低木で鮮やかな花木で統一し、花と緑で彩る明るい公園を目指す。



■親水施設



泉（ヌールガー）の湧き水を活用し、水と触れ合える親水空間を創出する。

■大型複合遊具（遊具はイメージ。今後詳細設計でデザインを検討。）



地形を活用し、誰もが楽しめるユニバーサルデザインに配慮した多数の遊具が一体となった大型複合遊具を設置する。

県内の
遊具の事例



道の駅ぎのざ



平和祈念公園

イメージパース（完成予想図）



整備スケジュール

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
測量・調査関連					※必要に応じ 埋蔵文化財調査			
設計関連								
リニューアル工事								

概算事業費

測量・調査関連費：約0.1億円、設計費：約0.6億円、工事・監理費：約6.6億円

※事業概要・概算事業費は実施設計を踏まえ算出。（令和4年1月時点まとめ）

第10章 沖縄米軍基地所在市町村 活性化特別事業

第10章 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業

米軍基地の存在は、基地の所在する市町村には困難な問題をもたらしてきた。

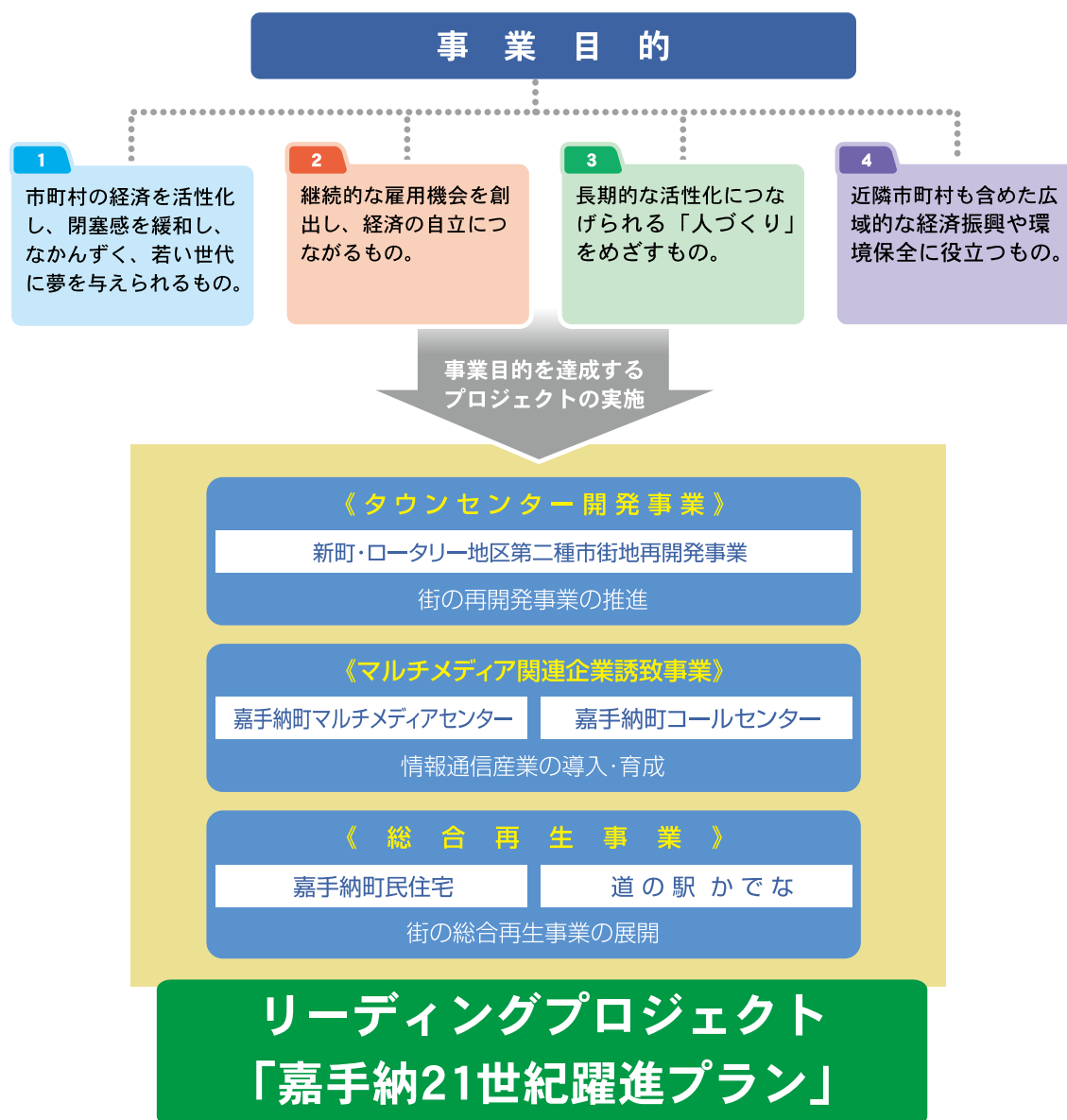
基地の多くは利便性のある場所に集中しており、その結果、住民生活空間、経済空間が制約され、まちの発展に大きく影響を与えている。そのため、梶山静六内閣官房長官（当時）の私的諮問機関として、島田晴雄慶応義塾大学教授（当時）を座長とする「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」いわゆる「島田懇談会」が平成8年8月20日に設立された。同懇談会は基地所在市町村に対して基地の存在による閉塞感を緩和するために、基地所在市町村の訪問、現地の実情視察、地元の要望聴取により提言の取りまとめを行った。その中で次頁フローチャートの4点の事業目的が達成できるよう予算上十分な措置を講ずることを政府に求め、平成8年11月19日に嘉手納町を含む5市町村のプロジェクトを例示した。

嘉手納町は同年10月に、いち早く嘉手納ロータリー周辺在市街地再開発事業を含む案を提案、要望した。

懇談会においても、嘉手納町の場合には町域の大部分が米軍基地で占められており、基地返還の見通しも得られていないなかでは市街地の拡大による過密解消は困難であるため、まちの活性化の拠点として嘉手納ロータリー周辺の総合的な再開発を行うこととし、その中核的プロジェクトとして、活性化の拠点となる多目的ビルの建設、広場の整備を行うとともに、雇用効果のある施設、商業・サービス機能の導入等を進め、雇用機会の創出や若者の定着、更には国際交流を図るという提案がなされた。

本事業を実施するにあたり、町の活性化に向け5つの柱を事業のコンセプトとして設定し事業を実施した。

- ① 新たな都市機能の創出 ② 中心商店街の活性化 ③ 良好な住宅環境整備
- ④ 生活サービス施設の充実 ⑤ アメニティー環境の創出



街の再開発事業の推進（新町・ロータリー地区第二種市街地再開発事業）

ネオ・カデナ・ルネッサンス

町域の82%を広大な米軍基地で占められ、生活の根幹を成す住宅や生産と就業のある産業の立地を著しく困難にし、人口減と高齢化が進行して、町の存亡にかかわる極めて深刻な状態となっている。

また、近年のモータリゼーションの発展と近郊に大型店の進出等により、商店街は活力を失い衰退の一途にある。

このような状態の中で、町の活性化の拠点として嘉手納ロータリー周辺の総合的な再開発を行うものである。



嘉手納タウン センター

新たな
都市機能の創出

中心商店街
の活性化

良好な住宅環境
の整備

生活サービス
の充実

アメニティ環境
の創出

施設配置図



- 1** **ロータリー1号館**
ロータリープラザ
沖縄防衛局
福岡入国管理局那覇支局嘉手納出張所

- 2** **ロータリー2号館**
店舗・事務所
ロータリー2号館住宅（再開発住宅）

- 3** **ロータリー3号館**
大通り交番
事務所

- 4** **新町1号館**
店舗・事務所
新町1号館住宅（再開発住宅）

- 5** **新町2号館**
店舗・事務所
住宅

- 6** **新町3号館**
地域振興施設

施 設 の ご 案 内

ロータリー 1 号館



内容：子育て支援センター、シルバー支援センター、中央公民館、嘉手納外語塾、図書館、健康増進センター



内容：沖縄防衛局
福岡入国管理局那覇支局嘉手納出張所

ロータリー 2 号館



内容：店舗・事務所、再開発住宅

ロータリー 3 号館



内容：大通り交番、事務所

住宅棟



内容：住宅10戸

新町 1 号館



内容：店舗・事務所、再開発住宅

新町 2 号館



内容：店舗・事務所、住宅

新町 3 号館



内容：地域振興施設（商業施設）

新町第 2 駐車場



収容台数52台

ロータリー第 1 駐車場



収容台数12台

ロータリー第 2 駐車場



収容台数23台

緩衝緑地帯



900㎡

ロータリー広場



防災広場／2,956㎡

新町・ロータリー地区第二種市街地再開発のあゆみ

平成 8 年度	8月	梶山静六内閣官房長官の私的諮問機関「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」発足
	11月	那覇防衛施設局の本町への移転を正式に要請
		「沖縄懇談会」答申。振興策として「嘉手納タウンセンター構想」が例示
	1月	梶山官房長官が来町し、通称・安保の見える丘、新町・ロータリー地区を視察
平成 9 年度	4月	機構改革により建設振興部に都市開発課が新設される
		嶋口那覇防衛施設局長に那覇防衛施設局の誘致要請（中北部18市町村長の連名による）
	6月	有識者懇談会発足（島田座長ほか13名）。作業部会発足（稲嶺部会長ほか4名）
平成10年度	7月	島田懇談会作業部会特別セッション開催
	10月	町長、野中内閣官房長官等と沖縄懇談会事業及び那覇防衛施設局の誘致について会談
		野中内閣官房長官が那覇防衛施設局の本町への移転を正式発表
	2月	嘉手納タウンセンター権利者協議会結成総会
平成11年度	9月	島田懇談会事業主幹部「プロジェクト未来」新設。「都市開発課」から「再開発推進課」へ変更
平成13年度	10月	都市計画決定告示
平成14年度	11月	市街地再開発事業認可
	12月	用地買収、物件補償開始
平成16年度	9月	管理処分計画認可
	3月	建設工事着手
平成20年度	4月	ロータリープラザ開所式

情報通信産業の導入・育成（マルチメディア関連企業の誘致・育成）

若者の町への定着と地域の活性化を目指して

町民に残されたわずか18%の地域において、高い失業率の改善に寄与し、まちの活性化を図るため、大規模な土地を必要とせず雇用の創出が期待できる産業としてIT産業に着目し、マルチメディア関連企業誘致事業に取り組む。



嘉手納町コールセンター

情報通信産業の中でも、雇用の創出効果の高いコールセンターに注目し、嘉手納町総合福祉センターの2階部分を改築。嘉手納町コールセンターとして設置。パソコンインフォメーションセンターとして業務を開始。



嘉手納町マルチメディアセンター

情報通信産業の導入・育成の核となる施設として嘉手納町マルチメディアセンターを整備。ベンチャーから中規模企業まで各規模に対応したオフィススペース。各種デジタルコンテンツの製作・編集が可能なコンテンツ工房やスタジオ完備。マルチメディア系企業に最適なビジネス拠点を整備。

マルチメディア関連企業 誘致事業のあゆみ	平成10年度	7月	島田懇談会作業部会特別セッションにおいてマルチメディアタウン構想提案
		10月	有識者懇談会において「嘉手納マルチメディアタウン構想」承認
		3月	企業誘致基本調査委託業務及び総合福祉センター改造計画委託業務完了
	平成11年度	9月	島田懇談会事業主管部「プロジェクト未来」新設、マルチメディア推進課新設
		12月	総合福祉センター改造建築許可
			情報通信産業振興地域の指定
	2月	総合福祉センター改造工事竣工	
	平成12年度	5月	パソコンインフォメーションセンター開所式
		11月	マルチメディアセンター建設実地設計完了
		1月	マルチメディアセンター建築許可
平成13年度	12月	マルチメディアセンター建設工事竣工	
	2月	マルチメディアセンター開所式	

街の総合再生事業の展開（町民住宅・道の駅の建設）

生活者にとっても、訪問者にとっても、安全で快適な町づくり

狭あいな市街地の有効利用、生活環境の向上に向けて、市街地や公共施設等の整備など、町民生活にとって重要なまちづくりに総合的に取り組む。



道の駅かでな

本町の玄関口となっている屋良東部地区の活性化を図る為、沖縄市との道路結節点である県道74号線沿いの“安保の見える丘”という観光スポットを活かし、道の駅施設を建設し町の活性化を図る。令和3年10月末現在、リニューアル工事を実施中。



嘉手納町民住宅

慢性的な住宅の供給不足が生じ、人口流出が進行している状況を改善し、若年、特に情報通信産業の従業員の定住化を推進すると共に、中堅所得者層の住宅需要に応えるため町民住宅を建設。

◎建設戸数／35戸【1LDK:55㎡(5戸)】

【2LDK:65㎡(10戸)】

【3LDK:73㎡(20戸)】

総合再生事業のあゆみ	平成10年度	10月	総合再生事業基本調査チーム発足
	平成11年度	6月	総合再生事業基本調査委託業務完了
	平成13年度	3月	町民住宅用地物件買戻し完了
			屋良東部地区拠点開発事業用地物件買戻し完了
			町民住宅建設実地設計委託業務完了
	平成14年度	7月	屋良東部地区拠点開発事業周辺整備設計委託業務完了
		3月	屋良東部地区地域振興施設建設工事竣工
	平成15年度	4月	「マルチメディア推進課」から「総合再生課」へ変更
		8月	屋良東部地区地域振興施設開所式
	平成16年度	3月	道の駅「かでな」登録
			町民住宅建設工事竣工

第 11 章 基地周辺国有地及び 返還跡地等の利用

第11章 基地周辺国有地及び返還跡地等の利用

第1項 返還跡地等の利用状況

本町は町域の約82パーセントが米軍基地に占有され、「沖縄の縮図」といわれている。町民は狭隘な区域で生活を余儀なくされ、宅地や公共用地の確保などにも困難を極めている。

このような状況のもと、町では基地を巡る情勢の急激な変化に備え、基地の返還を想定し跡地利用を検討する「嘉手納基地跡地利用調査」を平成11年度から開始し、「基礎調査編」に基づき平成12年度に「基本構想編」、そして平成13年度に「基本計画編」を策定し、本町にとって望ましい跡地利用の方向性を示した。

こうした中で、良好な住環境の整備や宅地供給とアメニティーな生活環境を図るため屋良第一土地区画整理事業を実施した。平成9年以降、「嘉手納町タウンセンター事業」としてロータリー及び新町地区の再開発事業が推進され、多くの人々の努力と熱意に支えられて平成20年3月に完成した。

しかし、これが本町のかかえている土地利用をはじめ諸問題の抜本的対策とはなりえず、米軍基地を含め町土が現在および将来における町民の限られた資源であるとの基本認識に立って、長期的には基地の整理縮小を目指し、短期的には一部返還（共同使用を含む。）に取り組んでいるところである。

なお、本町では町域内で買い上げられた基地周辺の国有地、基地の一部共同使用および返還跡地を生活環境や公共施設の整備、地域産業の振興等に活用するなど可能な限り土地の効率的利用を図っており、その概要は次のとおりである。

第1節 移転跡地の利用状況（国有地）

嘉手納基地周辺（嘉手納町域）には、基地周辺整備法第5条に基づく住宅（土地を含む。）の移転、買収によって国有地（防衛省所管）が約19,725平方メートル点在している。

現在、この国有地には緑地緩衝地帯として植栽が施されているが、本町の土地利用の現状に鑑み国の使用許可を得て、一部の土地については基地周辺整備法第7条に基づき国から借り受け、地域住民のコミュニティや健康保持・増進の場として、ゲートボール場や駐車場、町民農園などの用地として利用している。

今後も、こうしたオープンスペースを可能な限り利用し、町民生活の向上に努めていくため、国に協力を求めていく。

国有財産（土地）の使用状況

(令和3年4月1日現在)

使用 者	用 途	面 積	無・有償の別	所 在 地
嘉手納町	広場 (ゲートボール場)	425.88m ²	無 償	字屋良87-1
〃	駐車場	425.99m ²	無 償	字屋良90-1 外1筆
〃	駐車場	680.89m ²	無 償	字兼久88-2 外2筆
〃	用排水路	105.11m ²	無 償	字屋良1077-3 外2筆
〃	種苗育成施設 (町民農園)	2,038.96m ²	無 償	字屋良887-3 外11筆
〃	駐車場	141.86m ²	無 償	字屋良936-9
〃	資材ヤード	5,736.70m ²	無 償	字屋良1076-1 外11筆
〃	防災広場	1,601.02m ²	無 償	字屋良917-2 外4筆
〃	資材ヤード	343.79m ²	無 償	字屋良1-20-6



嘉手納町民農園

第2節 一部共同使用地の利用状況

米軍基地の一部共同使用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく地位協定第2条第4項（a）によるもので「合衆国軍隊が施

設及び区域を一時的に使用していないときは、日本政府は臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。」と明記されている。

本町では、公共用地の確保難から国の許可を受け、約86,716平方メートル（比謝川行政事務組合使用地7,112平方メートルを含む。）が共同使用地として東駐車場、久得霊園（葬祭場を含む。）、嘉手納霊園、町文化財の野國總管の墓、久得酪農施設などの施設整備に利用されている。

共同使用地内の各施設



ごみ焼却処理施設



東駐車場



ラン温室栽培



葬斎場



酪農施設



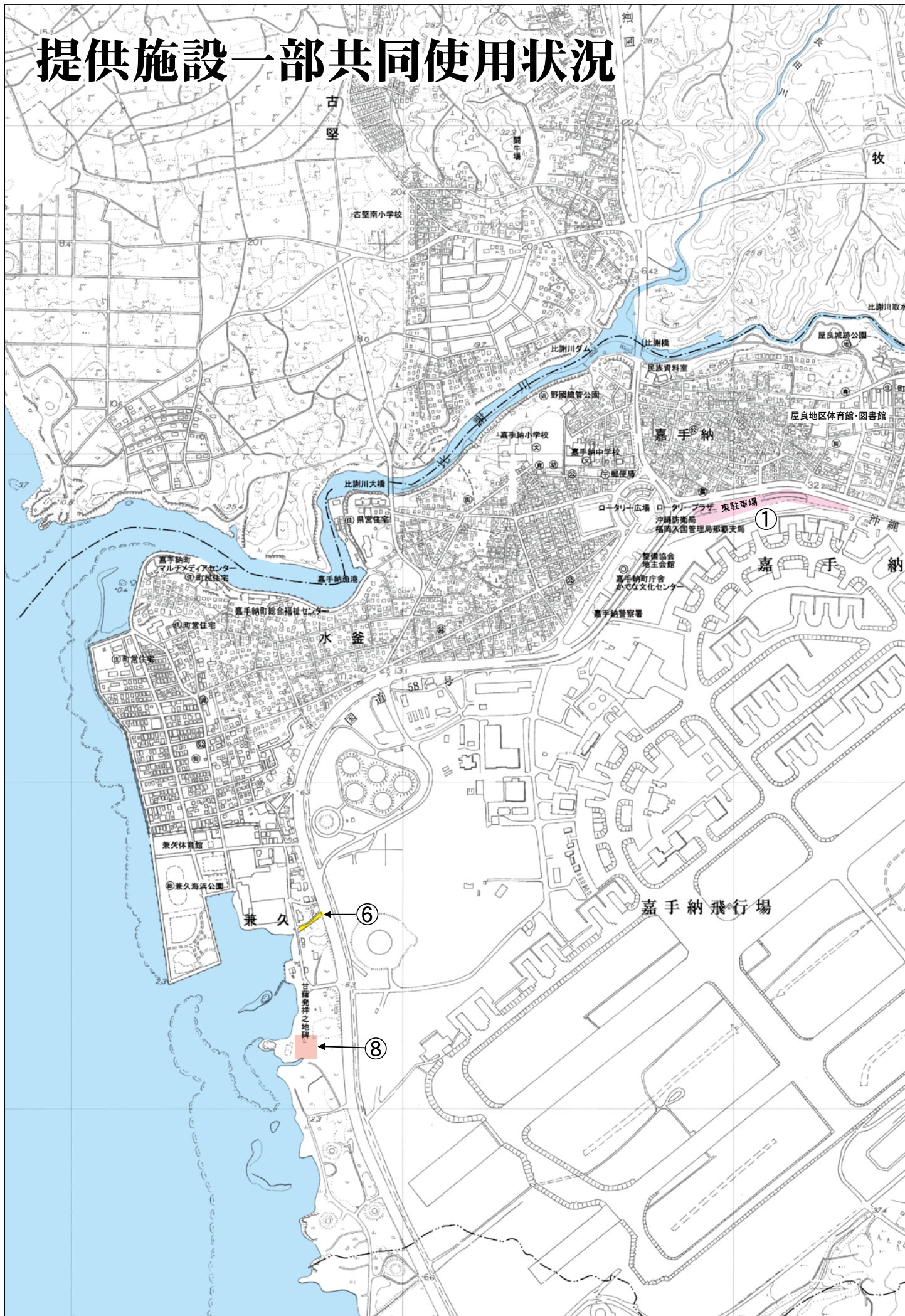
久得霊園

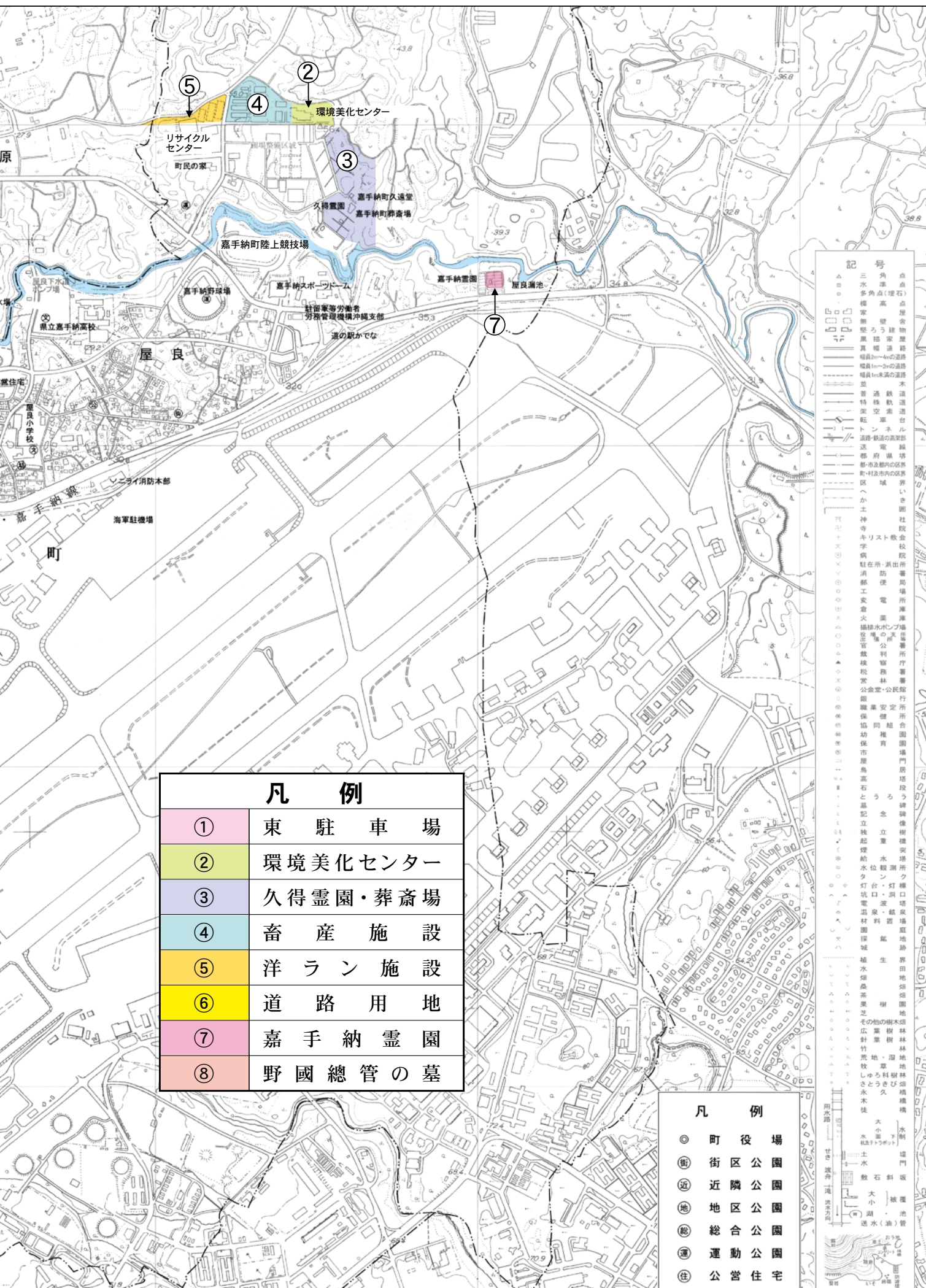
一部共同使用状況

(令和3年4月1日現在)

使用者	用途	使用内容	共同使用 面積	共同使用 開始年月日	所在地	無・有 償の別	備考
嘉手納町	酪農施設等 用地	酪農施設 養豚4棟 酪農5棟 花卉園芸施設 ラン温室栽培6棟	32,496.31㎡	昭和62年 4月1日	字久得5番地 字久得242番地	有償	一部共同 使用の場 合は賃貸 借料の90 ％を受益 者が負担 すること になって いる。
”	墓地公園用地	久得霊園 658区画 葬祭場 409㎡	30,165.00㎡	昭和57年 5月6日	字久得 245番地	有償	
”	墓地公園用地	嘉手納霊園 199区画	6,000.00㎡	平成13年 6月28日	字東622-2番地 外1筆	有償	
”	駐車場広場	東駐車場 台数 162台	7,799.79㎡	昭和55年 11月6日	字嘉手納 7番地	有償	
”	駐車場広場及び送 水管、電柱等用地	東駐車場 (一部)	162.38㎡	昭和55年 11月6日	字嘉手納 13-1	有償	
”	駐車場広場	東駐車場 台数 40台	1,055.40㎡	平成12年 9月21日	字嘉手納 嘉手納原1番地 外3筆	有償	
”	公共駐車場及び 道路用地	旧庁舎前駐車場	423.14㎡	昭和57年 10月1日	字嘉手納	無償	
”	道路用地	町道79号線	868.56㎡	平成5年 6月28日	字兼久	有償	
”	墓地公園用地	町文化財 野國總管の墓	633.50㎡	平成14年 2月7日	字兼久下原 485番地 外1筆	有償	
比謝川 行政事務 組合	焼却処理施設 用地	ごみ焼却処理施設	7,111.69㎡	平成7年 6月1日	字久得平山原 242-1ほか	有償	

提供施設一部共同使用状況





凡 例	
①	東 駐 車 場
②	環境美化センター
③	久得霊園・葬斎場
④	畜 産 施 設
⑤	洋 ラ ン 施 設
⑥	道 路 用 地
⑦	嘉 手 納 霊 園
⑧	野 國 總 管 の 墓

凡 例	
◎	町 役 場
⊙	街 区 公 園
⊙	近 隣 公 園
⊙	地 区 公 園
⊙	総 合 公 園
⊙	運 動 公 園
⊙	住 公 営 住 宅

第3節 返還跡地の利用状況

本町におけるこれまでの返還状況をみると、昭和36年8月9日に嘉手納飛行場の一部（兼久、水釜、嘉手納地域）約144,000平方メートル、昭和56年2月28日陸軍貯油施設（パイプライン）10,066平方メートル、そして昭和51年11月30日嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区（久得地域）の160,040平方メートルの返還をみている。

前二者は、米軍施設の移設に伴うものであり、後者は、家庭内、事務所から排出されるゴミを衛生的に処理する施設整備などのため本町の返還要請に応えたものである。返還後の跡地は、住宅地、道路、リサイクルセンター（旧環境美化センター）、町民の家、農用地、農作物集出荷場、配水池、久得霊園及び都市計画道路（久得～牧原線）として利用されている。

その他、昭和58年3月31日に嘉手納飛行場の一部約17,000平方メートルが行政センター用地（町役場、文化センター、警察署等）として返還され、平成19年9月30日には国道58号線形変更に伴い約16,000平方メートルが返還された。その後、令和3年4月1日現在まで、公共用施設等の返還跡地における事業は実施されていない。

返還地の跡利用状況



リサイクルセンター



久得配水池



久得農用地



町民の家

返還跡地利用一覧表（嘉手納飛行場）

令和3年3月末現在

返還年月日	所在地	返還面積㎡	面積内訳㎡	人数	筆数	備考
昭和36.8.9	兼久 嘉手納町字水釜 嘉手納	139,891.00	民有地 139,891.00	—	—	住宅地
昭和51.11.30	嘉手納町字久得	105,570.00	町有地 104,528.00 国有地 1,042.00	1	5	農有地、久得霊園 農作物集出荷場
昭和57.2.28	嘉手納町字嘉手納	588.92	民有地 588.92	1	4	嘉手納町軍用地等地主会館
昭和57.5.31	嘉手納町字嘉手納	440.10	民有地 440.10	1	4	防衛施設周辺整備 協会沖縄支所
昭和58.3.31	嘉手納町字嘉手納	9,393.82	町有地 6,400.82 県有地 2,557.00 民有地 75.00 国有地 361.00	4	36	行政センター { 町役場 かでな文化センター 警察署
昭和60.9.30	嘉手納町字水釜	23.76	民有地 23.76	1	1	道路
昭和63.3.31	嘉手納町字屋良	4,418.00	町有地 407.00 国有地 4,011.00	2	2	農地
平成元.6.30	嘉手納町字屋良	99.00	民有地 99.00	1	1	住宅地
平成7.9.30	嘉手納町字水釜	1,100.00	民有地 1,100.00	—	—	企業局制水弁室
平成15.12.31	嘉手納 嘉手納町字屋良 東	37,225.22	国有地 2,301.46 民有地 20.24 県有地 34,903.52	6	128	県道74号線用地
平成17.3.31	嘉手納町字屋良	6,766.25	国有地 739.00 町有地 6,027.25	2	13	ニライ消防用地
平成18.3.31	嘉手納町字 屋良 東	58.23	民有地 58.23	6	6	県道74号線用地
平成19.9.30	嘉手納町字嘉手納	16,153.24	国有地 6,521.93 町有地 9,631.31	3	61	国道58号線形変更
計		321,727.54	民有地 142,296.25 町有地 126,994.38 国有地 14,976.39 県有地 37,460.52	28	261	

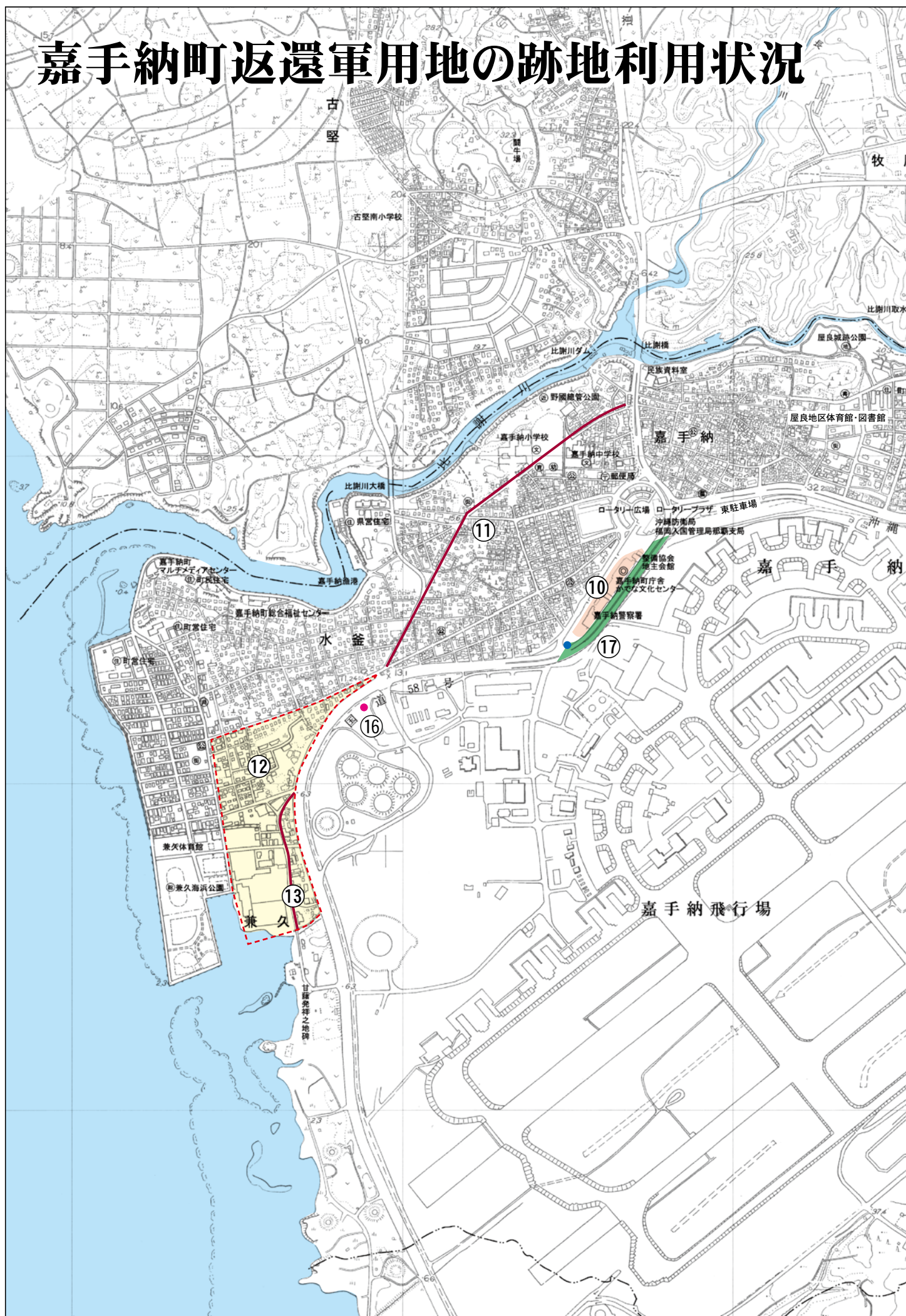
返還跡地利用一覧表（嘉手納弾薬庫地区）

返還年月日	所在地	返還面積㎡	面積内訳㎡	人数	筆数	備考
昭和51.11.30	嘉手納町字久得	54,470.00	町有地 48,908.00 民有地 4,521.00 国有地 1,041.00	5	8	リサイクルセンター 町民の家、配水池 都市計画道路

返還跡地利用一覧表（陸軍貯油施設）

返還年月日	所在地	返還面積㎡	面積内訳㎡	人数	筆数	備考
昭和56.2.28	嘉手納町字嘉手納 水釜	10,066.47	町有地 154.00 県有地 2,128.21 民有地 7,750.26 国有地 34.00	43	54	町道74、75号線
昭和59.5.14	嘉手納町字兼久 水釜	3,793.49	民有地 3,461.21 国有地 332.28	15	20	町道79号線
平成2.1.31	嘉手納町字屋良	3,442.00	町有地 2,402.00 国有地 1,040.00		29	多目的広場 工事用地
計		17,301.96	民有地 12,251.47 町有地 2,556.00 国有地 366.28 県有地 2,128.21	58	103	

嘉手納町返還軍用地の跡地利用状況



第 12 章 資 料 編

1. 基地年表（抜粋）

年 月 日	事 項
H26. 4.19	米軍化学消防車から発生した消火剤（泡のかたまり）が嘉手納町の住宅に飛散した。
4.24	HH-60 救難ヘリからプラスチック製の通風孔（36g 直径 10cm）のカバーがうるま市具志川上空の海拔約 240m（約 800 フィート）を飛行中に落下。
7.10	町長と嘉手納町議会議長は外務省と防衛省を訪れ、米軍嘉手納基地から派生する基地問題の解決などを要請した。11 日には環境省を訪れ、駐機中の米軍機からの排ガス対策等について要請した。
7.30	三連協は防衛省を訪れ、米軍基地跡地の沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶から枯れ葉剤成分の一部が検出されたことについて、汚染原因の特定や土地の使用履歴の調査を求めた。
8. 7	沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶の複合汚染問題を受け、米空軍嘉手納基地は、空軍と沖縄防衛局、県の専門家の協議により、サッカー場を原因とする地域住民への健康危機はなく「米軍の子弟は安全である」との発表文を出した。
11. 5	F-22 嘉手納基地に 8 機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。
11. 7	F-22 嘉手納基地に 4 機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。
12. 5	嘉手納町、読谷村、北谷町でつくる比謝川行政組合は米軍嘉手納基地司令官のジェームス・ヘカー准将と災害や事故時に救急車や消防車などの緊急車両の基地内通行を許可する協定書を締結した。
12. 9	在日米軍は、在沖 4 軍の構成員を対象とした勤務外行動指針「リバティ制度」の一部を見直す。
12.26	三連協は、米海兵隊が嘉手納基地に最新鋭ステルス戦闘機 F-35 の駐機場と格納庫の整備を計画していることに反対する抗議文書を日米の関係機関へ郵送した。
H27. 1.15	F-16 嘉手納基地に 12 機飛来。米ウィスコンシン州空軍州兵部隊所属。約 3 ～ 4 ヶ月間の暫定配備。
1.23	嘉手納基地所属の HH-60 ヘリが、飛行中に通信コード先端（大きさ縦約 6cm × 横約 5cm、厚さ 2cm、重さ約 68g、プラスチック製）を落下させた。
2. 4	嘉手納基地所属の F-15 が、飛行中に左側垂直安定板の先端にある保護カバー（形状円錐形、大きさ縦約 22.86cm × 横約 15.24cm、重さ約 5.4kg、金属製）を落下させた。
2.12	嘉手納基地所属の EP-3E が、飛行中に右翼先端部のヒンジ・アクセス・パネル（形状四角形、大きさ縦 15cm × 横 15cm、厚さ 1.25cm、重さ 225g、金属製）を落下させた。
3.16	嘉手納基地第 82 偵察中隊所属の RC-135V が飛行後、点検の際にアクセスパネル（大きさ約 20.3cm × 25.4cm、重さ約 907g、ファイバーグラス製）を紛失していることが判明した。
5.12	米国防省は平成 29 年の後半にかけて、横田飛行場において CV-22 オスプレイの特殊作戦飛行隊を配備する計画を発表した。
5.20	嘉手納基地米海軍第 1 哨戒飛行隊所属の P-3C が、飛行中に HF アンテナ（重さ約 4.5kg）を落下させた。
6.16	F-16 嘉手納基地に 7 機飛来。米バーモント州空軍州兵部隊所属。約 3 ～ 4 ヶ月間の

年 月 日	事 項
	暫定配備。
6.20	F-16 嘉手納基地に 3 機飛来。米バーモント州空軍州兵部隊所属。約 3 ～ 4 ヶ月間の暫定配備。
6.24	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対して、F-16 の嘉手納基地への暫定配備について抗議した。併せて、横田基地に配備予定の CV-22 オスプレイが嘉手納基地で運用されないよう米国政府や米軍に申し入れるよう求めた。
6.28	嘉手納基地の飛行クラブ「エアロクラブ」のセスナ機、セスナ 172 型が慶良間空港に着陸しようとした際、強風にあおられて滑走路から外れ、進行方向の左に約 20m 離れた緑地に着陸しプロペラを破損した。これにより滑走路の一部が損傷を受け、同空港が閉鎖された。
6.29	F-16 嘉手納基地に 2 機飛来。米バーモント州空軍州兵部隊所属。約 3 ～ 4 ヶ月間の暫定配備。
8.12	嘉手納飛行場を離陸した米陸軍第 160 特殊作戦航空連隊所属の MH-60 ヘリが、うるま市伊計島南東の海上で米海軍艦船レッド・クラウドへの着艦に失敗し、墜落した。これにより陸上自衛隊員 2 名を含む乗員 7 名が負傷した。
8.19	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、同月 12 日に起こった米軍ヘリ墜落事故について早期の原因究明や再発防止等を求めた。
10.22	F-16 嘉手納基地に 5 機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫定配備。
10.23	F-16 嘉手納基地に 3 機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫定配備。
10.26	F-16 嘉手納基地に 4 機飛来。米オクラホマ州タルサ空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫定配備。
11.17	三連協は第 18 航空団に対し、嘉手納基地への F-16 の暫定配備について抗議した。併せて、CV-22 オスプレイを嘉手納基地で運用しないことを求めた。翌月 3 日には沖縄防衛局・外務省沖縄事務所・沖縄米国総領事館に対しても同様の抗議要請を行った。
H28. 1. 8	嘉手納基地跡地にある沖縄市サッカー場の土壌汚染について、沖縄防衛局は汚染された土壌の那覇港ふ頭地区への搬出を開始した。
1.18	県企業局は、嘉手納基地周辺を流れる、比謝川等の河川を水源とするポンプ場や北谷浄水場から汚染物質の有機フッ素化合物（PFOS）が検出されたことを発表した。
1.21	平良敏昭県企業局長らは沖縄防衛局を訪れ、嘉手納基地周辺河川等の汚染物質検出について、基地内で PFOS を含む薬剤等の使用実態が確認された場合、米軍に使用中止や対策を求めるよう要請した。
1.25	第 18 航空団より、町教育委員会に対して「第 353 特殊作戦群エリア開発事業に係る文化財埋蔵物試掘調査報告書」が提出された。嘉手納基地内にある、空軍支援を主とする第 353 特殊作戦群に係る軍事施設を住民地域側へ近接させる方向での拡大を図る内容だった。
1.29	町は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地への外来機の飛来増加について、早期

年 月 日	事 項
	の撤退と騒音の軽減を求めた。
2.12	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、F-22 及び F-16 の嘉手納飛行場での運用を行わないこと等を求めた。
2.18	嘉手納基地は現在も基地内に PFOS を含む泡消火剤があることを明らかにした。これを受け県企業局は使用中止を求めた。
2.22	嘉手納基地周辺河川等の汚染物質検出について、安慶田光男副知事と平良敏昭企業局長は同基地を訪れ、解決に向けて県も交えた協議会の発足を求めた。
3.10	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地内で住民地域近くへの移転が予定されている第 353 特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回を求めた。併せて、嘉手納飛行場における環境対策について、重大な環境事故につながる有害な化学物質及び製品を総点検し、使用の適正化を図ること等を求めた。
4. 5	嘉手納基地第 18 航空団は即応訓練を開始した。模擬爆発装置による爆発音やサイレンが午後 9 時以降に断続的に響き、町民から苦情が多数寄せられた。基地上空の閃光や煙も確認された。
4.10	嘉手納基地の飛行クラブ「エアロクラブ」のセスナ機、リバティー XL-2 が、嘉手納飛行場滑走路に沖縄市側から進入した際、衝撃を伴いながら着陸し機体の前脚部を損傷した。
4.28	うるま市の路上において、元海兵隊員で嘉手納基地内に勤務する軍属の男性が通行中の女性を乱暴しようとしたが、その目的を遂げず、同所付近で女性を殺害し、遺体を恩納村安富祖の雑木林に放置、遺棄した。当該容疑者は翌月 19 日に死体遺棄の容疑で緊急逮捕された。
5.20	ローレンス D. ニコルソン四軍調整官とジョエル エレンライク沖縄米国総領事は県庁を訪れ、うるま市で発生した元海兵隊員の軍属による女性遺体遺棄事件について、安慶田光男副知事に謝罪した。同日には水上正史沖縄担当大使と井上一徳沖縄防衛局長も県庁を訪れ、同様に謝罪した。
5.25	元海兵隊員の軍属による女性遺体遺棄事件を受け、「辺野古に新基地を造らせないオール沖縄会議」は、嘉手納基地の第 1 ゲート前で緊急県民大会を開いた。主催者発表で約 4000 人が参加した。
6. 3	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、元海兵隊員の軍属の死体遺棄容疑による逮捕について抗議し、遺族への謝罪と完全補償を速やかに行うこと、実効性のある再発防止策を講じ、公表すること等を求めた。
6. 9	前月 19 日に死体遺棄容疑で緊急逮捕されていた元海兵隊員の軍属が、強姦致死、殺人の容疑で再逮捕された。
6.19	元海兵隊員の軍属による女性遺体遺棄事件を受け、「辺野古に新基地を造らせないオール沖縄会議」は、那覇市の奥武山公園陸上競技場で県民大会を開き、主催者発表で 6 万 5000 人が参加した。翁長雄志知事も参加した。
7.13	嘉手納基地所属の F-15 が、嘉手納基地上空（沖縄市側のフライトライン上）で誘導ミサイルの追尾を逃れるための熱源体「フレア」2 発を誤射した。

年 月 日	事 項
8. 5	町は沖縄防衛局に対し、航空機騒音に付随してエンジン調整時に発生する悪臭について町民から多くの苦情が寄せられていることから、基地被害の改善を求めた。
9. 2	米軍は、日本に配備されている海軍兵及び日本に一時滞在している海軍兵に対して勤務外行動指針となる新しいリパティ制度を交付した。
9.22	嘉手納飛行場を離陸した第 31 海兵遠征部隊指揮下の AV-8 ハリアーが、沖縄の東およそ 100 海里沖合で墜落した。
9.26	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、AV-8 ハリアーの墜落事故について事故原因の早急な究明と公表までの飛行停止等を求めた。
12.13	普天間基地所属の MV-22 オスプレイが名護市東海岸の沖合に墜落した。乗員 5 名のうち 2 名が負傷した。
H29. 1. 6	平成 8 年の SACO の最終報告で合意されていた嘉手納基地内の海軍駐機場移転について、在沖米海軍艦隊活動司令部のロバート・マシューソン司令官は嘉手納町役場を訪れ、移転時期について、月内までの移設完了見込みとなることを伝えた。
1.21	旧駐機場に残っていた最後の P-8 が移動し、嘉手納基地内の海軍駐機場移転が完了した。
2. 8	嘉手納基地に飛来した外来機の KC-135 が 3 機、機能移転後の旧海軍駐機場に駐機しているのが確認された。
2. 8	在沖米海兵隊は、岩国基地に配備された F-35B の沖縄近辺における通常訓練を開始したと発表した。また、F-35B は普天間飛行場及び嘉手納飛行場から外来機として運用されるとした。
2.10	嘉手納基地に飛来した外来機の C-146A が、機能移転後の旧海軍駐機場に駐機しているのが確認された。一時は KC-135 も同駐機場に駐機した。
2.13	三連協は、沖縄防衛局・外務省沖縄事務所・第 18 航空団に対し、嘉手納基地内にある旧海軍駐機場での航空機の使用について抗議し、同駐機場での航空機の使用を今後一切行わないことを求めた。併せて、F-35B を同基地で展開しないよう求めた。
2.23	第三次嘉手納爆音差止訴訟で那覇地方裁判所は、爆音は受忍限度を超えていると認定し、損害賠償の支払いを国に命じた。飛行差止請求については「支配の及ばない第三者の行為の差止を請求するもの」として請求を棄却した。これを受け、原告は控訴する方針を示した。
2.28	三連協は沖縄米国総領事館を訪れ、ジョエル エレンライク総領事に対し、旧海軍駐機場の使用禁止と岩国基地所属の F-35 の展開中止を求めた。
3.14	平成 29 年の横田基地への CV-22 オスプレイの配備について、米国防省は時期を再度調整し、令和元年 10 月～令和 2 年 9 月中の配備予定に変更する旨を発表した。
4.24	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。
4.25	三連協は防衛局を訪れ、嘉手納飛行場内で実施されたパラシュート降下訓練について抗議し、今後同訓練を実施しないよう求めた。
5. 4	F-16 嘉手納基地に 8 機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫定配備。
5. 5	F-16 嘉手納基地に 2 機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫

年 月 日	事 項
	定配備。
5.10	F-16 嘉手納基地に 2 機飛来。米コロラド州バックリー空軍基地所属。約 3 ヶ月間の暫定配備。
5.10	嘉手納飛行場内で夜間にパラシュート降下訓練が実施された。
5.11	嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練について、富川盛武副知事は県庁に沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長と外務省沖縄事務所の井関至康副所長を呼び、抗議した。今後同基地内での降下訓練を実施しないよう求めた。
5.19	三連協は沖縄防衛局・外務省沖縄事務所・米総領事館に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練について抗議し、今後当該飛行場内での降下訓練を実施しないよう求めた。併せて F-16 の暫定配備にも抗議し、爆音が生じぬよう適切な措置を講じることなどを求めた。同月 23 日には第 18 航空団に対しても同様の抗議要請を行った。
5.26	嘉手納基地所属の F-15 が飛行後、点検の際に「LVS nose cone」と呼ばれる部品（形状円錐形、長さ 20.3cm、幅 12.7cm、重さ 2.3kg）を紛失していることが判明した。これについて米側は「海上を飛行していた際に紛失したと思われる」とした。
5.31	U-2、嘉手納基地に 3 機飛来。在韓米軍のオサン空軍基地所属。同日には基地内の旧海軍駐機場を使用する様子も確認された。
6. 8	三連協は、沖縄防衛局・第 18 航空団に対し、嘉手納基地における軍用機の旧海軍駐機場の使用に抗議するとともに、SACO 合意を遵守し、U-2 の同駐機場の使用を即刻中止するよう求めた。併せて同基地所属の F-15 戦闘機の部品遺失についても抗議し、安全管理の徹底等を求めた。
6.12	沖縄防衛局は町に対し、「本日米側から、6 月 14 日に伊江島補助飛行場において予定されていたパラシュート降下訓練について、気象・海象の状況により実施できない可能性があることから、嘉手納飛行場で実施しなければならなくなったとの連絡があった」旨を通知した。これを受け、町は米側に中止を求め、防衛省も米側に同様の旨を申し入れた。
6.13	三連協は沖縄防衛局と第 18 航空団に対し、嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練に抗議し、同基地内で降下訓練を実施しないよう求めた。
6.14	天候の悪化を理由に当初予定されていた嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練は実施されなかった。
7. 7	翁長雄志知事と三連協の 3 首長は防衛省を訪れ、稲田朋美防衛相と面会し、嘉手納基地内における旧海軍駐機場の使用及び嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練の実施について抗議した。また、同駐機場の航空機の使用禁止と降下訓練を実施しないよう求めた。その後、外務省を訪れ同様の抗議要請を行った。
9.21	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。これを受け富川盛武副知事は県庁に沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長と外務省沖縄事務所の川田司大使を呼び、抗議した。
10. 4	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練について抗議し、同基地内での降下訓練の全面禁止を求めた。
10.30	F-35A 嘉手納基地に 2 機飛来。米ユタ州ヒル空軍基地所属。6 ヶ月間の一時配備。

年 月 日	事 項
11. 2	F-35A 嘉手納基地に 10 機飛来。米ユタ州ヒル空軍基地所属。6 ヶ月間の一時配備。
11. 5	嘉手納基地の海軍駐機場で、P-3C が通常エンジンの始動中に少量の燃料漏れを起こしているのが確認された。
11.30	嘉手納基地に暫定配備中の米ユタ州ヒル空軍基地所属の F-35A が、訓練中に小型パネル（大きさ縦約 30cm × 横約 60cm、重さ約 450g）を紛失していたことが飛行後の点検で確認された。これについて米側は「海上で欠損したものである」とした。
12. 6	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地に暫定配備されている F-35A のパネル部紛失について抗議し、安全管理の厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること等を求めた。
H30. 2.27	嘉手納基地所属の F-15 が、アンテナ（長さ約 38cm、幅約 15cm、重さ約 1.36kg）を紛失しているのが分かった。米側は「海に着水した可能性が高い」とした。
3. 8	嘉手納基地所属の F-15 のアンテナ部紛失を受け、富川盛武副知事は、県庁で面談した外務省沖縄事務所の川田司大使と沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長に抗議した。
3. 8	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、F-15 のアンテナ部紛失について抗議し、事故原因の究明などを求めた。
4. 3	令和元年 10 月～令和 2 年 9 月中に予定していた横田基地への CV-22 オスプレイの配備について、米国防省は時期を再度調整し、今夏の配備予定とする旨を発表した。
5. 4	町水釜付近の嘉手納基地内で泡消火剤が大量に流出した。米側は原因を「整備用格納庫の消火システムの電氣的故障による誤作動」とした。
5.14	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地内で発生した泡消火剤の飛散について抗議し、管理責任の徹底等を求めた。
5.30	F-22A 嘉手納基地に 10 機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。1 ヶ月間の一時配備。
6. 4	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 4 機飛来。同型機の嘉手納基地への飛来は初めて。
6. 4	嘉手納基地内にある旧海軍駐機場で P-3C がエンジンを稼働させているのが確認された。
6. 5	町長は旧海軍駐機場の使用について、沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長に「騒音を出す使い方は絶対に認められない」旨を申し入れた。防衛局も原因究明と再発防止を求め米軍に抗議した。
6. 6	旧海軍駐機場の使用について、第 18 航空団は防衛局を通して「運用に関し、部隊の関係者間で齟齬があった。嘉手納町をはじめ、周辺の住民に懸念を与えてしまったことを申し訳なく思っている」として謝罪した。
6. 6	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場への飛来について抗議し、経由も含めた当該飛行場での運用を行わないよう求めた。併せて F-22 戦闘機の暫定配備についても抗議し、騒音規制措置の遵守等を求めた。
6. 8	F-22A 嘉手納基地に 4 機飛来。米アラスカ州エルメンドルフ基地所属。1 ヶ月間の一時配備。
6.11	嘉手納基地所属の F-15C が沖縄本島の南の海上に墜落した。機体に乗っていたパイロットは脱出したが、足の骨折など重症を負った。

年 月 日	事 項
6.12	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地所属の F-15C の墜落事故について抗議し、事故原因の早急な究明と公表等を求めた。
6.12	嘉手納基地所属の F-15C の墜落を受け、市民団体や労組が北谷町の嘉手納基地第 1 ゲート前で緊急抗議集会を開いた。主催者発表で約 110 人が参加した。
6.20	嘉手納基地内にある旧海軍駐機場で P-8A がエンジンを稼働させているのが確認された。
7. 5	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、6 月 20 日に嘉手納基地内で確認された P-8A の旧海軍駐機場の使用について抗議し、SACO 合意を遵守し当該旧駐機場の使用を行わないこと、使用に至った原因を究明し再発防止策を講じることを求めた。
7. 5	嘉手納基地周辺の悪臭の発生源が、基地内の空軍大型駐機場に常駐する E-3 の排ガスである可能性が極めて高いことが明らかになった。町が委託した北海道大学工学研究院の松井利仁教授のグループの調査で判明した。
7.24	町長は県庁に池田竹州知事公室長を訪ね、嘉手納基地の航空騒音規制措置の厳守や、E-3 の駐機場移転など 5 項目への取り組みを求めた。
8.22	同年夏を予定していた横田基地への CV-22 オスプレイの配備について、在日米軍は再度時期を調整し、同年の 10 月 1 日に同型機を配備予定とする旨を発表した。
8.31	在日米軍による横田基地への CV-22 オスプレイの配備に関する発表を受け、三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納飛行場で同型機を運用しないよう求めた。
10. 1	横田基地に CV-22 オスプレイ 5 機が配備された。
10. 9	嘉手納基地内で、HH-60 ヘリ 2 機が滑走路を移動中に衝突事故を起こした。事件直後の米軍からの情報提供はなく、発生から 10 日後に沖縄防衛局からの問い合わせに答える形で通報がなされた。
10.24	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、HH-60 ヘリの接触事故について抗議し、事故原因の究明や発生時の正確かつ迅速な情報提供等を求めた。
11.12	米海軍所属の F/A-18 が飛行中、エンジントラブルのため那覇市東南東の海上に墜落した。
11.15	三連協の 3 首長は県外に渡り外務省や防衛省を訪れ、嘉手納基地における外来機の飛来増加に抗議するとともに、同基地の使用協定の締結を改めて要請した。
12.21	第 353 特殊作戦群エリア開発計画について、米軍より「工事の開始は来月となり、約 2 年の工期を予定している。特殊作戦群関連施設の工事開始とともに MC-130 は、一時的に駐機場となるパパループへ移動する。」との説明がなされた。
12.27	町は外務省沖縄事務所に対し、第 353 特殊作戦群エリア開発計画における航空機のパパループの使用について、当該旧駐機場を使用しないよう口頭で求めた。翌日には沖縄防衛局に対しても同様の旨を口頭で求めた。
H31. 1. 8	嘉手納飛行場北側滑走路の補修工事が開始された。
1.15	嘉手納飛行場所属の F-15 戦闘機 4 機が普天間飛行場にダイバートし、うち 2 機が着陸前に機体からフレアを放出した。これを米側は「普天間飛行場に嘉手納基地の整備員はおらず、通常の地上作業ができない場合、フレア放出は着陸及び離陸を迅速に行

年 月 日	事 項
	うための標準的な手順」と説明した。
1.23	第 18 航空団から沖縄防衛局を通して、同日中に嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練を実施する旨の報告が町にあった。これを受け三連協は第 18 航空団に対し、当該飛行場における降下訓練を実施しないよう求めた。
1.23	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。
2. 1	三連協は第 18 航空団等関係機関に対し、嘉手納飛行場内で先月実施されたパラシュート降下訓練について抗議し、当該飛行場で降下訓練を実施しないよう求めた。
2. 3	嘉手納飛行場内で MC-130 によるパパループの使用が初めて確認された。
2. 4	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 4 機飛来。
2.12	軍転協として在日米軍沖縄地域調整事務所長・在沖米国総領事に対し定期要請を行った後、町長が口頭にてパパループの使用禁止を求めた。
2.21	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。
2.23	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 4 機飛来。
2.25	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練の実施について抗議し、当該飛行場で降下訓練を実施しないこと、降下訓練に使用する「例外的な場合」を明確化し公表することを求めた。
3.14	嘉手納基地周辺の悪臭の発生源である可能性が極めて高いとされた E-3 に加え、外来機の E-8 も臭気の発生源である可能性が高いことが明らかになった。町から調査を委託された北海道大学の松井利仁教授により、町内で同日あった報告会で発表された。
4.13	北谷町にあるアパート寝室で、住人の女性と在沖米海兵隊員が血を流して死亡している事件が発生した。沖縄県警は、海兵隊員が知人の女性を殺害した後、自殺したと断定した。
4.23	県企業局は昨年 12 月から同年 1 月に実施した米軍基地周辺の水質調査で、普天間飛行場、比謝川、天願川の周辺の 15 地点から PFOS、PFOA 等の汚染物質が高濃度で検出されたと発表した。
R 1. 5. 9	海兵隊所属の MV-22 オスプレイ 2 機が嘉手納飛行場に着陸し、パパループの移動後にエンジンを停止し駐機する様子が確認された。
5.10	町は沖縄防衛局に対し、9 日に確認された MV-22 オスプレイのパパループの使用を受け、パパループでの同型機の使用を今後一切行わないよう求めた。同月 15 日には、外務省沖縄事務所に対しても同様の旨を求めた。
5.21	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。
5.29	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納飛行場内でのパラシュート降下訓練の実施について抗議し、当該飛行場内で降下訓練を実施しないこと等を求めた。
6.21	町は沖縄防衛局・外務省沖縄事務所に対し、定期要請を行うに際し、重点事項として、パパループでの騒音及び排気ガスによる悪臭を発生させるような使用は行わないこと、MV-22 等の外来機によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。同月 27 日には、防衛省・外務省に対しても同様の旨を求めた。
7.22	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 3 機飛来。第 353 特殊作戦群所属。

年 月 日	事 項
7.25	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地への CV-22 オスプレイの飛来について、同型機の嘉手納飛行場での運用を行わないよう求めた。
7.26	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納飛行場周辺の河川等で汚染物質である PFOS 等が検出されている旨について、県による基地内立ち入り調査の実施に協力すること等を求めた。
8.17	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 3 機飛来。第 353 特殊作戦群所属。
8.19	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地への CV-22 オスプレイの飛来について、同型機の嘉手納飛行場での運用を行わないよう求めた。
8.29	嘉手納飛行場北側滑走路の補修工事が完了し、運用を再開した。
9. 9	嘉手納飛行場南側滑走路の補修工事が開始された。
9.11	平成 29 年 2 月の一審判決後、原告、被告の双方とも控訴していた第三次嘉手納基地爆音差止訴訟で、福岡高裁那覇支部は控訴審判決を言い渡し、一審同様飛行差止要求について「支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」として請求を棄却した。損害賠償請求についても一審と同様に請求を認めたが、基本となる慰謝料の月額を一審と比較して 3 割前後減額した。
9.24	第三次嘉手納基地爆音差止訴訟で、原告は飛行差止及び将来分の損害賠償を求めて最高裁判所へ上告した。
10. 7	嘉手納飛行場南側滑走路の補修工事が完了し、運用を再開した。
10.18	第 353 特殊作戦群所属の MC-130J が飛行後、点検の際に降着装置の部品（全長約 134cm、直径約 3cm、重さ約 0.5kg）を欠損していることが判明した。部品は同日中に伊江島補助飛行場内で発見された。
10.18	三連協の 3 首長と 3 市町議会議長は外務省や防衛省を訪れ、基地から派生する問題の改善に向け嘉手納基地の使用協定締結を要請した。併せて、PFOS 等による水質汚染や米軍機による悪臭についても対応を求めた。
10.29	嘉手納飛行場内で夜間にパラシュート降下訓練が実施された。
11. 7	三連協は外務省沖縄事務所・沖縄米国総領事館に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の実施について抗議し、当該飛行場内で降下訓練を実施しないこと等を求めた。同月 12 日に沖縄防衛局、19 日に第 18 航空団に対して、それぞれ同様の旨を求めた。
11. 7	三連協は外務省沖縄事務所・沖縄米国総領事館に対し、前月 18 日に発生した MC-130J の部品欠損について抗議し、事故原因の徹底的な究明等を求めた。同月 12 日に沖縄防衛局、22 日に第 353 特殊作戦群に対して、それぞれ同様の旨を求めた。
11.22	軍転協は内閣官房副長官らに対して定期要請を行うに際し、パパーループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。同月 25 日には在日米軍沖縄地域調整事務所長・在沖縄米国総領事に対して定期要請を行うに際し、同様の旨を求めた。
R 2. 2.12	米海軍第 115 戦闘攻撃中隊所属の F/A-18 が嘉手納飛行場を離陸後、同飛行場周辺を飛行中に給油口パネル（約 20cm × 約 35cm、約 900g 未満）を遺失しているのが確認された。

年 月 日	事 項
2.19	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に4機飛来。第353特殊作戦群所属。4機中1機はパパループに駐機する様子も確認された。
2.19	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納飛行場を離陸した第115戦闘攻撃中隊所属のF/A-18の給油パネル遺失について抗議し、事故原因の徹底的な究明や安全が確認されるまでの同型機の飛行中止等を求めた。
2.21	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、嘉手納基地へのCV-22 オスプレイの飛来について抗議し、同型機の嘉手納飛行場での運用を行わないよう求めた。
2.21	三連協は外務省沖縄事務所に対し、嘉手納飛行場を離陸した第115戦闘攻撃中隊所属のF/A-18戦闘攻撃機の給油パネル遺失について抗議し、事故原因の徹底的な究明や安全が確認されるまでの同型機の飛行中止等を求めた。
3. 8	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に4機飛来。
3.25	県環境部が町全域を対象に実施した河川・井戸の水質調査で、全25地点のうち21地点から高濃度の有機フッ素化合物PFASが検出されたことが分かった。
4. 7	嘉手納飛行場において、外来機MH-60ヘリ2機が旧海軍駐機場の格納庫内からパパループに移動する様子も確認された。同月14日、15日にもそれぞれ当該機がパパループでエンジンを稼働させている様子も確認された。
4.15	町は沖縄防衛局・外務省沖縄事務所に対し、外来機MH-60ヘリによるパパループの使用について、同型機等の外来機によるパパループの使用は行わないこと、パパループにおいて騒音及び排気ガスの悪臭を発生させるような使用は行わないことを求めた。
4.23	嘉手納飛行場内の旧海軍駐機場で、外来機C-146Aがエンジンを稼働し、自走している様子も確認された。
5.12	北谷町の外貨両替所で2人組の男が現れ、店内の従業員を刃物で脅し、現金を奪って逃走した。店員にけがはなかった。後の捜査により、容疑者は嘉手納基地所属の陸軍兵と軍属の男性2名と判明。米軍は同月15日までに容疑者らの身柄を確保し、後に容疑者らは容疑を認めた。
5.22	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、北谷町の外貨両替所で発生した、嘉手納基地所属の陸軍兵と米軍属の男の2名による強盗事件について抗議し、綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を講じること等を求めた。
5.26	嘉手納飛行場における外来機の飛来増や航空機の地上騒音及び悪臭被害、パパループでの航空機の運用等を受け、町は第18航空団・沖縄米国総領事館に対し、これらの基地被害の大幅な軽減を求めた。同月27日には外務省沖縄事務所、28日には沖縄防衛局に対して、それぞれ同様の旨を求めた。
6.22	嘉手納基地内の危険物取扱施設で火災が発生した。消火時には放水により施設内で保管されていた次亜塩素酸カルシウムが反応し、塩素ガスが発生した結果、火災の煙と合わせて約数十人の基地関係者が軽い症状を訴えた。火災は同日中に鎮火された。
7. 6	沖縄防衛局は町に対し、同月9日に嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練が実施される旨を通知した。これを受け、三連協は沖縄防衛局・外務省沖縄事務所・第18航空団に対し、実施予定の当該訓練を中止するよう求めた。

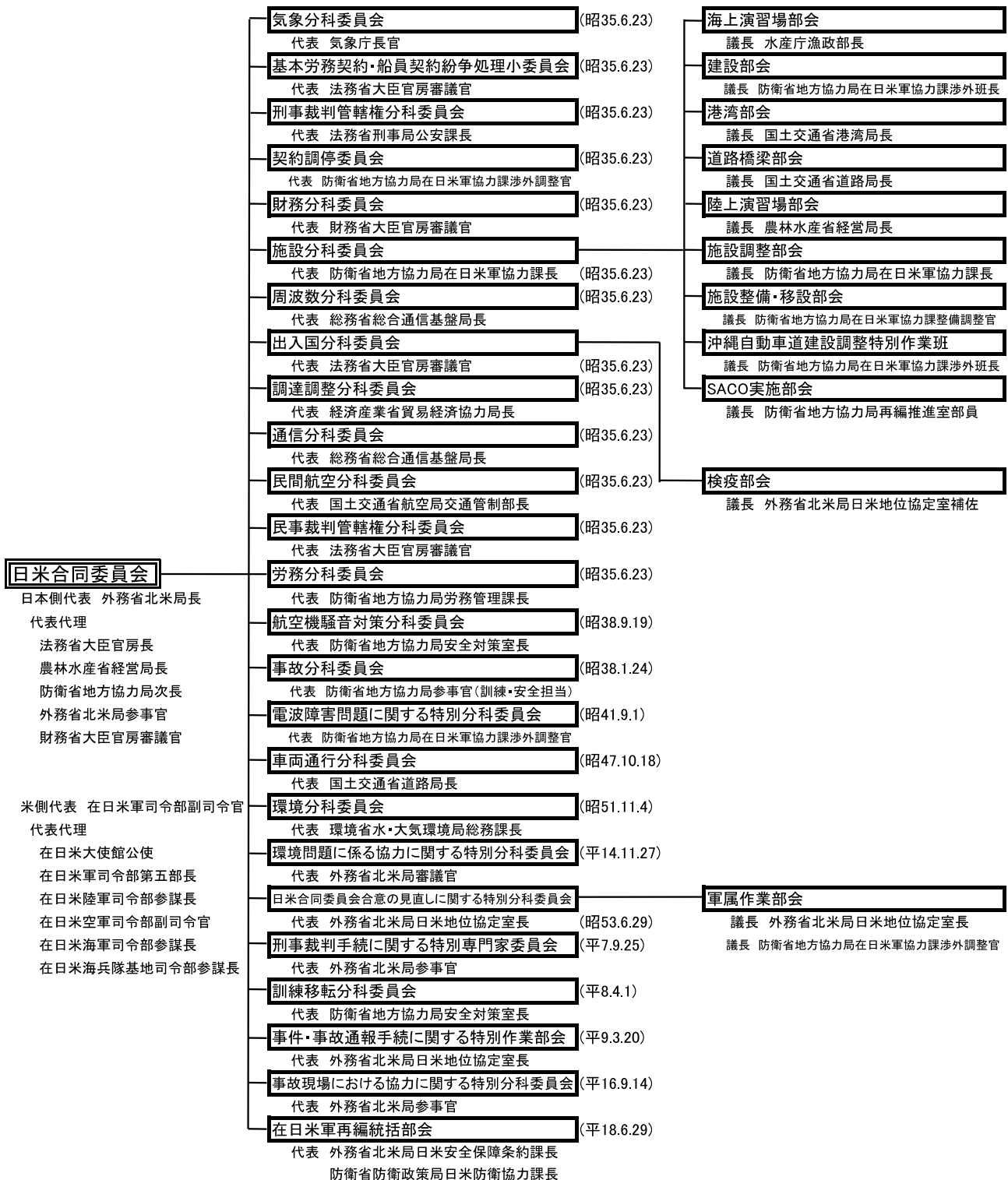
年 月 日	事 項
7. 8	三連協は外務省沖縄事務所・沖縄米国総領事館に対し、前月 22 日に基地内の危険物取扱施設で発生した火災について抗議し、迅速な通報体制を確立し、周辺自治体との速やかな情報共有を図ること、徹底した施設管理を行い、実効性のある再発防止策を講じること等を求めた。
7. 9	嘉手納飛行場内でパラシュート降下訓練が実施された。夜間の降下もあった。
7. 9	第 353 特殊作戦群エリア開発計画において、開発工事全体の完了時期については未定としながらも、当初の完了見込みより 2 ヶ月間の延長となる令和 3 年 4 月までずれ込むとの報道がなされた。
7.13	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、パラシュート降下訓練の嘉手納飛行場での実施について抗議し、SACO 合意を遵守し当該飛行場における降下訓練を実施しないこと等を求めた。沖縄防衛局と第 18 航空団に対しては、併せて嘉手納基地内で発生した火災についても抗議し、周辺自治体との速やかな情報共有等を求めた。
7.16	嘉手納基地で P-8A がエンジンに関する不具合を起こし、緊急着陸した。米海軍安全センターは事故の深刻度を示す 4 分類のうち最も重大な「クラス A」に分類したが、嘉手納基地はこの事故を公表していなかった。
7.17	パパループにおいて、常駐機 MC-130 や外来機 MH-60 ヘリが一時的に駐機しており、周辺住民からエンジン調整等による騒音についての苦情が多数寄せられていること、第 353 特殊作戦群区域の開発工事の完了見込みが 2 カ月間延長となったことを受け、町は沖縄防衛局等関係機関に対し、工事の早期の完了、パパループにおいて騒音及び悪臭を発生させるような使用は行わないこと等を求めた。
8. 4	第 18 航空団所属の F-15 が、飛行中に「イーグルクロウ」と呼ばれる部品（長さ約 17.8cm、重さ約 3.6kg、金属製）を落下させた。落下地点は不明で、米側は「仮に海上に落下した場合は、嘉手納基地から東南東へおよそ 60 マイルの地点、地上の場合は滑走路に近接する国道 58 号沿付近の一带かと思料している」とした。
8. 7	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、第 18 航空団所属の F-15 の部品落下について抗議し、事故原因を徹底的に究明し、その結果を公表すること、安全が確認されるまでの同型機の飛行中止等を求めた。
9. 4	町は防衛省等関係機関に対して定期要請を行うに際し、重点事項として、パパループから航空機を早期に移転させること、移転するまでの間騒音及び排気ガスによる悪臭を発生させるような使用を行わないこと、MV-22 オスプレイ等によるパパループの使用を一切行わないことを求めた。
10.22	三連協の 3 首長は来県中の岸信夫防衛相と防衛局で面談した。嘉手納基地から発生する航空機の騒音や悪臭被害、PFOS 等による水質汚染等について現状を説明し、早期解決に向け米軍に強く働きかけるよう求めた。
11.13	軍転協は内閣官房副長官らに対して定期要請を行うに際し、パパループにおける航空機の使用を禁止することを求めた。
11.16	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 3 機飛来。
11.17	軍転協は在日米軍沖縄調整事務所長・在沖縄米国総領事に対して定期要請を行うに際し、

年 月 日	事 項
11.20	パパーループにおける航空機の使用を禁止するよう求めた。
R 3. 2.25	三連協は沖縄防衛局等関係機関に対し、同月 16 日の CV-22 オスプレイの嘉手納基地への飛来について抗議し、同型機の嘉手納飛行場での運用を行わないよう求めた。
	防衛省は、航空自衛隊が展開訓練を実施するため、同年 3 月 2 日から 20 日までの間嘉手納飛行場の一部を共同使用することについて日米合同委員会の承認を得た旨を発表した。
3. 3	三連協は、沖縄防衛局・外務省沖縄事務所に対し、航空自衛隊の嘉手納飛行場の一部共同使用について抗議した。国防における観点から自衛隊の訓練実施の重要性についても一定の理解を示しながらも、基地機能強化に繋がることについては認めておらず、「今回の自衛隊による当該飛行場の共同使用も基地強化に繋がる懸念事項と考える」とし、自衛隊による当該飛行場の共同使用を行わないよう求めた。
3. 4	防衛省は、嘉手納飛行場において、那覇基地の第 5 高射軍による PAC-3 の機動展開訓練を同月 10 日に実施する旨を発表した。
3.10	嘉手納飛行場において、航空自衛隊の第 5 高射軍は PAC-3 の機動展開訓練を実施した。
3.15	嘉手納飛行場において、航空自衛隊の南西航空警戒管制団は機動展開訓練を実施した。
3.17	嘉手納飛行場における外来機の飛来増や、それに伴う騒音の激化、悪臭被害等について、町は沖縄防衛局等関係機関に対し、これらの基地被害の大幅な軽減を求めた。
3.22	CV-22 オスプレイ嘉手納基地に 3 機飛来。
3.23	飛行差止め及び将来分の損害賠償を求め、原告が上告していた第三次嘉手納基地爆音差止訴訟について、最高裁判所において上告棄却の決定がなされ、控訴審判決が確定した。
3.24	嘉手納飛行場において、CV-22 オスプレイ 2 機が当該飛行場周辺で旋回訓練を実施し、住宅地上空を複数回旋回する様子が確認された。これにより最大で 97.2dB にも上る騒音が約 1 時間も周辺地域に鳴り響き、当該時間帯に町役場には 22 件もの苦情が寄せられた。訓練について、防衛局・周辺市町村に事前の連絡はなかった。これを受け、町長は急遽沖縄防衛局を訪れ、第 18 航空団・第 353 特殊作戦群に対し周辺住民の状況を伝え、当該訓練を中止するよう強く申し入れることを求めた。

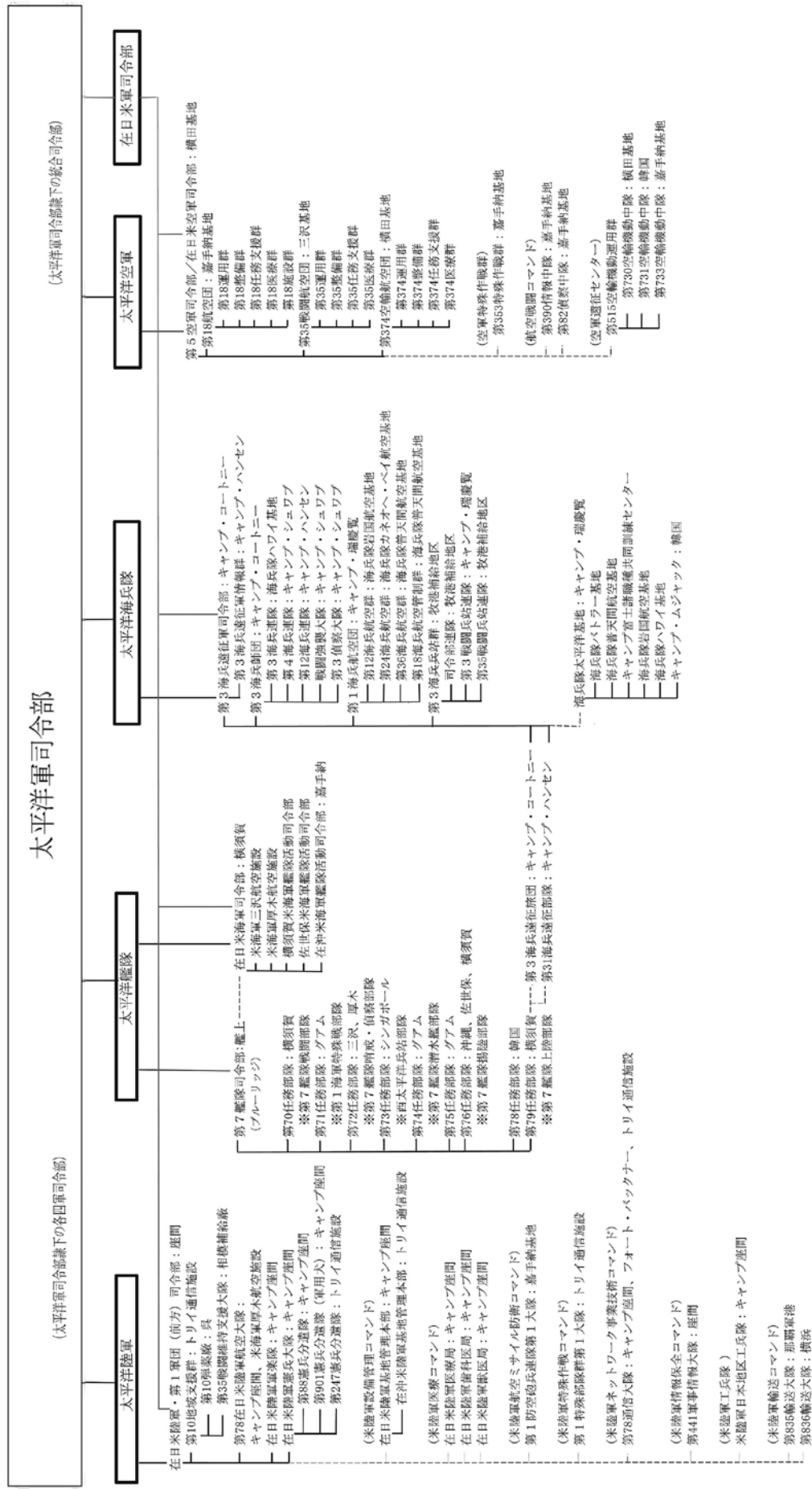
2. 日米合同委員会組織図

(2021年9月現在)

()は設置年月日 *以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。

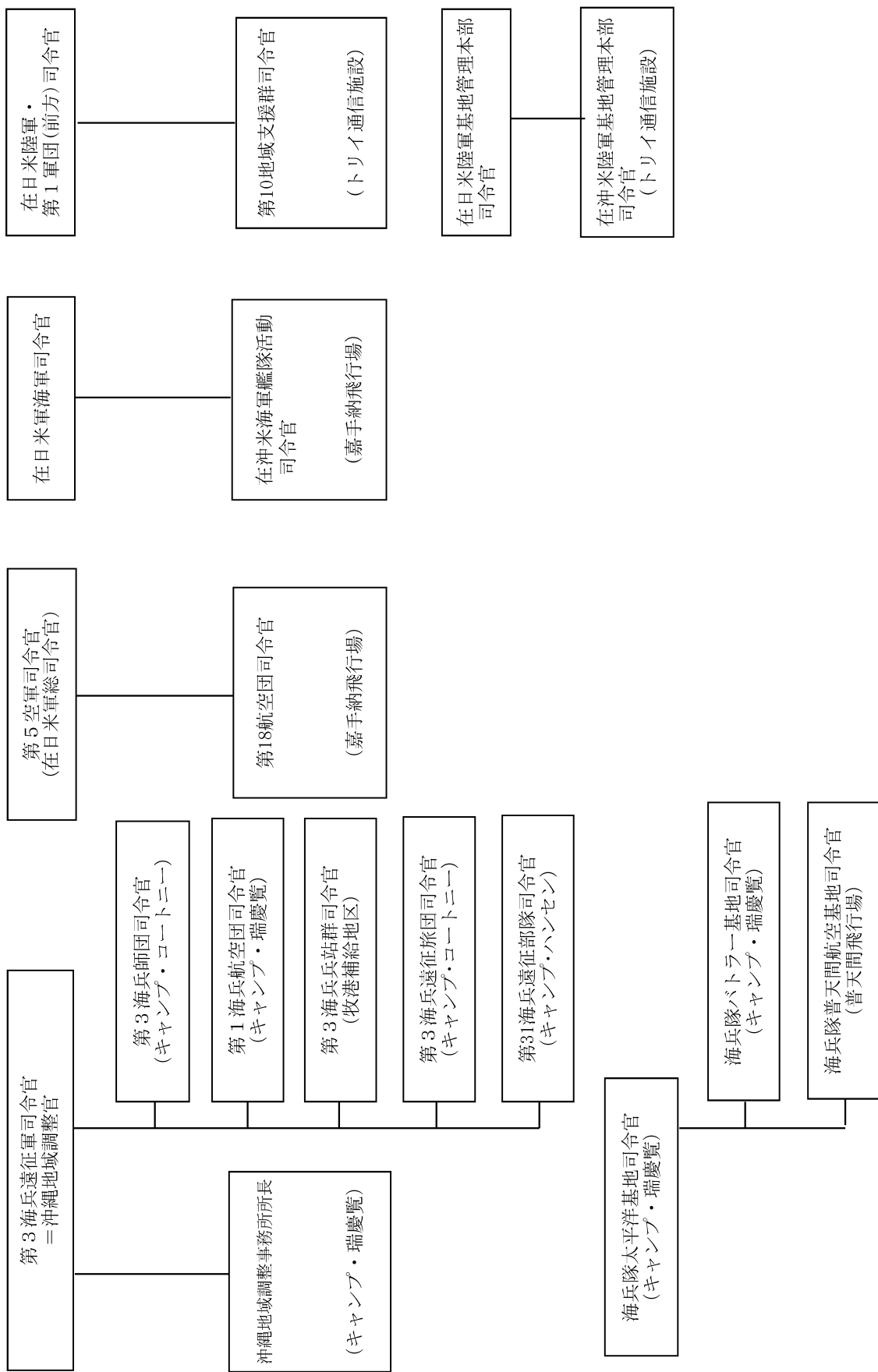


3. 在日米軍組織図



4. 在沖米軍主要組織図

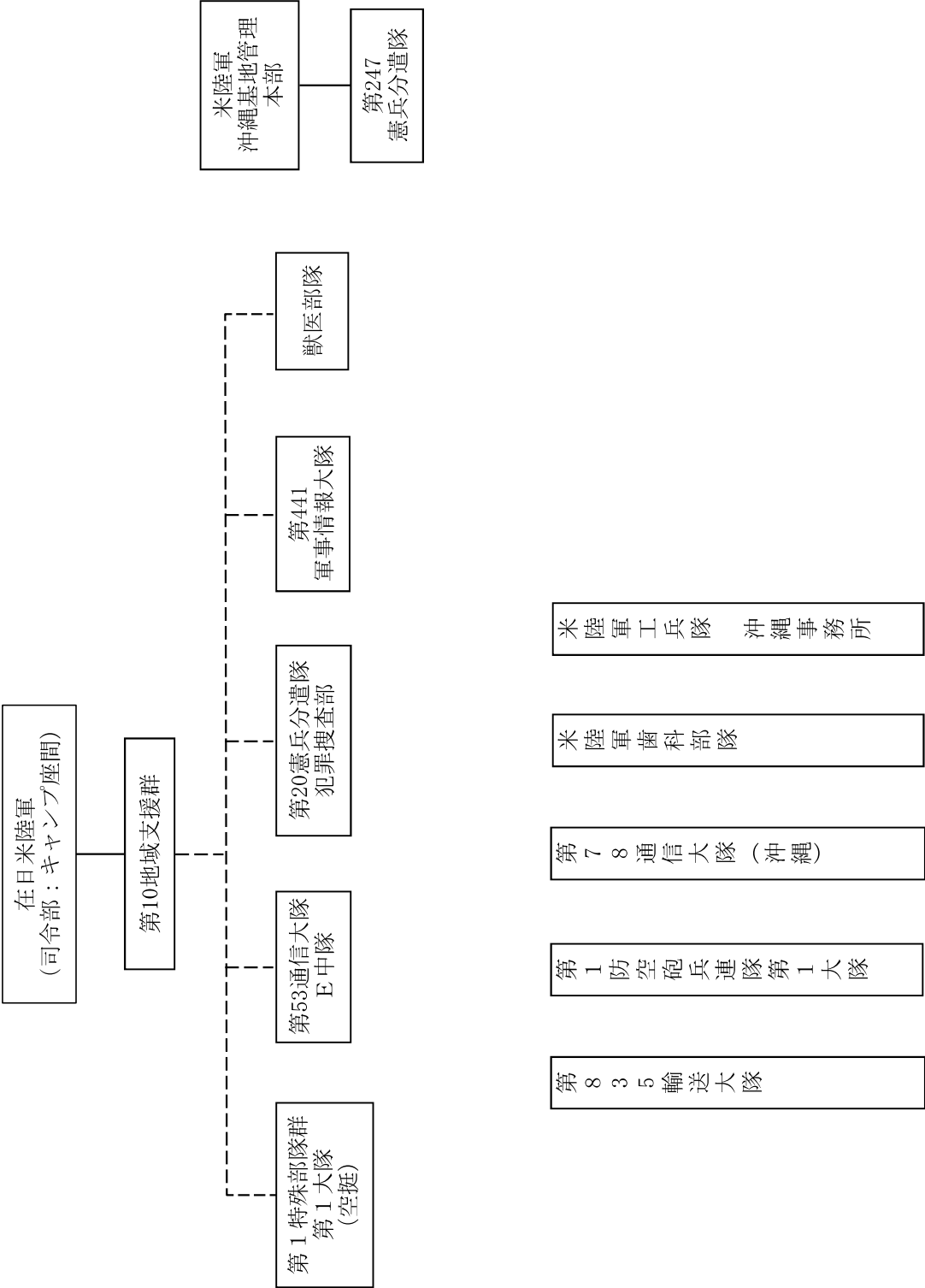
2018年1月現在

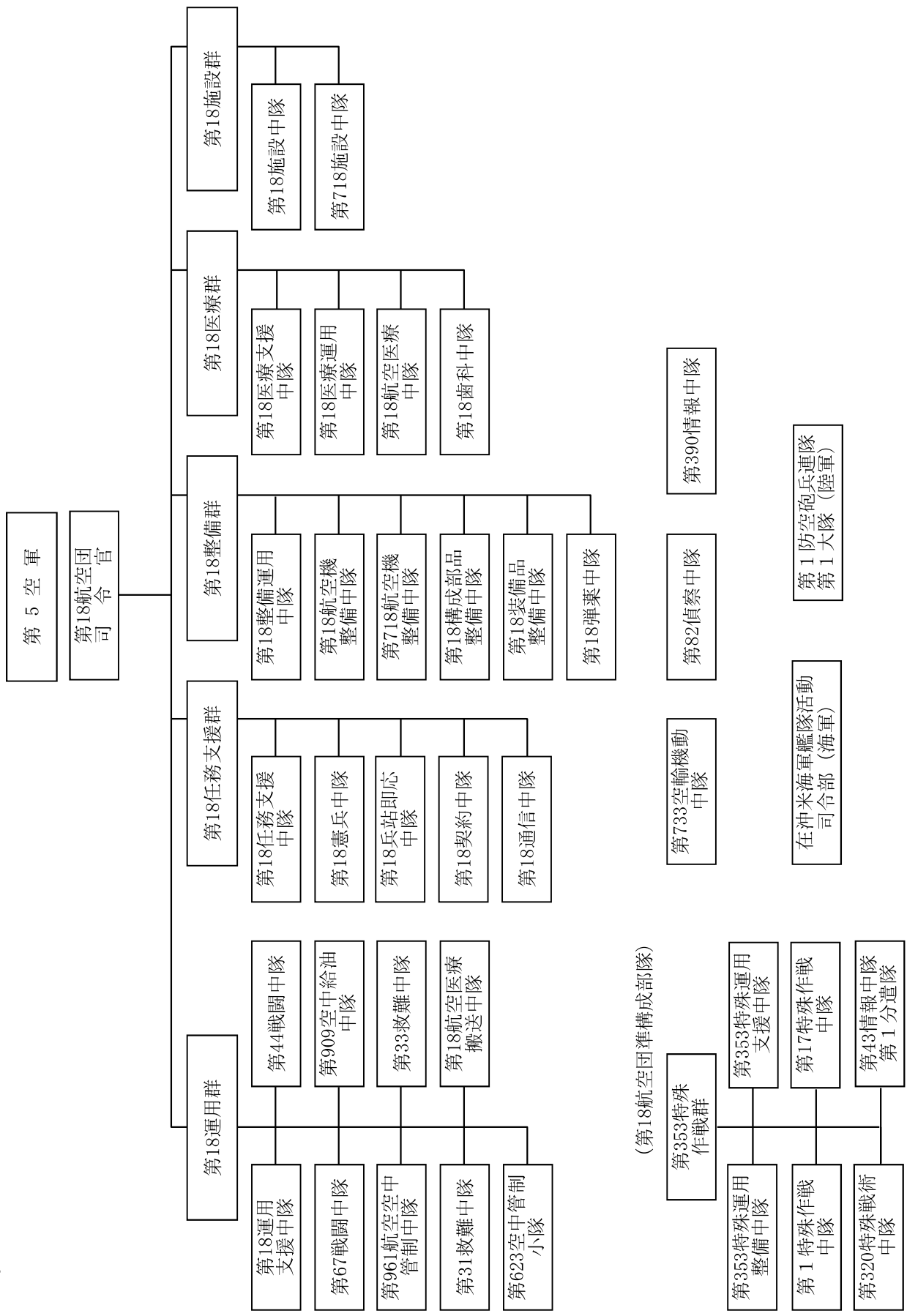


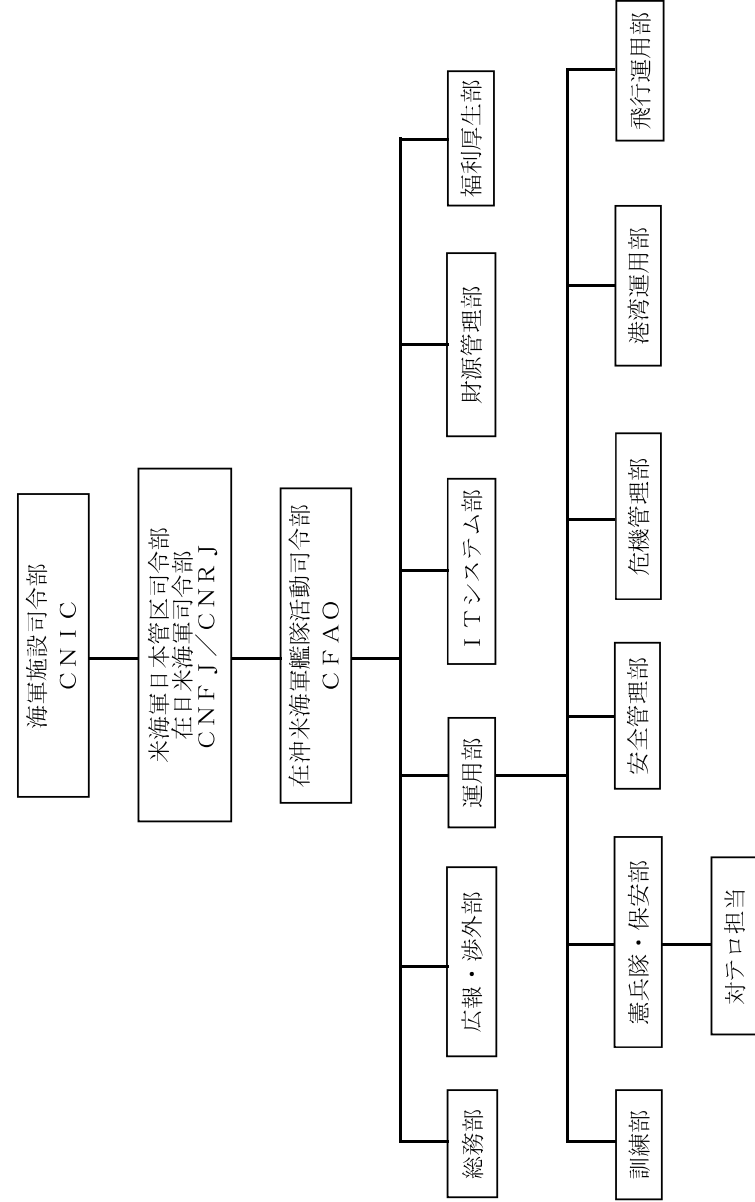
5. 在沖米軍機構図

陸軍

2018年1月現在



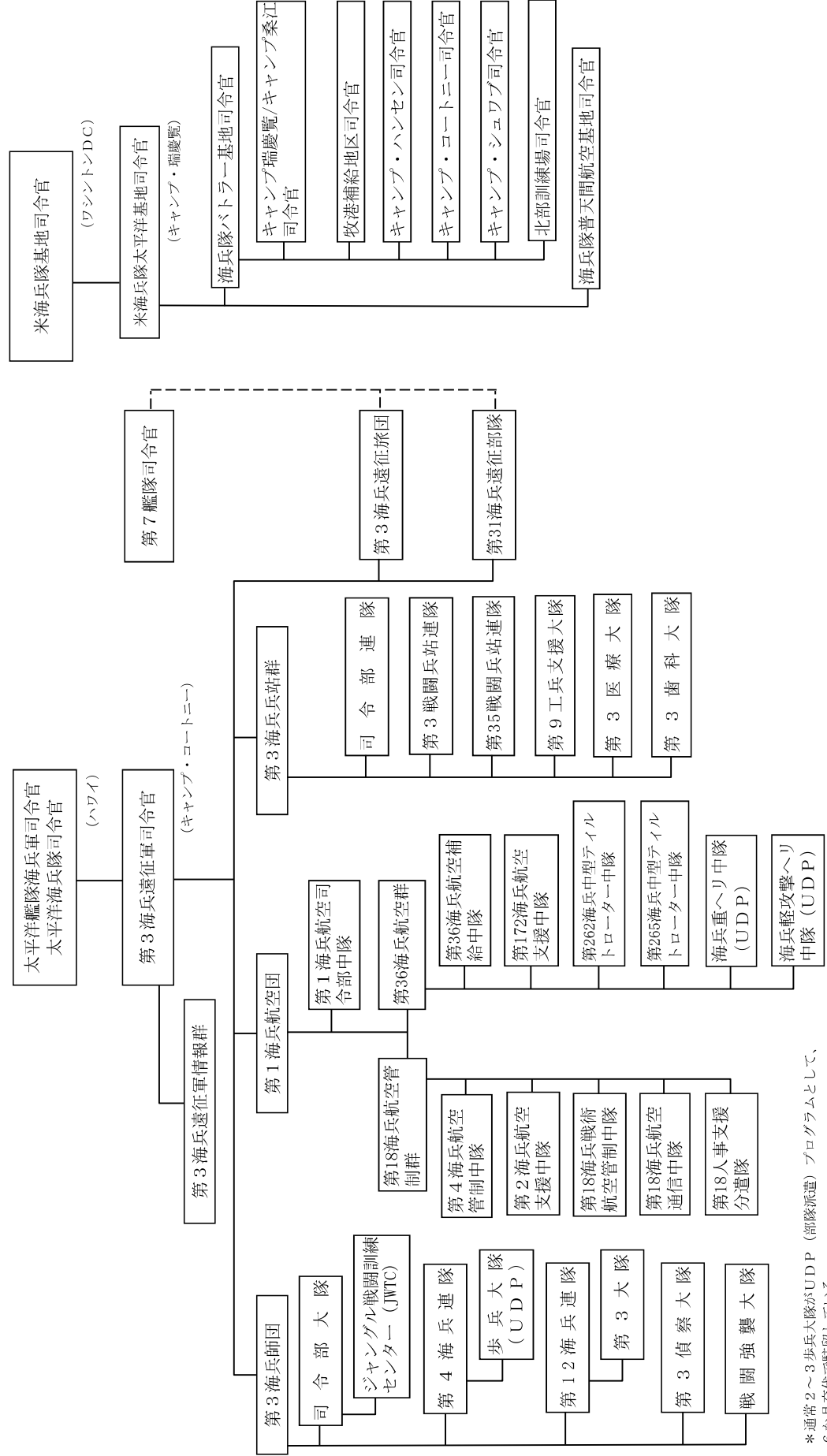




- 在沖米海軍艦隊活動司令部が支援する海軍関連部隊
- 第76任務部隊
 - 在日統合法務局 沖縄事務所
 - 沖縄人事支援分遣隊
 - 海軍施設技術部隊極東地域本部 沖縄事務所
 - 海軍補給センター 沖縄事務所
 - 海軍通信局 沖縄分遣隊
 - 海軍弾薬部隊 沖縄分遣隊
 - 海上輸送司令部 沖縄事務所
 - 前方艦隊航空司令部 沖縄分遣隊
 - 太平洋ミサイル試験場 沖縄分遣隊
 - 第30海軍建設連隊
 - 機動工兵大隊
 - 哨戒飛行隊

海兵隊

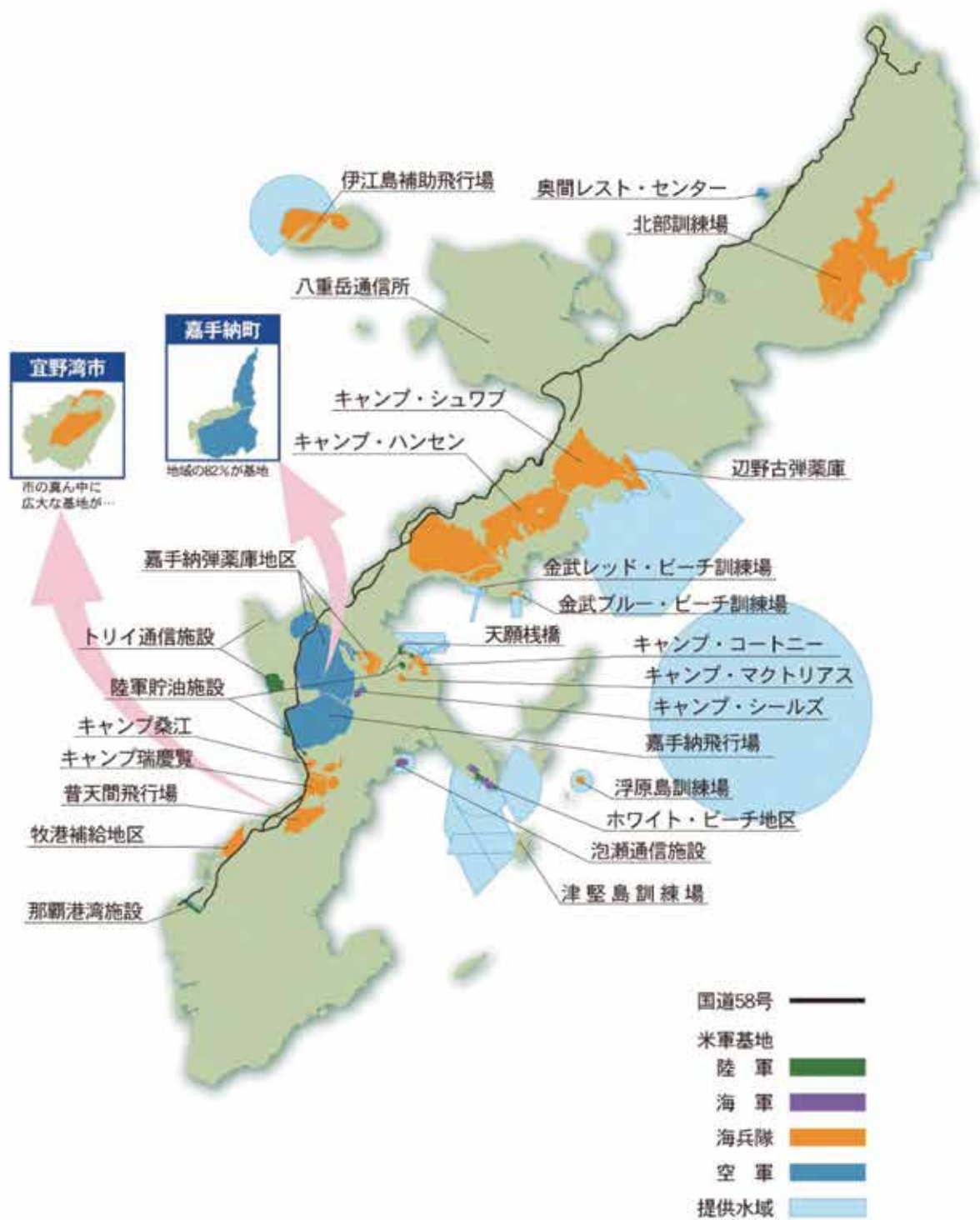
2018年1月現在



* 通常2〜3歩兵大隊がUDP (部隊派遣) プログラムとして、6か月交代で駐留している。

* 第12海兵連隊第3大隊を構成する砲兵中隊及び戦闘強襲大隊を構成する中隊の一部もUDPプログラムにより駐留している。

沖縄県の基地の現状

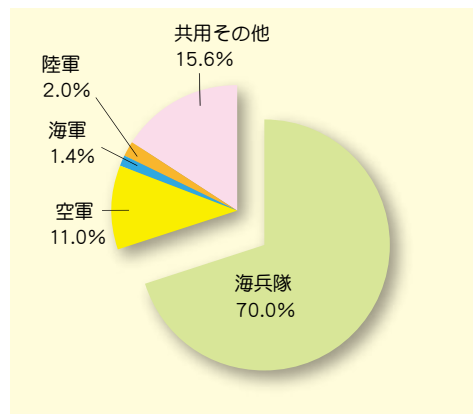


現状

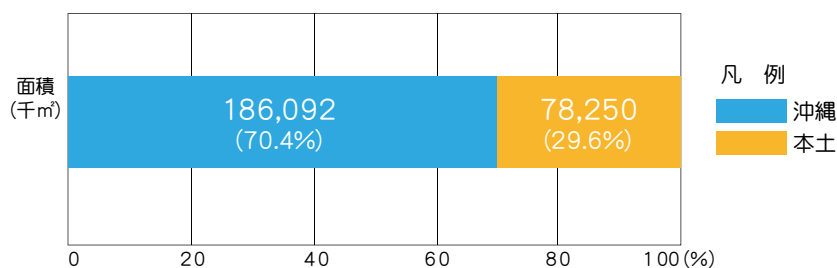
(2017年3月31日現在)

施設数	32
施設面積	18,822.2ha (県土面積の8.3%)
専用施設面積	18,609.2ha (在日米軍専用施設の70.4%)
軍人・軍属・家族	47,300人(2011年6月末現在) 軍人: 25,843人 軍属: 1,994人 家族: 19,463人

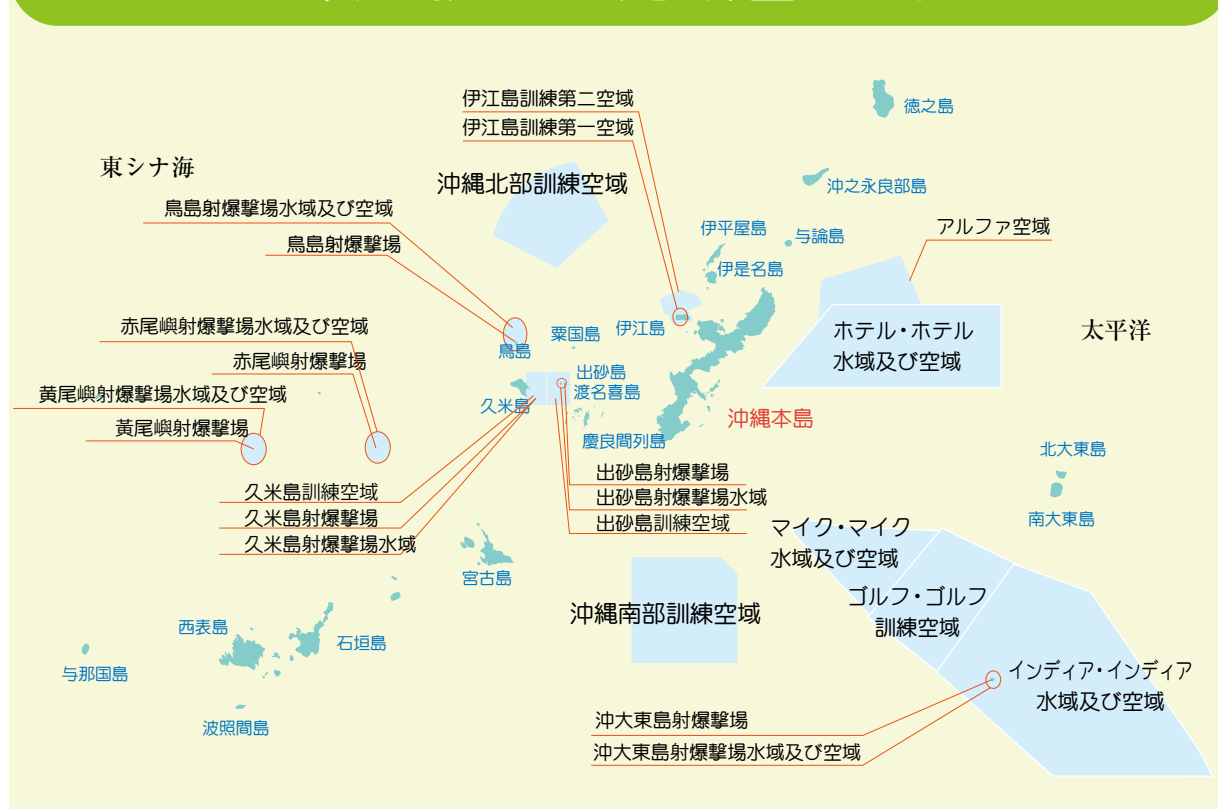
■ 在沖米軍における軍別面積の割合



■ 米軍専用施設面積における本土との比較



沖縄周辺の米軍訓練空域・水域



嘉手納町と基地

発行年月日 令和4年3月

発行・編集 嘉手納町

〒904-0293

嘉手納町字嘉手納588番地

電話 (098) 956-1111(代)

印 刷 株式会社 東洋企画印刷

〒901-0306

糸満市西崎町4丁目21-5

電話 (098) 995-4444
